

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会（第５２回） 議事次第（持ち回り開催）

令和３年１１月１６日（火）

（議 事）

１．令和３年度の調査票案について

（配布資料）

- 資料１ 令和３年度に評価対象となる規制の特例措置の一覧
- 資料２ 令和３年度に評価対象となる規制の特例措置の関連資料
 - 資料２－１ 特例措置番号９１０の関連資料
 - 資料２－２ 特例措置番号９２０の関連資料
 - 資料２－３ 特例措置番号９３９の関連資料
 - 資料２－４ 特例措置番号２００１の関連資料
 - 資料２－５ 特例措置番号８３４（８３５）の関連資料
 - 資料２－６ 特例措置番号１２１９の関連資料
 - 資料２－７ 特例措置番号１２２８の関連資料

- 参考資料１ 評価・調査委員会委員名簿
- 参考資料２ 評価・調査委員会専門部会委員名簿
- 参考資料３ 構造改革特別区域基本方針（評価・調査委員会関連部分抜粋）

令和3年度に評価対象となる規制の特例措置の一覧

関係府省庁	特例措置 番号	特定事業の名称	措置 区分	特例措置の概要	認定件数 (第53回認定まで)	過去の 評価時期	評価時期	審議部会
厚生労働省	910	病院等開設会社による 病院等開設事業	法律	株式会社が高度な医療を提供 する病院・診療所を開設できる。	1件	平成29年度	令和3年度	医療・福祉・ 労働部会
厚生労働省	920	公立保育所における給 食の外部搬入方式の容 認事業	省令	公立保育所の3歳未満児に対 する給食について、保育所外で 調理し搬入することを可能とす る。(一部全国展開:3歳以上児 に限り、平成22年6月から全国 展開)	76件	平成29年度	令和3年度	医療・福祉・ 労働部会
厚生労働省	939	児童発達支援センターに おける給食の外部搬入 方式の容認事業	省令	児童発達支援センターの給食に ついて、施設外で調理し搬入す ることを可能とする。	19件	平成29年度	令和3年度	医療・福祉・ 労働部会
内閣府	2001	公立幼保連携型認定こ ども園における給食の外 部搬入方式の容認事業	府令 省令	公立の幼保連携型認定こども園 における3歳児未満児への食事 の提供について、公立の保育所 と同様に、給食の外部搬入を可 能とする。	7件	平成29年度	令和3年度	医療・福祉・ 労働部会
文部科学省	834(835)	地方公共団体の長によ る学校等施設の管理及 び整備に関する事務の 実施事業	法律	教育委員会が行うこととされて いる学校等施設の管理・整備に 関する事務を地方公共団体の 長が実施することを可能にする。 (公民館・図書館等の社会 教育施設についても新たに権限 委譲が可能に:平成21年5月)	1件	平成27年度	令和3年度	教育部会
総務省	409	地方公務員に係る臨時 的任用事業	法律	通常1年以内しか認められない 地方公務員の臨時的任用につ いて、地域固有の課題に対応す る必要等がある場合は、1年を 超えて任用を認める。	9件	平成29年度	令和3年度	地域活性化 部会
国土交通省	1219	特殊な大型輸送用車両 による港湾物流効率化 事業	告示 通達	港湾施設である道路において保 安基準に一部適合しない特殊な 大型輸送用車両を用いる場合、 当該車両が通行可能となるよ う、車両の寸法や重量等につ いて保安基準を緩和することが できる。	2件	-	令和3年度	地域活性化 部会
国土交通省	1228	民間事業者による公社 管理道路運営事業	法律	地方道路公社がPFI法の規定に より公社管理道路運営権を設定 する場合には、民間事業者に料 金を収受させることとし、民間事 業者による公社管理有料道路 の運営を可能とする。	1件	平成30年度	令和3年度	地域活性化 部会

特例措置番号910の関連資料

- ① 評価対象となる規制の特例措置の概要・・・・・・・・・・ 1
- ② 評価調査委員会の調査票案【審議事項】・・・・・・ 2
- ③ 関係府省庁の調査票案【審議事項】・・・・・・ 9
- ④ 評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表・・・・ 28
- ⑤ 評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル・・・・ 29
- ⑥ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧・・・・・・ 32
- ⑦ 参考：平成29年度の評価意見・・・・・・ 33
- ⑧ 参考：評価・調査委員による調査結果（平成29年度実施分）・・・・ 34
- ⑨ 参考：関係府省庁による調査結果（平成29年度実施分）・・・・ 38

病院等開設会社による病院等開設事業（特例措置番号910） （平成15年7月措置）

<これまで>

医療事業の非営利性が前提となっており、株式会社による病院等の開設は認められていない。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

医療法第7条第5項等

<取り巻く環境の変化>

株式会社の資金調達力や研究開発意欲の活用により、高度な医療の開発・普及が促進されることが期待されている。

株式会社が高度な医療を提供する病院等を開設することができる。

<主な要件>

- 認められる高度な医療とは、高度画像診断、高度再生医療、高度遺伝子治療、高度美容外科医療、高度体外受精医療、これらに類するものに限られる。
- 保険医療機関の指定は行われない（自由診療のみ）。
- 医療法施行規則で定める医師、看護師等の人員配置基準や、各科専門の診察室等の施設基準、病室の床面積、階段、廊下等の幅、換気、採光等に関する構造設備基準等を満たすこと。
- 高度な医療を適切に提供するために必要な設備の設置や、患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書の作成、倫理審査委員会の設置等、類型ごとに規定されている基準を満たすこと。
- 比較広告、誇大広告を行ってはならないこと。

認定計画数：1件（累計）
1件（令和3年3月末現在）

◎実際の取組事例

～かながわバイオ医療産業特区～
（平成17年7月認定）

実施主体：神奈川県

バイオテクノロジーを活用した高度美容医療を実施する病院等について、株式会社による開設を可能にすることで、その資金調達力等を活かし、研究成果の円滑な事業化、新たな研究開発への投資促進、関連産業への経済的波及を図り、民間主導による地域産業活性化、県民の長寿・健康、心豊かな暮らしのニーズの充足を図る。

調査計画案の概要

特例措置の番号	910
特例措置の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
措置区分	法律
過去の評価時期	H17 下、H18 下、H19、H20、H21、H25、H29

1. 過去の評価結果の概要

- 平成29年度の評価においては、関係府省庁は診療領域について事業者の拡大要望も踏まえ検討を行い、2018年度（平成30年度）に評価・調査委員会に改めて報告することとされた。評価・調査委員会はその後の事業の実施状況等を踏まえ、2021年度（令和3年度）までに新たに評価を行うとされた。
- 平成29年度の評価結果を受け、厚生労働省において事業者から要望があった個々の施術（19施術）について有識者から意見聴取したが意見が分かれた項目もあったため、関係学会等からも意見を聴取することとなり、令和2年3月に「御要望のあった施術とその実施可否について」の最終的な報告があった。

2. 過去の評価結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- 前回（平成29年度）の医療・福祉・労働部会では、
 - ・ 診療領域を自由診療に限定していることが事業推進の阻害要因になっていると考えられるため、限定を解除した方が良い。
 - ・ 先端技術関係事業には資金調達の多様性が必要で、本特定事業のニーズはあると思われることから、事業者が経営しやすい柔軟な対応が必要である。
 - ・ 関係府省庁は、診療領域について、高度医療との関係性、患者の利便性、効率性を考慮しつつ、事業者の拡大の要望も踏まえ、検討を行う必要がある。
 との意見が出された。

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認すべき点

- 診療領域拡大による影響・効果も踏まえつつ、規制の特例措置の弊害やメリットについて確認する。

4. 本年度の調査計画案で新たに追加した質問項目及びその概要

- 新たな診療領域の拡大によってもたらされた効果。
- 他の医療機関との連携状況、課題。

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会
令和３年度 規制の特例措置の評価に関する調査

- ・ 本調査は、**質問票 1**と**質問票 2**により構成されています。
- ・ **質問票 1**は、すべての特例措置について共通の質問です。
- ・ **質問票 2**は、特例措置ごとに異なる質問です。
- ・ 各設問の指示に従って、対応する回答票に記入してください。

質問票 1（規制の特例措置に共通の質問項目）

Q 1－1

本特定事業の現在の進捗段階は特区認定時の予定どおりですか。あてはまるものを1つだけ選んでください。

1. 予定より進んでいる
2. 予定どおりに進んでいる
3. 予定より遅れている

⇒「1.」「3.」を選択した場合 → Q 1－2へ

「2.」を選択した場合 → Q 2－1へ

Q 1－2 ＜Q 1－1で「1.」「3.」を選んだ地方公共団体への質問＞

予定より進んでいる（遅れている）理由を具体的にご記入下さい。特に遅れている場合、以下の事項についてお気づきの点があればご記入ください。

- ・本特定事業における要件・手続きに関する事項
- ・本特定事業に関連する他の法制度等に関する事項
- ・現場での事業運営上の事項

Q 2－1

本特定事業による効果は発現していますか。あてはまるものを選んでください（1と2は重複回答可）。また、その内容・理由について具体的にご記入ください。

1. 計画当初から期待していた効果が発現している
2. 計画当初には期待していなかった効果が発現している
3. 発現していない
4. わからない

⇒「1.」「2.」を選択した場合 → Q 2－2へ

「3.」「4.」を選択した場合 → Q 3へ

Q 2－2 ＜Q 2－1で「1.」「2.」を選んだ地方公共団体への質問＞

本特定事業により発現した効果は、地域の活性化につながっていますか。経済的效果と社会的効果の面から、具体的にご記入ください。

- ・経済的效果（雇用の創出、産業への波及、費用の節減等）
- ・社会的効果（地域の高齢者の社会参加や活力向上、住民のまちづくりへの取組み意識の向上等）

Q 3

本特定事業の実施にあたって、地方公共団体としてどのような役割を果たしていますか。また、特定事業者に対して何らかの支援を行いましたか。具体的にご記入ください。

Q 4

本特定事業がより活用されるように、貴地域において工夫されていることがあれば、具体的にご記入ください。

Q 5

本特定事業が成功するための最も重要な鍵は何と考えますか。具体的にご記入ください。

Q 6

本特定事業の実施で、他地域ではおそらく発現しないと思われる、貴地域特有の条件による効果等がありますか。具体的にご記入ください。

Q 7

本特定事業をより効果的・効率的に推進するために、追加で緩和することが望ましい規制事項等があれば、具体的にご記入ください。

Q 8

本特定事業の将来に向けての展望など、ご自由にご記入ください。

⇒ 質問票 1 は以上です。質問票 2 へ進んでください。

質問票 2（規制の特例措置別の質問項目）

特例措置番号	910
特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
特例措置の内容	株式会社が高度な医療を提供する病院・診療所を開設できる

Q 9 ＜地方公共団体への質問＞

新たに特例措置の適用を要望する者の有無をお答えください。また、希望する者が少ない場合の理由についてどのようにお考えでしょうか。

⇒回答欄 9

Q 10 ＜地方公共団体への質問＞

本特定事業に係る他の都道府県からの照会・相談の有無とその内容をお答えください。

⇒回答欄 10

Q 11 ＜地方公共団体への質問＞

本特定事業が実施されることによる地域医療への影響について、考え得る範囲でお答えください。

⇒回答欄 11

Q 12 ＜地方公共団体への質問＞

本特定事業を活用している自治体として、株式会社であるメリット・効果についてどのように考えますか。

⇒回答欄 12

Q 13 ＜地方公共団体への質問＞

医療に関する指標（医療従事者数・患者数・手術件数等）について経年比較できる形式でご提出ください。

⇒回答欄 13

Q 14 ＜当該病院等設立会社への質問＞

診療に関する指標（診察方針・施術メニュー・施術価格等）について記載のある資料をご提出ください。

⇒回答欄 14

Q 1 5 < 当該病院等設立会社への質問>

経営に関する指標（損益状況等）について経年比較できる形式でご提出ください。

⇒回答欄 1 5

Q 1 6 < 当該病院等設立会社への質問>

患者等からの問合せ内容と HP アクセス件数をお答えください。

⇒回答欄 1 6

Q 1 7 < 当該病院等設立会社への質問>

本特定事業の適用事例が少ない理由としてどのようなことが考えられますか（要件・手続き等）。また、他自治体で医療経営を展開するとした場合の障害となり得るものはありますか。

⇒回答欄 1 7

Q 1 8 < 当該病院等設立会社への質問>

本特定事業に関連する他の問題があればお教えてください。

⇒回答欄 1 8

Q 1 9 < 当該病院等設立会社への質問>

本特定事業を実施する上での将来展望をお答えください。また、対象医療行為が医療保険の適用となった場合の対応についてお教えてください。

⇒回答欄 1 9

Q 2 0 < 当該病院等設立会社への質問>

特定事業者が株式会社であるメリット・効果をお教えてください。

⇒回答欄 2 0

Q 2 1 < 当該病院等設立会社への質問>

本特定事業の推進に関し、患者や住民の声を直接反映するような取組実績についてお答えください。

⇒回答欄 2 1

Q 2 2 < 当該病院等設立会社への質問>

新たな診療領域の拡大によってもたらされた効果（新規患者数の増加、手術件数の増加など）についてお答えください。

⇒回答欄 2 2

Q 2 3 <当該病院等設立会社への質問>

他の医療機関との連携状況、課題についてお答えください。

⇒回答欄 2 3

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

令和3年度調査の概要

1. 関係府省庁名	厚生労働省
2. 特例措置番号	910
3. 特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
4. 弊害の発生に関する調査	

①	調査内容	①47 都道府県に対して、主に以下の項目に対して調査を行う。 ・本件特例の管内への周知状況について ・株式会社立病院の開設に関する相談の有無について ・管内に存在する株式会社立病院（医療法施行前に開設されたものを含む。以下同じ。）に対する患者等からの苦情について ②株式会社立病院に対して、主に医療、診療、経営に関する指標について調査を行う。 ③本件特例事業を実施する株式会社（株式会社バイオマスターの1社）に対して、主に以下の項目に関して調査を行う。 ・医療、診療、経営に関する指標について ・診療の停止履歴について ・本件特例に係る支障について	
②	調査方法	メール送付によるアンケート	
③	調査対象	47 都道府県の医療機関担当職員及び病院を開設する株式会社並びに株式会社バイオマスター	
④	実施スケジュール	調査票の配布 調査票の回収 調査結果とりまとめ	令和3年 11 月上旬 令和3年 12 月下旬 令和4年1月下旬

5. 担当連絡先

①	所属	厚生労働省医政局総務課
②	役職	係員
③	氏名	溝江 玲奈
④	TEL	03-3595-2189
⑤	FAX	03-3501-2048
⑥	メールアドレス	mizoe-rena.dr6@mhlw.go.jp

(調査 1)
病院等開設会社による病院等開設事業の実施状況に関する調査票
(令和3年11月1日現在)

都道府県名：

【記入上の注意】

- 1 この調査は、構造改革特別区域の認定による「病院等開設会社による病院等開設事業」(以下「特区制度」という)の実施状況等を把握し、今後の事業のあり方を検討するために実施するものです。
(原則令和3年11月1日時点の状況を記載してください。異なる時点で回答するときは、その時点が分かるよう記載してください。)
- 2 この調査票は、都道府県所管部局としてのご回答をご記入ください。
- 3 調査票は、以下メールアドレス宛ご返送ください。ご回答いただきました内容については、次のように取り扱います。
 - ① 調査目的以外には使用しません。
 - ② 統計的に処理し、個人名等が特定できないように配慮します。
 - ③ 自由記述の内容も、個々の回答者が特定されないよう配慮し、データ化します。
 - ④ 調査の拒否や、調査項目の一部への回答拒否があっても、そのことで不利益が生ずることはありません。
 - ⑤ 調査結果は、報告書として公表されます。

なお、調査内容についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

＜アンケートに関する問い合わせ・返送先＞

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省医政局総務課 企画法令係

TEL 03-5253-1111(内線 4218)

Mail: isei_soumu@mhlw.go.jp

※以下の項目について、当てはまるものを○(マル)で囲む、あるいは()内にご回答下さい。

病院等開設会社による病院等開設事業について

- ① 株式会社による医業経営について特区制度が設けられていることをご存じですか。

はい

・

いいえ

- ①-1 設問①で「いいえ」とお答えいただいた方に伺います。
当該事業について貴部局がご存じではないとご回答された理由はどこにあるとお考えでしょうか。

(自由記載欄)

①－２ 設問①で「はい」とお答えいただいた方に伺います。

都道府県による市町村等の関係者に対する特区制度の周知、活用のPRを実施していますか。() 内には前回の調査時点(平成29年10月)から今回の調査時点までの間の取組の実施件数をご記入ください。

はい	いいえ
↓	
「はい」とお答えいただいた方について	
市町村	() 件
その他関係者	() 件

② 前回の調査時点(平成29年10月)から今回の調査時点までの間に、特区制度を活用したい旨の相談がございましたか。

はい	いいえ
↓	
「はい」とお答えいただいた方について	
株式会社からの照会は	() 件
その他個人や株式会社以外の法人からの照会は	() 件

②－１ 設問②で「はい」とお答えいただいた方について伺います。どういう点に関心を持って相談がありましたか。

1, 高度先進医療の開発に関心があった	() 件
2, 株式会社による医業経営に関心があった	() 件
3, 株式会社特区の具体化に向けた相談ではなく、 特区制度の事実関係を問う照会(疑義照会)だった	() 件
4, その他(具体的にご記入ください)	() 件

- ②－２ 設問②で「はい」とお答えいただいた方について伺います。特区制度の活用に至らなかった原因は下記に掲げる４つのうち、どれに該当しますか。該当するものに○を記載してください。（複数の照会があった場合は、該当件数もご回答ください。）

- | | |
|----------------------------------|-------|
| 1, 特区制度の要件に適合しなかったため | () 件 |
| 2, 収益が見込めないなどの理由から相談者が撤回したため | () 件 |
| 3, 貴都道府県において地域の関係者間の合意が得られなかったため | () 件 |
| 4, その他（具体的にご記入ください） | () 件 |

②－２（１） 設問②－２の回答で「１．特区制度の要件に適合しなかったため」とお答えいただいた方に伺います。下記に掲げる具体的要件のうち、どの要件に該当しなかったために特区制度の活用に至りませんでしたか。該当するものに○を記載してください。（複数の照会があった場合は該当件数もご回答下さい。）（複数回答可）

- １．株式会社立医療機関として予定していた医療機関について、
医療法が定める病院・診療所の要件（構造設備、人員等）に適合しなかったため（ ）件
- ２．株式会社立医療機関が予定していた医療提供内容が特区制度
において定める高度医療の要件に適合しなかったため
（ ）件
- ３．病院・診療所を営営する事業に係る収支と他の会社事業に係
る収支とを経理上明らかに区分して整理できないため
（ ）件
- ４．その他（具体的にご記入ください）（ ）件

- ②－２（２） 設問②－２の回答で「２．相談照会内容から収益が見込めないなどの理由から相談者が撤回したため」とお答えいただいた方に伺います。相談者が撤回し、特区制度の活用に至らなかった原因について具体的に分かる範囲でお答えください。（複数回答可）

- １．予定していた高度医療では収益が見込めないと相談者が判断し、撤回したため
- ２．施設の整備や人員の確保等の株式会社立の医療機関開設に向けての準備の見通しが立たないと相談者が判断し、撤回したため
- ３．相談者の会社経営全体に不安が生じたため
- ４．その他（具体的にご記入ください）

[]

- ③ 現在、都道府県下において株式会社開設による病院・診療所・助産所はございますか。（旧公共企業体の民営化にともなって株式会社立になったものを含む。）

はい ・ いいえ

※株式会社開設による病院がある場合、別紙「株式会社立医療機関の実態調査票」を病院に送付いただき、回収をお願いいたします。

③－１ 設問③で「はい」とお答えいただいた方に伺います。株式会社開設の病院・診療所・助産所から、現在までに運営に係る照会等を受けましたか。（受けたことがある場合は具体的な内容及び件数も含めてご回答ください。）

はい ・ いいえ

↓

「はい」とお答えいただいた方について

1, 経営難により休診をしたい若しくは考えている。

() 件

2、株主の意向により診療科等を変更したい若しくは変更を考えている。() 件

() 件

3、 運営を株式会社ではなく医療法人に任せたい若しくは考えている。 () 件

() 件

4. その他（具体的にご記入ください）（ ）件

() 件

③-2 設問③で「はい」とお答えいただいた方に伺います。株式会社開設の病院・診療所・助産所に対して、現在までに患者等から苦情を受けましたか。（受けたことがある場合は具体的な内容及び件数も含めてご回答ください。）

はい ・ いいえ

↓

「はい」とお答えいただいた方について

1. 診療の方向性がいきなり変わってしまった。() 件
2. 必要であるのかわからない検査等を何度もするよう指示があった。() 件
3. 高額な医療費を請求された。() 件
4. その他(具体的に記入ください) () 件

⑫ 特区制度に対するご意見がございましたら、ご記入ください。

(自由記載欄)

調査票記入担当者名（連絡先）

部署	()
役職	()
氏名	()
TEL	()
FAX	()
メールアドレス	()

調査へのご協力ありがとうございました。

医療機関用

(調査 2)

株式会社立医療機関の実態調査票

(令和 3 年 11 月 1 日現在)

都道府県名：

1. 基本的事項

①医療機関名				
②開設者名				
③所在地				
④設立目的				
⑤開設年月日	西暦 年 月 日 ※診療所から病院へ転換した場合には、診療所の開設年月日 西暦 年 月 日			
⑥保険医療機関指定年月日	西暦 年 月 日			
⑦病床数	総病床数	床	うち 一般病床 療養病床 精神病床 感染症病床 結核病床	床 床 床 床 床
⑧職員数	総数	(常勤	人・非常勤	人)
	医師	(常勤	人・非常勤	人)
	歯科医師	(常勤	人・非常勤	人)
	看護師・准看護師	(常勤	人・非常勤	人)
	その他医療関係資格者	(常勤	人・非常勤	人)
	事務職員	(常勤	人・非常勤	人)

２．医療サービスの概要	
①当該医療機関が所在する 都道府県の医療計画上の 位置付け (該当するものに○)	がん、脳卒中、心筋こうそく、糖尿病、 その他の疾病 救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療、その他の地域医療事業
②地域における役割 (該当するものに○)	特定機能病院・地域医療支援病院・臨床研修指定病院・ 救命救急センター・救急告示病院・へき地医療拠点病院・労災指定病院・ 生保指定病院・その他
③利用者（患者）に占める 従業員及びその家族の割合	入院 % 外来 %
④１日平均外来患者数	人
⑤１日平均在院患者数	人
⑥平均在院日数	日
⑦病床利用率	%

※④～⑦については2021年4月～9月の実績について記入。
当該期間についての集計が困難な場合は適宜期間を設定のうえ以下に期間を記入。
(集計期間：)

※④～⑦については2021年4月～9月の実績について記入。
当該期間についての集計が困難な場合は適宜期間を設定のうえ以下に期間を記入。
(集計期間：)

3. 医療機関会計（病院会計）及び本社からの支援の概要

（令和2年度会計〔令和 年 月～令和 年 月〕を使用）

①医療機関経営事業の規模	百万円 会社全体の事業に占める割合 %	
②医業に係る特別会計	有 ・ 無	
③収 益		
医業収益	百万円 (内訳) ・ 入院・外来診療収益 百万円 ・ その他の医業収益 (室料差額収益、文書料等) 百万円	※特別会計がない場合、医業以外の収益を除いた費用であること
医業外収益	百万円 (内訳) ・ 受取利息及び配当金 百万円 ・ 運営費・施設整備補助金収益 百万円 ・ その他 百万円	
臨時収益		
内部補助	○医療事業に対する人件費、施設維持費等に対する本社（医業会計以外）から内部補助 (有 ・ 無) ○上記が「有」の場合具体的な内部補助額 計 百万円 (c)	※左の内訳 ・ 人件費補助 百万円 ・ 施設維持費 百万円 ・ 家賃 百万円 ・ その他（項目及び金額）
収益総計 (a)	百万円	

④ 費 用		
医業費用 (内訳) 医師 看護師 その他 給与費 材料費 医薬品費（再掲） 経費 委託費 減価償却費 役員報酬（人） その他費用 百万円 百万円 百万円 百万円 百万円 百万円 百万円 百万円 百万円		

4. その他

① (財)医療機能評価機構 の評価を受けているかど うか	有 ・ 無
②病院で付随的に実施して いる業務 (例：健診業務等)	有 ・ 無 有の場合、その業務名
③株式会社立医療機関であ ることのメリット（自由 記入）	
④株式会社立医療機関であ ることのデメリット（自 由記入）	
⑤株式会社立から医療法人 立への移行について考え があるか（該当する回答 に○を記載）	・ 医療法人立への移行を考えている → 医療法人立への移行の目途が決まっている (予定時期) → 医療法人立への移行を考えているが、具体的な目途が立たない (具体的な目途が立たない理由) ・ 株式会社立から医療法人以外の法人形態への移行を考えている → 移行の目途が決まっている。 (移行先法人形態) (予定時期) (理由)

	→ 別法人への移行を考えているが、具体的な目途（法人の種別）が立たない （移行を考えている理由） （具体的な目途が立たない理由） ・ 別法人への移行は考えていない （理由） ・ 医業経営の撤退を考えている → 撤退の具体的スケジュールが決まっている （予定時期） （撤退の理由） → 撤退のスケジュールは決まっていない （撤退の理由）
--	--

担当者氏名	
担当者所属部署名	
連絡先 TEL MAIL	

病院等開設会社による病院等開設事業の実施状況に関する調査票
(令和3年11月1日現在)

【記入上の注意】

1 この調査は、構造改革特別区域の認定による「病院等開設会社による病院等開設事業」（以下「特区制度」という）の実施状況等を把握し、今後の事業のあり方を検討するために実施するものです。

(原則令和3年11月1日時点の状況を記載してください。異なる時点で回答するときは、その時点が分かるように記載してください。)

2 ご回答いただいた内容については、次のように取り扱います。

- ① 調査目的以外には使用しません。
- ② 調査結果は、報告書として公表されます。

なお、調査内容についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

＜アンケート内容に関する問い合わせ先＞

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省医政局総務課 企画法令係

TEL 03-5253-1111(内線 4218) FAX 03-3501-2048

1. 医療に関する指標

医療に関する指標（医療従事者数、患者数、手術件数等）について経年比較出来る形式でご提出ください。

2. 診療に関する指標

診療に関する指標（診察方針、施術メニュー、施術価格等）について記載のある資料をご提出ください。

3. 経営に関する指標

経営に関する指標（損益状況等）について経年比較出来る形式でご提出ください。

配当、従業員（医師、看護師、事務職員ごと）の年間賃金について経年比較出来る形式でご提出ください。

4. 診療の停止について

診療所の開設以来、1か月以上の診療停止期間があれば、その全てについて、停止の始期、終期とその理由を回答ください。

5. 株式会社として医療機関を経営していく上で、何か支障になっていることがあればご記載ください。

6. 株式会社として医療機関を経営していく上で、何かメリットとなっていることがあればご記載ください。

7. 特区制度を実施するにあたり、支障があればご記載ください。

8. 新たな診療領域の拡大（※）によってもたらされた効果等があればご記載ください。

※平成 29 年度調査の際に貴社よりご要望いただいた 19 の施術の一部につき、CAL を用いて一体的に行われる医療に限っては構造改革特別区域法第 18 条第 6 項における「許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合」に該当すると認めたもの。

番号	910
特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	医療法（昭和23年法律第205号）第7条第6項等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	営利を目的として、病院、診療所を開設しようとする者に対しては開設の許可を与えないことができる。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域の事情から見て、医療保険各法による療養の給付等に該当しないものであって、厚生労働大臣が定める指針（※1）に適合する高度な医療（以下「高度医療」という。）の提供を促進することが特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、株式会社から医療法第7条第1項の規定により当該構造改革特別区域内における当該認定に係る高度医療の提供を目的とする病院又は診療所の開設の許可の申請があった場合において、当該申請が次に掲げる要件のすべてに適合すると認めるときは、都道府県知事等は、同条第6項の規定にかかわらず、同条第1項の許可を与えるものとする。 ① 当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備及びその有する人員が、医療法の規定に基づく厚生労働省令で定める要件（※2）に適合するものであること。 ② 前号に掲げるもののほか、当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員その他の事項が、当該申請に係る範囲の高度医療を提供するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準（※3）に適合するものであること。 ③ 当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所を営む事業に係る経理が、当該株式会社の営む他の事業に係る経理と区分して整理されるものであること。 2. 1. の規定により医療法第7条第1項の許可を受けて病院又は診療所を開設する株式会社（以下「病院等開設会社」という。）が開設する病院又は診療所に関しては、医療法第6条の5第3項の規定にかかわらず、同法第6条の5第1項及び第2項並びに厚生労働省令で定めるところ（※4）により、許可に係る高度医療を提供している旨の広告（同法第6条の5第1項に規定する広告をいう。）をすることができる。 3. 病院等開設会社が開設する病院又は診療所の管理者は、許可に係る高度医療以外の医療を提供してはならない。ただし、許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合又は診療上やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。 4. 厚生労働大臣は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第1項の規定にかかわらず、保険医療機関の指定又は特定承認保険医療機関の承認をしないものとする。 5. 医療保険者は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第63条第3項第2号の指定若しくは船員保険法（昭和14年法律第73号）第53条第6項第2号の指定をし、又は国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第55条第1項第2号の契約若しくは地方公務員等共済組合法第57条第1項第2号の契約をしてはならない。 ※1 平成15年6月27日に取りまとめられた「特区における株式会社の医療への参入に係る取り扱いについて（成案）」の別添においてガイドラインとして示されている内容に基づき規定している。具体的には、高度な医療を用いて行う倫理上及び安全上問題がないと認められる医療であって、次のいずれかに該当するもの。 ①特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置等による画像診断 ②脊髄損傷の患者に対する神経細胞の再生及び移植による再生医療 ③肺がん及び先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療 ④高度な技術を用いて行う美容外科医療 ⑤提供精子による体外受精 ⑥その他これらの医療に類する医療 ※2 具体的には、医療法第21条及び第23条の規定に基づき、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）で定める医師、歯科医師、看護師等の人員配置基準、各科専門の診察室等の施設基準、病室の床面積、階段、廊下等の幅、換気、採光等に関する構造設備基準等。 ※3 具体的には、当該申請に係る範囲の高度な医療を適切に提供するために必要な設備の設置、当該申請に係る範囲の高度な医療に関し必要な専門的知識及び経験を有する医師等の人員の配置、患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書の作成、当該申請に係る範囲の高度な医療に係る技術に関する専門家によって構成される倫理審査委員会の設置等について、指針で定める高度な医療の具体的な類型ごとに規定している。 ※4 医療法第6条の5第1項及び第2項の規定に加え、同項第4号の規定に基づく医療法施行規則第1条の9においても、広告の方法及び内容に関する基準（①患者その他の者（以下「患者等」という。）の主観又は伝聞に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談の広告をしてはならないこと。②治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等の広告をしてはならないこと。）を規定している。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

9 1 0 病院等開設会社による病院等開設事業

1. 特例を設ける趣旨

株式会社の資金調達能力及び研究開発意欲の活用が高度な医療の開発・普及の促進の観点から適切かつ有効であるかを検証するという趣旨により、高度な医療の提供を促進する特区の認定を受けたときは、当該特区内において株式会社が高度な医療を提供する病院・診療所を開設することを認める医療法等の特例を設けるものです。

2. 特例の概要

株式会社から高度な医療を提供する病院又は診療所の開設許可の申請があった場合には、所要の要件を満たせば、医療法第7条第6項の規定にかかわらず、許可を与えることとするとともに、開設の許可を受けた株式会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第65条第3項の規定にかかわらず、保険医療機関の指定をしないこととするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 高度な医療の定義

株式会社が特区において行うことのできる高度な医療は、高度な技術を用いて行う倫理及び安全性の観点から問題がないと認められる医療で、次のいずれかに該当するものです。

- ①特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置等による画像診断（「高度画像診断」）
- ②脊髄損傷の患者に対する神経細胞の再生及び移植による再生医療（「高度再生医療」）
- ③肺がん及び先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療（「高度遺伝子治療」）
- ④高度な技術を用いて行う美容外科医療（「高度美容外科医療」）
- ⑤提供精子による体外受精（「高度体外受精医療」）
- ⑥その他これらに類するもの

このうち、⑥の「その他これらに類するもの」については、地方公共団体からの要望事項について現時点ですべて把握しているわけではなく、また、今後、技術の進展等により新しい高度医療が出現することも予想されるため、規定したものです。

(2) 株式会社が開設する病院又は診療所が満たすべき要件

認定を受けた特区内において、株式会社が病院又は診療所の開設許可を受けるためには、医療法（昭和23年法律第205号）第21条及び第23条の規定に基づく医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）並びに同法第21条の規定に基づく都道府県の条例において定める病院又は診療所の構造設備及びその有する人員等に関する要件を満たさなければなりません。

また、株式会社が病院又は診療所の開設許可を受けるためには、あわせて、許可申請に係る範囲の高度医療を提供するために必要なものとして別途厚生労働省令で定める基準を満たさなければなりません。その基準は、高度な医療の内容ごとに定められていますが、具体的には以下のとおりです。

- ア 提供する高度医療に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の医師が1名以上置かれていること。（すべての高度医療について規定。また、高度画像診断については、あわせて、「高度画像診断に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の診療放射線技師が1名以上置かれていること。」）
- イ 提供する高度医療を実施するために必要な施設を設けていること。（高度体外受精医療のみについて規定。）
- ウ 提供する高度医療を実施するために必要な設備（エに規定するものを除く。）を設けていること。（すべての高度医療について規定。）
- エ 提供する高度医療に用いる物質（高度医療の内容に応じて、放射性同位元素、細胞、遺伝子と異なる。）を製造（培養、組換え）するために必要な設備及び製造の方法を記載した文書を備えていること、又は他の者から安定的に供給を受けることができること。（高度体外受精医療以外の4種類の高度医療について規定。）
- オ 提供する高度医療に係る技術に関する専門家によって構成される倫理審査委員会が置かれていること。（高度画像診断、高度美容外科医療以外の3種類の高度医療について規定。）
- カ 患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文章が作成されていること。（すべての高度医療について規定。）

(3) 株式会社が開設する病院又は診療所が行う広告の方法及び内容に関する基準

株式会社が開設する病院又は診療所については、医療法第6条の5第3項に規定する事項のほか、高度な医療を提供している旨を広告することが

できますが、その行われる広告は、虚偽にわたってはならず、また、医療法第6条の5第1項、2項及び医療法施行規則第1条の9各号に規定する広告の方法及び内容に関する以下の基準を満たさなければなりません。

- ① 患者その他の者（以下「患者等」という。）の主観又は伝聞に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談の広告をしてはならないこと。
- ② 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等の広告をしてはならないこと。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画の記載に当たって特に留意すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画において、当該特区内で3(1)の高度医療が提供されることを明示すること。
- ・ 提供される高度医療によっては、例えば再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）第2条第1項に規定する再生医療等に該当する場合もあり、特区計画に記載する特定事業は関係法規を遵守したものとすること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
1	神奈川県	神奈川県	かながわバイオ医療産業特区	神奈川県の全域	地域経済の活性化には先端的で高度な研究成果に基づく新たな技術・産業の創出促進が重要であり、中でもバイオ関連技術は多様な業種への波及効果が期待される分野である。そこで、本特区計画により、バイオテクノロジーを活用した高度美容医療を実施する病院等について、株式会社による開設を可能にすることで、資金調達力等を活かし、研究成果の円滑な事業化、新たな研究開発への投資促進、関連産業への経済的波及を図り、民間主導による地域産業活性化、県民の長寿・健康、心豊かな暮らしのニーズの充足を図る。	910	・病院等開設会社による病院等の開設	第8回 平成17年7月19日 認定

評価意見

①	別表1の番号	910
②	特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	株式会社が高度な医療を提供する病院・診療所を開設できる
⑤	評価	その他(関係府省庁は、診療領域について、拡大要望も踏まえ検討を行い、2018 年度に評価・調査委員会に報告し、評価・調査委員会は、その内容を議論し、一定の結論を得る。その上で、事業の実施状況等を踏まえ 2021 年度までに改めて評価を行う。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	関係府省庁によれば、 ・診療領域が高度な治療で自由診療に限定した本特定事業の場合、本来は同じ医療機関で行う必要がある治療等について他の医療機関を紹介せざるを得ない状況にあることから、事業者から診療領域の拡大が求められている ・本特定事業が創設された平成 15 年以降の技術の進展等状況の変化も踏まえ、診療領域について整理する必要がある、本特定事業の全国展開については、少なくとも当該整理を行ったのち、検討する必要があるとのことであった。 評価・調査委員会による調査では、 ・現時点で事業者における術数等も少なく研究開発も進行中であるため、地域への明確な効果は発現していないが、途上にある臨床研究が進めば治療メニューの拡大による術数の増加が見込まれること ・本特定事業は診療領域に制限があるため、今後、同領域の拡大が図られれば、大きな事業展開が見込まれ、また、企業が有するネットワークの共有、広域かつ多方面の企業に対するアプローチによる多角的な事業展開も可能となること が確認された。 医療・福祉・労働部会では、 ・診療領域を自由診療に限定していることが事業推進の阻害要因になっていると考えられるため、限定を解除したほうがよい ・先端技術関係事業には資金調達の多様性が必要で、本特定事業のニーズはあると思われることから、事業者が経営しやすい柔軟な対応が必要である ・関係府省庁は、診療領域について、高度医療との関係性、患者の利便性、効率性を考慮しつつ、事業者の拡大の要望も踏まえ、検討を行う必要があるとの意見が出された。
⑦	今後の対応方針	関係府省庁は、診療領域について、事業者の拡大の要望も踏まえ、検討を行い、2018 年度に評価・調査委員会に検討状況を報告することとし、評価・調査委員会は、その内容について議論を行い、一定の結論を得る。その上で、関係府省庁は改善点等について情報提供・周知・助言に努め、評価・調査委員会はその後の事業の実施状況等を踏まえ 2021 年度までに改めて評価を行う。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

番号	910
特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
措置区分	法律
特定措置の内容	株式会社が高度な医療を提供する病院・診療所を開設できる

1. 特定事業の概要					
都道府県	認定地方 公共団体	特区の名称	① 進捗段階	② 効果の発現	③ 進捗と予定
神奈川県	神奈川県	かながわバイオ医療 産業特区	現在実施中 (事業開始後3ヶ月以上経過)	わからない	特区認定時の予定より遅れている
②発現している効果がわからない理由					
本特区においては、①高度美容医療の実施に伴う経済活動に加え、②関連産業への発注増、③医療関係従事者の新規雇用の増加、④再生医療における技術確立、⑤当該分野への貢献、⑥QOLの向上による社会活力の維持などを効果として、構造改革特別区域計画に挙げている。 (株)バイオマスターが、経営状況が芳しくない中、①経済活動を継続していることは評価できるものの、開設している病院が1箇所であり、かつ当該病院（以下、「セルポートCL」と言う）における実績（新規患者数や手術件数）が少ないため、②関連産業への発注増、③医療関係従事者の新規雇用の増加について、特区全域に波及する効果は不明。 ④再生医療における技術確立、⑤当該分野への貢献など技術面については、セルポートCLでは通常の「脂肪由来幹細胞を用いた軟部組織増大術」（以下、「CAL法」と言う）に加え、平成27年度から5か年計画で「培養自家脂肪組織由来間葉系幹細胞を用いたStep-CAL法」（以下、「培養CAL」と言う）の臨床研究を行っており、現在経過観察をしているところである（培養CALは従来困難であった、脂肪が少ない痩せ型の患者に利用できる施術法）。 なお、CAL法が⑥患者のQOL向上の一助となっていることは見込まれるものの、開設している病院が1箇所であるため、社会活力の維持につながっているか、についてはわからない。					
③ 特区計画認定時の予定より遅れている理由					

現場での事業運営上の問題

認められる医療行為や開設地域に制約がある中で、資金不足による研究開発の一時停止や、遠方地域からの集患不足により、新規患者数や手術件数が開院当初と比較して伸びていないため。

一方、セルポート CL では、CAL 法に加え、平成 27 年度から培養 CAL の臨床研究を行っており、この研究成果を基に臨床に応用し、将来的に治療メニューを拡大することができれば、新規患者の獲得につながると考えられる。

2. 特区計画の実施にあたり方公共団体として果たした役割と特定事業者への具体的な支援策

①果たした役割

地元医師会等を構成員とする協議会を設置し、医療の安全性の確保や自由診療の徹底について確認している。

②具体的な支援策

(株)バイオマスターが開催する乳がんセミナーを後援している。

3. 特定事業が成功するための重要な鍵

●新規患者の獲得

収益を確保することにより、研究開発や広報活動を充実させることが可能となる。

●地域医療との連携

乳がん治療を行っている他の医療機関から患者の紹介を受けるなど、セルポート CL で、がん治療後の乳房再建に取り組むにあたり、密に連携を行っていく必要がある。

4. 本特定事業の実施で他地域では発現しないと思われる貴地域特有の条件による効果等

現在まで、特に認められない。

5. 特定事業の将来に向けての展望等

シリコンインプラントによる治療が保険適用になったことで、当該治療を選択する患者が増加したと考察する。よって、CAL 法の有効性の更なるアピールが必要であり、加えて今後規制緩和（治療領域の拡大、開設地域の拡大等）が図られれば、大きな展開も可能と考える。

また、乳がん患者数は年々増加しており、2017 年のがん患者数予測においては、女性のがん罹患患者の中で乳房は最も多いというデータがある（国立研究開発法人国立がん研究センター調べ）。今後バイオ産業の中でも、乳がん分野については成長の見込があると思われる。

6. 新たに特例措置の適用を要望する者の有無と希望する者が少ない場合の理由

無

＜希望するものが少ない場合の理由＞

現状、当該事業で行える医療行為は限定的かつ特殊であり、(株)バイオマスターでしか実施できないため。

7. 本特定事業に係る他の都道府県からの照会・相談の有無とその内容をお答えください。

無

＜希望するものが少ない場合の理由＞

現状、当該事業で行える医療行為は限定的かつ特殊であり、(株)バイオマスターでしか実施できないため。

8. 本特定事業が実施されることによる地域医療への影響

特に影響はない。なお、乳がん診療機関の CAL 法への理解や患者紹介などの協力がないと、地域医療の推進につながりにくいと思われる。

9. 株式会社であることの影響（新たな経営方針による診療展開の前後を比較）

(株)カネカの資本参加により、当社の方針の下で経営に取り組むことになった。

10. 株式会社であるメリット・効果（本特定事業を活用している自治体として）

民間事業者による医療事業への参入は、民間事業者が取り組めるビジネスの幅が広がることから、産業振興につながると考える。

11. 患者等からの問合せ内容と HP アクセス件数

●問合せ内容 問合せ内容 添付資料④参照

●HPアクセス件数

年度（4月～翌年3月）	2015 年	2016 年	2017 年（11 月現在）
アクセス数 ※広告用ページを除外	145,352 PV	132,971 PV	143,169 PV

12. 本特定事業の適用事例が少ない理由（要件・手続き等）と他自治体で医療経営を展開する とした場合の障害となり得るもの

本特定事業は、治療領域が極めて制限されており、収支均衡の可能性を示す先行事例がないと、他自治体での展開は困難であると考ええる。

なお、セルポート CL の立地面から見た優位性としては、都心かつアクセスのよいビジネス街であることが挙げられる（一般に美容クリニックへの通院は、患者にとっては知人等に知られたくない事項であり、居住地の近くの病院には通院しづらいという意見も多くあると思われる）。

13. 本特定事業に関連するその他問題

特区認定時と比較すると、すでに様々な医療機関が類似した技術に取り組むようになったことから、CAL 法そのものの競争優位性が失われてきている。

一方で、平成 27 年度から臨床研究を進めている、培養 CAL の研究成果を基に臨床に応用し、将来的に治療メニューを拡大することができれば、新規患者の獲得につながると考える。

14. 対象医療行為が医療保険の適用となった場合の対応

今後の事業展開に関わることであり、現時点での回答は困難

15. 特定事業者が特定株式会社であるの影響（新たな経営方針による診療展開の前後を比較）

一般的な医療法人と比較した場合、株式会社が経営を行うということでガバナンスがシンプルとなる。(株)カネカが資本参加した事により、同社による経営管理が可能となった。これによって(株)カネカの保有するネットワークを共有する事が可能となり、より広域的かつ多方面の企業に対してアプローチが可能となっている。また、(株)カネカにおいても積極的に再生医療領域に進出しているため、(株)カネカ資本参加前と比較しても(株)カネカ、(株)バイオマスターの協力によって臨床研究に着手するなど、研究活動の推進力が飛躍的に向上していると考えられる。

16. 特定事業者が株式会社であるメリット・効果

- ・ 事業価値を株式で価値評価することが可能であること
- ・ 株主、関係者含めコンプライアンスの重要性が高く、透明性の高い事業活動であること
- ・ 新たな研究開発を実施しやすい組織構造・体制であること

17. 本特定事業の推進に関し、患者や住民の声を直接反映するような取組実績

患者の声や要望を本特定事業に活かすため、乳がん患者への治療説明会や健常者を対象にした啓蒙セミナーを開催するとともに、治療を受けた患者へのアンケートを実施しお問合せフォームを設置している。

平成29年度調査報告(規制の特例措置用)

1. 関係府省庁名	厚生労働省
2. 特例措置番号	910
3. 特定事業の名称	病院等株式会社による病院等開設事業

4. 弊害の発生に関する調査

①	調査内容	①バイオマスターに対して、主に以下の項目について調査を行う。 ・医療、診療、経営に関する指標について ・診療領域の変更について ・経営上の支障等について ②神奈川県を除く46都道府県に対して、主に以下の項目について調査を行う。 ・特区制度の周知状況、対応について ・都道府県下に存在する株式会社開設の医療機関からの照会等について ・都道府県下に存在する株式会社開設の医療機関に対する患者等からの苦情等について ③株式会社立医療機関の運営の状況等について、その実態調査を行う。 ④神奈川県に対して、主に以下の項目について調査を行う。 ・診療領域の変更について ⑤横浜市に対して、主に以下の項目について調査を行う。 ・診療領域の変更について
②	調査方法	アンケート
③	調査対象	バイオマスター、47都道府県、株式会社立医療機関、神奈川県、横浜市
④	実施スケジュール	調査票の配布 平成30年1月23日に配付、1週間程度での提出を求めた。

【調査①について】(バイオマスターからの回答)

(1) 診療領域の変更について

平成23年に診療領域の変更を行ったが、その理由に対し、

●株式会社カネカ社の子会社化に伴い、クリニックの経営方針として美容外科領域より豊胸術、エイジングケア術を行わないことが決定された。
との回答を得た。

(2) 診療領域の変更前や変更後の状況や対応について

①継続診療中の患者や、従業員の雇用等に対する診療領域の変更前の対応等に関する設問に対し、

●継続して診療が必要な患者は、当院における主治医が勤務する他の病院(主に大学病院)へ紹介状を発行し、経過観察を継続してもらった

●診療の必要性は低いですが、直近1年以内に通院があった患者には、休診のお知らせを郵送し理解を求めた。また再開時には再開通知も発送した

●診療所勤務の従業員は休診時に解雇したが、再開時に希望者を再雇用した

●休診に伴う苦情(主には診療の継続について)は数件あったが、紹介状の発行や、面会して説明することで全員に理解をいただいた

との回答を得た。

②変更後の対応等に関する設問に対し、

●院長には乳房再建を専門としていた形成外科専門医を招聘し、より形成外科領域に特化した組織構築を開始した。

●集患については、乳がん患者会や関東圏の形成外科・乳腺外科へのクリニック説明を開始した。

●保険会社でのセミナーを積極的に展開し乳房再建の啓発活動を行った。

●再開時には休院前の従業者を再雇用している。

●休院に伴う苦情は全て対応済の上で再開している。

との回答を得た。

(3) 特区制度を実施するにあたっての支障について

特区制度の支障に関する設問に対し、

●セルポートクリニック横浜を開院した平成18年の時点において、国内では再生医療もしくは細胞治療に関する法は制定されておらず、ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針(平成22年厚生労働省告示第380号)や再生医療等の安全性の確保に関する法律(平成25年法律第85号)が制定されるまで、再生医療に関する法が存在していなかった状況である。特定事業は再生医療に該当しているが、一般の方から見た時に、再生医療とそれ以外の医療について区別する事は難しい。医療は特に安全性が優先されるべきであり、特定事業のような研究結果を基に治療を行っている医療機関を明確に区別できるような法の整備が必要と考えられる。

●(特定事業として)高度美容外科医療として診療可能な治療の拡充を期待する。また、特定の治療しか行えない特定事業の場合、自由診療領域内に限定したとしても、本来は同じ医療機関で「行える」もしくは「行うべき」である治療について、他の医療機関を紹介しなくてはならない状況に直面する。特定事業下においても、自由診療領域に限定した上で、治療可能な診療範囲を拡大する必要がある。

●本特定事業開始当初は「高度美容外科医療」として認められた脂肪幹細胞治療(セルポートクリニック横浜ではCAL組織増大術として展開)であるが、既に様々な医療機関が模倣した技術を取り組むようになり、技術そのものの競争優位性は失われてきている。一方で規制は開院当初のままであり、何らかの緩和策が必要と考えられるタイミングにきていると考えられる。加えて、CAL法は再生細胞医療として「高度美容外科医療」を超える治療を提供可能であるが、現特定事業の規制下その実施も困難である。

との回答を得た。

【調査②について】(神奈川県を除く 46 都道府県に対して調査を行ったところ、30 自治体から回答を得た)

●株式会社による医業経営について特区制度が設けられていることを知っているか否かという質問に対し、6自治体から『知らない』との回答を得た。

●回答のあった30自治体のうち、前回調査(平成25年10月)以降、本特区制度を活用したい旨の相談があった自治体はなかった。

●回答のあった30自治体のうち、株式会社開設医療機関があるのは18自治体であった。そのうち4自治体から、既存の株式会社開設医療機関に関する患者等からの苦情を受けたとの回答を得た。その内容としては、医師の接遇や言動、説明不足についてであり、特段、株式会社立の医療機関であることに由来するものではなかった。

【調査③について】(都道府県を通して、株式会社立医療機関に対して調査を行い、18病院から回答を得た)

(1)「株式会社立医療機関であることのメリット」という設問に対し、主な回答として、

- 設備投資(資金調達)における企業のバックアップ
- 企業名により患者へ信頼感を与える
- 企業価値の向上
- 経理、法務等に本社の各部門の知見を役立てられるを挙げている。

(2)「株式会社立医療機関であることのデメリット」という設問に対し、主な回答として、

- 税制上の優遇措置や補助金等が認められていない
- 給与水準が本社にあわせられるため、人件費が高くなる傾向にある
- 病院の建て替え等に本社の判断が入り、意思決定が自由でない
- 本社の業績が悪化すると影響を受けるを挙げている。

【調査④について】(神奈川県からの回答)

診療領域の変更について

●休院(平成23年6月1日から10月末日まで)中、県に対して、当時の(株)バイオマスター代表取締役から「(株主として、(株)カネカが(株)バイオマスターの経営に参加することとなった際は)再開後は診療領域を変更するよう求められている」との説明があった。その際、(株)カネカとしては、ライフサイエンス分野における同社のブランド力を活かし、乳房再建等医療領域の診療に特化していきたいとのことであった。

●(株)バイオマスターからは、「すでに通院中の患者については、継続して診療を行う、もしくはクリニックの医師が勤務する他の病院へ紹介状を発行し対応していた」と聞いており、診療領域の変更後において、通院中の患者が必要な医療を受けられない、ということはないと認識している。との回答を得た。

【調査⑤について】(横浜市からの回答)

診療領域の変更について

- 横浜市においてた特段の相談も受けておらず、事情を把握していない。との回答を得た。

⑥	特区において適用された規制の特例措置による弊害の発生の有無	バイオマスター社への調査によれば、特定の治療しか行えない特定事業の場合、自由診療領域に限定した上で、本来は同じ医療機関で「行える」もしくは「行うべき」である治療について他の医療機関を照会せざるを得ない状況にあるとし診療領域の拡大の必要性が訴えられている。CALに係る周辺の治療が当該医療機関において行えないため、患者に一定の負担、不便を強いていると考えられる。 このような状況は、特区制度が創設された平成15年から現在までの医療に係る技術の進歩によるものと考えられる。
⑦	全国展開により発生する弊害の有無	⑥のとおり、制度が創設された平成15年以降の状況の変化を踏まえた診療領域に係るバイオマスターからの要望への対応を厚生労働省としても整理する必要があると考えている。こうした整理のうち、制度自体の全国展開については適切かどうかも含めて検討を行うべきものとする。

特例措置番号920の関連資料

- ① 評価対象となる規制の特例措置の概要・・・・・・・・・・ 1
- ② 評価調査委員会の調査票案【審議事項】・・・・・・ 2
- ③ 関係府省庁の調査票案【審議事項】・・・・・・ 2 4
- ④ 評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表・・・・・・ 3 4
- ⑤ 評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル・・・・・・ 3 5
- ⑥ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧・・・・・・ 3 8
- ⑦ 参考：平成29年度の評価意見・・・・・・ 5 1
- ⑧ 参考：評価・調査委員による調査結果（平成28年度実施分）・・・・・・ 5 3
- ⑨ 参考：関係府省庁による調査結果（平成28年度実施分）・・・・・・ 1 1 9

公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号920） （平成16年2月措置）

＜これまで＞

保育所における給食については、民間委託は認められているが、施設外で調理し搬入する方法は認められていない。

構造改革特区の活用

＜関係法令等＞

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項

＜取り巻く環境の変化＞

公立保育所において、運営の合理化を進める等の観点から、学校の給食センター等を活用することにより、調理業務について、公立保育所及び給食センター等の相互で一体的な運営を行うことが求められている。

公立保育所の給食について、保育所外で調理し搬入することができる。

＜主な要件＞

- 給食の保存、配膳及び加熱や離乳食、食物アレルギー及び体調不良児等への対応ができるよう調理室、調理機能を有する設備が保育所に設けられていること。
- 食事の提供体制が、児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じられること。
- 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、搬入元と委託内容に係る契約書を締結する等、保育所で調理業務を委託する場合の基準を遵守すること。
- 食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラム（児童の発育・発達過程に応じて食に配慮すべき事項を定めたもの）に基づき食事を提供するように努めること。

認定計画数：116件（累計）

77件（令和3年7月末現在）

※3歳以上児に対しては、公立・私立を問わず平成22年6月から全国展開済。

◎実際の取組事例

～地産地消で豊かな給食特区～
（平成16年12月認定）

実施主体：北海道清里町

女性の社会参加の進展により、子育て支援や保育の充実が重要となっており、小学校就学前の幼児の保育や親への支援の場としての保育所への期待が大きい中で、地場産の食材を使用した給食を提供し、食事内容の充実と保・小・中一貫した食育の推進を図る。

また、給食食材の一元購入や給食調理員の適正配置などにより、給食調理業務及び公立保育所の効率的・安定的運営を目指す。



調査計画案の概要

特例措置の番号	920
特例措置の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	省令
過去の評価時期	H17 上、H18 上、H19、H20、H21、H24 下、H28、H29（H28 から継続）

1. 過去の評価結果の概要

平成 29 年度の評価においては、

- 関係府省庁による調査では、発達段階等に応じた給食の個別対応や、保育所と外部搬入事業者の連携や食事の提供に関するガイドラインの理解が不十分である等、前回評価で弊害として提示された問題点が依然として存在していることが確認されたとのことであった。
- 評価・調査委員会の調査では、本特例措置の実施に伴い、保育士の加配や一時保育・延長保育・障害児保育の充実、保育料の軽減等の効果が確認された。
- 関係府省庁は、各自治体が保育行政の効率化を試みる際に、保育所の小規模保育事業への移行措置等の他の既存政策での対応を検討・実施することが可能となるよう、情報提供・助言・助言を行うように求められた。
- 評価・調査委員会は、ガイドライン等の周知・徹底により、保育所等の実施状況、効果を検証し、これらの取組を踏まえた保育所の対応、運営改善の状況及び弊害解消策を評価・調査委員会に報告し、令和 3 年度に改めて評価を行うこととされた。

2. 過去の評価結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- 発達段階に配慮した哺乳食の提供など、3 歳未満児に必要な個別の対応が困難であり、搬入後に保育所において調理・加工する場合は、衛生管理上の課題や保育士の業務負担が増大している。
- 未就学児、特に低年齢児のアレルギー原因物質は、多岐に渡っている上、低年齢の発症が多く、有病率についても年々増加傾向にあるが、代替食の提供は難しく、弁当を持参させている場合が半数にのぼる。
- 体調不良児への対応について、きめ細かい対応が十分にできていない。
- 食育への対応について、自園調理を行っている保育園に比べ、総じて食育への取り組み割合が低くなっている。
- 保護者のニーズ・評価について、自園調理が外部搬入を上回る。
- 保育所と外部搬入事業者の間の連携や食事の提供に関するガイドラインの理解が不十分である。

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認すべき点

- 各自治体が保育行政の効率化を試みる際に、保育所の小規模保育事業への移行措置等の他の既存政策での対応を検討・実施することが可能となるよう、モデルケース等も含めて情報提供・周知・助言を行う。
- 保育所の食事提供のリスク低減のため、改めてガイドライン等の周知・徹底を行うとともに、これらを含む具体的なリスク低減策を検討し、その実施を各保育所等へ求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、弊害解消策の構築に向けた取組を着実に実施する。

4. 本年度の調査計画案で新たに追加した質問項目及びその概要

- 小規模保育事業等の既存政策について活用の実施・検討を行ったかどうか。

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会
令和３年度 規制の特例措置の評価に関する調査

- ・ 本調査は、**質問票 1**と**質問票 2**により構成されています。
- ・ **質問票 1**は、すべての特例措置について共通の質問です。
- ・ **質問票 2**は、特例措置ごとに異なる質問です。
- ・ 各設問の指示に従って、対応する回答票に記入してください。

質問票 1（規制の特例措置に共通の質問項目）

Q 1－1

本特定事業の現在の進捗段階は特区認定時の予定どおりですか。あてはまるものを1つだけ選んでください。

1. 予定より進んでいる
2. 予定どおりに進んでいる
3. 予定より遅れている

⇒「1.」「3.」を選択した場合 → Q 1－2 へ

「2.」を選択した場合 → Q 2－1 へ

Q 1－2 ＜Q 1－1で「1.」「3.」を選んだ地方公共団体への質問＞

予定より進んでいる（遅れている）理由を具体的にご記入下さい。特に遅れている場合、以下の事項についてお気づきの点があればご記入ください。

- ・本特定事業における要件・手続きに関する事項
- ・本特定事業に関連する他の法制度等に関する事項
- ・現場での事業運営上の事項

Q 2－1

本特定事業による効果は発現していますか。あてはまるものを選んでください（1と2は重複回答可）。また、その内容・理由について具体的にご記入ください。

1. 計画当初から期待していた効果が発現している
2. 計画当初には期待していなかった効果が発現している
3. 発現していない
4. わからない

⇒「1.」「2.」を選択した場合 → Q 2－2 へ

「3.」「4.」を選択した場合 → Q 3 へ

Q 2－2 ＜Q 2－1で「1.」「2.」を選んだ地方公共団体への質問＞

本特定事業により発現した効果は、地域の活性化につながっていますか。経済的効果と社会的効果の面から、具体的にご記入ください。

- ・経済的効果（雇用の創出、産業への波及、費用の節減等）
- ・社会的効果（地域の高齢者の社会参加や活力向上、住民のまちづくりへの取組み意識の向上等）

Q 3

本特定事業の実施にあたって、地方公共団体としてどのような役割を果たしていますか。また、特定事業者に対して何らかの支援を行いましたか。具体的にご記入ください。

Q 4

本特定事業がより活用されるように、貴地域において工夫されていることがあれば、具体的にご記入ください。

Q 5

本特定事業が成功するための最も重要な鍵は何と考えますか。具体的にご記入ください。

Q 6

本特定事業の実施で、他地域ではおそらく発現しないと思われる、貴地域特有の条件による効果等がありますか。具体的にご記入ください。

Q 7

本特定事業をより効果的・効率的に推進するために、追加で緩和することが望ましい規制事項等があれば、具体的にご記入ください。

Q 8

本特定事業の将来に向けての展望など、ご自由にご記入ください。

⇒ 質問票 1 は以上です。質問票 2 へ進んでください。

質問票 2（規制の特例措置ごとに異なる質問項目）

特例措置番号	9 2 0
特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
特例措置の内容	公立保育所の給食について、保育所外で調理し搬入することを可能にする。

まず、**質問票 1**にある共通質問項目 Q 1 ～ Q 8 までの回答を地方公共団体に
おいてご記入ください。

次に、**質問票 2**にある Q 9 に進んでください。Q 2 7 ～ Q 3 8 については保
育所の所長から、同様に Q 3 9 は保育所の保育士（各施設 5 人以上となるようご
配慮ください）、Q 4 0 は保育所児の保護者（各施設、3 歳未満児の子供を持つ
保護者 5 人以上となるようご配慮ください）、Q 4 1 ～ Q 4 4 - 4 は給食の搬入
元からそれぞれご意見を聴取の上、地方公共団体でとりまとめの上ご記入く
ださい。

《必ずお読みください》

- ・本質問票は、公立保育所における給食の外部搬入事業のうち、3 歳未満児に対する給食に関するものについて、活用実績及びその効果等を確認することを目的としております。
- ・したがって、ご回答にあたっては、あくまでも3 歳未満児についての実績等をご記入ください。

Q 9 <地方公共団体への質問>

貴自治体の公立保育所の設置状況についてご記入ください。

⇒ 回答欄 9

Q 1 0 <地方公共団体への質問>

特例措置を活用して給食の外部搬入方式を導入した目的・理由について次の
選択肢から選んでください。（主な目的・理由を最大 3 つまで）

1. 施設の老朽化に伴う維持管理の負担
2. 調理一元化による調理業務の効率化
3. 食材の一括購入による食材の多様化及び安定調達
4. 大型施設調理による衛生管理の充実及び安全性の向上
5. 財源の効率的活用による多様な行政ニーズへの対応
6. 調理員不足
7. 児童数の低減、保育所の統廃合
8. その他（ ）

⇒ 回答欄 1 0

Q 1 1 <地方公共団体への質問>

利用児童数が 20 人以上の公立保育所の運営改善においては、民営化や統合化等の方策も考えられますが、貴自治体の状況はいかがでしょうか。次の選択肢から 1 つ選んだ上で、具体的な理由をご記入ください。

1. 移行を決定
2. 検討中
3. 検討したが断念
4. 検討してはいない
5. その他 ()

⇒ 回答欄 1 1

Q 1 1 - 2 <地方公共団体への質問>

利用児童数が 19 人以下の公立保育所の運営改善においては、平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度下で創設された小規模保育（利用定員 6 名以上 19 人以下）等の地域型保育事業への移行等の方策も考えられますが、貴自治体の状況はいかがでしょうか。次の選択肢から 1 つ選んだ上で、具体的な理由をご記入ください。

1. 移行を決定
2. 検討中
3. 検討したが断念
4. 検討してはいない
5. その他 ()

⇒ 回答欄 1 1 - 2

Q 1 2 <地方公共団体への質問>

給食の外部搬入では、発達段階に配慮した給食の対応、特に離乳食をはじめ 3 歳未満児に必要な個別の対応が困難との指摘がありますが、貴地方公共団体ではこの点について、どのような取組を行っていますか。また、その取組は、いつ頃から行っていますか。具体的な取組内容等をご記入ください。

⇒ 回答欄 1 2

Q 1 2 - 2 <地方公共団体への質問>

Q 1 2 で回答いただいた取組により、従来と比べて、Q 1 2 の指摘が克服されましたか。ご記入いただいた取組ごとに、次の選択肢から選んでください。

1. 克服された
2. 克服されていない
3. 分からない

⇒ 回答欄 1 2 - 2

Q 1 2 - 3 <地方公共団体への質問>

※ Q 1 2 - 2 で 1. を選択した地方公共団体のみお答えください。

具体的に何が、どのように克服されたのか、その内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 1 2 - 3

Q 1 2 - 4 <地方公共団体への質問>

※ Q 1 2 - 2 で 2. を選択した地方公共団体のみお答えください。

克服できていない点及びその理由について、具体的にご記入ください。また、克服には至っていないが、改善が見られた点があれば、併せてご記入ください。

⇒ 回答欄 1 2 - 4

Q 1 3 <地方公共団体への質問>

アレルギー児への対応について、3歳未満児はアレルギー原因物質が多岐にわたっているうえ、有病率が年々増加傾向にあり、代替食の提供が難しく、対応が困難との指摘がありますが、貴地方公共団体ではこの点について、どのような取組を行っていますか。また、その取組は、いつ頃から行っていますか。具体的な取組内容等をご記入ください。

⇒ 回答欄 1 3

Q 1 3 - 2 <地方公共団体への質問>

Q 1 3 で回答いただいた取組により、従来と比べて、Q 1 3 の指摘が克服されましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 克服された
2. 克服されていない
3. 分からない

⇒ 回答欄 1 3 - 2

Q 1 3 - 3 <地方公共団体への質問>

※ Q 1 3 - 2 で 1. を選択した地方公共団体のみお答えください。

具体的に何が、どのように克服されたのか、その内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 1 3 - 3

Q 1 3 - 4 <地方公共団体への質問>

※ Q 1 3 - 2 で 2. を選択した地方公共団体のみお答えください。

克服できていない点及びその理由について、具体的にご記入ください。また、克服には至っていないが、改善が見られた点があれば、併せてご記入ください。

⇒ 回答欄 1 3 - 4

Q 1 4 <地方公共団体 への質問>

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」が、平成 3 1 年 4 月に改訂されています。

貴地方公共団体では、当該ガイドラインの改訂を踏まえ、新たに取り組を行いましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 新たな取組を行った。
2. 新たな取組を行っていない。
3. その他 ()

⇒ 回答欄 1 4

Q 1 4 - 2 <地方公共団体 への質問>

※ Q 1 4 で 1 を選択した地方公共団体のみお答えください。

新たにどのような取組を行いましたか。具体的にご記入下さい。

⇒ 回答欄 1 4 - 2

Q 1 4 - 3 <地方公共団体 への質問>

※ Q 1 4 で 2 又は 3 を選択した地方公共団体のみお答えください。

新たな取組を行っていない理由についてご記入ください。

⇒ 回答欄 1 4 - 3

Q 1 5 <地方公共団体への質問>

体調不良児への対応について、食事の個別対応、症状により量の加減や品目の除去又は変更などのきめ細かい対応が困難との指摘がありますが、貴地方公共団体ではこの点について、どのような取組を行っていますか。また、その取組は、いつ頃から行っていますか。具体的な取組内容等をご記入ください。

⇒ 回答欄 1 5

Q 1 5 - 2 <地方公共団体への質問>

Q 1 5 で回答いただいた取組により、従来と比べて、Q 1 5 の指摘が克服されましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 克服された
2. 克服されていない
3. 分からない

⇒ 回答欄 1 5 - 2

Q 1 5 - 3 <地方公共団体への質問>

※ Q 1 5 - 2 で 1. を選択した地方公共団体のみお答えください。

具体的に何が、どのように克服されたのか、その内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 15-3

Q 15-4 <地方公共団体への質問>

※ Q 15-2 で 2. を選択した地方公共団体のみお答えください。

克服できていない点及びその理由について、具体的にご記入ください。また、克服には至っていないが、改善が見られた点があれば、併せてご記入ください。

⇒ 回答欄 15-4

Q 16 <地方公共団体への質問>

食育への対応について、自園調理を行う保育所より外部搬入を行う保育所の方が、取り組み割合が低くなっているとの指摘があります。貴地方公共団体では、これらの点について、どのような取組を行っていますか。また、その取組は、いつ頃から行っていますか。具体的な取組内容等をご記入ください。

⇒ 回答欄 16

Q 16-2 <地方公共団体への質問>

Q 16 で回答いただいた取組により、従来と比べて、Q 16 の指摘が克服されましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 克服された
2. 克服されていない
3. 分からない

⇒ 回答欄 16-2

Q 16-3 <地方公共団体への質問>

※ Q 16-2 で 1. を選択した地方公共団体のみお答えください。

具体的に何が、どのように克服されたのか、その内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 16-3

Q 16-4 <地方公共団体への質問>

※ Q 16-2 で 2. を選択した地方公共団体のみお答えください。

克服できていない点及びその理由について、具体的にご記入ください。また、克服には至っていないが、改善が見られた点があれば、併せてご記入ください。

⇒ 回答欄 16-4

Q 17 <地方公共団体への質問>

給食の外部搬入を行うに当たり、外部搬入事業者と、保育所や市町村の保育担当者等との連携や食事の提供に関するガイドラインの理解が不十分な例が

見られるとの指摘がありますが、貴地方公共団体ではこの点について、どのような取組を行っていますか。また、その取組は、いつ頃から行っていますか。具体的な取組内容等をご記入ください。

⇒ 回答欄 17

Q 17-2 <地方公共団体への質問>

Q 17 で回答いただいた取組により、従来と比べて、Q 17 の指摘が克服されましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 克服された
2. 克服されていない
3. 分からない

⇒ 回答欄 17-2

Q 17-3 <地方公共団体への質問>

※ Q 17-2 で 1. を選択した地方公共団体のみお答えください。

具体的に何が、どのように克服されたのか、その内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 17-3

Q 17-4 <地方公共団体への質問>

※ Q 17-2 で 2. を選択した地方公共団体のみお答えください。

克服できていない点及びその理由について、具体的にご記入ください。また、克服には至っていないが、改善が見られた点があれば、併せてご記入ください。

⇒ 回答欄 17-4

Q 18 <地方公共団体への質問>

貴地方公共団体では、給食の外部搬入により、経費削減効果が図れていますか。図れている場合は、以下の 2 点について、その内容を可能な限り具体的にご記入ください。

(1) 削減された経費の費目（人件費、光熱水費等）

(2) (1) の費目ごとの削減額

【(1) の記入例】給食調理員人件費（外搬導入前 5 名→外搬導入後 2 名）

【(2) の記入例】〇円／年（通算〇円／特例措置活用期間〇年）

⇒ 回答欄 18

Q 19 <地方公共団体への質問>

貴地方公共団体では、給食の外部搬入により、増加した経費はありますか。ある場合は、以下の 2 点について、その内容を可能な限り具体的にご記入ください。

(1) 増加した経費の費目（業務委託料等）

(2)(1)の費目ごとの増加額

【(1)の記入例】業務委託料(外部搬入の導入により新たに発生)

【(2)の記入例】〇円/年(通算〇円/特例措置活用期間〇年)

⇒ 回答欄 19

Q 2 0 <地方公共団体への質問>

貴地方公共団体では、給食の外部搬入による経費削減分を、保育サービス向上(例:保育士の加配や保育料の軽減、児童受入数の増加など)のために活用していますか。次の選択肢から選んでください。

1. 活用している
2. 活用していない

⇒ 回答欄 20

Q 2 0-2 <地方公共団体への質問>

※ Q 2 0で1.を選択した地方公共団体のみお答えください。

給食の外部搬入による経費削減分のうち、どの程度を、保育サービス向上のために活用していますか。概ねの割合をご記入ください。

⇒ 回答欄 20-2

Q 2 0-3 <地方公共団体への質問>

※ Q 2 0-2に回答いただいた地方公共団体のみお答えください。

Q 2 0-2で回答いただいた経費削減分を充てることで、充実が図られた保育サービスや、新たに実現できた保育サービスがある場合には、その内容を具体的にご記入ください。(例えば、保育士の加配や児童受入数の増加等があった場合は、「20名→30名」など、具体的な数についてもご記入ください。)

⇒ 回答欄 20-3

Q 2 1 <地方公共団体への質問>

貴地方公共団体では、本特定事業の実施により、地域への波及効果はありましたか(地産池消の推進、地域産業の育成・振興、児童との交流の増加等)。あった場合には、給食の外部搬入との関連性が分かるように、効果の内容を具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 21

※ Q 2 2~24-3は、Q 2 5~Q 3 7の調査対象とした保育所の状況についてお答えください。

Q 2 2 <地方公共団体への質問>

給食の外部搬入により、経費削減効果が図れていますか。図れている場合は、以下の2点について、調査対象とした保育所ごとに、その内容を可能な限り

具体的にご記入ください。

(1) 削減された経費の費目（人件費、光熱水費等）

(2) (1) の費目ごとの削減額

【(1) の記入例】給食調理員人件費（外搬導入前 5 名→外搬導入後 2 名）

【(2) の記入例】〇円／年（通算〇円／特例措置活用期間〇年）

⇒ 回答欄 2 2

Q 2 3 <地方公共団体への質問>

給食の外部搬入により、増加した経費はありますか。ある場合は、以下の 2 点について、調査対象とした保育所ごとに、その内容を可能な限り具体的にご記入ください。

(1) 増加した経費の費目（業務委託料等）

(2) (1) の費目ごとの増加額

【(1) の記入例】業務委託料（外部搬入の導入により新たに発生）

【(2) の記入例】〇円／年（通算〇円／特例措置活用期間〇年）

⇒ 回答欄 2 3

Q 2 4 <地方公共団体への質問>

当該保育所から生じた給食の外部搬入による経費削減分を、当該保育所の保育サービス向上（例：保育士の加配や保育料の軽減、児童受入数の増加など）のために活用していますか。調査対象とした保育所ごとに、次の選択肢から選んでください。

1. 活用している

2. 活用していない

⇒ 回答欄 2 4

Q 2 4 - 2 <地方公共団体への質問>

※ Q 2 4 で 1. を選択した地方公共団体のみお答えください。

給食の外部搬入による経費削減分の内、どの程度を、保育サービス向上のために活用していますか。調査対象とした保育所ごとに、概ねの割合をご記入ください。

⇒ 回答欄 2 4 - 2

Q 2 4 - 3 <地方公共団体への質問>

※ Q 2 4 - 2 に回答いただいた地方公共団体のみお答えください。

Q 2 4 - 2 で回答いただいた経費削減分を充てることで、充実が図られた保育サービスや、新たに実現できた保育サービスがある場合には、調査対象とした保育所ごとに、その内容を具体的にご記入ください。（例えば、保育士の加配や児童受入数の増加等があった場合は、「20 名→30 名」など、具体的な数についてもご記入ください。）

⇒ 回答欄 2 4－3

Q 2 5 <地方公共団体への質問>

※ 同一の市町村内に、自園調理を行っている公立保育所がある市町村のみお答え下さい。

自園調理を行っている保育所と、3歳未満児に対する給食の外部搬入を行っている保育所とを比較して、特に外部搬入に関し、問題点がありますか。問題点があれば具体的にご記入ください。また、その問題に対しどのように対応していますか、具体的にご記入ください。

(例) 保育所運営に係る経費、問題の発生や苦情の多寡、給食の質、園児・保護者の声、職員の士気等

⇒ 回答欄 2 5

Q 2 6 <地方公共団体への質問>

これまでの設問を踏まえて、標題特例措置を今後も活用されますか。次の選択肢から選んでください。

1. する
2. しない
3. 未定

⇒ 回答欄 2 6

Q 2 6－2 <地方公共団体への質問>

Q 2 6で1を選択した地方公共団体は、主な理由について次の選択肢から1つ選んでください。また、2及び3を選択した地方公共団体は具体的な理由を記入してください。

1. 保育所の効率的な運営を図るため
2. 給食の質や安全性の向上を図るため
3. 保育サービスの充実を図るため
4. 調理施設の整備が困難であるため
5. その他 ()

⇒ 回答欄 2 6－2

Q 2 7 <保育所の所長への質問>

貴保育所について、以下をご回答ください。

1. 職員数
2. 児童数
3. 3歳未満児数

⇒ 回答欄 2 7

Q 2 8 <保育所の所長への質問>

3歳未満児に対する給食の外部搬入を行っている事業者は、どのような事業者ですか。次の選択肢から選んでください。

1. 学校給食センター
2. ケータリング業者
3. 他の保育所、認定こども園
4. その他（具体的に記入）

⇒ 回答欄 2 8

Q 2 8－2 ＜保育所の所長への質問＞

Q 2 8の外部搬入事業者の調理施設は、どこにありますか。次の選択肢から選んでください。

1. 市町村内
2. 市町村外

⇒ 回答欄 2 8－2

Q 2 9 ＜保育所の所長への質問＞

給食の外部搬入では、発達段階に配慮した給食の対応、特に離乳食をはじめ3歳未満児に必要な個別の対応が困難との指摘がありますが、貴保育所ではこの点について、どのような取組を行っていますか。また、その取組は、いつ頃から行っていますか。具体的な取組内容等をご記入ください。

⇒ 回答欄 2 9

Q 2 9－2 ＜保育所の所長への質問＞

Q 2 9で回答いただいた取組により、従来と比べて、Q 2 9の指摘が克服されましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 克服された
2. 克服されていない
3. 分からない

⇒ 回答欄 2 9－2

Q 2 9－3 ＜保育所の所長への質問＞

※ Q 2 9－2で1. を選択した保育所のみお答えください。

具体的に何が、どのように克服されたのか、その内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 2 9－3

Q 2 9－4 ＜保育所の所長への質問＞

※ Q 2 9－2で2. を選択した保育所のみお答えください。

克服できていない点及びその理由について、具体的にご記入ください。また、克服には至っていないが、改善が見られた点があれば、併せてご記入ください。

⇒ 回答欄 2 9－4

Q 3 0 <保育所の所長への質問>

アレルギー児への対応について、3歳未満児はアレルギー原因物質が多岐にわたっているうえ、有病率が年々増加傾向にあり、代替食の提供が難しく、対応が困難との指摘がありますが、貴保育所ではこの点について、どのような取組を行っていますか。また、その取組は、いつ頃から行っていますか。具体的な取組内容等をご記入ください。

⇒ 回答欄 3 0

Q 3 0-2 <保育所の所長への質問>

Q 3 0で回答いただいた取組により、従来と比べて、Q 3 0の指摘が克服されましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 克服された
2. 克服されていない
3. 分からない

⇒ 回答欄 3 0-2

Q 3 0-3 <保育所の所長への質問>

※ Q 3 0-2で1.を選択した保育所のみお答えください。

具体的に何が、どのように克服されたのか、その内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 3 0-3

Q 3 0-4 <保育所の所長への質問>

※ Q 3 0-2で2.を選択した保育所のみお答えください。

克服できていない点及びその理由について、具体的にご記入ください。また、克服には至っていないが、改善が見られた点があれば、併せてご記入ください。

⇒ 回答欄 3 0-4

Q 3 1 <保育所の所長への質問>

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」が、平成31年4月に改訂されています。

当該ガイドラインの改訂を踏まえ、新たに取り組を行いましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 新たな取組を行った。
2. 新たな取組を行っていない。
3. その他 ()

⇒ 回答欄 3 1

Q 3 1-2 <保育所の所長への質問>

※ Q 3 1で1を選択した地方公共団体のみお答えください。

新たにどのような取組を行いましたか。具体的にご記入下さい。

⇒ 回答欄 3 1-2

Q 3 1 - 3 < 保育所の所長への質問 >

※ Q 3 1 で 2 又は 3 を選択した地方公共団体のみお答えください。

新たな取組を行っていない理由についてご記入ください。

⇒ 回答欄 3 1 - 3

Q 3 2 < 保育所の所長への質問 >

体調不良児への対応について、食事の個別対応、症状により量の加減や品目の除去又は変更などのきめ細かい対応が困難との指摘がありますが、貴保育所ではこの点について、どのような取組を行っていますか。また、その取組は、いつ頃から行っていますか。具体的な取組内容等をご記入ください。

⇒ 回答欄 3 2

Q 3 2 - 2 < 保育所の所長への質問 >

Q 3 2 で回答いただいた取組により、従来と比べて、Q 3 2 の指摘が克服されましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 克服された
2. 克服されていない
3. 分からない

⇒ 回答欄 3 2 - 2

Q 3 2 - 3 < 保育所の所長への質問 >

※ Q 3 2 - 2 で 1. を選択した保育所のみお答えください。

具体的に何が、どのように克服されたのか、その内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 3 2 - 3

Q 3 2 - 4 < 保育所の所長への質問 >

※ Q 3 2 - 2 で 2. を選択した保育所のみお答えください。

克服できていない点及びその理由について、具体的にご記入ください。また、克服には至っていないが、改善が見られた点があれば、併せてご記入ください。

⇒ 回答欄 3 2 - 4

Q 3 3 < 保育所の所長への質問 >

※ 代替食の提供等、事業者による個別の対応が難しく、給食の搬入後、改めて保育所において調理・加工している保育所のみお答えください。

事業者から給食が搬入された後、保育所において調理・加工する場合は、衛生管理上の課題があるとの指摘がありますが、貴保育所ではこの点について、課題が生じていますか。次の選択肢から選んでください。

1. 課題が生じている
2. 課題は生じていない

⇒ 回答欄 3 3

Q 3 3 - 2 <保育所の所長への質問>

※ Q 3 3 で 2. を選択した保育所のみお答えください。

衛生管理上の課題が生じていない理由について、その取組内容も含め、具体的にご記入ください。
また、以前は課題が生じていたが、当該取組等により克服された場合には、その旨もご記入ください。

⇒ 回答欄 3 3 - 2

Q 3 4 <保育所の所長への質問>

※ 代替食の提供等、事業者による個別の対応が難しく、給食の搬入後、改めて保育所において調理・加工している保育所のみお答えください。

事業者から給食が搬入された後、保育所において調理・加工する場合は、保育士の業務負担の増大が生じているとの指摘がありますが、貴保育所ではこの点について、負担の増大が生じていますか。次の選択肢から選んでください。
1. 負担の増大が生じている
2. 負担の増大は生じていない

⇒ 回答欄 3 4

Q 3 4 - 2 <保育所の所長への質問>

※ Q 3 4 で 2. を選択した保育所のみお答えください。

保育士の業務負担の増大が生じていない理由について、その取組内容も含め、具体的にご記入ください。
また、以前は負担の増大が生じていたが、当該取組等により克服された場合には、その旨もご記入ください。

⇒ 回答欄 3 4 - 2

Q 3 5 <保育所の所長への質問>

3 歳未満児への給食の外部搬入を行うに当たり、代替食の提供や調理形態の工夫など、食物アレルギー児や体調不良児に対するきめ細やかな対応は、すべて外部搬入事業者が行っていますか。次の選択肢から選んでください。
1. すべて外部搬入事業者が対応している
2. 一部保育所が対応している

⇒ 回答欄 3 5

Q 3 5 - 2 <保育所の所長への質問>

※ Q 3 5 で 1. を選択した保育所のみお答えください。

すべて外部搬入事業者が対応できている理由について、その取組内容も含め、具体的にご記入ください。
また、以前はできなかったが、当該取組等によりできるようになった場合に

は、その旨もご記入ください。

⇒ 回答欄 3 5 - 2

Q 3 5 - 3 <保育所の所長への質問>

※ Q 3 5 で 2. を選択した保育所のみお答えください。

どのような場合に、どの程度、保育所で対応していますか。また、なぜ外部搬入事業者では対応できないのか、それぞれについて具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 3 5 - 3

Q 3 6 <保育所の所長への質問>

食育への対応について、自園調理を行う保育所より外部搬入を行う保育所の方が、取り組み割合が低くなっているとの指摘があります。貴保育所では、これらの点について、どのような取組を行っていますか。具体的な取組内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 3 6

Q 3 6 - 2 <保育所の所長への質問>

Q 3 6 で回答いただいた取組により、従来と比べて、Q 3 6 の指摘が克服されましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 克服された
2. 克服されていない
3. 分からない

⇒ 回答欄 3 6 - 2

Q 3 6 - 3 <保育所の所長への質問>

※ Q 3 6 - 2 で 1. を選択した保育所のみお答えください。

具体的に何が、どのように克服されたのか、その内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 3 6 - 3

Q 3 6 - 4 <保育所の所長への質問>

※ Q 3 6 - 2 で 2. を選択した保育所のみお答えください。

克服できていない点及びその理由について、具体的にご記入ください。また、克服には至っていないが、改善が見られた点があれば、併せてご記入ください。

⇒ 回答欄 3 6 - 4

Q 3 6 - 5 <保育所の所長への質問>

給食の外部搬入導入により、新たに始めた食育活動がある場合には、その内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 3 6 - 5

Q 3 6 - 6 <保育所の所長への質問>

給食の外部搬入導入により、できなくなった食育活動がある場合には、その内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 3 6 - 6

Q 3 7 <保育所の所長への質問>

本特定事業における適用の要件や手続きの問題について、お気づきの点があれば、具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 3 7

Q 3 8 <保育所の所長への質問>

本特定事業の実施にあたり、更なる規制緩和の提案があれば具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 3 8

Q 3 9 <保育所の保育士への質問>

給食を外部搬入することで生じていると思われる効果はありますか。具体的にご記入ください。
また、給食の外部搬入についてお気づきの点があれば、そちらもご記入ください。

⇒ 回答欄 3 9

Q 4 0 <保育所児の保護者への質問>

貴保育所で提供される給食について、お子様の感想や、お気づきの点などがありましたら、具体的にご記入ください。
また、自園調理時と比較して、給食業務の外部搬入の実施によって良くなった点、または悪くなった点があれば、そちらもご記入ください。

⇒ 回答欄 4 0

Q 4 1 <外部搬入事業所への質問>

給食の外部搬入では、発達段階に配慮した給食の対応、特に離乳食をはじめ3歳未満児に必要な個別の対応が困難との指摘がありますが、貴事業所ではこの点について、どのような取組を行っていますか。また、その取組は、いつ頃から行っていますか。具体的な取組内容等をご記入ください。

⇒ 回答欄 4 1

Q 4 1 - 2 <外部搬入事業所への質問>

Q 4 1 で回答いただいた取組により、従来と比べて、Q 4 1 の指摘が克服さ

れましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 克服された
2. 克服されていない
3. 分からない

⇒ 回答欄 4 1－2

Q 4 1－3 <外部搬入事業所への質問>

※ Q 4 1－2 で 1. を選択した事業所のみお答えください。

具体的に何が、どのように克服されたのか、その内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 4 1－3

Q 4 1－4 <外部搬入事業所への質問>

※ Q 4 1－2 で 2. を選択した事業所のみお答えください。

克服できていない点及びその理由について、具体的にご記入ください。また、克服には至っていないが、改善が見られた点があれば、併せてご記入ください。

⇒ 回答欄 4 1－4

Q 4 2 <外部搬入事業所への質問>

アレルギー児への対応について、3歳未満児はアレルギー原因物質が多岐にわたっているうえ、有病率が年々増加傾向にあり、代替食の提供が難しく、対応が困難との指摘がありますが、貴事業所ではこの点について、どのような取組を行っていますか。また、その取組は、いつ頃から行っていますか。具体的な取組内容等をご記入ください。

⇒ 回答欄 4 2

Q 4 2－2 <外部搬入事業所への質問>

Q 4 2 で回答いただいた取組により、従来と比べて、Q 4 2 の指摘が克服されましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 克服された
2. 克服されていない
3. 分からない

⇒ 回答欄 4 2－2

Q 4 2－3 <外部搬入事業所への質問>

※ Q 4 2－2 で 1. を選択した事業所のみお答えください。

具体的に何が、どのように克服されたのか、その内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 4 2－3

Q 4 2－4 <外部搬入事業所への質問>

※ Q 4 2－2 で 2. を選択した事業所のみお答えください。

克服できていない点及びその理由について、具体的にご記入ください。また、克服には至っていないが、改善が見られた点があれば、併せてご記入ください。

い。

⇒ 回答欄 4 2 - 4

Q 4 3 <外部搬入事業所への質問>

体調不良児への対応について、食事の個別対応、症状により量の加減や品目の除去又は変更などのきめ細かい対応が困難との指摘がありますが、貴事業所では代替食の提供を行っていますか。次の選択肢から選んでください。

1. 代替食の提供を行っている
2. 一部代替食の提供を行っている
3. 代替食の提供を行っていない

⇒ 回答欄 4 3

Q 4 3 - 2 <外部搬入事業所への質問>

※ Q 4 3 で 1. 又は 2. を選択した事業所のみお答えください。

代替食の提供を行うに当たり、保育所等との間で工夫されている取組等がありますか。その内容について具体的にご記入ください。

また、以前は代替食の提供ができなかったが、当該取組等によりできるようになった場合には、その旨もご記入ください。

⇒ 回答欄 4 3 - 2

Q 4 4 <外部搬入事業所への質問>

給食の外部搬入を行うに当たり、外部搬入事業者と、保育所や市町村の保育担当者等との連携が不十分な例が見られるとの指摘がありますが、貴事業所ではこの点について、どのような取組を行っていますか。また、その取組は、いつ頃から行っていますか。具体的な取組内容等をご記入ください。

⇒ 回答欄 4 4

Q 4 4 - 2 <外部搬入事業所への質問>

Q 4 4 で回答いただいた取組により、従来と比べて、Q 4 4 の指摘が克服されましたか。

1. 克服された
2. 克服されていない
3. 分からない

⇒ 回答欄 4 5 - 2

Q 4 5 - 3 <外部搬入事業所への質問>

※ Q 4 5 - 2 で 1. を選択した事業所のみお答えください。

具体的に何が、どのように克服されたのか、その内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 4 4 - 3

Q 4 4 - 4 <外部搬入事業所への質問>

※ Q 4 4 - 2 で 2. を選択した事業所のみお答えください。

克服できていない点及びその理由について、具体的にご記入ください。また、

克服には至っていないが、改善が見られた点があれば、併せてご記入ください。

⇒ 回答欄 4 4 - 4

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

令和3年度調査の概要

1. 関係府省庁名	厚生労働省
2. 特例措置番号	920
3. 特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
4. 弊害の発生に関する調査	
① 調査内容	給食の外部搬入による弊害を明らかにするために、以下の事項について調査を行う。 ・外部搬入の実施理由 ・外部搬入の実施方法 ・食事内容の評価 ・外部搬入の総合評価
② 調査方法	アンケート調査を行った上、必要に応じて適宜ヒアリング、現地調査を行う。
③ 調査対象	①市町村担当者、②外部搬入事業者、③保育所施設長、④保育士
④ 実施スケジュール	調査票の配布 令和3年11月上旬 調査票の回収 令和3年11月下旬 調査結果とりまとめ 令和4年1月下旬

5. 担当連絡先

① 所属	厚生労働省子ども家庭局保育課
② 役職	係長
③ 氏名	角野 慎一
④ TEL	03-3595-2542
⑤ FAX	03-3595-2674
⑥ メールアドレス	kakuno-shinichi@mhlw.go.jp

【記載要領】

①	調査内容	※どのような弊害を想定し、何を明らかにするための調査かを記入してください。具体的には以下のとおり。 ・特定事業の実施状況について ・特定事業を実施できていない原因について ・規制の特例措置の実施に支障がないかについて
②	調査方法	※原則書面の送付による調査とします(電子メールを含む)。 ※書面調査を行った上で、ヒアリング、現地調査等、必要に応じて追加的に行う調査方法があれば記入してください。
③	調査対象	※調査の対象となる全ての主体を具体的に記入してください。 (認定地方公共団体、事業者の他、利用者等にも調査を行う場合等、全ての対象を記入願います。)
④	実施スケジュール	※特段の事情がない限り、実施スケジュールは以下のとおりお願いします。 調査票の配布 令和3年11月 調査票の回収 令和4年1月 調査結果とりまとめ 令和4年1月 なお、ヒアリング・現地調査を行う場合も、令和4年1月中にとりまとめを終えるようにしてください。

公立保育所の給食の外部搬入容認事業に係る弊害調査集計表

I 外部搬入の実施理由

1 給食の外部搬入を実施することとした（しようとした）理由は何ですか。あてはまるもの全てに○をしてください。【市町村】

1. 業務の効率化を図るため
2. 給食メニューの多様化を図るため
3. 少子化により低下した学校給食センターの稼働率を上げるため
4. 地元農産物の活用や幼稚園・小学校・中学校などの一貫的な体制の確保を推進するため
5. 人件費の削減を図るため
6. その他

具体的に記入（ ）

II 外部搬入の実施方法

1 外部搬入の実施状況

(1) 各保育所における入所児童の年齢ごとに外部搬入の実施状況をお答えください。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 全年齢において実施
2. 離乳期初期の年齢（おおよそ5月齢）から実施
3. 離乳期の途中の年齢（おおよそ5月齢から15月齢の間）から実施
4. 離乳期後の年齢（15月齢以上）から実施
5. その他

具体的に記入（ ）

2 保育所に給食を搬入する事業者（搬入元）について

(1) 搬入元はどのような事業者ですか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 学校給食センター
2. ケータリング業者
3. 他の保育所
4. その他

具体的に記入（ ）

(2) 専門的な立場から必要な指導を行う栄養士が配置されていますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 市町村に配置されている
2. 保育所に配置されている
3. 事業者に配置されている
4. 配置していない

(3) 搬入元を選定する際にどのようなことを重視しましたか。あてはまるもの3つまで○をしてください。【市町村】

1. 学校給食での実績
2. 病院給食等での実績
3. 企業規模又は事業者の経営状況
4. 保育所との距離の近接状況
5. 市町村との契約の際の料金
6. 調理設備
7. 外部搬入の実施体制の充実度
8. 栄養士の有無
9. 食材の購入に係る契約締結内容
10. アレルギー食、乳児食等多様なメニューに対する対応力又は契約締結内容
11. その他

具体的に記入（ ）

(4) 搬入元は、調理業務従事者に対し、定期的に健康診断及び検便を実施していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【事業者】

1. 実施している
2. 実施していない

(5) 搬入元に対し、定期的に健康診断及び検便の実施状況及び結果を確認していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【市町村、施設】

1. 確認している
2. 確認していない

(6) 搬入元とは契約書を締結若しくは覚書を交わし、又は確認事項を書面で取り交わしましたか。あてはまるもの1つに○をしてください。【市町村】

1. 取り交わした
2. 取り交わしていない

(6-a) (6)において、「1 取り交わした」と答えた市町村のみお答えください。契約書又は確認事項を記載した書面（以下「契約書等」と言います。）にはどのような条件を付していますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【市町村】

1. 発達段階に応じた対応の義務づけ
2. アレルギー児への対応の義務づけ
3. 体調不良児に対する対応の義務づけ
4. 食材に関する内容
5. 食育の推進
6. 給食の提供回数
7. 外部搬入の対象とする年齢
8. 給食内容等について定期的に検討する施設と事業者側で構成する会議に係る内容
9. その他

具体的に記入（ ）

3 給食の内容

(1) 給食材料、献立等の決定は誰がどのように行っていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

- A. 献立の決定について
 - a. 市町村保育担当部局が決定
 - b. 施設が決定
 - c. 事業者が決定
 - d. 事業者と施設が相談して決定
 - e. その他

具体的に記入（ ）

- B. 給食材料の決定について
 - a. 市町村保育担当部局が決定
 - b. 施設が決定
 - c. 事業者が決定
 - d. 事業者と施設が相談して決定
 - e. その他

公立保育所の給食の外部搬入容認事業に係る弊害調査集計表

具体的に記入（ ）

(2) 施設は、入所児童の栄養基準及び献立の作成基準等が事前に搬入元に対し明示されていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。
(事業者側の栄養士等で作成基準を策定している場合は、明示していないを選択してください。) 【施設】

1. 明示している

- ・誰が明示していますか
- a. 市町村保育担当部局
- b. 施設
- c. その他

具体的に記入（ ）

・何を明示していますか（複数回答可）

- a. 栄養基準
- b. 献立の作成基準
- c. 食材の購入基準
- d. 年齢に応じた調理加工基準
- e. アレルギー児への対応
- f. 体調不良児への対応
- g. その他

具体的に記入（ ）

2. 明示していない

- ・明示していない理由は何ですか
- a. 事業者の栄養士が作成することとしているため
- b. 事業者の栄養士以外の事業者の職員が作成することとしているため
- c. 明示することはそもそも考えていないため
- d. その他

具体的に記入（ ）

(2-a) (2)において、「1 明示している」と答えた施設のみお答えください。明示している場合には、献立表が当該基準どおり作成されているか事前に確認が行われていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

- 1. 確認を行っている
- 2. 確認を行っていない

(2-b) (2)において、「2 明示していない」中、a又はbと答えた施設のみお答えください。事業者ではどのような基準を作成しているか確認していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 事前に確認している

・事前に確認している場合、次の中から、確認している内容すべてに○をしてください。

- a. 栄養基準
- b. 献立の作成基準
- c. 食材の購入基準
- d. 年齢に応じた調理加工基準
- e. アレルギー児への対応
- f. 体調不良児への対応
- g. その他

具体的に記入（ ）

- 2. 事前に確認していないが、事後に確認している
- 3. 確認していない

(2-c) (2)において、「2 明示していない」中、a又はbと答えた施設で、(2-b)において「1 事前に確認している」と回答した施設のみお答えください。献立表が事業者が作成した基準どおり作成されているか事前に確認を行いましたか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

- 1. 事前に確認を行った
- 2. 事前に確認を行っていない

(3) 給食内容等について定期的に検討する、施設と事業者側で構成する会議を設置していますか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 設置している

・誰が会議に参加していますか。aからjのうち、あてはまるもの全てに○をしてください。

- a. 市町村保育担当部局
- b. 施設の長
- c. 施設の保育士
- d. 施設の栄養士
- e. 施設の調理員
- f. 事業者の長
- g. 事業者の栄養士
- h. 事業者の調理員
- i. 事業者のその他の職員
- j. その他

具体的に記入（ ）

2. 設置していない

4 事故等の発生

(1) 外部搬入の実施期間中において、実際に、食物アレルギー対応、誤飲、食中毒等のひやりはと事例はありましたか。あてはまるもの1つに○をしてください。【市町村、施設、事業者】

1. 何らかのひやりはと事例が発生した

具体的に記入（ ）

2. 特になし

(2) 外部搬入の実施期間中において、実際に、食中毒等の事故は起こりませんでしたか。あてはまるもの1つに○をしてください。【市町村、施設、事業者】

1. 何らかの事故が発生した

2. 特になし

5 保育所における給食の配膳方法等

(1) 延長保育等の実施により1日の給食回数と1日の搬入回数が異なっている場合のみお答えください。昼の給食時以外の時には実際にどのように配膳していますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

- 1. 外部搬入、自園調理、市販品の活用を組み合わせ、配膳を行っている
- 2. 搬入後、保管された給食を施設において温め直している
- 3. 搬入後、保管された給食(本来温めるなどの必要のないもの)をそのまま配膳している

公立保育所の給食の外部搬入容認事業に係る弊害調査集計表

4. 搬入後、保管された給食について、本来温めるなどの必要があるが人員の問題からそのまま配膳している
5. 搬入後、保管された給食について、本来温めるなどの必要があるが設備の問題からそのまま配膳している
6. 離乳食期の乳幼児のみ、簡単な調理のうえ配食している
7. その他
具体的に（ ）

6 子どもの発達状況に応じた適切な食事の提供

(1) 離乳食について、月齢・発達に応じて、何段階で外部搬入による給食を提供していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。
(注) 離乳食初期、離乳食中期、離乳食後期、離乳食完了期で分けて、給食を作って提供している場合には、4段階となります。【施設】

1. 1段階
2. 2段階
3. 3段階
4. 4段階
5. 5段階以上
6. 離乳食は外部搬入をしていない。(保育所で作っている。)
7. 離乳する月齢の入所児童に対して特別に離乳食を提供していない。(通常の給食を提供している。)
8. その他
具体的に記入（ ）

(2) 搬入元は、当該保育所のほか、どのような施設に給食等を提供していますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【事業者】

1. 他の保育所
2. 幼稚園
3. 小学校
4. 中学校
5. 高校
6. 保育所以外の児童福祉施設
6. 児童福祉施設以外の社会福祉施設
7. 病院
8. その他
具体的に記入（ ）

(3-a) 3歳未満児の給食について、搬入元が、就学前児童以外に小学生や高齢者など他の年齢層の者の食事と同時に提供している場合、これらの者と同じ構成の食事内容ですか。若しくは、何らかの食事内容を変更して提供していますか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。※3歳未満児に対し、外部搬入の給食を提供している場合のみお答えください。【事業者】

1. 変更している
・変更している場合、つぎのaからeのうち、あてはまるもの全てに○をしてください。
a. 給食の量を調整している
b. 食材の種類（繊維の多い食材等）や、きざんだり、つぶしたりするなど食べやすいように形態を調整している
c. 味を薄くするなど味付けを調整している
d. 団子や魚の小骨など窒息等の事故が起こる恐れのあるものを除いている
e. その他
具体的に記入（ ）
2. 変更していない

(3-b) 3歳未満児の給食について、搬入元が、就学前児童以外に小学生や高齢者など他の年齢層の者の食事と同時に提供している場合、食事内容を変更しなかった理由は何ですか。あてはまるもの全てに○をしてください。【事業者】

1. 就学前児童だけ別に給食を作ることは、設備的に困難であるため
・困難な理由を具体的に（ ）
2. 就学前児童だけ別に給食を作ることは、人員的に困難であるため
・困難な理由を具体的に（ ）
3. 就学前児童だけ別に給食を作ることは、1、2以外の理由で困難であるため
・困難な理由を具体的に（ ）
4. 就学前児童だけ別に給食を作ることは、そもそも検討しなかった
5. その他
具体的に記入（ ）

(3-c) 3歳未満児の給食について、外部搬入による給食について、各保育所において、個々の入所児童の発達段階に応じてきざみ等を行うなど、適切な対応をしていますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 個々の入所児童の発達段階に応じた対応をしている
a. 給食の量を調整している
b. 食材の種類（繊維の多い食材等）や、きざんだり、つぶしたりするなど食べやすいように形態を調整している
c. 味を薄くするなど味付けを調整している
d. 団子や魚の小骨など窒息等の事故が起こる恐れのあるものを除いている
e. その他
具体的に記入（ ）
2. 個々の入所児童の発達段階に応じた対応をしてない

(3-d) 3歳未満児の給食について、(3-c)の対応を行っている者は誰ですか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 対象児童の担当保育士
2. その他の保育士
3. 保育所の栄養士
4. 保育所の調理員
5. その他
具体的に記入（ ）

7 食物アレルギー児への対応

(1-a) このアンケート記入日において、3歳未満児のアレルギー児は何人いますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 0人
2. 1～3人
3. 4～6人
4. 7～9人
5. 10人以上

(1-b) このアンケート記入日において、3歳以上児のアレルギー児は何人いますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 0人
2. 1～3人
3. 4～6人

公立保育所の給食の外部搬入容認事業に係る弊害調査集計表

4. 7～9人
5. 10人以上

(2) (1-a) 又は (1-b) でアレルギー児が1人以上いると答えた施設のみ回答してください。従来、食物アレルギー児の給食はどのように実施していましたか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

・食物アレルギー児の把握方法

1. 入所申込書の記載又は入所申込み時の質問により把握していた
2. 入所後の保護者との面談の際に申告させていた
3. 保護者の自己申告に委ねていた
4. 特段把握していなかった
5. その他
具体的に記入（ ）

・食事方法

1. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ別に調理を行っていた
2. その日の献立内容に応じて、当該児童にだけ自宅から弁当を持参させていた
3. 原則当該児童にだけ自宅から弁当を持参させていた
4. 特に対応を異ならせていなかった
5. その他
具体的に記入（ ）

(3) 外部搬入を実施後、食物アレルギー児の給食はどのように実施していますか。【施設】

・食物アレルギー児の把握方法

1. 入所申込書の記載又は入所申込み時の質問により把握している
2. 入所後の保護者との面談の際に申告させている
3. 保護者の自己申告に委ねている
4. 特段把握していない
5. その他
具体的に記入（ ）

・食事方法

1. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ保育施設内の調理機能を活用し、別に調理を行っている
2. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ外搬事業者が別に調理を行っている
3. その日の献立内容に応じて、当該児童にだけ自宅から弁当を持参させている
4. 原則当該児童だけ自宅からの弁当を持参させている
5. 特に対応を異ならせていない
6. その他
具体的に記入（ ）

(4) 食物アレルギー児に対する給食への対応に係るマニュアル（食物アレルギー児の把握、事業所への連絡などの手順をまとめたもの）を作成していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 作成している
2. 作成していない

(5) 生活管理指導表を使用していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 使用している。
2. 使用を検討中もしくは使用していない
・ 2 の場合、a から h のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。
a. 自治体独自の書式を使用している（生活管理指導表に準じた書式）
b. 自治体独自の書式を使用している（上記以外）
c. 医師の診断書や血液検査結果を使用
d. 使用したいが、関係者・関係機関の理解が得られない。
e. 使用したいが、活用方法がわからない。
f. 使用する必要性を感じない。
g. 生活管理指導表を知らなかった。
h. その他（ ）

8 体調不良児への対応

(1) 年平均で、1週間あたり3歳未満の体調不良児はのべ何人いますか。最もあてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 0人
2. 1～3人程度
3. 4～6人程度
4. 7～9人程度
5. 10人以上程度

(2) 従来、体調不良児に対する給食はどのように実施していましたか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

・体調不良児の把握方法

1. 登所時に保護者から聞き取り
2. 登所時又は保育中の観察
3. 連絡帳により把握
4. その他
具体的に記入（ ）

・食事方法

1. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ別に調理（柔らかくしたりすることなどを含む。）を行っていた
2. 症状により量の加減や品目の除去又は変更を行う。（消化に悪いものをのぞき、消化に良いものだけを食べさせる、牛乳をお茶に替える等）
3. 特別な対応はしなかった
3. 原則帰宅させていた
4. その他
具体的に記入（ ）

(3) 外部搬入を実施後、体調不良児の給食はどのように実施していますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

・体調不良児の把握方法

1. 登所時に保護者から聞き取り
2. 登所時又は保育中の観察
3. 連絡帳により把握
4. その他
具体的に記入（ ）

・食事方法

公立保育所の給食の外部搬入容認事業に係る弊害調査集計表

1. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ保育所内の調理機能を活用し、保育所において別に調理(柔らかくしたりすることなどを含む)を行っている
 2. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ外搬事業者が別に調理(柔らかくしたりすることなどを含む)を行っている
 3. 症状により量の加減や品目の除去又は変更を行う(消化の悪いものを除き、消化に良いものだけを食べさせる、牛乳をお茶に変える)
 4. 特別な対応はしなかった
 5. 原則帰宅させている
 6. その他
- 具体的に記入()

(4) 体調不良児に対する給食への対応に係るマニュアル(体調不良児の把握、事業者への連絡などの手順をまとめたもの)を作成していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 作成している
2. 作成していない

9 食育への取組み

(1) 外部搬入実施前の取組について、実施していたもの全てに○をしてください。【施設】

1. 野菜作りを行うなど食材に目向け、食材と給食との関係に関心を持つための取組の実施(例: 野菜などの栽培や収穫を行う、旬のものや季節感のある食材や料理を食べるなど)
2. 調理場面を見せる等調理者や食材の生産者に対し関心を持ち、これらの者に関心又は感謝の気持ちを持つための取組の実施(例: 給食センターの見学等)
3. 調理保育(皮むき、洗う、切る、煮る、蒸すなど)を行う機会等を設ける
4. お誕生日会、季節に応じた行事食やバイキング等、いつもと違った食事スタイルの給食の実施
5. 食育計画を保護者に配布している
6. 地元産等、食材の選び方に配慮している
7. 保育所と事業者で構成する定期的な連絡会を設けている

(2) 外部搬入実施後の取組について、実施していたもの全てに○をしてください。【施設】

1. 野菜作りを行うなど食材に目向け、食材と給食との関係に関心を持つための取組の実施(例: 野菜などの栽培や収穫を行う、旬のものや季節感のある食材や料理を食べるなど)
2. 調理場面を見せる等調理者や食材の生産者に対し関心を持ち、これらの者に関心又は感謝の気持ちを持つための取組の実施(例: 給食センターの見学等)
3. 調理保育(皮むき、洗う、切る、煮る、蒸すなど)を行う機会等を設ける
4. お誕生日会、季節に応じた行事食やバイキング等、いつもと違った食事スタイルの給食の実施
5. 食育計画を保護者に配布している
6. 保護者が給食を見ることができるよう、展示している
7. 地元産等、食材の選び方に配慮している
8. 保育所と事業者で構成する定期的な連絡会を設けている

(3) (1) で行っていた取組であって、(2) で行わなくなった取組がある場合のみお答えください。外部搬入実施前に行っていた取組が、外部搬入実施後に行えなくなった理由は何ですか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 自園調理を行わなくなったため
2. コストを削減するため
3. その他

具体的に記入()

10 事後確認と改善に向けた取組み

(1) 保育所や市町村等の栄養士等により、献立等につき必要な事項を搬入元に対し指導・助言等を行っていますか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行った
 2. 行っていない
- ・行っていない場合、aからcのうち、あてはまるもの1つに○をしてください。
- a. 献立表は提出させるのみで栄養士等によるチェックは行っていない
 - b. 栄養士等にチェックさせているが、特に指導・助言等を行うべきことはなかった
 - c. その他

具体的に記入()

(2) 毎回、検食を行っていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行っている
2. 行っていない

(3) 随時児童の嗜好調査の実施及び喫食状況の把握を行っていますか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【施設、事業者】

・嗜好調査について

1. 実施
 - ・実施している場合、あてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. 保護者からの聞き取り調査
 - b. 児童からの聞き取り調査
 - c. 日々の観察
 - d. その他

具体的に記入()

2. 実施していない

・喫食状況の把握について

1. 実施
 - ・実施している場合、最もあてはまるもの1つに○をしてください。
 - a. 毎食後、児童ごとに残食状況を記録
 - b. 毎食後、全体的な残食状況を記録
 - c. 定期的に、児童ごとの残食状況を記録
 - d. 定期的に、全体的な残食状況を記録
 - e. 定期的に、巡回して観察し記録
 - f. 不定期に、気になったときだけ残食状況を記録
 - g. その他

具体的に記入()

2. 実施していない

公立保育所の給食の外部搬入容認事業に係る弊害調査集計表

(4) 給食が、実際に栄養基準を満たしているかにつき確認を行っていますか（例えば、「献立の内容検討表」（献立によって摂取されること予想される栄養素量及びエネルギー量並びに食品使用量の一覧表）と「月次報告書」（献立を1ヶ月実施した後、実際に栄養素量及びエネルギー量並びに食品使用量が目標どおり提供できたかどうかの一覧表）の提出を事業者に対し求めるなど）。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行った
 - ・行った場合、aからcのうちあてはまるもの1つに○をしてください。
 - a. 毎日、報告等を受ける又は事業者との連絡会などで確認を行っている
 - b. 毎月、報告等を受ける又は事業者との連絡会などで確認を行っている
 - c. その他
 - 具体的に記入（ ）
2. 行っていない

(5) 調理業務の衛生的取扱いについて確認等を行っていますか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行った（器具の消毒等につき点検表で確認など）
 - ・行った場合、aからcのうちあてはまるもの1つに○をしてください。
 - a. 器具の消毒等につき点検表で確認
 - b. 食材検収表の記録
 - c. その他
 - 具体的に記入（ ）
2. 行っていない

(6) 外部搬入を実施後、保護者等を対象にした試食会等の定期的な実施など、保護者の要望を反映させる取組みや保護者への情報提供を行っていますか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行った
 - ・行った場合、aからdのうちあてはまるもの1つに○をしてください。
 - a. 給食の展示
 - b. 給食だより等の発行
 - c. 給食の試食会の実施
 - d. その他
 - 具体的に記入（ ）
2. 行わなかった

(7) 給食を食べた児童の反応等につき、保育所において記録を残す等の措置を講じていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 講じた
2. 講じていない

(8) 外部搬入された給食を食べた児童の反応等が、作り手（事業者）に伝わるように何らかの配慮を行いましたか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行った
 - ・行った場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. 搬入事業者との定期的な連絡（連絡ノート、電話連絡等）
 - b. 事業者と施設との連絡会議を設けて報告
 - c. その他
 - 具体的に記入（ ）
2. 行わなかった

(9) 事業者と施設の間で、給食に係る情報のやりとりや課題の共有を行う仕組みはありますか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. ある
 - ・仕組みがある場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. 事業者と施設等で会議を設置し、定期的に情報交換等を行っている
 - b. 事業者と施設等で報告書等により、定期的に情報交換等を行っている
 - c. その他
 - 具体的に記入（ ）
2. ない

Ⅲ 食事内容の評価

1 食事内容

(1) 外部搬入実施後、給食の献立等には変化がありましたか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【保育士】

1. 変化があった
 - ・変化があった場合、aからjのうちあてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. 給食の献立そのもの（メニュー）が多様化した
 - b. アレルギー児、体調不良児への対応が容易になった
 - c. 成長の度合いに応じ、給食の献立が多様になった
 - d. 保育内容が豊かになった
 - e. 給食の献立そのもの（メニュー）が画一化した
 - f. アレルギー児、体調不良児への対応が困難になった
 - g. 各年齢を通じて小学校の給食の量を減らしただけの食事となった
 - h. 冷たいものをそのまま食べるようになった
 - i. 保育内容が豊かにならなかった
 - j. その他
 - 具体的に記入（ ）
2. 変化がなかった

2 年齢に応じた給食の評価

(1) 一人一人の月齢・年齢・発育状態や食事の回数・時機などに応じた適切な対応が行われましたか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【保育士】

1. 行われた
 - ・行われた場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. 施設内調理の時よりも、年齢・月齢ごとの発育状況に応じた適切なメニューとなった
 - b. 施設内調理の時から特段悪化した事項はない
 - c. その他
 - 具体的に記入（ ）
2. 行われなかった
 - ・行われなかった場合、aからeのうちあてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. 小学校の給食の量を減らしただけの食事となった（年齢ごとに対応した食事ではなく、年齢を通じて量を変化させただけの画一的な食事となった）

公立保育所の給食の外部搬入容認事業に係る弊害調査集計表

- b. 乳幼児には不向きな調理（きざみ方、大きさ、辛さ、甘さ、塩分等）となった
 - c. 低年齢児への対応がなおざりになった
 - d. 延長保育、夜間保育等を行う場合の対応が以前より困難になった
 - e. その他
- 具体的に記入（ ）

3 食物アレルギー児に対する給食

(1) II 7 (1-a) 又は (1-b) で、アレルギー児が1人以上いると答えた施設のみ回答してください。食物アレルギー児に対する給食に関し、適切な対応が行われましたか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【保育士】

- 1. 行われた
 - ・行われた場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ保育施設内の調理機能を活用し、別に調理を行っている
 - b. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ外搬事業者が別に調理を行っている
 - c. その他
- 具体的に記入（ ）
- 2. 行われなかった
 - ・行われなかった場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. その日の献立内容に応じて、当該児童にだけ自宅から弁当を持参させている
 - b. 原則当該児童だけ自宅からの弁当を持参させている
 - c. その他
- 具体的に記入（ ）

4 体調不良児に対する給食の評価

(1) 体調不良児に対する給食に関し、適切な対応が行われましたか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【保育士】

- 1. 行われた
 - ・行われた場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ別に調理（柔らかくしたりすることなどを含む。）を行っていた
 - b. 症状により量の加減や品目の除去又は変更を行う。（消化に悪いものをのぞき、消化に良いものだけを食べさせる、牛乳をお茶に替える等）
 - c. その他
- 具体的に記入（ ）
- 2. 行われなかった
 - ・行われなかった場合、a、bのうちあてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. 原則帰宅させていたため、特に対応していない
 - b. その他
- 具体的に記入（ ）

IV 総合評価

1 経営の効率化

(1) 給食の外部搬入は、公立保育所のコスト削減等効率的な運営に資することにつながりましたか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。1を選択した場合には、a、bのうちあてはまるもの1つに○をしてください。【市町村】

- 1. つながった
 - a. 給食調理の外部委託により、コストを削減できた。（コストの削減割合について、アからオのうちあてはまるもの1つに○をしてください。
 - ア. 3割以上
 - イ. 2割以上3割未満
 - ウ. 1割以上2割未満
 - エ. 0.5割以上1割未満
 - オ. 0.5割未満
 - b. その他
- 具体的に記入（ ）
- 2. つながらなかった
 - 具体的に記入（ ）

2 外部搬入の総合評価

(1) 保育所において、給食を外部搬入した結果、生じた結果全てに○をしてください。【市町村、施設、保育士】

- 【外部搬入した結果 良くなった点】
 - a. 体調不良児、アレルギー児、低年齢児への対応が容易になった
 - b. メニューが多様化した
 - c. コストが削減された
 - d. 味が良くなった、残食が少なくなった
 - e. 保育所と小学校・中学校など一環的な給食の提供ができるようになった
 - f. 地元食材の大量購入などにより、食育を進めることができた
 - g. その他
- 具体的に記入（ ）
- h. 特になし
- 【外部搬入した結果 悪くなった点】
 - i. 体調不良児、アレルギー児、低年齢児への対応が困難になった
 - j. メニューが画一化した
 - k. 味が悪くなった、残食が多くなった
 - l. 量が少ない又は多い
 - m. 小骨の多い魚や、のどにつまりやすい食材の使用など幼児向きではない給食になった
 - n. 配膳などの時間が自由にできなくなった
 - o. 食育の活動が十分に行えなくなった
 - p. 保護者への支援が十分に行えなくなった
 - q. その他
- 具体的に記入（ ）
- r. 特になし

3 外部搬入の要件について

(1) 外部搬入を認めるための要件として追加すべきと考える事項について、aからhのうち、あてはまるもの全てに○をしてください。【市町村、施設、保育士】

- a. 乳幼児専門の栄養士の配置
 - b. 乳幼児の発達段階にあわせた調理の実施（離乳食、きざみ方、事故の起こりそうな食材の除去など）
 - c. アレルギー児に係る対応のマニュアル化
 - d. 体調不良児への対応のマニュアル化
 - e. 外部搬入に係る責任者の配置又は明確化
 - f. 事業者、施設等からなる、外部搬入に係る情報や課題を共有するための会議の設置
 - g. 乳幼児期の「食」の重要性を十分に考慮できているか
 - h. その他
- 具体的に記入（ ）

公立保育所の給食の外部搬入容認事業に係る弊害調査集計表

番号	920
特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	保育所における給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。
特例措置の内容	1 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内における保育所について、次に掲げる要件を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所は、3歳未満児に対して給食の外部搬入を行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 一 乳幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。 四 乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。 2 外部搬入を実施するに当たっては、次の一から四までに留意すること。 一 外部搬入を実施する保育所においては、調理室として加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を有すること。 二 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準を遵守すること。 三 子どもの年齢、発達の段階や健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等子どもの食事の内容、回数や時機に適切に応じることができること。 四 食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するように努めること。 ※なお、平成22年6月1日より、3歳以上児に対しては、公立・私立を問わず給食の外部搬入方式の採用が可能となっている。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

1. 特例を設ける趣旨

公立保育所における運営の合理化を進める等の観点から、一定の要件を満たす場合、公立保育所における3歳未満児に対する給食の外部搬入が可能となるよう、特例を設けるものです。

※なお平成22年6月1日より、3歳以上児に対しては、公立・私立を問わず給食の外部搬入方式の採用が可能

2. 特例の概要

(1) 公立保育所についてその運営の合理化を進める等の観点から、次の要件に該当する場合、公立保育所における3歳未満児に対する給食の外部搬入を可能とします。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお、当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとします。

- ① 乳幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- ② 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- ③ 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- ④ 乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- ⑤ 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(2) 外部搬入を実施するに当たっては、次の事項に留意すること。

- ① 外部搬入を実施する保育所においては、調理室として加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を有すること。
- ② 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準を遵守すること。
- ③ 子どもの年齢、発達の段階や健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー

一、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等子どもの食事の内容、回数や時機に適切に応じることができること。

- ④ 食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するように努めること。

※「公立保育所についてその運営の合理化を進める等の観点」とは、例えば、児童一人当たりにかかる保育コストが比較的高い過疎地域等の公立保育所において、公営の給食センター等を活用することにより、公立保育所及び給食センター相互で一体的な運営を行うこと等を想定しています。

3. 基本方針の記載内容の解説

①「調理機能を有する設備」

保存、配膳及び加熱や離乳食、食物アレルギー及び体調不良児等の対応に支障が生じない程度の設備を想定しています。なお、調理室の必置規制を緩和したものではありません。

②「調理業務の受託者との契約内容が確保されていること」

この調理業務の受託については、「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）」を基準としてお示ししています。

③「社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準」

この衛生基準とは、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2の規定を指しています。

④「食育プログラムに基づき食事を提供するように努めること」

食育プログラムとは、食育を図る観点から、発育・発達過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めたものをいいます。具体的には、「保育所保育指針」や「保育所における食事の提供ガイドライン」、いくつかの自治体において、子どもの食育を進める際の目標、指針として、策定されている「食育ガイドライン」等に基づき食事を提供するように努めるということです。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例に関しては、

- ・ 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けていることを示すため、調理室の面積、有する設備等
- ・ 児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができることを示すため、食事の提供体制等

について、それぞれ特区計画に具体的に記載していただきたいと考えております。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

調理室の写真、図面等を添付していただきたいと考えております。

規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
1	北海道	猿払村	猿払村「心と体を育む給食特区」	北海道宗谷郡猿払村の全域	現在の浜鬼志別保育所の給食は、同施設内で調理し園児に提供しているが、築後30年以上の建物及び機器の老朽化が著しいため、10分ほどの距離にある鬼志別保育所(平成16年建設)で浜鬼志別保育所3歳未満児も含め全園児分を調理し外部搬入とする。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第28回 平成24年3月30日認定
2	北海道	清里町	地産地消で豊かな給食特区	北海道斜里郡清里町の全域	女性の社会参加の進展により、子育て支援や保育の充実重要となっており、小学校就学前の幼児の保育や親への支援の場としての保育所への期待が大きい中で、地産地の食材を使用した給食を提供し、食事内容の充実と保・小・中一貫した食育の推進を図る。また、給食食材の一元購入や給食調理員の適正配置などにより、給食調理業務及び公立保育所の効率的・安定的運営を目指す。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第6回 平成16年12月8日認定
3	北海道	湧別町	地場産品を使用した安全で安心な給食特区	北海道紋別郡湧別町の全域	上湧別町・湧別町では、子育て支援と食育を重要な施策に位置づけており、町営の学校給食センターでは当地域の新鮮で豊富な農産物及び魚介類を使用した給食を提供している。 一方、共働き家庭の子育て支援として両町内の保育所への期待も大変大きい。合計4カ所の保育所でそれぞれ調理し食事を提供することは、調理や食材を購入する上で非常に不経済な状況となっている。 このため、公立保育所における給食の外部搬入方式を実施することで、町内の学校給食センターより保育所に提供することにより、地産地消に配慮した食事が提供できるとともに、望ましい食習慣の定着を図ることができる。また、給食食材の一元購入により経費の節減が可能となり、公立保育所の効率的な運営ができる。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日認定
4	山形県	最上町	食育機能の統合による次世代育成すこやか特区	山形県最上郡最上町の全域	最上町では、幼・小一環教育の理念に基づいた指導基準「最上町新幼児教育課程」を策定し、その効果的な運用を図っているが、幼保一体型を見据えた保育・教育サービスのさらなる充実を目指す。また、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」を通して「健康な育ちのための食育」「地産地消の食育」を基本目標に据えた総合的な食育機能を本町の学校給食センターに形成し、本町独自の一貫した食育を推進する。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第10回 平成18年3月31日認定
5	山形県	高畠町	高畠町なかよし給食特区	山形県東置賜郡高畠町の全域	高畠町の公立保育所の給食の食材は、少量の注文が可能な地元業者から調達しているが、公立保育所3園のうち、定員割れとなっている二井宿保育園については、地元業者の廃業により、給食業務の運営上支障が生じている。少量であるため遠方の業者からの食材の調達が困難であることから、近接する小学校からの給食の搬入を検討したが、課題が多く実現には至らなかった。そこで、設備等余力のある他の公立保育所で調理した給食を搬入することで解決を図る。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第18回 平成20年11月11日認定

6	茨城県	阿見町	阿見町いきいき子育て給食特区	茨城県稲敷郡阿見町の全域	阿見町では、現在13ヶ所の保育施設・事業所（定員989名）で保育サービスを提供している。公立保育所については、所内の調理設備が老朽化しているため、高まる保育需要に対し、園内調理での対応が困難な状況にある。学校給食センターからの給食の外部搬入を実施することにより、安全で質の高い給食を効率的に提供することが可能となり、幼児から中学生までの一貫した食育に取り組むことができる。また、保育所運営の合理化により節減された経費を財源として、子育て支援の更なる充実が可能となる。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第18回 平成20年11月11日認定
7	群馬県	六合村	くにつこニコニコ給食特区	群馬県吾妻郡六合村の全域	六合村は群馬県の北西部に位置する過疎・高齢化、そして急激な少子化が進む村である。幼保合築施設「六合こども園」を建設し幼保一体化の運営を行うなどの施策を講じているところであるが、限られた財源を効率的に使い満足の行く保育サービスを実施するため、保育所の給食を学校給食センターから外部搬入できるようにし合理的な運営を可能とする。このことにより、食材の多様化など豊かな給食の提供が可能となるとともに、保育所と小学校の一貫した食育を行うことが可能となる。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第10回 平成18年3月31日認定
8	群馬県	みなかみ町	みなかみ町藤原地区食育推進給食特区	群馬県利根郡みなかみ町の区域の一部（藤原地区）	みなかみ町は過疎・高齢化、そして急激な少子化が進行している。昭和53年に開設した「町立第三保育園」も平成22年度で園児数が8人と年々児童数が激減している。園児一人当たりに係る保育コストが高く、園の調理室での調理業務は運営上非効率な状況である。 乳幼児期から食育の推進を図るためにも、学校給食センターから外部搬入を行い、食材の多様化、給食内容の充実等が必要であり、それにより園児一人当たりのコストも減り、保育園の合理的運営が図られる。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第25回 平成23年3月25日認定
9	千葉県	芝山町	芝山町保育所給食外部搬入特区	千葉県山武郡芝山町の全域	芝山町は成田空港と北接し、人口は7,967人（平成24年9月1日現在）。町内に公立保育所が3つあるが、いずれの施設も老朽化により保育所内での給食調理を行うことが困難な状況にある。また、航空機騒音に伴う住民の転出や少子化で園児が減少し、保育所の運営面からも合理化を図る必要がある。民間給食配食業者から給食の外部搬入方式を実施することで合理化を図り、児童福祉の充実を図る。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第29回 平成24年11月30日認定
10	千葉県	横芝光町	健やかな子どもを育むよこしばひかり給食特区	千葉県山武郡横芝光町の全域	近年、ライフスタイルの多様化などに伴い、食生活における栄養の偏りや不規則な食事などが子どもにも与える影響が懸念されている。そのため、バランスのとれた食生活や正しい食習慣の定着に向けた食育を推進する必要がある。そこで、町立保育所の給食を民間給食専門業者からの外部搬入により実施することで、年齢に応じた給食を提供して子どもたちの健全な成長を促進する。また、給食の外部搬入により節減された経費を財源とし、保育サービスの向上を図るとともに、地元産の食材を利用することにより、地域経済の活性化を図る。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第22回 平成22年3月23日認定
11	千葉県	大多喜町	大多喜町子育ていきいき給食特区	千葉県夷隅郡大多喜町の全域	大多喜町には、現在公立保育所（みつば保育園、つぐみの森保育園）が2箇所あり、それぞれ平成11年および平成16年に複数の保育所を統合し、新たに開園した。開園後は、乳児保育・一時保育・延長保育を始め、休日保育など多様化している保育ニーズへの対応に取り組んでいるが、今後もきめ細かな保育行政を実施するにあたり、保育所運営の合理化を図る必要がある。そのため、特例措置による公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を活用することにより、オール電化厨房（電磁調理設備）が導入され、調理環境のすぐれたみつば保育園で給食を調理・搬出し、つぐみの森保育園へ安全で安心な給食を提供するものである。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第19回 平成21年3月27日認定

12	石川県	能美市	能美いきいき給食特区	能美市の全域	能美市では多様化した保育ニーズに対応するため、様々な事業を行っている。 その一環として、調理能力に余力のある辰口学校給食センターから能美市辰口地区の6保育所に給食の外部搬入を実施することにより、節減された費用を保育サービスの拡充等に充てることにより、保育所の効率的運営を行い、子育て支援事業の推進を図る。 また、食育を保育の重要課題としてとらえ、給食を通じて「食育教育」を推進していく。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第18回 平成20年11月11日認定
13	福井県	坂井市	坂井すこやか給食特区	坂井市の全域	坂井市では多様化した保育ニーズに対応するため、乳児保育、障害児保育、延長保育等様々な事業を行っているが、少子化等の影響から定員割れが続いている。 そこで特区を活用し、公立保育所及び新設する認定こども園の給食を調理余力のある三国学校給食センターからの外部搬入とすることで、調理業務の効率化・合理化を進め、さらなる保育サービスの充実を図るとともに、地場産の米や野菜類を用いた郷土料理や季節料理を盛り込んだ多彩なメニューを提供するなどし、幼児期から中学校までの一貫した食育の実施と地産地消の推進に貢献する。	920(一部) 2001	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日認定
14	福井県	越前町	越前町すくすく給食特区	福井県丹生郡越前町の全域	越前町内の公立保育所は、入所率が77.4%と大幅に定員を割り込んでおり、施設の効率的運営の観点から、職員の適性配置等を計画的に得進めていく必要がある。 このため、町内2カ所の給食センターから給食を外部搬入することにより、経費節減をし、その節減された財源を一時保育、延長保育など多様化する保育サービスの拡充にあてることにより、子育て支援の充実を図る。さらに、これによって積極的に地元農産物を活用できることから、給食センターを中心とした地産地消のシステムが構築され、地域農林漁業の活性化に寄与する。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日認定
15	山梨県	市川三郷町	より安全で安心できる給食特区	山梨県西八代郡市川三郷町の区域の一部(市川大門及び下大鳥居地区)	市川富士見保育所は、平成30年8月開園予定で整備を進めており、最新の設備を備えた施設で、1日最高200食が調理可能である。 人的にも設備的にも最善の施設で集中調理することにより、効率性が高まるとともに、児童の発育に応じた、きめ細かな給食業務を行うことができる。 給食の自園調理と市川南保育所への外部搬入により節減された財源を充てることにより、子育てが安心してできるような保育サービスの充実を図る。 また、多様化する保育サービスに対応するため、子育て支援事業、一時預かり、病後児保育事業などの充実を図る。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第21回 平成21年11月26日認定
16	長野県	根羽村	根羽村保育所・義務教育学校の一貫食育給食特区	長野県下伊那郡根羽村の全域	少子化が進む根羽村では、今年4月に小中一貫の義務教育学校が開校したことを機会に、保小中の一層の連携を図りたいと考えている。その一つとして、公立保育所における給食の外部搬入を計画している。具体的には、現在、保育所、義務教育学校のそれぞれの調理場にて給食を調理しているが、これを義務教育学校に一元化し、保育所に搬入する。このことにより、調理業務の効率化が見込めることに加えて、保育所現場と義務教育学校現場との間で一層の連携が図れ、乳幼児期から義務教育修了まで一貫した食育教育の推進が期待できる。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第52回 令和2年12月14日認定
17	岐阜県	恵那市	恵那市食育推進給食特区	恵那市の全域	恵那市では、子育て支援に対するニーズの多様化が進んでおり、地域全体で子育てを支え、守り育てる環境の整備が急務となっている中、地産地消や食農教育を推進している。 学校給食センターでは、積極的に地域で栽培された農作物を利用しているが、公立こども園では園の規模が異なるため、単独での地元農作物の利用が難しい状況にある。このため、公立こども園の給食を学校給食センターから供給し、地域の食材を利用することで、食農教育を推進するとともに、望ましい食習慣の定着や心身の健全な育成を図り、子ども達の健やかな成長を育む。	920(一部) 2001	・公立保育所における給食の外部搬入容認 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第15回 平成19年11月22日認定

18	岐阜県	飛騨市	飛騨市公立保育園給食外部搬入特区	飛騨市の全域	旭保育園においては飛騨市保育所給食センターから、宮城保育園においては古川国府給食センターからの外部搬入方式とすることで、幼児期から小中学校前の一貫した「食育」を推進する。また、外部搬入を実施することにより、維持管理費の節減や調理員の合理的な配置など効率的な運営を行うことで保育サービスの充実や児童福祉の向上を図る。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第35回 平成26年11月28日認定
19	岐阜県	本巣市	健やかな成長を支える給食特区	本巣市の全域	本巣市では、核家族・共働き世帯の多様化したニーズに対応すべき安心して子育てができる環境づくりを推進している。本巣市内の子供達が、乳幼児期から健全な食生活習慣が身に付くよう「食育」の充実を図るため、給食を外部搬入し効率的に調理、提供される質の高い給食の提供をすることで、食を通じ園児の健やかな成長を支えている。平成28年4月より新たに公立保育所を1園開園する為、給食の外部搬入の実施を追加し、さらなる安心、安全な食材の一括購入等による経費削減や、地域農産物の活用に努め地産地消の推進につなげていく。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第19回 平成21年3月27日認定
20	岐阜県	郡上市	食育推進給食特区	郡上市の区域の一部(高鷲町及び白鳥町)	郡上市の北部地域にある公立保育園は、市内でも特に山間地域にあり、県庁所在地からも90キロほど離れた降雪地域である。近年、人口の減少とともに入園児数の減少が進み、経費や人材の面から自園で給食を調理して提供することが難しくなっている。このような状況から、特区を活用し、近隣の比較的大きな公立保育園や学校給食センターから給食を外部搬入することで、給食提供のための経費の削減を図るとともに、幼児期から栄養価が高く質の高い給食メニューを提供し、給食の面からも幼保小の連携による食育の推進を図る。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第48回 令和元年8月14日認定
21	岐阜県	神戸町	心豊かな子どもを育む給食特区	岐阜県安八郡神戸町の全域	神戸町では、他市町村同様少子化傾向にあり保育所・幼稚園への入所児童が減少している。そこで幼保一体化し、昨年度より4幼稚園で異年齢間での集団活動の機会確保や社会性を涵養することを目指している。本年度9月の給食センター稼働により、4幼稚園への外部搬入に向けて、現在給食センターの建設を進めている。本特例を活用し、保育所運営の合理化を進めるとともに、3歳児未満児食、アレルギー食等にも対応しつつ、就学前児童から小・中学校の児童・生徒までの一貫した食育教育に取り組むことにより心豊かな環境づくりを推進する。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第14回 平成19年7月4日認定
22	岐阜県	安八町	地産食材で豊かな給食特区	岐阜県安八郡安八町の全域	安八町は、都市圏に近く、交通の利便性が高いという恵まれた環境にあることから、共働きの子育て家庭が多い。そのため保育ニーズが高く、保育サービスへの要望も多様化している。地産地消により、4幼稚園への外部搬入に向けて、現在保育園児から小・中学校の児童生徒までの一貫した食育教育の推進が可能になり、児童の健やかな成長が促進される。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第18回 平成20年11月11日認定
23	岐阜県	揖斐川町	豊かな心と体を育む給食特区	岐阜県揖斐郡揖斐川町の全域	近年、子どもの食習慣の乱れがクローズアップされており、子どもの「食育」に関する取組が重要な課題となってきた。 このため、揖斐川町内の各公立保育所と学校給食センターが連携した給食の外部搬入を実施することにより、乳幼児期から発達段階に応じた児童生徒に対する食の嗜好や食習慣の情報交換や把握ができ、一貫した正しい食習慣の定着を図る事ができる。 また、本特例事業を実施することにより、経常経費の節減が図られるとともに、衛生面など設備の整った施設で調理することにより、食の安全性の向上に繋げる。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第18回 平成20年11月11日認定

24	岐阜県	大野町	心豊かな給食特区	岐阜県揖斐郡大野町の全域	大野町では、近年、交通の利便性と安価な住宅地を求めた転入者が増加しており、その多くが夫婦共働きの子育て家庭である。そのため、保育に対する需要も高く、保育サービスに対する希望も多様化してきている。最小の経費で最大の効果を図るため、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の特例措置を活用し、公立保育園運営の合理化を進め、保育サービスの充実を図り、子育て家庭の需要に応えとともに、保育園における食育と地産地消に取り組み、子どもが心豊かに育つ環境づくりを推進する。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第13回 平成19年3月30日 認定
25	岐阜県	北方町	心豊かな給食特区	岐阜県本巣郡北方町の全域	北方町では、近年、交通の利便性、アパート等住宅の増により転入者が増加しており、その多くが夫婦共働きの子育て家庭である。そのため、保育に対する需要が高く、保育サービスに対する希望も多様化してきている。最小の経費で最大の効果を図るため、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の特例措置を活用し、公立保育所運営の合理化を進め、保育サービスの充実を図り、子育て家庭の需要に応えとともに、保育所における食育と地産地消に取り組み、子どもが心豊かに育つ環境づくりを推進する。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第18回 平成20年11月11日 認定
26	岐阜県	七宗町	ひちそう よちよち バクバク食育特区	岐阜県加茂郡七宗町の全域	七宗町では、町内にある小中学校給食調理室(2施設)の老朽化に伴い、新たに設置する七宗町給食センターからの町立保育所2園への給食(3歳未満児含む)の外部搬入方式を導入することにより、幼児期から小中学校までの一貫した「食育」を推進する。また、このことにより、調理設備の維持管理費の節減や食材の一元管理、一括調理と調理員の合理的配置が可能となり、保育所運営経費の節減を図り、その節減された経費を多様化する保育サービス・子育て支援サービス需要の財源として充てていく。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第31回 平成25年8月9日 認定
27	岐阜県	白川町	未来を担う子どもたちがすくすく育つ美濃白川給食特区	岐阜県加茂郡白川町の全域	白川町では町立保育所の給食を小中学校と同一の町立給食センターからの外部搬入方式とすることで、幼児期から小中学校までの一貫した「食育」を推進する。食材については、地元生産者と連携して安全・安心・良質な食材の生産及び安定的納品を目指しながら、地産産食材の積極的な活用を進め、地産地消を推進することで、地域農業の活性化を図る。また、食品の一元購入、一括調理により保育所運営費にかかる経費節減を図り、その節減された財源を多様化する保育サービスの拡充にあてることにより、子育て支援の充実を図る。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第19回 平成21年3月27日 認定
28	岐阜県	白川村	21世紀へと羽ばたく心豊かな子どもが育つ白川給食特区	岐阜県大野郡白川村の全域	白川村では村立保育所の給食を小中学校と同一の村立給食センターからの外部搬入方式とすることで、幼児期から小中学校までの一貫した「食育」を推進する。食材については、地場産食材をできるだけ活用し、地産地消を推進することで、地域農業の活性化を図る。また、食品の一元購入、一括調理により保育所運営費にかかる経費節減を図り、その節減された財源を多様化する保育サービスの拡充にあてることにより、子育て支援の充実を図る。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第22回 平成22年3月23日 認定
29	静岡県	熱海市	初島保育園給食外部搬入特区	熱海市の区域の一部(初島地区)	熱海市の離島である初島において、公立保育所の給食を同島内の公立小中学校から搬入することにより、厳しい財政状況のなか保育所運営の合理化を図る。また、合理的な保育運営により節減された経費を保育サービスの充実に充てることにより保育の充実を図る。さらに、学校給食と同じ献立になることにより、乳幼児から義務教育終了まで一貫した食育を推進する。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第22回 平成22年3月23日 認定

30	静岡県	磐田市	安心・安全の給食特区	磐田市の区域の一部(竜洋地区)	磐田市は、公立保育園8園、私立保育園14園の認可保育園を保有する。3歳未満児の保育ニーズが高まる中、市は効率的な保育園運営と財源を有効に活用する必要がある。竜洋西保育園の給食を、福田こども園(隣接する福田地区にある公立幼保連携型認定こども園)で調理し搬入する外部搬入方式とする。効果として、食材の一括調理、集中管理することで経費削減や調理室の改修工事費の削減ができる。また、地産地消、アレルギー対応等が十分に期待できる。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第25回 平成23年3月25日 認定
31	愛知県	安城市	安城心豊かな子どもを育む給食特区	安城市の全域	安城市は、少子・高齢化の潮流の中にありながらも保育対象児童は増加しており、多様なニーズに対応した子育て支援や支援を必要とする子どもや保護者への対策を重要な施策として取り組んでいる。市立保育所及び児童発達支援センターの給食を外部搬入方式により実施することで、調理設備の維持管理の合理化、食材の一元購入や調理員の合理的配置による経費節減を図り、そこから生まれる財源により子育て支援施策の充実を図る。また、食育や地産地消に取り組むことで、最小の経費で最大の効果が期待され、より安全・安心な給食の提供ができる。	920(一部) 939	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日 認定
32	愛知県	西尾市	心豊かな給食特区	西尾市の区域の一部(旧一色町)	日本一の養殖ウナギの産地として、地域ブランド化を推進している本区域(旧一色町)では、食の安全・安心を重点に、地産地消や食育についてこれまでも積極的に取り組んできた。本区域内の保育所の給食について、「西尾市立一色学校給食センター」からの給食搬入を実施し、地域の食材を一括購入することで経費削減はもとより、乳幼児期から中学生までの発達段階に応じ連携した食育の実施や、顔の見える生産者による地場産品の消費拡大など地産地消の一層の促進を目的とする。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日 認定
33	愛知県	西尾市	吉良もりもり元気っ子を育てる給食特区	西尾市の区域の一部(旧吉良町)	本区域では、全国で先駆け、県内でも有数の保育料軽減措置を実施している。しかし高まる保育ニーズに対応するには保育所運営費に係る一般財源持ち出しは多額になり、厳しい財源状況の中、個々の保育所において調理業務を行うことは、非常に非効率な状況である。このため新設した学校給食センターからの搬入を可能にし、保育所運営の合理化を進めながら、園児の発育・発達段階に応じた食事の提供をするため保育所専任の栄養士を配置し、栄養教諭と共に小中学校とタイアップした食育指導を行う。また安心な地元食材による地産消費を進める。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日 認定
34	愛知県	西尾市	はずっ子を育む楽しい給食特区	西尾市の区域の一部(旧幡豆町)	本区域(旧幡豆町)は、少子高齢化が進み厳しい財政状況の中、公立保育所を4園運営しているが、特区を活用し学校給食センターからの外部搬入方式を行い、保育所の効率的な運用実施することで、各種の子育てサービスの充実を図る。また、子どもの成長と健康に重要な時期である幼児期から小中学校までの一貫した給食の充実を図ることで食育の推進に取り組み、さらには地元の食材を取入れ地産地消を進める。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日 認定
35	愛知県	西尾市	西尾っ子を育む楽しい給食特区	西尾市の全域	西尾市では、西尾市立幡豆学校給食センターから市内の公立保育所15園に給食の外部搬入を行い、保育所の効率的運営を図り、節減費用を保育サービスの充実に充てている。また、地産地消により地元食材への関心を高めるとともに、給食センターと保育所が連携することで、乳幼児期からの一貫した食育を可能とし、正しい食習慣の定着に取り組んでいる。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第54回 令和3年7月20日 認定

36	愛知県	蒲郡市	蒲郡市にここ給食特区	蒲郡市の全域	蒲郡市では、14ある公立保育所において3歳以上児の給食を学校給食センターから外部搬入しており、地元の食材や地域の行事と結びつけた献立を提供するなどにより、郷土への愛着や地産地消の促進に取り組んでいる。 近年、共働き家庭の増加など低年齢児保育ニーズが高まっていることから、特例措置を活用し、3歳未満児の受入れができていない4保育所において外部搬入により2歳児の給食を提供可能とする。これにより、低年齢児保育の受入れを拡大し、子育て家庭における仕事と子育ての両立を支援するとともに、乳幼児期からの一貫した食育の推進に取り組む。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第43回 平成29年12月26日認定
37	愛知県	常滑市	はばたけ未来へ！心豊かなこなめっ子給食特区	常滑市の全域	常滑市では、保育に対する需要と多様なニーズに対応した子育て支援を市の重要施策と位置づけて取り組んでいるが、公立保育所及び公立幼保連携型認定こども園の調理室設備の老朽化と、増加する保育需要により、園内調理でのきめ細かな対応が困難な状況にある。 このため、学校給食センターから給食の外部搬入を実施することにより、給食の調理業務の効率化を推進し、保育サービスを拡大し子育て支援を更に充実させるとともに、食育と地産地消にも積極的に取り組む。	920(一部) 2001	・公立保育所における給食の外部搬入容認 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日認定
38	愛知県	稲沢市	稲沢市食育推進給食特区	稲沢市の区域の一部(祖父江町及び平和町地区)	稲沢市では、核家族化の進行と就業する女性の増加により、保育の需要も高く、保育サービスに対する希望も多様化しており、延長保育、病後児保育などの特別保育の充実を図る必要がある。 このため、これら多様化する保育ニーズに対応していくため、本特区制度を活用し、祖父江・平和地区の公立保育園の給食をそれぞれの地区の学校給食共同調理場から外部搬入することで、効率的な運営と経費の節減につなげ保育園運営の合理化を図る。また、地産地消を取り入れ安心・安全な食育を推進し、地域の活性化も進める。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日認定
39	愛知県	日進市	日進市安全安心保育園給食特区	日進市の全域	日進市は、昭和40年代からの人口増加が今も続いており、この状況を反映した保育ニーズの高まりにより一時保育、延長保育等も求められている。 このような状況を受け、公立保育所9園の運営を検討した結果、今後調理環境の優れた2園で給食搬出し、調理しない2園に供給することとし、設備経費、食材調達、人員配置等のコストを節減、その財源を充ててことで保育サービスの拡充を図る。あわせて地産地消などの安全安心な給食を提供しプログラムに基づいた保育所の一貫食育事業を進め、子どもたちが心豊かに育つまちづくりをめざしていく。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日認定
40	愛知県	田原市	地産地消の食育による安心子育て特区	田原市の全域	本市は、農業産出額全国1位を誇る農産物や魚介類などの食材に恵まれている。そこで本特例を活用し、身近な地域の人々が手掛けた安全な食材を児童に提供することにより、地域に対する誇りや愛着を育て、児童の健やかな成長とともに、地産地消の促進につなげる。 限られた財源で、多様化する保育ニーズに対応するため、特例措置を活用して保育所運営の合理化・効率化を図り、子育て支援の環境整備を促進する。	920(一部) 939	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日認定
41	愛知県	清須市	地域と共に生まれ育つ子どものための給食特区	清須市の全域	清須市は、少子高齢化が急速に進む中、園児数は特に3歳未満児が増加を続けており、今後、保育ニーズに適切に対応するために、公立保育園の運営について合理化を進め、施設拡充が必要となっている。そのため、公立保育園の給食を学校給食センターで調理して搬入する外部搬入方式に変更する。また、各保育園の調理室に調理員及び学校給食センターに保育園専任の栄養士を配置し、両者が協働して、年齢に応じた給食の提供、食物アレルギー児に対応した除去食及び代替食の提供、体調不良児への柔軟な対応を行う。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日認定

42	愛知県	北名古屋 市	北名古屋いき いき給食特区	北名古屋市の全 域	北名古屋市では、保育ニーズの高まりにより、就学前児童人口が微増であるのに比して保育所への入園希望者は、年々増加している。 市では厳しい財政状況の中、保育内容、施設管理、運営を見直し、公立保育所における給食を給食センターより一括搬入することとした。これにより、一括調理による食材調達、調理員の合理的配置による調理コストの節減ができ、その財源を保育サービスの拡充に充てることができる。また、給食の食材に、地元食材を取り入れて、食育教育の推進や、地産地消による安全・安心な給食を幼児に提供することとしている。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日 認定
43	愛知県	みよし市	みよし市わくわくもりもり給食特区	みよし市の全域	みよし市では、近年、人口の増加と核家族化が急速に進み、夫婦共働きの子育て家庭への支援として、増大する保育需要に対する多様な子育て支援が急務である。今後、よりきめ細かな保育・子育て支援を進めるため、本特例を活用し市内の学校給食センターでの一元調理を実施することで、公立保育所運営の効率化を進め、その財源を保育サービスの充実と子育て家庭の支援に充てる。また、これとともに、保育所における一貫した食育、地産地消に関する取組みを行い、心身ともに健康でよく遊ぶ子どもに育つ環境づくりを推進する。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日 認定
44	愛知県	あま市	元気でモリモリ健やか給食育特区	あま市の全域	あま市では、近隣の他市町村が少子化傾向のなか名古屋市のベッドタウンとして転入者が増加しており、その多くが夫婦共働きの子育て家庭であることから、保育所の入所の希望が多く、保育サービスに対する意見も多様化している。 これまでは旧甚目寺町の保育園(6園)で学校給食センターから給食を外部搬入し運営の合理化を図ってきたが、今後は対象を市内全9保育園に拡大し、経費削減による更なる子育て支援強化を図るとともに、小中学校と同じ安全安心な給食による元気な乳幼児保育や幼児期からの一貫した食育を推進する。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日 認定
45	愛知県	東郷町	東郷町心豊かな子どもを育む給食特区	愛知県愛知郡東郷町の全域	東郷町では、公立保育所8施設のうち6施設が昭和46年から昭和54年までの建設であるため施設が古く、調理施設の老朽化と増加する保育需要により園内調理の実施が困難な状況にある。 このため、公立保育所の給食を町内の学校給食センターで調理し搬入する方式を実施することにより、発達段階に応じた栄養のバランスのとれた給食の提供や、地域の食材を取り入れた取組みを実施する。また、調理業務の効率的な運用とともに安心安全で充実したメニューを提供することにより、保育所から中学校まで一貫した食育の実施を可能にする。また、東郷町で生産された食材を積極的に使用するなど、地産地消に取り組むことにより農業振興にもつなげる。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日 認定
46	愛知県	長久手市	長久手市よく遊び自然に親しむ給食特区	長久手市の全域	区画整理事業の進展に伴い、若い共働き世代が流入していることから、保育所で受け入れるべき幼児・児童の数が増加しており、併せて、食環境における子育て世代の支援も保育所に求められている。しかし、限られた財源の中で、総合的かつ自足的な保育サービスを提供していかなければならない。 そこで、給食センターから保育所への給食外部搬入を導入することにより、効率的かつ安全な給食の提供ができ、ひいては保育サービスの充実、子どもの食育にもつながる。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日 認定
47	愛知県	蟹江町	かにえ活き生き給食特区	愛知県海部郡蟹江町の全域	蟹江町では、現在6か所の公立保育所があるが、建築年が古く、調理室設備が老朽化しており、園内調理では増加する保育需要への対応が困難な状況にある。 このため、公立保育所の給食を町内の給食センターからの外部搬入方式により行うことで、経費節減につながり、より質の高い食育を推進することが可能となる。また、乳児と幼児を分け、2つの給食センターで調理することで、児童の発達段階及びアレルギー等への対応も柔軟にできる。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日 認定

48	愛知県	阿久比町	子どもが健康で輝きながら育つ給食特区	愛知県知多郡阿久比町の全域	阿久比町では、幼・保・小中一貫教育プロジェクトに基づき、一貫した「食育」の指導推進を図っているが、自園調理方法による給食では地元農産物の利用が難しい状況にある。このため、保育所の給食を学校給食センターから供給し、町立保育所の運営の合理化と、子どもたちの給食や地場産物への一層の理解を深めることを目的に、本町をはじめ、近隣市町の特産物や郷土料理を紹介提供する。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日 認定
49	愛知県	豊根村	心ワクワク給食特区	愛知県北設楽郡豊根村の全域	豊根村は、少子高齢化が進む小規模の山間部の村である。多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育、一時保育等に取り組んでいるが、調理室設備の老朽化が進み、財政難であることから改修することも出来ず、保育所内での調理は困難な状況にある。 本特例措置を活用し、保育所の給食を村内の学校給食共同調理場から外部搬入することで、保育所運営の合理化を図り、節減した経費をもとに充実した保育を実施する。また、バランスの取れた献立と安全で質の高い給食を提供することにより、幼児期から小中学校まで、一貫した食育の推進を図る。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日 認定
50	三重県	亀山市	亀山市あんしんあんぜん給食特区	亀山市の一部(関町及び加太地区)	亀山市の山間部では過疎化で園児が減少し、また、園内調理施設も老朽化しているため、公立保育所において市内給食センターからの給食の外部搬入方式を実施することで、小規模の保育所の経営合理化を図る。 これにより節減された経費によって児童福祉の充実を資するとともに、幼児期から小・中学校まで一貫した食育の推進を図っていく。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日 認定
51	三重県	志摩市	志摩市なごやか給食特区	志摩市の全域	本市では、少子化による保育所・幼稚園の児童数減少と施設の老朽化が問題となっている。市全体としての効率的な運営と、現在の子育て事情にあった保育所・幼稚園のあり方を検討し「保育所・幼稚園等再編計画」を策定し、計画に基づき再編を進めてきた。保育所給食を給食センターからの外部搬入方式にすることで経費を削減できるとともに、幼保一体化計画の推進を図ることができる。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第13回 平成19年3月30日 認定
53	三重県	木曽岬町	木曽岬すくすく給食特区	三重県桑名郡木曽岬町の全域	町内の保育園児、幼稚園児が同一の給食を食することにより、共通の話題が生まれるなど、楽しく食べる体験を通じ、食への関心を育み食を営む力の基礎を培う食育の充実を図る。幼児の数が減少するなかで、保育園と幼稚園に分かれた少人数の保育形態は成り立ちにくく、特に幼児期の人間形成の基礎づくりにおいて最も重要な時期であり、子どもたちにとって集団生活の中から、一人ひとりが自立心を持ち、生活習慣の形成や心身の発達などを育むことが大切と考え、豊かな人間性、社会性、創造性を育む場とすることを目的とする。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第14回 平成19年7月4日 認定
54	滋賀県	栗東市	安全で安心、おいしい栗東市給食特区	栗東市の全域	栗東市においては、人口の増加、核家族化の進行、保護者の就労形態の多様化、女性の社会進出等のため、特に3歳未満児における保育ニーズが増大している。一方で、栗東市内の公立保育所のうち3園は昭和40～50年代に建設されたため、調理室の面積が小さいことに加え、厨房設備等が老朽化している。そこで、平成30年9月に学校給食共同調理場が移転・新築されることに伴い、公立保育所3園へ給食を外部搬入し、各園内の調理施設の負担を軽減するとともに、地産地消の献立のもと安全でおいしい給食の提供を図る。併せて、多様化する保育ニーズに対応したサービスの充実を図る。なお、年々増加する食物アレルギー代替食や離乳食、おやつ等については、各園内の調理施設において個別対応を行う体制を十分に確保し、より安全な給食提供を行う。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第45回 平成30年8月8日 認定

55	滋賀県	甲賀市	甲賀市給食外部搬入特区	甲賀市の全域	甲賀市では、核家族化、女性の社会進出、就労形態の多様化等により、特に3歳未満児の保育ニーズが増大している。整備時当初は3歳以上児を対象に建設された保育園について、待機児童対策として3歳未満児の受入れのためには施設改修や設備更新に多額の費用がかかることから、近隣の保育園で一括して調理を行い、各保育園への搬入を実施することにより、調理員配置、材料購入等の合理化を図る。併せて、保育サービス、子育て支援施策の充実、食材の一括購入を通して地元産の食材を積極的に取り入れ、地産地消の推進、地域の活性化を図る。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第46回 平成30年12月20日認定
56	滋賀県	高島市	高島市マキノ町地域給食外部搬入特区	高島市の区域の一部(旧マキノ町)(詳細は内閣府において閲覧に供する。)	高島市ではマキノ西保育園の老朽化に伴い、3歳未満児の給食についてマキノ学校給食センターからマキノ西保育園およびマキノ東保育園へ、また3歳未満児のアレルギー給食についても、マキノ東保育園にて一括調理しマキノ西保育園に外部搬入方式を導入することにより給食調理業務の効率化を進め、節減された保育所運営経費を保育サービス・子育て支援施策に充てることができる。給食により共通の食事をとることにより食事のマナーや正しい食習慣などの食育を推進する。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第29回 平成24年11月30日認定
57	大阪府	柏原市	元気でここに柏原給食特区	柏原市の全域	本市の公立保育所は、建築年が昭和40年代から昭和50年代と古く、調理室設備の老朽化と増加する保育需要により、自園調理の実施が困難な状況にある。一方保育所では、よりきめ細やかな保育サービスに対する取り組みと、親の子育ての負担を軽減するための施策を図る必要がある。公立保育所における給食の外部搬入の実施により、安全衛生面、食育等に十分配慮しながら、調理員の人件費の節減や給食材料の一元購入など経費面での節減が図られ、その財源を保育サービスの向上及び、子育て支援施策の充実に活用することが可能となる。	920 2001	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第29回 平成24年11月30日認定
58	大阪府	熊取町	健やかくまっこ給食特区	大阪府泉南郡熊取町の全域	熊取町では、核家族化の進行により、家族や地域の結びつきが希薄になり、家庭における子育てへの負担や不安は増大している。親の悩みや不安は子どもの成長にさまざまな影響を及ぼすことが懸念され、子どもの健やかな成長のためには、保育サービスの向上だけでなく総合的な子育て支援策の充実が課題となっている。公立保育所における給食の外部搬入は、衛生面や安全面、食育等に十分配慮しながら経費面での節減が図られ、その財源を保育サービスだけでなく、子どもの健やかな成長のための施策に活用する。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第19回 平成21年3月27日認定
59	大阪府	岬町	岬町笑顔満開給食特区	大阪府泉南郡岬町の全域	岬町では、厳しい財政状況が続く中、少子高齢化や保護者の働き方の多様化などにより、保育サービスの向上や子育て支援施策の充実が課題となっている。本特区計画により、保育所の効率的な運営と経費削減が図られ、その財源を子どもの健やかな成長のための施策に活用できる。また、アレルギー対応など安全、安心な給食を提供できるとともに、地元の食材を活用することにより、地産地消を促進する。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第25回 平成23年3月25日認定
61	兵庫県	福崎町	福崎町健康づくり給食特区	兵庫県神崎郡福崎町の全域	福崎町には公立保育所が4か所あるが、施設のお大半が老朽化しており、自園調理を実施していくには維持管理や人件費、食材の確保など、効率的な運営が困難な状況にある。そこで、給食外部搬入方式の導入により一体的運営で節減された経費を保護者のニーズに応じた子育て支援施策の財源とし、保育サービスの充実に努める。また、発育、発達段階に応じた栄養管理を行うとともに、乳幼児期から一貫した食育の推進を図り、子どもの健康づくりの一助とする。さらに、地元産食材の供給に仕組み、新鮮でより安全安心な給食を提供する。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第22回 平成22年3月23日認定

62	和歌山県	紀美野町	きみのっ子元気で楽しい給食特区	和歌山県海草郡紀美野町の区域の一部(長谷毛原地区、小川地区)	紀美野町は、少子化に伴う人口減の対策が緊急かつ重要な課題である。このため、「子どもは宝」のスローガンを掲げ、センター型の地域子育て支援、乳幼児医療の助成拡大等の施策を推進している。この一環として、少子化の進行が著しい小規模の2箇所の保育所の地域で、保育所の近くの小学校から給食を搬入する。これにより、食育をテーマに地域全体で子育てを支援する体制を整備し、他の保育サービスを充実させ、町内全体の児童福祉の向上を目指す。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第15回 平成19年11月22日認定
63	和歌山県	高野町	「食育」の推進をめざす一貫給食特区	和歌山県伊都郡高野町の全域	高野町は、少子高齢化が進んだ人口4千人余りの小さな町で、高野山を中心とした宗教の聖地でもある。保育所にかけられる期待は大きく、子ども達には「知育」「徳育」「体育」の3本柱が求められているが、これらを支える基礎として「食育」の大切さが提唱されている。本町は今回、特区を活用し公立保育所に共同調理場から給食を外部搬入し、保育所運営の合理化を図るとともに、保育所、小、中学校の統一献立による「一貫給食」を実施するとともに、一貫した「食育」の指導を行う。また、地元産食材の購入による地産地消をすすめる。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第14回 平成19年7月4日認定
64	和歌山県	広川町	広川 元気っこ・のびのび給食特区	和歌山県有田郡広川町の全域	広川町は少子高齢化が進む小規模の町であるが、多様化する保育ニーズへの対応、保育サービスの充実のために、特区を活用し、公立保育所の給食を学校給食共同調理場から外部搬入することで、保育所運営の合理化を図る。これにより、今後保育所・幼稚園を中心とした、延長保育・一時保育などの様々な子育てサービスの実施につなげていく。また、学校給食共同調理場において町内の生徒・児童・幼児の給食を集約的に調理・管理することは、給食内容の充実と地域全体の「食育」の推進に効果的であり、保健分野と連携し、幼児期からの栄養指導等を進め、町内全体の児童福祉の向上を目指す。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入容認	第9回 平成17年11月22日認定
65	和歌山県	すさみ町	心豊かな子どもを育む給食特区	和歌山県西牟婁郡すさみ町の全域	すさみ町は少子高齢化が進んだ人口5千人余りの小さな町である。保育所にかけられる期待は大きく、子ども達には「知育」「徳育」「体育」の3本柱が求められているが、これらを支える基礎として「食育」の大切さが提唱されている。本町は2園の公立保育所における給食を他の1園から外部搬入することで保育所運営の合理化を図るとともに、一貫した「食育」の指導を行う。また、過疎化が進み、地元で給食食材の調達に非常に困難になり、町外から給食食材を調達している現状にあるが、今後は一元購入を促進してコスト削減を目指し、地元産食材の購入による地産地消を進める。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日認定
66	岡山県	高梁市	みんなワクワク給食特区	高梁市の全域	平成20年3月31日「公立保育所における給食の外部搬入の容認事業」の認定を受けたことにより、平成21年度から川上保育園の3歳以上の給食を隣接する川上学校給食センターから外部搬入していますが、川上給食センターでは保育所専用の調理ルートを設定するなど厳重な配慮により、保育所の児童や保護者から高い評価を得ています。今回、3歳未満の児童の給食も外部搬入することにより、より効率的に充実した給食の提供、一貫した食育の推進を目指しています。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第16回 平成20年3月31日認定
67	岡山県	真庭市	食べることを楽しむ子どもの給食特区	真庭市の全域	真庭市美甘地域では人口の減少により、入園児数の減少が続いている。また、食材の確保は、地域内の商店が閉店したため遠方の業者による配送を受けているが、少量なこともあり、食材の確保に支障をきたしている。隣接地区の比較的大規模な認定こども園で調理したものを配送することにより、食材確保の問題が解消され、児童への安定した給食の提供が可能となり、さらにスケールメリットにより価格も抑えられる。また、削減された経費を必要に応じた保育サービスの充実に充てることが可能となる。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第53回 令和3年3月26日認定

68	広島県	呉市	すくすく・のびのび給食特区	呉市の区域の一部(蒲刈町の全域)	当該区域では少子高齢化が進み就学前児童数が年々減少しており、給食の外部搬入方式を導入し保育所運営の合理化を図ると共に、食育をテーマに地域全体で子育てを支援していく体制を整備する。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第8回 平成17年7月19日 認定
69	広島県	東広島市	東広島市すくすく・すこやか給食特区	東広島市の一部(八本松町、福富町、豊栄町、河内町)	公立保育所運営の合理化を進め、拡大する保育需要と保育ニーズの多様化に対応するとともに、保育所と学校給食センター、関係機関が連携して食育に取り組み、乳幼児期からの正しい食習慣の形成・定着と健やかな成長に努めるほか、給食に地元食材を活用する事で、乳幼児期から地元食材に慣れ親しむ環境づくりを行い、地産地消を促進するために、学校給食センターからの保育所給食外部搬入方式を導入するもの。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第19回 平成21年3月27日 認定
70	広島県	江田島市	江田島市にこにこ給食特区	江田島市の全域	江田島市は、広島湾に浮かぶ島嶼部のまちである。過疎化、高齢化、少子化により児童数が年々減少している。 公立保育施設の給食提供において、保育施設専用の給食センターからの外部搬入方式を実施することで、保育施設の運営の合理化を図る。 また、全施設で統一したメニューの提供と地産地消による安心安全な給食を提供することで、食育教育の推進を図り、児童の健やかな成長が一層促進される。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第19回 平成21年3月27日 認定
71	広島県	安芸太田町	安芸太田町いきいきふれあい給食特区	広島県山県郡安芸太田町の全域	安芸太田町は広島県の北西部に位置する過疎・高齢化、そして少子化が進む町である。就学前児童の保育所、幼稚園における望ましい集団の育ちを保障するため、施設の適正配置を進めていくこととしている。保育所の給食を学校給食共同調理場から外部搬入することにより、合理的な運営が可能となり、地元の食材の活用などにより豊かな給食の提供ができるようになると共に、保育所から中学校まで一貫した食育を行うことが可能になる。また、節減された経費を多様で高まる保育サービスに振り向ける。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第16回 平成20年3月31日 認定
72	徳島県	小松島市	小松島市保育所給食特区	小松島市の全域	少子化の影響により児童数が約10人となっている保育所がある。現在、給食の自園調理をおこなっているが、少量の食材の調達が困難な状況である。また市内全体で調理員不足の状態である。令和3年度も少人数での保育運営となる場合は近隣の公立保育所等から給食の外部搬入を行い、食材の安定的な供給の確保、調理員の負担軽減及び経費の節減を図り、少人数保育所であっても食材に制限されることなく、発達段階に応じたバランスのとれた給食を提供したい。なお、自園調理が可能であれば認定申請を取り下げる。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第52回 令和2年12月14日 認定
73	徳島県	阿南市	阿南市羽ノ浦地区保育所給食外部搬入特区	阿南市の区域の一部(羽ノ浦地区)	阿南市は、平成18年3月に旧阿南市、旧那賀川町、旧羽ノ浦町と合併した。 羽ノ浦地区は、高度成長期後半から宅地開発が進み、人口が急激に増加した。現在、この地区には、市立保育所が2箇所ある。人口増に対応するため昭和46年に羽ノ浦さくら保育所を新設した際に比較的大きな調理室を設置している。各保育所とも老朽化も進んでおり、移築・建替え等を計画的に行う必要がある。羽ノ浦さくら保育所から羽ノ浦くるみ保育所への給食外部搬入の実施によって経費の節減を図り、子育て支援や保育サービスの充実、施設整備の早期完了を目指す。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第27回 平成23年11月29日 認定

74	徳島県	那賀町	那賀町木頭地区保育園給食外部搬入特区	徳島県那賀郡那賀町の区域の一部(木頭地区及び平谷地区)	那賀町は平成17年3月に旧鷺敷町、旧相生町、旧上那賀町、旧木頭村、旧木沢村と合併した。那賀町は少子高齢化が急速に進み、特に山間部については子どもの減少が著しい。搬入先である木頭地区、搬入元である平谷地区ともに地区内に1カ所ずつ町立保育園があるが園児数は減少している。外部搬入を実施することによって維持管理費の節減や調理員の合理的な配置をし、保育園の効率的な運営を行うことによって子育て支援や保育サービスの充実につながる。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第30回 平成25年3月29日 認定
75	徳島県	美波町	美波町公立保育園給食外部搬入特区	徳島県海部郡美波町の全域	美波町は平成18年3月に旧由岐町と旧日和佐町が合併した。美波町は少子高齢化が急速に進み、子どもの減少が著しい。由岐保育園、木岐保育園の2園分の給食を由岐保育園において一括して調理を行い、木岐保育園への外部搬入を実施する。また、日和佐保育園、赤松保育園の2園分の給食を日和佐保育園において一括して調理を行い、赤松保育園への外部搬入を実施する。いずれも町立保育園であるが、園児数は減少している。外部搬入を実施することにより、維持管理費の節減や調理員の合理的な配置など効率的な運営を行い子育て支援や保育サービスの充実につながる。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第33回 平成26年3月28日 認定
76	香川県	宇多津町	安心・安全の給食特区	香川県綾歌郡宇多津町の全域	宇多津町は、行政面積8.10平方キロ、人口18,952人(平成27年国調)と非常にコンパクトな行政運営を行っています。今回その特徴を活かして、学校給食センター(平成19年度から20年間PFI方式により運営予定)から公立保育所へ給食の外部搬入を実施するものです。児童の発達段階に応じた栄養面でバランスのとれた献立を作成するとともに、安全で質の高い給食を提供することが可能となります。また、調理業務の効率的運用が可能となるとともに、地元食材の調達割合を高めることやアレルギー対応食の提供が容易となります。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第12回 平成18年11月16日 認定
77	福岡県	粕屋町	みんなでつくろう、かすや給食特区	福岡県糟屋郡粕屋町の全域	粕屋町において、4保育所で行っている調理業務のうち給食業務を町立仲原保育所併設の保育所給食センターからの外部搬入を実施する。専任の栄養士を1人配置して、年齢別・発達段階に応じた給食を提供するとともに、町立保育所に同一の給食を提供することで統一した食育の推進を図り、乳幼児期から一貫した食育を推進することで小学校・中学校での食育教育の基礎をつくる。また、保育所給食センターを地域の食育推進の拠点として、地域への食育に関する情報の発信・提供に努め、食生活に関する相談・支援を行い、町内の就学前児童全体への食育の推進を図る。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第18回 平成20年11月11日 認定
78	宮崎県	綾町	綾町すこやか食育給食特区	宮崎県東諸県郡綾町の全域	綾町では公立保育所を3箇所運営しているが、厳しい財政状況の中で、それぞれの保育所で調理業務を行うことは非効率的である。このため、限られた財源を効率的に使い、保育サービスの更なる向上を図るため、給食の外部搬入を実施する。具体的な運営方法として、調理は1箇所の保育所で行い、残りの2箇所の保育所に配送する方式とする。給食の集中的な調理・管理により内容の充実を図り、「食育」を更に推進する。また本町で生産される有機野菜等をできる限り取り入れ「地産地消」を図る。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第13回 平成19年3月30日 認定

評価意見

①	別表1の番号	920
②	特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする。
⑤	評価	その他(2021年度までに改めて評価を行う)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	関係府省庁によれば、給食の外部搬入を導入している保育所においては、 ・発達段階に応じた給食について、発達段階に配慮した離乳食の提供など、3歳未満児に必要な個別の対応が困難である ・アレルギー児への対応について、未就学児、特に低年齢児のアレルギー原因物質は、多岐に渡っている上、低年齢の発症が多く、有病率についても年々増加傾向にあるが、代替食の提供が難しく、弁当を持参させている場合が半数以上にのぼる ・体調不良児がいる場合の対応方法として、献立内容に応じて当該児童分だけ別に調理する、症状により量の加減や品目の除去又は変更を行うなどのきめ細かい対応が十分にできていない ・搬入後に保育所で調理・加工を行う場合が多く、衛生管理上の課題や保育士の業務負担の増大が生じている ・食育への対応については、自園調理を行っている保育園に比べ、総じて食育への取り組み割合が低くなっている ・保護者のニーズ・評価について、自園調理が外部搬入を上回る ・保育所と外部搬入事業者の間の連携や食事の提供に関するガイドラインの理解が不十分である など、前回評価で弊害として提示された問題点が依然として存在していることが確認され、 保育所における食事の提供は保育の質と不可分であり、「子育て安心プラン」でも保育の量的拡充と質の維持・向上は車の両輪であることを踏まえても、子どもの安全で 健やかな成長の観点から、自園調理を基本とすべきであり、3歳未満児への外部搬入の全国展開については弊害が大きく慎重な検討が必要である とのことであった。 また、園の規模が小さいことや財政状況を理由に外部搬入の導入を行っている自治体がみられた(後述の評価・調査委員会による調査)ことについて、こうした課題の解決策としては、平成27年度より子ども子育て支援新制度において導入された小規模保育事業への移行などの方策が存在しており、各自治体が保育行政の効率化を試みる際には、安全性等の確認されていない特例措置を実施する前に、まずはこうした既存施策での対応を十分に検討すべきである とのことであった。 評価・調査委員会による調査では、 ・本特例措置の活用に伴い、保育士の加配、一時保育・延長保育・0歳児保

		育の充実、保育所設備の改修、保育料や給食費の軽減等、保育サービスの充実に繋がっている ・発達段階に応じた給食について、外部搬入元で離乳食担当職員を配置し個別対応の充実に図り、対応できない部分については、各保育所で保育士が細かく刻む等の手を加えるといった工夫により対応している事例が存在する ・アレルギー児への対応について、外部搬入元で一律に主要なアレルギー食材を除去し、対応できない部分については、保育所、保護者及び外部搬入元が連携をとり、代替食材の提供や各保育所において除去等で対応している事例が存在する ・調理人材の確保や規模的に自園調理の実施が難しい保育所の運営を可能にし、保育の実施機会の拡大につながっている事例が存在する ・食育への対応については、保育所内で調理過程が見られない等の制約はあるが、保育所での野菜づくり体験、外部搬入元への社会見学の実施、外部搬入元の管理栄養士による食育指導など新たに食育活動を展開している事例も存在する ことが確認され、また、 ・施設の老朽化や児童数の減少、財政状況のほか、多様な食材調達、調理員不足への対応、大型施設での衛生管理の充実等から外部搬入を選択している事例も見られた。 以上より、医療・福祉・労働部会の審議においては、本特例措置の効果やニーズは一定程度認められる一方、課題も多く、全国展開は時期尚早であり、関係府省庁は次の点に取り組む必要があるとされた。 ・各自治体が保育行政の効率化を試みる際に、保育所の小規模保育事業への移行措置等の他の既存政策での対応を検討・実施することが可能となるよう、モデルケース等も含めて情報提供・周知・助言を行うこと。 ・関係府省庁の調査において、多くの弊害が存続していることが明らかになったことから、ガイドライン等の周知・徹底を含め、保育所の食事提供のリスク低減に必要な対策を検討・普及し、調査等によるモニタリングにより、その実施状況及び効果を検証しつつ、弊害解消に向けた取組を推進すること。
⑦	今後の対応方針	関係府省庁は、各自治体が保育行政の効率化を試みる際に、保育所の小規模保育事業への移行措置等の他の既存政策での対応を検討・実施することが可能となるよう、モデルケース等も含めて情報提供・周知・助言を行う。 また、前回の評価意見においてみられたアレルギー児や体調不良児への対応等における弊害が引き続き存続していることも踏まえ、保育所の食事提供のリスク低減のため、改めてガイドライン等の周知・徹底を行うとともに、これらを含む具体的なリスク低減策を検討し、その実施を各保育所等へ求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、弊害解消策の構築に向けた取組を着実に実施する。 関係府省庁は、これらの取組を踏まえた保育所の対応、運営改善の状況及び弊害解消策を評価・調査委員会に報告し、委員会は、政府の「子育て安心プラン」の推進状況等も踏まえ、2021年度までに改めて評価を行う。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

番号	920
特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	省令
特定措置の内容	公立保育所の3未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする。

【規制の特例措置に共通の質問項目】

1. 特定事業の概要など（発送数：73、回収数：73）

都道府県	認定地方 公共団体	特区の名称	進捗段階	効果の 発現	効果の発現状況	進捗と予定
北海道	猿払村	心と体を育む 給食特区	1. 現在本特定 事業を実施中	1. 発現 している	1. 計画当初から 期待していた効果	2. 特区計画認 定時の予定通り に進んでいる
北海道	清里町	地産地消で豊 かな給食特区	1. 現在本特定 事業を実施中	1. 発現 している	1. 計画当初から 期待していた効果	2. 特区計画認 定時の予定通り に進んでいる
北海道	湧別町	地場産品を使用 した安全で 安心な給食特 区	1. 現在本特定 事業を実施中	1. 発現 している	1. 計画当初から 期待していた効果	2. 特区計画認 定時の予定通り に進んでいる
山形県	最上町	食育機能の統 合による次世 代育成すこや か特区	1. 現在本特定 事業を実施中	1. 発現 している	1. 計画当初から 期待していた効果	2. 特区計画認 定時の予定通り に進んでいる
山形県	高畠町	高畠町なかよ し給食特区	未実施	—	—	—
茨城県	阿見町	阿見町いきい き子育て給食 特区	1. 現在本特定 事業を実施中	1. 発現 している	1. 計画当初から 期待していた効果	2. 特区計画認 定時の予定通り に進んでいる
群馬県	中之条町	くにっこニコ ニコ給食特区	1. 現在本特定 事業を実施中	1. 発現 している	1. 計画当初から 期待していた効果	2. 特区計画認 定時の予定通り に進んでいる
群馬県	みなかみ町	みなかみ町藤 原地区食育推 進給食特区	未実施	—	—	—
千葉県	芝山町	芝山町保育所 給食外部搬入 特区	1. 現在本特定 事業を実施中	1. 発現 している	1. 計画当初から 期待していた効果	2. 特区計画認 定時の予定通り に進んでいる

千葉県	横芝光町	健やかな子どもを育むよこしばひかり給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	3. わからない	—	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
千葉県	大多喜町	大多喜町子育ていきいき給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	3. わからない	—	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
石川県	能美市	能美いきいき給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	3. わからない	—	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
福井県	坂井市	坂井すこやか給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
福井県	越前町	越前町すくすく給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
山梨県	市川三郷町	より安全で安心できる給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
岐阜県	恵那市	恵那市食育推進給食特区	4. 準備段階にも入っていない	—	—	3. 特区計画認定時の予定より遅れている
岐阜県	飛騨市	飛騨市公立保育園給食外部搬入特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	—	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
岐阜県	本巣市	健やかな成長を支える給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
岐阜県	神戸町	心豊かな子どもを育む給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	3. わからない	—	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
岐阜県	安八町	地産食材で豊かな給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
岐阜県	揖斐川町	豊かな心と体を育む給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	1. 特区計画認定時の予定より進んでいる
岐阜県	大野町	心豊かな給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	3. わからない	—	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
岐阜県	北方町	心豊かな給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	3. わからない	—	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
岐阜県	七宗町	ひちそう よちよち パクパク食育特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	2. 計画当初から期待していた効果及び期待していなかった効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる

岐阜県	白川町	未来を担う子どもたちがすくすく育つ美濃白川給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	2. 計画当初から期待していた効果及び期待していなかった効果	1. 特区計画認定時の予定より進んでいる
岐阜県	白川村	21世紀へと羽ばたく心豊かな子どもが育つ白川給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	—	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
静岡県	熱海市	初島保育園給食外部搬入特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
静岡県	磐田市	安心・安全の給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
静岡県	伊豆市	伊豆市人あったか・子供いきいき給食特区	4. 準備段階にも入っていない	—	—	3. 特区計画認定時の予定より遅れている
愛知県	安城市	安城心豊かな子どもを育む給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	3. わからない	—	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
愛知県	西尾市 (旧一色町)	心豊かな給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
愛知県	西尾市 (旧吉良町)	吉良もりもり元気っ子を育てる給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
愛知県	西尾市 (旧幡豆町)	はずっ子を育む楽しい給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
愛知県	常滑市	はばたけ未来へ！心豊かなこなめっ子給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
愛知県	稲沢市	稲沢市食育推進給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
愛知県	日進市	日進市安全安心保育園給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
愛知県	田原市	地産地消の食育による安心子育て特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
愛知県	清須市	地域と共に生まれ育つ子どものための給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる

愛知県	北名古屋市	北名古屋いきいき給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
愛知県	東郷町	東郷町心豊かな子供を育む給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
愛知県	長久手市	長久手市よく遊び自然に親しむ給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
愛知県	あま市	元気でモリモリ健やか給食育特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
愛知県	蟹江町	かにえ活き生き給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
愛知県	阿久比町	子どもが健康で輝きながら育つ給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	3. わからない	—	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
愛知県	みよし市	みよし市わくわくもりもり給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
愛知県	設楽町	食育したら給食特区	未実施	—	—	—
愛知県	豊根村	心ワクワク給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
三重県	亀山市	亀山市あんしんあんぜん給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
三重県	志摩市	志摩市なごやか給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
三重県	伊賀市	伊賀市あんしん給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
三重県	木曽岬町	木曽岬すくすく給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	3. わからない	—	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
滋賀県	湖南市	石部南地域給食外部搬入特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	2. 計画当初から期待していた効果及び期待していなかった効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
滋賀県	高島市	高島市マキノ町地域給食外部搬入特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
大阪府	柏原市（全非公開希望）	元気でにこにこ柏原給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	3. わからない	—	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる

大阪府	熊取町	健やかくまっ こ給食特区	1. 現在本特定 事業を実施中	3. わか らない	—	1. 特区計画認 定時の予定より 進んでいる
大阪府	岬町	岬町笑顔満開 給食特区	1. 現在本特定 事業を実施中	1. 発現 している	1. 計画当初から 期待していた効果	1. 特区計画認 定時の予定より 進んでいる
兵庫県	市川町	市川町安心安 全給食特区	1. 現在本特定 事業を実施中	3. わか らない	—	2. 特区計画認 定時の予定通り に進んでいる
和歌山県	紀美野町	きみのっ子元 気で楽しい給 食特区	4. 準備段階に も入っていない	—	—	3. 特区計画認 定時の予定より 遅れている
和歌山県	高野町	「食育」の推 進をめざす一 貫給食特区	1. 現在本特定 事業を実施中	2. 発現 していな い	—	2. 特区計画認 定時の予定通り に進んでいる
和歌山県	広川町	広川 元気っ こ・のびのび 給食特区	1. 現在本特定 事業を実施中	1. 発現 している	1. 計画当初から 期待していた効果	2. 特区計画認 定時の予定通り に進んでいる
和歌山県	すさみ町	心豊かな子供を 育む給食特区	1. 現在本特定 事業を実施中	1. 発現 している	1. 計画当初から 期待していた効果	2. 特区計画認 定時の予定通り に進んでいる
鳥取県	智頭町	はぐくみ給食 再生特区	4. 準備段階に も入っていない	—	—	3. 特区計画認 定時の予定より 遅れている
岡山県	高梁市	みんなワクワ ク給食特区	1. 現在本特定 事業を実施中	3. わか らない	—	2. 特区計画認 定時の予定通り に進んでいる
広島県	呉市	すくすく・の びのび給食特 区	1. 現在本特定 事業を実施中	1. 発現 している	1. 計画当初から 期待していた効果	2. 特区計画認 定時の予定通り に進んでいる
広島県	東広島市	東広島市すく すく・すこや か給食特区	1. 現在本特定 事業を実施中	1. 発現 している	1. 計画当初から 期待していた効果	2. 特区計画認 定時の予定通り に進んでいる
広島県	江田島市	江田島市にこ にこ給食特区	1. 現在本特定 事業を実施中	1. 発現 している	1. 計画当初から 期待していた効果	2. 特区計画認 定時の予定通り に進んでいる
広島県	安芸太田町	安芸太田町い きいきふれあ い給食特区	1. 現在本特定 事業を実施中	3. わか らない	—	2. 特区計画認 定時の予定通り に進んでいる
徳島県	阿南市	阿南市羽ノ浦 地区保育所給 食外部搬入特 区	1. 現在本特定 事業を実施中	3. わか らない	—	2. 特区計画認 定時の予定通り に進んでいる
徳島県	那賀町	那賀町木頭地 区保育園給食 外部搬入特区	1. 現在本特定 事業を実施中	1. 発現 している	1. 計画当初から 期待していた効果	1. 特区計画認 定時の予定より 進んでいる
徳島県	美波町	美波町立保育 園給食外部搬 入特区	1. 現在本特定 事業を実施中	1. 発現 している	1. 計画当初から 期待していた効果	2. 特区計画認 定時の予定通り に進んでいる

香川県	宇多津町	安心、安全の給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
福岡県	粕屋町	みんなでつくろう、かすや給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	3. わからない	—	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
宮崎県	綾町	綾町すこやか食育給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる

2. 効果の具体的内容

＜ポイント＞

- ・ 経費の削減と、その分を財源とした子育て支援サービスの充実。
- ・ 地産地消の推進や就学前からの一貫した食育の実施。
- ・ アレルギー児等へのきめ細やかな対応や安心・安全な給食の提供。

＜個別の回答＞

- ・ 猿払村 調理員の配置や食材購入費の合理化が図られた。また、老朽機器の更新が不要となった。
- ・ 清里町 地産地消につながった。費用の節減。
- ・ 湧別町 ①保育所と小・中学校における一貫食育の実施、②経費節減による子育て支援サービスの拡大、③地産地消の推進 が実現されている。
- ・ 最上町 地場農産物を使用した地産地消給食の実施や経費節減につながっている。また、新たな保育ニーズである0歳児保育に対応することができた。
- ・ 阿見町 町内の小中学校・町立保育所の給食を1箇所の給食センターで実施していることによるスケールメリット。
- ・ 中之条町 人件費の削除。
- ・ 芝山町 アレルギー等を持つ子どもにも配慮した安心かつ安全な給食の提供。
- ・ 坂井市 園児の食に対する関心を高め、望ましい食習慣を身につけさせることができた。また、学校給食センターでの食材の一元納入、一元調理により、保育所運営にかかる経費が節減され、節減された経費を財源に、子育て支援の充実を図ることができた。
- ・ 越前町 調理員等の人件費が削減されている。
- ・ 市川三郷町 保育所・学校の一貫した食育教育の実現。
- ・ 飛騨市 地元の農作物を給食に取り入れることで、乳幼児期から地元食材に慣れ親しむことができ、また、地産地消の推進に繋がっている。
- ・ 本巣市 食材の一元購入、一元調理により、材料費や給食調理に係る光熱水費等の経費が節減され、保育所の効率的な運営が実現されている。
- ・ 揖斐川町 乳幼児期から一貫した正しい食習慣の定着（食育）が図られ効果を発現している。給食センターでの調理を一元管理することで食の安全性が向上し効果を発現している。
- ・ 七宗町 保育園から給食を食べることで食育がなされ、給食を残さなくなっている。
- ・ 白川町 経費削減できた。
- ・ 白川村 未満児保育において食事に対する負担が減り、保育に専念できる。
- ・ 熱海市 現在、対象となる保育所の園児は全員で4名であり、保育所の給食を近隣の小中学校で一括調理し外部搬入を実施することで、同一調理室での調理及び調理員の適正配置による保育所運営の合理化に繋がっている。
- ・ 磐田市 保育園における給食の提供が可能となっている。
- ・ 西尾市 人件費の削減が図れた。
- ・ 稲沢市 安全に衛生的に時間通りに配膳できること。

・ 日進市	自園調理の場合必要になる人件費の削減効果。
・ 田原市	栄養士が各保育園をまわり食育・給食指導を行う「えいようの日」の実施により食に対する理解・推進が図られた。また、主食・副食に地元米・野菜等を使用することにより地域の食材への関心を向上させることができた。
・ 清須市	自園調理だった場合にかかったであろう調理業務経費や設備の維持管理費等の削減が図れている。
・ 北名古屋市	給食調理に関する職員配置の増加を防ぐことが出来ていると共に、学校給食センターも統合新築されたことにより、安全・安心な食材を提供できるようになった。
・ 長久手市	地元の食材の調達に努め、地域の味や食文化を継承する。
・ あま市	幼児期からの食育の推進及び給食調理業務の経費削減。
・ 蟹江町	人件費・材料費等の削減。
・ みよし市	学校給食センターでの一元調理により、各保育所での自園調理の場合と比較して経費が節減されている。また、安全、安心な給食の提供と就学前からの一貫した食育に取り組むことができている。
・ 亀山市	削減できた経費を活用した保育サービスの充実。
・ 志摩市	保育所の給食一元化により、経費削減を図り、児童に同一の給食を可能としている。
・ 伊賀市	経費削減。
・ 湖南市	調理師等の人材の集約や施設整備・維持費等節減できたことで、給食事業以外の子育て支援施策に予算を投入することができた。（入園児童数の増加に対応（保育士の雇用））
・ 高島市	食材の一括購入や人員配置等の効率化につながった。
・ 岬町	町立保育所分の給食を一括調理、搬送することにより、保育所の効率的な運営と経費削減が図られた。
・ 広川町	経費削減。
・ すさみ町	現在、1保育所において、調理員3名（以前は4名）で給食調理を行っており、食材費の購入に際しても大量購入により単価が下がり、経費の削減に効果があった。また、地元のひまわり会を通じて野菜等を購入し、地産地消の割合を増やしている。
・ 呉市	人件費の削減。
・ 東広島市	効率的かつ経済的に給食が提供できている。
・ 江田島市	自園調理による調理員及び設備の確保が不要。
・ 那賀町	職場環境改善、光熱水費・材料費削減。
・ 宇多津町	アレルギー対応などきめ細やかな個別対応ができている。
・ 綾町	体調不良児、アレルギー児、低年齢児への対応が容易になった。メニューが多様化した。コストが削減された。味が良くなり、残食が少なくなった。

3. 計画当初には期待していなかった効果の発現（具体的内容）

＜ポイント＞

- ・ 調理の一元化による業務の効率化と職員の処遇改善。

＜個別の回答＞

- ・ 七宗町 1箇所では給食を作ることで効率化ができた。
- ・ 白川町 予定以上に経費の削減ができた。
- ・ 湖南市 調理師等の人材を集約することで、年休の取得や、研修参加への体制が確保できた。

4. 地域活性化の効果（経済的效果・産業への波及効果）

＜ポイント＞

- ・ 地元食材の活用による地場産業の活性化。

＜個別の回答＞

- ・ 清里町 給食調理業務の効果的、安定的運営。

・ 湧別町	地元の安全で安心・良質な農水産物を使用した献立を検討し、地場産品の使用率を高め地産地消を推進している。
・ 最上町	地産地消給食を実施し、地元産米や地元産野菜等を使用することで、地域産業に対して削減した費用を還元することができた。
・ 阿見町	町内で生産される農産物の消費拡大に寄与している。
・ 坂井市	米や野菜類の地元産仕入れが増えた。
・ 越前町	学校給食との統一メニューを充実させ、地場産食材消費の推進に寄与した。
・ 安八町	地元企業や営農組合から食材を購入することで活性化に貢献。
・ 揖斐川町	給食材料を地域食材で賄うことで、1,700万円／年の地域産業への波及効果を生み出している。
・ 七宗町	地場産野菜生産者と連携ができた。
・ 熱海市	給食に地域の食材を使った献立にすることにより、給食を通じた地産地消が推進されている。
・ 西尾市	地産地消の推進により、地元産業のPRになった。
・ 田原市	給食の食材に地元の生産物を使用することで、生産者の収入増加と生産意欲の高揚等の効果がある。
・ 清須市	地元の生産物を積極的に取り入れており、生産者にとっての収入の増加につながっていると思われる。
・ 北名古屋	新築された給食センターは、現在の食品衛生基準が厳しくなったことにより、多くの調理員が必要となり雇用が多くなっている。
・ みよし市	地元の食材で調理した給食も提供しており、地産地消の促進につながっている。
・ 湖南市	地産地消を推進し、地域の小売業者から給食賄材料を入手することで、大型量販店に比べると割高になるが、同規模の他園と同様のコストで実施できる。
・ 高島市	食材の一括購入や人員配置等の効率化により、費用を削減できた。
・ 岬町	地産地消の促進。
・ すさみ町	地域のお年寄りを中心にしたひまわり会から地産地消の農作物を購入。品物がそろわないため、購入に当たり限定されるが、品数が増えれば購入も増える。
・ 東広島市	直営のため、産業への波及状況は具体的には把握できないが、地産地消などの生産から消費までの流通ルート等の仕組みが、自所給食と比較して確立している。
・ 江田島市	地元産品の活用による地域活性化。
・ 綾町	地元生産者及び地元小規模小売店からの購入による経済効果。 地元産の食材を使うため、安価で安心安全であり、生産者からも喜ばれている。

5. 地域活性化の効果（社会的効果）

＜ポイント＞

- ・ 地産地消の情報発信による保護者の食への関心の向上。
- ・ 地域食材の提供や食育活動等を通じた高齢者の生きがい・活躍の場づくり。

＜個別の回答＞

- ・ 清里町 地場産の農産食材を使用した給食献立を家庭に発信し、食の重要性を見直す機会を提供している。
- ・ 湧別町 地場産品の使用率を高め地産地消を推進。
- ・ 阿見町 献立の公表を通じた、保護者に対しての望ましい食生活の普及・啓発。
- ・ 坂井市 郷土料理や季節料理を盛り込んだ多彩なメニューを取り入れることで、食への関心を深めることができた。
- ・ 越前町 給食の外部搬入により削減された財源を、一時保育や延長保育等のサービスの拡充に充てることが出来た。
- ・ 市川三郷町 幼児期から一貫した食育を推進することにより、保護者に対しても食に関する関心を高めることができた。

・ 本巣市	経費を節減することで、子育て関連の施策への投資を行うことができた。（保育料の低減、第3子以降給食費無料化など）
・ 揖斐川町	退職した保育士等の再雇用などにより、地域の高齢者が、地域の保育所で元気に活躍し、地域の活性化につながっている。
・ 七宗町	高齢者が地場産野菜を作り、給食で園児、児童、生徒が食べてくれる事が生きがいになっている。
・ 熱海市	島内の中学生以下の児童に同じ献立の給食を提供することにより、一貫した食育が推進されている。
・ 磐田市	約30名の保育園児の給食提供が可能となっている。
・ 西尾市	保育園の園児や保護者に安心安全の地元産物のPRとなった。
・ 田原市	乳幼児期から小中学校までの一貫した食育は、児童の正しい食習慣の形成につながる。また、乳幼児期から地域の食材に慣れ親しむことは、将来に向けた一層の地産地消につながっている。
・ 清須市	給食に地元食材を活用することで、乳幼児期から地元の食材に慣れ親しむ環境づくりを行い、地産地消の意識向上に努めている。
・ あま市	地元農産物への関心を高めるとともに、食の大切さや食習慣を身につける。
・ みよし市	市内の全保育園児に同一の給食を施すことができ、各保育所における格差が生じにくくなっているため、市内保育園全体として共通の食育指導ができています。
・ 湖南市	調理補助や施設間の搬送をシルバー人材センターの人員を活用することで、地域の高齢者の社会参加や活力向上、高齢者と児童の異年齢間のふれあいの機会にもなった。
・ 岬町	高齢者や地域住民との交流促進。
・ 広川町	コスト削減により、その予算を延長保育時間の拡充や、一時保育の実施、障害児保育の実施に振り向けることができ、保育サービスの充実ができた。
・ すさみ町	地域のお年寄りの生きがい対策にも地産地消を行えば役立っている。
・ 東広島市	削減できた費用が、様々な他の事業に活用されている。
・ 綾町	地元生産者の生産意欲向上。

6. 効果が発現していない、または効果が発現しているかわからない理由

＜ポイント＞

- ・ 外部搬入方式を導入してから年月が経過している、又は当初から外部搬入方式であり、自園給食との比較等が困難。
- ・ 効果の具体的な数値の把握が困難。

＜個別の回答＞

- ・ 横芝光町 特区認定から7年が経過し、対比する（自園給食にした場合等）条件・内容等が不明瞭となってしまうため、効果が発現しているかわからない。
- ・ 能美市 旧町の時から外部搬入方式のため、比較することができない。
- ・ 神戸町 コストを削減できたと思われるが、具体的な数値を把握していないため。
- ・ 大野町 公立保育所における給食の外部搬入方式を開始してから長期間が経過しているため、事業開始前後の比較が出来ない。
- ・ 安城市 センター方式を導入してからかなりの年月が経過し、今では標準の事業として定着している。よって、近年ではさらに効果が高まるような要因は見られない。また、導入前との効果を比較することも困難。
- ・ 阿久比町 自園調理の記録がないため比較できない。
- ・ 熊取町 給食開始時より、外部搬入のため。
- ・ 高梁市 経費節減にはつながっていると思われるが、具体的に数値を算定していないため。
- ・ 市川町 外部搬入しか実施したことがないため。
- ・ 高野町 3歳未満児に対する給食に対する効果としては自然に発現するものではないため。
- ・ 安芸太田町 従前より搬入による体制であり、比較等できない。

- | | |
|-------|---|
| ・ 阿南市 | 給食食材料費等は大量購入できるので格安に購入できると思うが、調理員の配置人数は自園調理で行った場合の合計人数と同じとなっているため、人件費の削減にはつながらしていない。また、市町村合併前の形態を継承しているため、光熱水費等の削減金額等は比較できないため。 |
| ・ 粕屋町 | 保育所親子料理教室などの取組みは行っているが、特区事業の効果が発現しているか不明確なため。 |

7. 特定事業の実施に当たっての問題

＜ポイント＞

- ・ 公立保育所へ搬入している事業者であれば、私立保育所への搬入を認めても良いのではないかと。
- ・ 少人数の保育所については、調理室の設置要件を撤廃してほしい。

＜個別の回答＞

○要件・手続の問題

- | | |
|--------|--|
| ・ 田原市 | 離乳食完了後の特区認定に、公立と同一の外部搬入事業者であれば私立でも容認されても良いのではないかと。 |
| ・ 高梁市 | 要件には、児童の安全確保が必要。 |
| ・ 江田島市 | 3歳以上の外部搬入を可能としているので、特区認定の必要性がない |
| ・ 阿南市 | 認可後のアンケート調査等が多い。 |

○関連する他の法制度等の問題

- | | |
|---------|---|
| ・ 北名古屋市 | 保育園の待機児童問題で施設の増加や、業務の効率化に伴い、公立保育園の民営化を進めているところだが、学校給食センターに給食の生産余力がある場合は、市内全域の保育所の乳児を含めた給食外部搬入を特区認定等で認めることが出来ないか。（理由：保育園の入所審査、保育料の算定、保育基準は、公立保育所をベースで実施しているため、最低限の食の安全は確保できていると認められるため。） |
| ・ すさみ町 | 当町でも少子化が進み、保育所に入所する人数が減ってきている。人数の少ない保育所の場合、保育所内に調理室をもうけなければならないとの要件を撤廃して欲しい。 |

8. 特区計画認定時の予定より遅れている理由

＜ポイント＞

- ・ 未満児について外部搬入事業者が対応できない。
- ・ 保護者の理解が得られない。

＜個別の回答＞

- | | |
|--------|--|
| ・ 恵那市 | 特区認定時は3歳以上児の給食外部搬入を計画したもので、3歳未満児の給食外部搬入は計画していない。 |
| ・ 伊豆市 | 搬入元が未満児に対する給食の対応ができなかった。 |
| ・ 紀美野町 | 実施予定していた保育所が休園、廃園になっているため。 |
| ・ 智頭町 | 保護者の理解が得られないため見送られている。 |

9. 特定事業における地方公共団体の役割

＜ポイント＞

- ・ 外部搬入の導入についての保護者等に対する理解醸成
- ・ 安全な給食の提供のための関係者間の連携調整
- ・ 外部搬入事業者の調理師に対する定期的な研修や指導の実施
- ・ 食育に関する情報発信

＜個別の回答＞

・ 猿払村	特定事業の実施や外部搬入を行うに当たり、保護者への不安や心配ごとなどを解消にするための説明会の開催や、配送の協力を行っている。
・ 清里町	地元の食材購入による地産地消の推進。
・ 湧別町	①保育所と小・中学校における一貫食育の実施、②経費節減による子育て支援サービスの拡大、③地産地消の推進が実現されている。
・ 最上町	外部搬入事業者である給食センターが公立であるため連携を取りやすい。保育現場の職員と事業者が年4回の会議の中で、献立に対しての子ども達の反応や要望等を細やかに伝え、献立作成に生かしている。また、近年増加傾向にある「アレルギー」を抱える子ども達に対しての対応についても充実してきている。
・ 阿見町	町直営の給食センターにより、保育所への給食の搬入を行っている。
・ 中之条町	平成26年7月に町食物アレルギー対応マニュアルを作成。3歳未満時に対し特別な対応はマニュアルには位置づけていないが、小中学生と同じ条件では対応できるよう事業者を支援している。
・ 横芝光町	外部搬入業者の選定、保育所と業者間の要望事項などの調整等。地元食材の利用促進。衛生管理の一助となるよう、食器等の備品を町で用意。
・ 大多喜町	町で実施。
・ 能美市	学校給食センターからの外部搬入なので、特別な支援はない。
・ 坂井市	月に一度、給食センターの調理師・保育所職員・市町村担当課による献立や調理内容に関する検討会議を行っている。
・ 市川三郷町	事業者が当自治体の給食センターであるため特に支援はない。
・ 飛騨市	搬入元と搬入先のパイプ役。搬入元及び搬入先の設備等体制を整える。
・ 神戸町	安全・安心な給食を提供している。
・ 本巣市	安心・安全で質の高い給食が提供できる。地元の農産物の調達により、地産地消の推進を行う。
・ 安八町	地産地消の推進と園児の食の安全。
・ 揖斐川町	乳幼児期から一貫した食習慣（食育）の提供。食材の地産地消促進。地域雇用の創出。
・ 大野町	特定事業に対する費用負担と事業所への監督・監理。
・ 白川町	地産地消の推進。
・ 白川村	保育園と給食センターとの調整。開始後は園とセンターが連携して実施している。
・ 磐田市	保育園を問わず、園児に対し給食の提供が可能となっている。
・ 安城市	市が運営する調理場のため、「役割」や「支援」を意識することはない。
・ 西尾市	地産地消の推進。
・ 日進市	経費削減。関係機関同士の情報共有のための連絡調整等。
・ 田原市	市給食センターを核として、保育所（認定こども園）、小学校、中学校の一環した食育の推進を図っている。給食センター方式の一括購入を通して、地場産業の農業を生かした地産地消を積極的に推進している。
・ 清須市	本事業の特定事業者が公立の学校給食センターのため、特段の支援は行っていない。
・ 北名古屋市	意見を聞いて不具合があった際は、速やかに対応して改善していく体制をとっている。
・ 長久手市	保育園と事業者との連携の支援。
・ あま市	公立の給食センターからの外部搬入であるため、特に支援は行っていない。
・ みよし市	保育担当課付けで栄養士を雇用し、給食センターに配属。給食の安全な提供を確保するため、保育担当課、保育士、給食センター配属栄養士で給食検討会を設置している。
・ 豊根村	学校給食施設の効率的な活用。
・ 志摩市	搬入する給食センターも市営のため、計画・実施・見直しの全てにわたり現場と連携をとり事業を実施している。
・ 湖南市	公立保育所で調理された給食を近隣の公立保育所に搬送するため、食材の調達や調理、搬送、食器等の洗浄等全てにおいて当市で完結していることから、全ての役割を果たしている。（調理師も直接雇用）

・ 柏原市	安心、安全、適正な給食の実施のため、会議(月1回)の開催、工場視察(月1回)、業者による保育所巡回(年4回)を行っている。業者への支援は特に行っていない。
・ 紀美野町	地元への説明会等を行った。
・ 高野町	地産地消の実施と実施体制の合理化による保育ニーズへの対応。特定事業者への支援はなし。
・ 広川町	事務手続きを行っている。支援については特になし。
・ 智頭町	特定事業所も直営であり、特に行っていない。
・ 高梁市	市立の給食センターから市立の保育園等への搬入であり、通常は両施設のみで運営しているが、必要に応じて諸問題の解決等に本課(保育園担当課)や学校教育課(給食センター担当課)が関わっている。
・ 江田島市	本市の給食センター(市営)は、保育施設運営担当課の管理のもと、搬入先保育施設と連携した運営を図っている。
・ 安芸太田町	特別な支援等はないが、同じ町の施設として連携、協力をしている。
・ 阿南市	搬入元の保育所に勤務する調理員に対して、定期的な研修や指導を行っている。備品等の故障の際には、修繕や購入で対応している。給食輸送を業務委託しているため、委託業者と契約している。
・ 那賀町	よりよい職場環境の提供。
・ 粕屋町	保育所給食センターを地域の食育の拠点として、地域への食育に関する情報の発信・提供に努め、食生活に関する相談・支援を行い、町内の就学前児童全体への食育の推進を図っている。
・ 綾町	公立保育所において実施しているため、事業効果を維持するよう監理している。

10. 特定事業が成功するための鍵

<ポイント>

- ・ 外部搬入事業者、保育現場、行政等の連携、信頼構築。
- ・ 外部搬入に対する保護者等の不安の解消。
- ・ 低年齢児やアレルギー児に対するきめ細やかな対応
- ・ 安心・安全な給食の提供

<個別の回答>

- ・ 猿払村 保護者が不安とする点(食育や適温給食など)の解消による理解が重要。
- ・ 清里町 新鮮で安全、安心して食べられる食材の使用。
- ・ 湧別町 関係事業との連携。
- ・ 最上町 外部搬入事業者と保育現場との良好な関係性と密な連携が重要だと考える。
- ・ 阿見町 外部搬入事業者と、保育所や市町村の保育担当者等との連携。
- ・ 中之条町 3歳未満児については給食について、3歳以上児よりもきめ細やかな対応が必要だと感じている。特区にすることで、保育所職員の他に外部搬入事業所も給食に関わることになる。多くの職員が関わるため、連携不足にならないよう、いかに外部搬入していない事業所と同じ水準で、きめ細やかな対応ができるかが重要だと思う。
- ・ 芝山町 業者の選定。
- ・ 横芝光町 給食会議等を活用し、栄養士や保育士の意見、要望を業者に伝える仕組み。残食が少なくなるような配慮や、個別対応の調整等を行うこと。
- ・ 坂井市 担当課と保育所、特定事業者の連携を密にすること。
- ・ 越前町 継続性。
- ・ 市川三郷町 保育所と外部事業者との緊密な連携。
- ・ 飛騨市 搬入元と搬入先(園)・保護者・市の連携。(情報共有や意見交換等)
アレルギー対応・体調不良時・成長にあわせた給食の提供を行なえる体制づくり。
- ・ 本巢市 関係者との十分な合意形成。
- ・ 恵那市 保護者の理解。外部搬入事業者の施設整備と対応人員の確保。保育所の施設整備。

・ 神戸町	安全・安心な給食を作り、搬入することができる施設が必要。
・ 安八町	特定事業による経費削減効果と外部搬入ならではの質の高い給食の提供。
・ 揖斐川町	給食センターの適正な運営管理。
・ 大野町	食に対する安全性が第一である
・ 七宗町	継続していく事。
・ 白川町	連携・協力。
・ 白川村	保育園と給食センターの情報共有。給食センターの規模が小さいため対応できている。
・ 熱海市	安全が確保された上での業務の合理化。
・ 磐田市	給食の外部搬送による提供事故が発生しないことが最も重要であるとする。
・ 伊豆市	未満児への細かな対応。
・ 安城市	市民の理解。
・ 西尾市	低年齢児やアレルギー等の対応。
・ 稲沢市	安全安心な給食を作って運ぶこと。
・ 日進市	情報共有、衛生管理。
・ 田原市	外部搬入によるメリットを保育の充実に充てることで、児童の健やかな成長に結びつけることが重要である。
・ 清須市	学校給食センターとの密な連携。
・ 北名古屋市	保育所、学校給食センター、事務方の三者が協力して質の向上を図る目的で意見交換を行い、時には保護者の意見を聞くなどの機会を持つ。
・ 東郷町	合理化による経費節減後の子育て関連サービスの充実。
・ 長久手市	保育園と事業者との連携。
・ あま市	食材の調達や調理園の配置の合理化。
・ 蟹江町	各種手続きの迅速化・透明化。
・ 阿久比町	自治体、保育園、事業者の細やかな連携。
・ みよし市	子育て支援課、保育園及び学校給食センターとの連携を図ること。
・ 豊根村	学校給食施設と保育園が細かなところまで話し合い、園児にあった給食の提供ができるようにすること。
・ 亀山市	認定に係る手続き、各調査の簡素化。
・ 志摩市	保育現場と搬入元の連携。
・ 伊賀市	外部搬入事業者の理解・協力。
・ 湖南市	当市の保育施設は、公立施設が大半を占め、半径5km圏内に連携を取れる施設が存在するとともに、幹線道路等の交通量は搬送時間帯はスムーズに流れていることから、時間をかけることなく搬出・搬入できる。搬入・搬出の際の衛生面と、搬入元施設と搬入先施設の距離間は、給食を安全に美味しく食べてもらうための第1条件か ⁴ と考える。
・ 柏原市	業者との信頼関係。
・ 熊取町	特定事業者との連携。
・ 岬町	安全・安心でおいしい給食の提供。
・ 紀美野町	住民の理解、協力。
・ 高野町	特例措置による規制緩和。
・ すさみ町	特定事業は地方財政の削減または、人員の効率化を目的にしており、時代に沿った法改正が望ましい。
・ 智頭町	職員間及び保護者との共通認識。
・ 高梁市	特定事業を行う意義を搬入先（保育園等）・搬入元（給食センター）が理解し、日頃から双方が連携を密にしていくこと。
・ 呉市	どこまで自園調理と同じようなことが出来るかだと言う。
・ 東広島市	調理場（学校給食センター）と保育所が日々連携し、人員確保や設備整備、献立検討等に対する相互理解と協力体制を確立することが重要と考える。
・ 江田島市	安全・安心な食材を活用した給食の提供と保護者と協力した食育の推進。
・ 安芸太田市	搬入先の体制。

・ 阿南市	搬入元の保育所で勤務する調理員の知識向上。
・ 那賀町	現場の理解。
・ 宇多津町	協議の場。
・ 粕屋町	搬入先以外の保育園等や地域ボランティアとも連携・協働した食育の展開。
・ 綾町	効率化、安定化。

1 1. 地域特有の条件による効果等

＜ポイント＞

- ・ 地元食材の利用による地産地消の実現。
- ・ 少子化の中で、未満児と小中学生が同じメニューを食べ話題を共有。

＜個別の回答＞

・ 猿払村	保育所での給食（食育）を通し、地域・家庭での保育力の向上を目指したい。
・ 清里町	地元食材利用による地産地消。
・ 湧別町	小中学校における給食の外部搬入方式による給食の供給。
・ 最上町	外部搬入事業者および保育所が全て公立であるため、連携が取りやすいと考えられる。
・ 中之条町	子どもの人数が少なく、小中学校とのかかわりが深い地域なので、同じメニューの給食を食べることで、未満児と小中学生との共通の話題ができています。
・ 揖斐川町	山間（過疎）地域に多い少人数施設への給食の安定供給。
・ 西尾市	農業、漁業、酪農の産業が多く営まれている。
・ 田原市	本市は日本有数の農業算出額を誇り、露地野菜、施設園芸、畜産物、漁業等の各種生産物が豊富で、給食の食材となる農産物をほとんど地域で賄うことができる。
・ 蟹江町	保育者の理解。
・ 志摩市	保育現場と搬入元の連携。
・ 岬町	調理施設が町の中央部に位置しており、各保育所へは10～15分で搬入できる。
・ 智頭町	地域、生産者の意識の高まり等。
・ 東広島市	地域の特産物である酒を用いた「美酒鍋」や地元の野菜を使った「ゆめまる汁」等というメニューを保育所・小学校・中学校で提供し、地域や家庭で受け継がれてきた郷土食料理を次世代に伝えている。
・ 江田島市	手作りおやつを提供と給食を含めた栄養管理。

1 2. 特定事業活用のための工夫

＜ポイント＞

- ・ 園児の要望や反応を外部搬入事業者と共有し、メニュー等に反映。
- ・ 保育園に意見を求めたり、栄養士等が定期的に保育所を巡回したりして食育を推進。
- ・ 調理後の時間管理や温度管理。

＜個別の回答＞

・ 猿払村	将来学校給食センターの新築時には、連携も必要と考えている。
・ 最上町	園児からの「リクエストメニュー」を募り日々のメニューに活かしたり、新メニューに対しての園児達の反応を保育現場から外部搬入事業者に伝えている。これにより、外部搬入事業者と保育現場側が情報を共有し、より良い給食が提供されるようにしている。
・ 神戸町	すべての給食搬入先から毎月1回意見を聴取し、給食の質の向上に努めている。
・ 西尾市	公設公営の給食センターからの外部搬入については、厳しい財政事情が懸念される自治体においては財政面、効率面から考えると規制されるリスクはないと思われる。
・ 日進市	配送用二重食缶を使用し、温度を管理する等。
・ 田原市	栄養士等が各保育園（公立、私立）、認定こども園（私立）に出向き、各園年2回程度園児、保護者を対象に、食に対する興味や関心を持つ機会を提供し、食を大切にする気持ち育てることを目的に食育・給食指導事業「えいようの日」を実施している。

・ あま市	転入者も多いことから、児童だけではなく保護者に対しても地域の特産物を知らせ、地元食材に関心を持っていただく。
・ 岬町	地域住民と野菜づくりを行い、給食食材として利用している。また、高齢者や地元住民と給食交流会を定期的実施している。
・ 東広島市	保育所児童が給食センターへ施設見学に行ったり、給食センターの調理員や栄養士を保育所に招いて、保護者会や児童の前で栄養指導を行っている。
・ 江田島市	調理後、配送から喫食までの時間管理。
・ 粕屋町	子育てボランティアも含めた食育推進。

1 3. 特定事業の将来に向けての展望等

＜ポイント＞

- ・ 事業を活用し、より良い給食の安定供給を確保。
- ・ 地域食材を活用した給食の供給や保護者への食育の推進により、地産地消を拡大。

＜個別の回答＞

- ・ 最上町 地元産米や地元産野菜を効果的に取り入れることで子ども達へのより良い給食提供を継続できるように努めていく。
- ・ 阿見町 児童だけでなく保護者に対する食育の一層の普及促進により、地産地消の拡大を実現し、産業の振興を図りたい。
- ・ 中之条町 人件費削減のメリットと、自園調理に比べてきめ細かい対応ができないデメリットを比べると、この事業について漫然と継続してよいか疑問に感じている。
- ・ 大多喜町 本町も少子化が進む中、現状のまま事業を実施していきたい。
- ・ 恵那市 3歳未満児の給食の外部搬入方式は、離乳食をはじめ3歳未満児に必要な個別の対応が困難。
- ・ 神戸町 継続して、より良い給食の提供に努めたい。
- ・ 揖斐川町 過疎化が進行する中、特に山間（過疎）地域の少人数施設に対し、本特定事業の継続により、給食の安定供給を続けたい。
- ・ 七宗町 地域の子どもが年々少なくなっていく現状ではあるが、事業を継続していく事で目の行き届いた保育ができると考える。
- ・ 磐田市 引き続き継続を期待する。
- ・ 安城市 幼児における場合と同様に規制緩和されれば、子ども・子育て支援新制度の円滑な運用に資することになると考える。
- ・ 稲沢市 外部搬入については現状維持。
- ・ 田原市 私立保育園や私立認定こども園の3歳未満児の給食外部搬入の容認。
- ・ 北名古屋市 今後、民間保育所に対しても公立の学校給食センター等が調理した給食に限り、外部搬入を認めることを検討してもらいたい。今後保育所の民営化を進める際に、事業者の負担を軽減できる可能性がある。
- ・ あま市 現在、合併前の1地域のみで本事業を実施しているが、給食センターの整備にあわせて、全市へ拡充をしたい。
- ・ 豊根村 今後も継続して内容の充実に努める。
- ・ 湖南市 保育士と同じくらい調理士や栄養士の確保も困難になってきている。今後待機児童ゼロを目指し、各自治体や法人、企業が保育施設を整備していくにつれて、こういった人材の確保もますます困難になると予想される。本来各園において調理を行うことが1番であることは当然だが、当事業は、人材や食材を効率的かつ効果的に活用し安全かつおいしい給食の提供を実施するための有効な手段だと感じている。
- ・ 柏原市 引き続き安心・安全・適切な給食提供を行っていく。
- ・ 岬町 調理施設の老朽化が課題となりつつあり、新しい調理施設の確保と学校給食との効率的・効果的な連携等について検討する必要がある。
- ・ 紀美野町 既存の保育所等で活用方法等を検討する。
- ・ 広川町 今後も継続して実施していきたい。

・ すさみ町	法整備が緩和されると給食特区の申請をしなくても町村独自で効率化が図れると思う。
・ 高梁市	保育現場の専門家は「保育」の観点から自園給食を重視しており、行政職員は行政運営の観点から外部給食を評価する。この両視点のすり合わせを行い、その上で価値をどこに置くかといった判断が求められる。
・ 東広島市	安心安全でおいしい給食提供ができるよう、関係者間の協力体制を強化していきたい。
・ 江田島市	アレルギー対応，手作りおやつを提供，調理員と園児の交流など。
・ 安芸太田町	食の安全への意識の高まりの対応。
・ 綾町	食を通じた家族形成、豊かな人間性育成のため、食育の更なる推進と保育所運営の効率化により児童福祉の充実を図る。

19. アレルギー児等への対応に関する覚書等の締結状況（地方公共団体）

＜ポイント＞

- ・ 食物アレルギー児等に対するきめ細やかな対応について覚書等を締結している地方公共団体は約2割。
- ・ その内容は、主にアレルギー児の情報を共有し、除去食の提供など、個別対応の確保等に関するもの。

	1. 契約中に該当条項を盛り込んだり、 覚書を締結したりしている	2. 契約中に該当条項を盛り込んだり、 覚書を締結したりしていない
地方公共団体数	12	54
認定地方公共団体	猿払村、本巢市、白川町、磐田市、常滑市、日進市、田原市、清須市、すさみ町、呉市、宇多津町、綾町	清里町、湧別町、最上町、阿見町、中之条町、芝山町、横芝光町、大多喜町、能美市、坂井市、越前町、市川三郷町、飛騨市、神戸町、安八町、揖斐川町、大野町、北方町、七宗町、白川村、熱海市、安城市、西尾市（旧一色町）、西尾市（旧吉良町）、西尾市（旧幡豆町）、稲沢市、北名古屋市、東郷町、長久手市、あま市、蟹江町、阿久比町、みよし市、豊根村、亀山市、志摩市、伊賀市、木曽岬町、湖南市、高島市、柏原市、熊取町、岬町、市川町、高野町、広川町、高梁市、東広島市、江田島市、安芸太田町、阿南市、那賀町、美波町、粕屋町

＜契約中に盛り込んでいる該当条項や、覚書で締結している内容＞

・ 猿払村	治療等の目的で食事療法が必要と認められる場合は、主治医の指示に基づき、特別治療食を給与するものとする。
・ 本巢市	献立の作成にあたっては、本巢市学校給食献立部会により、管理栄養士と保育所が協力して、園児の年齢、嗜好、発育状況、季節感等に考慮して作成する。
・ 白川町	安心・安全な給食の提供。
・ 磐田市	アレルギー園児の保護者との面接、アレルギー食の献立表の作成、アレルギー児の食器盛り付け。
・ 常滑市	給食回数、遵守事項、責任範囲。
・ 日進市	【委託業務内容】児童の発達段階や健康状態に応じた幼児食、離乳食、アレルギー除去食等への配慮など、安全、衛生面での質の確保が図れるものとする。 【調理業務内容 食事の種類及び調理作業】離乳食・・・献立表通りとする。個人別に大きさ、軟らかさ等を工夫すること。幼児食・・・献立表通りとする。年齢別に大きさ、やわらかさ等工夫すること。除去食・・・保育園、家庭と連携を密にしたうえで、実施すること。また、月1回程度園長・保護者・正社員と献立内容の検討を行うこと。行事食・・・誕生会、もちつき、試食会等、必要に応じて実施すること。その他・・・特別に配慮を要する児童の食事に可能な範囲で対応すること。
・ 田原市	給食センターを運営する田原市教育委員会と平成27年2月2日に「田原市市立保育園給食調理業務の委託に関する覚書」を内容を一部見直して取り交わしている。その覚書の中で、市給食センターが開催する献立委員会に市の職員も参加することが明記され、指導保育士、市保育担当部局の栄養士、保育園長代表、主任保育士代表が参加して、献立作成に反映しているので、従来から問題は生じていない。
・ 清須市	献立作成、食材料の発注及び受取、検収、保管、受払、調理業務、食器具等の洗浄及び清掃、保管・給食調理施設、設備の清掃及び日常の点検・残菜、残飯及び厨芥のリサイクル処理・給食献立及び日誌ほかの給食関係諸帳簿の作成・前各号の付帯するその他必要な業務。
・ すさみ町	①調理した給食等について調理完了から2時間以内に喫食できるように搬入する。 ②給食の献立は、保育所にて、調理師が作成する。

・ 呉市	③保護者や医師から入手して情報に基づき、園児の発達特性や食物アレルギーの状態、体調不良等に十分配慮し、園児の状態にあわせた対応を行う。
	④献立表や給食だよりにより内容を確認する。
	(1)調理能力の効率性を高めるとともに、職員相互の調理技術の向上等を図り、児童の発育に応じたきめ細やかな調理業務を行うこと。
	(2)保健所との連携を密にとり、感染症や食中毒の発生防止のための対策には万全の体制を整えること。
	(3)各保育所においては、加熱、保存、配膳等の調理業務に支障のないよう対応すること。
	(4)入所児童の食事の内容・回数・時期については適切に実施すること。
	(5)「保護施設等における調理業務の委託について」（昭和 62 年 3 月 9 日社援第 38 号）及び「保育所における調理業務の委託について」（平成 10 年 2 月 18 日児発第 86 号）を遵守すること。
・ 宇多津町	(6)児童の発達に応じた給食の提供や食物アレルギー及び体調不良児等の対応は除去食又は代替食等のきめ細やかな対応を行うこと。
	(7)食育をテーマにした各種事業の推進に取り組むこと。
・ 綾町	事業者は、町が指定する児童・生徒に対して、アレルギーに対応した給食を提供しなければならない。
	衛生管理や食中毒に関する各通知等を遵守するとともに、宮崎県が作成している「保育所給食の手引き」に従い、食品の衛生管理及び安全な給食提供については万全を期し、給食は当日に調理したものを提供する。また、保健衛生面・栄養面について保健所による助言・相談等に従い適正に運用する。

20. 特定事業の実施により削減されたコスト（地方公共団体）

＜ポイント＞

- ・ 外部搬入方式の導入により削減された経費のほとんどは人件費や光熱水費、設備更新費に関するもの。

＜個別の回答＞

地方公共団体	削減額（円/年）	削減費目等
猿払村	—	光熱費、材料費
湧別町	1,500 千円	給食調理員人件費（外部搬入前 8 人→外部搬入後 6 人） 食材調達費
最上町	4,360 千円	給食調理員人件費（外部搬入導入前 6 名→導入後 1 名） 給食調理室光熱水費（外部搬入導入前 3 か所→導入後 1 か所） 調理機器の更新等
中之条町	2,090 千円	給食調理員人件費（本来嘱託 1 人必要→外部搬入により 0 人） 光熱水費
横芝光町	14,400 千円	調理員人件費（外搬導入前 6 名→外搬導入後 0 名）
坂井市	7,200 千円	給食調理員人件費（3 名減）
市川三郷町	—	給食調理員人件費
本巢市	106,276 千円 （累計額）	給食調理員人件費（外部搬入前 97 人→外部導入後 21 人）
安八町	約 9,000 千円	給食調理員の人件費（本来 6 名程必要）
揖斐川町	8,000 千円	給食調理員人件費（外部搬入前 7h 勤務→外部搬入後 4h 勤務）
大野町	—	人件費、賄材料費
北方町	—	人件費
七宗町	1,340 千円	保育園給食調理員人件費 導入前 4 名⇒導入後 2 名

白川町	3,000 千円	人件費、食材費
西尾市 (旧一色町)	11,508 千円	給食調理員人件費 10 人→5 人
西尾市 (旧吉良町)	13,809 千円	給食調理員人件費 12 人→6 人
西尾市 (旧幡豆町)	9,206 千円	給食調理員人件費 8 人→4 人
常滑市	—	人件費、光熱水費
日進市	2,600 千円	人件費差額 社員 2 名→臨時職員 7 時間 2 名+3 時間 1 名
田原市	21,971 千円	給食調理員人件費 (外部搬入前 45 人→外部搬入後 22 人)
あま市	—	人件費、光熱水費
豊根村	6,000 千円	人件費、光熱水費、改修工事費、機材購入費
亀山市	4,500 千円	給食調理員人件費 (自園調理 2 名→外搬導入 0 名)
志摩市	1,630 千円	賃金 (1 名減)、賄材料費、光熱水費
伊賀市	3,600 千円	給食調理員人件費 (外搬導入前 1 名→外搬導入後 0 名)
湖南市	5,712 千円	人件費 (調理師 6 人→4 人)
高島市	—	外部搬入前 約 10 人⇒ 外部搬入後 約 5 人
岬町	5,200 千円	調理員賃金 (2 人分)、光熱水費
高野町	973 千円	人件費 (給食調理員)、光熱水費等
広川町	2,000 千円	給食調理員 1 名減
すさみ町	5,220 千円	人件費 (外搬導入前 5 名→外搬導入後 3 名)
呉市	16,172 千円 (累計額)	給食調理員人件費 (外部搬入前 3 人→外部搬入後 2 人)
東広島市	—	給食調理員人件費 (非常勤職員 17 名⇒正規職員 14 名)、光熱水費、調理室維持管理費 (修繕、備品購入)
江田島市	16,000 千円	給食調理員の削減 (860 円/時間給*8 時間*235 日/年*10 施設)
那賀町	600 千円	光熱水費、材料費
美波町	3,856 千円	臨時雇い調理師 2 名削減
宇多津町	—	要 3 名の調理員のところ、外部搬入後は調理員 1 名
綾町	2,466 千円	給食調理員人件費

2.1. 特定事業の実施により増加したコスト (地方公共団体)

<ポイント>

- ・ 増加した経費の主なものは、給食の運搬業務に関するものだが、多くの地方公共団体において把握されていないのが実態。

<個別の回答>

地方公共団体	増加額 (円/年)	増加費目等
猿払村	なし	—
湧別町	なし	—
最上町	3,990 千円	0 歳児保育への対応 (外部搬入の導入後に実施)、地産地消を実施している事業費
横芝光町	9,500 千円	業務委託料
坂井市	5,900 千円	配送委託料
本巣市	なし	—
揖斐川町	特になし	—

七宗町	2,658 千円	運搬委託料
西尾市 (旧一色町)	なし	—
西尾市 (旧吉良町)	なし	—
西尾市 (旧幡豆町)	なし	—
稲沢市	3,393 千円	給食運搬業務委託料
日進市	4,000 千円	給食運搬車 2 台購入
田原市	該当なし	—
あま市	特になし	—
亀山市	なし	—
湖南市	576 千円	搬送業務委託 (0 人→1 人)
岬町	なし	—
高野町	なし	—
東広島市	—	業務委託料 (配送業務) 及びセンター職員人件費、手数料 (腸内細菌検査)
江田島市	6,000 千円	配送業務委託料
阿南市	4,897 千円	給食輸送業務委託料、保育所給食残滓収集業務委託料
美波町	1,000 千円	配送委託料

2.2. 経費削減分の保育サービス向上への活用 (地方公共団体)

<ポイント>

- 給食の外部搬入方式の導入により削減された経費を、保育サービスの質の向上のために活用していると回答した地方公共団体は26団体。
- 経費削減分を用いて、新たに0歳児保育の実施や受入園児の拡大、保育士の増員や施設の充実が図られている例もある。

	1. 活用している	2. 活用していない	未回答 (不明)
地方公共団体数	26	26	14
認定地方公共団体	猿払村、湧別町、最上町、横芝光町、大多喜町、能美市、坂井市、市川三郷町、本巣市、揖斐川町、大野町、七宗町、白川町、常滑市、田原市、北名古屋市、東郷町、あま市、亀山市、伊賀市、湖南市、高野町、すさみ町、東広島市、粕屋町、綾町	阿見町、中之条町、越前町、神戸町、安八町、北方町、磐田市、西尾市 (旧一色町)、西尾市 (旧吉良町)、西尾市 (旧幡豆町)、稲沢市、清須市、蟹江町、阿久比町、豊根村、木曽岬町、熊取町、岬町、市川町、高梁市、呉市、江田島市、安芸太田町、阿南市、那賀町、宇多津町	清里町、芝山町、飛騨市、白川村、熱海市、安城市、日進市、長久手市、みよし市、志摩市、高島市、柏原市、広川町、美波町

<個別の回答>

地方公共団体	削減分の活用割合	充実が図れた保育サービスの内容
猿払村	—	給食の質の向上。
湧別町	—	給食センターからの外部搬入により節減された経費については、子育てが安心してできるよう様々な子育て支援サービスの充実、子育て家庭が必要とする情報提供、地域での子育て

		ネットワークの形成などの取り組みに活用している。また、多様化する保育サービスの要望に応えるため、一時保育や延長保育等の拡充に努めている。
最上町	1/4 程度	0歳児保育の実施 0名→6名（年度により徐々に増加）
横芝光町	—	保育料の軽減
大多喜町	—	保育士の加配（町全体として、調理員の雇用の代わりに保育士を雇用）
坂井市	—	施設の修繕や改修など、保育環境の向上に充てた。
本巢市	10 割	保育料及び給食費の軽減
揖斐川町	10 割	保育士の加配 +4 名
大野町	10 割	保育士の雇用、施設の充実
七宗町	2 割程度	パート保育士の増員
白川町	3 割	—
田原市	10 割	削減された経費により、通常保育、延長保育、加配等に不足する保育士の補充として臨時保育士を雇用する経費に充当（119人→128人）
北名古屋	—	余った用務員の人員を、非常勤保育士に充てることが出来ている。1園で1～2名程度と思われる。
亀山市	5 割	耐震補強、修繕、点検など園舎の整備を行った。
伊賀市	—	保育士 1 名増加
湖南市	—	増加する保育園入園児童に対応する保育士の雇用や、加配保育士の雇用（H22 年 12 月時点の両園入園児童数：平成 28 年 12 月時点の両園入園児童数 176 人：215 人 同両園の正規保育士数 15：17 同両園の臨時保育士数 26：32）
高野町	10 割	平成 20 年度からの第 2 子以降保育料の無料化
すさみ町	—	調理師の削減により、ワンタッチプールを購入することができた。

23. 自園給食と比較した場合の外部搬入特有の問題点及びその対応（自園調理を行っている公立保育所がある地方公共団体のみ回答）

<ポイント>

- ・ アレルギー児への対応や、食材を細かくする等のきめ細やかな対応に苦慮。
- ・ 調理員に園児や保護者の声が届きにくい。

<個別の回答（問題点がある場合のみ回答）>

地方公共団体	外部搬入特有の問題点	問題点への対応
中之条町	年齢や体調に合わせた食事の提供について、自園調理の園に比べてきめ細やかな対応ができていない。（薄味にする、細かくするなど）	外部搬入にしている以上、提供内容に限界があることは理解している。保育所内で、食事の様子についてよく観察するように任せている。
	給食への保護者や子どもたちの要望が、自園調理の園に比べて直接調理者に伝わるのが少ない。	学校が長期休業の間は、自園調理をするようにしている。
	特におやつについては、外部搬入業者では用意できないので、市販品を買って与えている。自園調理の園の手作りおやつに比べ、質が劣ることは否めない	特に対応していない。

能美市	食材の大きさ。	外部搬入の園では、年度当初の2歳児では、食材の切り方が大きく、職員が小さくしてあげる必要がたまにある。
坂井市	未満児と以上児の喫食時間に差があるが、分けて配送することが不可能であるため、温かいものが冷めてしまうことがある。	—
	個々に対するきめ細やかな対応はできない。	園で切り方等ある程度までは対応している。
飛騨市	大量調理のため、食物アレルギー対応（除去及び代替）に限界がある。 体調不良児の対応や未満児専用の調理等対応が出来ない。	除去及び代替対応が出来ない場合は、おかず等を持参してもらっている。
熱海市	同一の市町村内に自園調理を行っている公立保育所はあるが、外部搬入している保育所は離島であり、状況が違うため比較はできない。現時点で外部搬入に対し問題等はないと考える。	—
西尾市	園児・保護者の声が届きにくい。	専用栄養士を配置し、懇談を行う。
日進市	園児の離乳食、食物アレルギー除去食、体調、調理形態等の急な対応が難しい。	連絡を密に行い可能な限り対応する。
	公立園は、統一献立を実施しているため、早く完成しないといけない配送園にあわせて、短時間で調理ができる献立となり、献立範囲が狭まる。午後おやつは、揚げ油を使った料理が配送先園にあわせ、提供出来ない。また、2時間以内の喫食が難しくなる可能性がある。	短時間で調理可能な献立を考える。 保温食缶を使用し配膳時は、温かいものは温かく提供する。
	給食調理中の匂いがない。	—
稲沢市	給食の香りがしない。	—
	調理員と園児の接点が全くない。	—
志摩市	特に離乳食について、自園調理では揚げもの等離乳食に適さない献立については同じ材料で別メニューを作ることができるが、外部搬入では別メニューを作ることが難しい。	揚げものについては搬入先で衣をはいで中身だけを提供したり、揚げものを提供せず他のおかずを増やす等の方法をとっている。
	好評・不評に関わらず児童の声が搬入元の調理員に届かない。	配送する運転手からの報告や、給食会議での意見を搬入元の調理員にも還元している。
高島市	自園調理独特の香りや音など五感を刺激した関わりができない。	—
	自園調理ではないので、乳児の現状にそぐわない調理法がある。外部搬入先による食事場面の見学など実際の様子を見ていただく必要がある。	—
	栄養士に食に関する行事や保育に関わってもらいにく。	—

高梁市	自園給食の園では調理員・栄養士が配膳まで行うが、外部搬入の園では配膳は保育士が行うことに保育士の不満がある。	保育士で配膳するようお願いしている。
東広島市	自所の正規調理員と比較すると、外部搬入を行っている保育所の非常勤調理員は、調理配膳の知識及び技術や責任感等がやや劣っている。	給食検討会を開催し、自所調理を行っている保育所の給食検討会での新たな決定事項や留意事項等を、外部搬入先の保育所等へ伝達したり、メールで連絡等し、資質向上につながるような情報提供を行っている。
	一部の保育所の配膳室（調理室）は、配膳を主目的に建設されており、午後の手づくりおやつや、行事食、土曜日の給食等の調理の際には不便。	出来るだけ調理がスムーズに行えるよう、手軽な献立を選択している。
	離乳食やアレルギー食対応は、自所に比較すると、きめ細やかな対応がやや困難である。	保護者に学校給食センターや保育所の実情をお伝えし、ご理解いただけるよう、事前説明を行う等。
安芸太田町	調理場が園内にないため、連絡についてその場でできない。	保育所と調理場との連絡だけでなく、町内部局を横断した連絡体制の確立。
阿南市	搬入する保育所が3か所あるため、搬入の順番が遅い保育所では、給食開始時間が遅くなる。	—
	搬入された給食をお皿に配膳するのは保育士のため、担任保育士への負担が増加している。特に、1人担任のクラスは、園児の様子も見ながらになる。	—

25. 外部搬入事業者の属性及び調理施設の所在（保育所の所長）

<ポイント>

- ・ 調査対象保育所の内、約7割が「学校給食センター」からの給食搬入。
- ・ 4地方公共団が、市町村外の調理施設から給食を搬入。

<個別の回答>

事業者の属性	1. 学校給食センター	2. ケータリング業者	3. 他の保育園、認定こども園	4. その他
保育所数 ※()は、地方公共団体数	70 (47)	1 (1)	12 (12)	14 (7)
認定地方公共団体 ※()は、調査対象保育所数	最上町(1)、清里町(1)、湧別町(1)、阿見町(1)、中之条町(1)、能美市(3)、坂井市(4)、越前町(2)、市川三郷町(1)、飛騨市(1)、本巣市(3)、神戸町(1)、安八町(1)、揖斐川町(1)、大野町(1)、北方町(1)、七宗町(1)、白川町(1)、白川村(1)、安城市(1)、西尾市(旧一色町)(1)、西尾市(旧幡豆町)(1)、常滑市(1)、稲沢市(2)、田原市(2)、清須市(1)、北名古屋市(3)、東郷町(1)、長久手市(2)、あま市(1)、蟹江町(3)、阿久比町(1)、みよし市(1)、豊根村(1)、伊賀市(1)、木曽岬町(1)、高島市(1)、熊取町(1)、市川町(1)、高野町(1)、広川町(1)、高梁市(1)、東広島市(9)、江田島市(1)、安芸太田町(1)、宇多津町(1)	横芝光町(1)	猿払村(1)、大多喜町(1)、磐田市(1)、日進市(1)、亀山市(1)、湖南市(1)、すさみ町(1)、呉市(1)、阿南市(1)、那賀町(1)、美波町(1)、綾町(1)	芝山町(1・民間事業者)、熱海市(1・隣接する小学校)、志摩市(1・市立幼保給食センター)、柏原市(5・民間事業者)、岬町(1・町立子育て支援センター)、江田島市(2・保育園専用給食センター)、粕屋町(3・保育所内の保育所給食センター)
調理施設の所在	市町村内		市町村外	
保育所数	93		4	

29. アレルギー児等に対する代替食の提供（保育所の所長）

＜学校給食センターや、大量調理用設備しかない事業者から外部搬入している保育所のみ回答＞

＜ポイント＞

- ・ 学校給食センター等から給食を搬入している保育所の約半数が、代替食の提供を受けている。
- ・ 代替食の提供を受けるに当たり工夫している点は、①保護者も含めた関係者間の情報共有、②個々の容器による給食搬入、③給食搬入時における複数回チェック など

＜個別の回答＞

	1. 代替食の提供を受けている	2. 代替食の提供を受けていない
保育所数 ※()は、地方公共団体数	39 (25)	47 (31)
認定地方公共団体 ※()は、調査対象保育所数	猿払村(1)、湧別町(1)、芝山町(1)、大多喜町(1)、坂井市(3)、越前町(2)、飛騨市(1)、七宗町(1)、白川町(1)、白川村(1)、稲沢市(2)、清須市(1)、北名古屋市(3)、蟹江町(3)、志摩市(1)、木曽岬町(1)、湖南市(1)、柏原市(5)、熊取町(1)、市川町(1)、高野町(1)、高梁市(1)、阿南市(1)、宇多津町(1)、粕屋町(3)	清里町(1)、最上町(1)、阿見町(1)、中之条町(1)、横芝光町(1)、能美市(3)、坂井市(1)、市川三郷町(1)、本巣市(3)、神戸町(1)、安八町(2)、揖斐川町(1)、大野町(1)、北方町(1)、安城市(1)、西尾市(旧一色町)(1)、西尾市(旧吉良町)(1)、西尾市(旧幡豆町)(1)、常滑市(1)、田原市(2)、東郷町(1)、長久手市(2)、あま市(1)、阿久比町(1)、みよし市(1)、豊根村(1)、伊賀市(1)、高島市(1)、広川町(1)、東広島市(9)、江田島市(3)

＜代替食の提供を受けるに当たり工夫している点＞

・ 猿払村	綿密な情報交換を行うとともに、栄養士が食事に同席することにより把握する。
・ 湧別町	学校給食センターと児童の情報交換することにより、アレルギーの特性に配慮した給食（代替食、除去食）を提供している。
・ 芝山町	アレルギーのある児童にはアレルゲン献立表の配布、アレルギー一覧表の配布。
・ 大多喜町	外部搬入を行う調理員が直接配膳を行う。
・ 坂井市 (保育所B)	毎月、担任・栄養士・調理師で話し合い、一人ひとりの月齢や発達段階に応じて、離乳食（中期・後期・完了期）を調理し、個々の弁当箱に入れて搬入してもらうので、間違いがなく、とてもわかりやすい。アレルギー児対応食は、献立表の確認（保護者→担任保育士→栄養士→調理師）を毎月、順に行い、一人ひとりに応じた除去食を、個々の弁当箱に入れて搬入してもらっているのも、間違えにくい。
・ 坂井市 (保育所C)	次月分の献立表を保護者に渡し、アレルギー物質にチェックを入れてもらう。メニューにラインを引き食べても構わない物には「OK」、食べてはいけない物には「代」と記入。栄養士と調理師に献立表を渡す。園にもクラスに1部、給食室に1部において毎日チェックを入れるようにしている。
・ 坂井市 (保育所D)	他の保育所の調理室で作っているが、前もってメニューを保護者に確認してもらい、代替食を提供している。一人ずつお弁当箱に入っている。
・ 越前町	食物アレルギー対応ラベルを対応食に添付。給食の受け取りと受け渡しの際にサインをするようにしている。（保育所A）
・ 飛騨市	給食センター栄養士との決め細やかな連絡。給食センター栄養士及び市の栄養士が代替品を探し、可能な限り提供できるようになってきた。
・ 七宗町	アレルギー調査や毎月の献立による協議により対応する、除去や代替えができるものについては対応し、できないものは持ってきていただく事を事前に調整する。
・ 白川村	献立中の食材確認が日々の情報交換により的確に行うことが出来ている。食材表が毎月末細かく提供されるため、保護者・保育士ともども確認が十分にできるようになった。

・ 稲沢市	市役所職員の栄養士による献立立案と食材の発注がなされている。全く別の食缶に入れてある。名前の表示もしてある。
・ 清須市	献立会議にてアレルギー代替食の確認後、代替献立表を配布し、給食センターと園、家庭でのダブルチェックを実施している。
・ 北名古屋市	給食センターと月に1回の献立会議を開き情報交換をしている。(保育所A)個別に個装され、名前が書いてある食品が届く。(27品目のみ)(保育所B)保護者、保育士、栄養士とで細部にわたり面談をする。医師からの指示書等も必ず提出してもらう。(保育所C)アレルギー児の給食は一人ひとり別々の容器で搬入してもらう。(保育所C)個別配缶している。
・ 蟹江町	アレルギー食を提供するに当たり、搬入元、保育所、保護者の3者で面談をしている。また、この3者で同じチェックシートを使用してアレルゲンをチェックし、それをもとに代替食や除去食の予定表を搬入元から保育所、保護者に配布している。
・ 志摩市	代替食は別容器に入れてもらい食器をかえている。
・ 木曽岬町	保育所等におけるアレルギー疾患生活管理指導表兼指示書に基づいて市役所・保育園・保護者・医師・調理員に伝達
・ 湖南市	毎月1回、給食センターと保育所との会議を行う。その中でアレルギー児に関する保育所現場の意見や献立内容について検討を行い改善している。
・ 熊取町	たまごの除去のみ実施できている。また、毎月1回給食会議(栄養士・調理員・保育所)を行い、子どもたちの食べている様子や味付け、アレルギーの子どもについても話し合っている。
・ 市川町	アレルギー児の保護者と献立内容を確認して給食センターに報告する。
・ 高野町	栄養士が作成した通常の献立とは別にアレルギー食を含む料理名、アレルギー食品、給食センターでの対応などを保護者に確認してもらう。
・ 高梁市	保護者から提出された食物アレルギーの医師の指示書や、保護者に献立表をお渡しして食べることのできない食品や給食をチェックして、搬入元の保育所へお知らせしている。
・ 阿南市	年4回の献立委員会で意見交換、まちがいのないよう受け入れ時、担任と2段階でチェックしている。
・ 宇多津町	アレルギー用の献立を別途作成、個別配膳。
・ 粕屋町	

30. 保育所において調理・加工する場合の衛生上の課題(保育所の所長)

<給食搬入後、改めて保育所で調理・加工している保育所のみ回答>

<ポイント>

- ・ 保育士に対する定期的な健康チェックや衛生管理マニュアルの順守等により衛生上の課題を克服。
- ・ 一方で、5保育所(5地方公共団体)からは「衛生上の課題あり」との回答。

<個別の回答>

	1. 課題が生じている	2. 課題が生じていない
保育所数 ※()は、地方公共団体数	5 (5)	27 (14)
認定地方公共団体 ※()は、調査対象保育所数	坂井市(1)、大野町(1)、北方町(1)、安城市(1)、清須市(1)	湧別町(1)、阿見町(1)、芝山町(1)、横芝光町(1)、能美市(3)、安八町(1)、揖斐川町(1)、七宗町(1)、北名古屋市(3)、蟹江町(3)、みよし市(1)、高島市(1)、広川町(1)、東広島市(9)

<管理衛生上の課題が生じていない理由等>

- ・ 阿見町 食品の適切な温度管理等を行っている。

・ 横芝光町	全保育士が毎月2回の衛生検査を受けるとともに、常時、衛生管理を徹底している。また、特定の調理従事者が仕度するようにしている。
・ 能美市	0・1歳児の給食は、自園調理なので、代替食の提供はできる。
・ 安八町	加熱調理の物しか使用していない。
・ 揖斐川町	自園加工において、適正な衛生管理を徹底しており、問題は発生していない。
・ 七宗町	衛生管理研修会を定期的に行っており、知識向上及び意識向上を図っている。
・ 北名古屋市	給食センターの指導の下、衛生面においての管理ができています。（保育所A）
・ みよし市	保育所給食従事者の衛生管理について、手引きが配布されており、自身の健康管理のチェック、配膳室内でチェックする項目が細かく指示されており、マニュアルどおりに毎日業務に従事している。
・ 高島市	個別対応食については園で対応しており、調理室もあるため衛生上問題ない。
・ 広川町	0・1歳児は自園で給食調理をしているため。
・ 東広島市	当市のマニュアルに沿って調理した具材を50g検食に保存している。離乳食対応（0歳児）で、非常勤調理員（4時間）の配置がされたため、午前のおやつの準備等以外に保育士が調理室に入ることが減った。

3 1. 保育所において調理・加工する場合の保育士の業務負担の増大（保育所の所長）

<給食搬入後、改めて保育所で調理・加工している保育所のみ回答>

<ポイント>

- ・ 保育士の業務負担について「増大が生じていない」と回答のあった保育所の多くには調理員が配置されている。

<個別の回答>

	1. 負担の増大が生じている	2. 負担の増大が生じていない
保育所数 ※()は、地方公共団体数	7 (7)	10 (22)
認定地方公共団体 ※()は、調査対象保育所数	阿見町(1)、横芝光町(1)、坂井市(1)、北方町(1)、安城市(1)、清須市(1)、高島市(1)	湧別町(1)、能美市(3)、安八町(1)、揖斐川町(1)、大野町(1)、七宗町(1)、蟹江町(3)、みよし市(1)、東広島市(9)、宇多津町(1)、

<保育士の業務負担の増大が生じていない理由等>

・ 湧別町	保護者等からの情報提供により、保育所調理室にて児童の状況に対応した食事の提供を行っている。
・ 能美市	0・1歳児は自園給食であることから、栄養士、調理員が配置されているため。
・ 安八町	加熱調理の物であることと、数量が少ないため。
・ 揖斐川町	調理員が給食の加工処理を行っており、保育士の業務負担の増大は無い。
・ 大野町	調理員の配置がある。
・ 七宗町	二次調理員を配置している。
・ みよし市	給食については専任の職員が配置されているので保育士の負担にはなっていない。
・ 東広島市	0歳児の児童数が多いほど保育所の給食調理員はある程度の負担は有るが、市から配置の人数で問題なし。離乳食対応（0歳児）で非常勤調理員（4時間）の配置がされたため、保育士が調理室に入って加工・調理することがほとんどなくなった。
・ 宇多津町	必要に応じて器の中で少し小さめにしたりしている。

3 2. 食物アレルギー児や体調不良児に対するきめ細やかな対応（保育所の所長）

<ポイント>

- ・ 調査対象地方公共団体の約4割が、食物アレルギー児等へのきめ細やかな対応について、すべて外部搬入事業が対応していると回答。
- ・ 保護者や給食センターとの連携を密にし、個別に配送する等により外部搬入事業者が対応。
- ・ 保育所においては、アレルギー食材の除去や年齢に応じた大きさへの加工等を実施。
- ・ 外部搬入事業者では、大量生産の中で種類の多いアレルギーすべてに対応することは困難との意見。

<個別の回答>

	1. すべて外部搬入事業者が対応	2. 一部保育所が対応
保育所数 ※()は、地方公共団体数	20 (19)	77 (47)
認定地方公共団体 ※()は、調査対象保育所数	猿払村(1)、清里町(1)、中之条町(1)、大多喜町(1)、七宗町(1)、白川町(1)、白川村(1)、磐田市(1)、田原市(2)、豊根村(1)、亀山市(1)、湖南市(1)、岬町(1)、高梁市(1)、呉市(1)、安芸太田町(1)、那賀町(1)、宇多津町(1)、綾町(1)	湧別町(1)、最上町(1)、阿見町(1)、芝山町(1)、横芝光町(1)、能美市(3)、坂井市(4)、越前町(2)、市川三郷町(1)、飛騨市(1)、本巣市(3)、神戸町(1)、安八町(1)、揖斐川町(1)、大野町(1)、北方町(1)、熱海市(1)、安城市(1)、西尾市(旧一色町)(1)、西尾市(旧吉良町)(1)、西尾市(旧幡豆町)(1)、常滑市(1)、稲沢市(2)、日進市(1)、清須市(1)、北名古屋(3)、東郷町(1)、長久手市(2)、あま市(1)、蟹江町(3)、阿久比町(1)、みよし市(1)、志摩市(1)、伊賀市(1)、木曽岬町(1)、高島市(1)、柏原市(5)、熊取町(1)、市川町(1)、高野町(1)、広川町(1)、すさみ町(1)、東広島市(9)、江田島市(3)、阿南市(1)、美波町(1)、粕屋町(3)

<すべて外部搬入事業者が対応できる理由等>

- ・ 猿払村 栄養士が必ず子どもたちと一緒に食事を行っていることから。
- ・ 清里町 食物アレルギー児や体調不良児に対し、調理を行うにあたり配慮している。
- ・ 中之条町 体調不良児の対応はできていない。食物アレルギー児については可能な範囲での対応になっている。毎月の給食献立会議などで密に情報交換していることが大事になっている。
- ・ 大多喜町 同じ町内の保育所で調理し、代替食数も少ないため。
- ・ 七宗町 アレルギー調査や献立等情報を共有している。
- ・ 白川町 話し合いがもたれているから。
- ・ 白川村 献立中の食材確認が日々の情報交換により的確に行うことが出来ている。食材表が毎月末細かく提供されるため、保護者・保育士ともども確認が十分にできるようになった。
- ・ 磐田市 【保育園と業者の双方で行っていること】
 - ・ 毎月1回保護者と担任、業者による面談で子どもの様子を的確に把握し、細やかな対応がされている。
 - ・ 連絡ノートを利用し、当日の献立や給食の様子を互いに把握できるようにしている。
 - ・ アレルギー児の給食は、トレイと食器の色を変えて間違えて提供することがないようにしている。
 - ・ 給食を持っていくときには、必ず「～さんの給食を持っていきます。」「はい」と、互いに声に出して確認している。
- ・ 田原市 給食センターからの給食でアレルギー児への対応は給食センターでのみ行うことになっている。アレルギー児に対してはその食材を除いた給食の提供。

- ・ 豊根村 個々に応じた打ち合わせを密に行い、その打ち合わせに基づいて調理してもらっているため。
- ・ 亀山市 従来から搬入元（公立認定こども園）が自園園児に対し、きめ細やかな対応をしているため。
- ・ 湖南市 当園では、調理できる施設が整っていない。調理員さんもないため、外部搬入である。
- ・ 岬町 事前に保護者と懇談・確認のうえ、個別に栄養士が管理・提供している。
- ・ 高梁市 学校給食センターであるが、保育園・こども園担当の栄養士がいるため、細やかな配慮をしてくれている。（体調不良児への対応はなし）
- ・ 呉市 外部搬入事業者が、同じ市の保育所の調理場であること。
- ・ 那賀町 隣の公立認定こども園で調理し、同じ調理員が配膳等も行っており、指示する栄養士も同一のため、不備なく対応できている。
- ・ 宇多津町 保護者の方と面談し、対応を決め、毎月使用している材料調味料を配布し、確認してもらっている。
- ・ 綾町 公立保育所で調理し、提供している。

<保育所での対応状況>

- ・ 湧別町 保護者等からの情報提供により、保育所調理室にて児童の状況に対応した食事の提供を行っている。
- ・ 最上町 児童の月齢や体調の状況に応じて、食べ物をカットしている。
- ・ 阿見町 アレルギー成分の除去を行っている。
- ・ 芝山町 量の調節・食材の刻み。
- ・ 横芝光町 児童一人一人をよく把握している保育士が、健康状態に合わせて味、量などを調整している。
- ・ 能美市 該当の食事は全て保育園で対応している。（保育所 A）
外部搬入による給食は、2～5 歳児であり、日頃より、0・1 歳児及びアレルギー児については、自園で調理しているため。（保育所 B）
0・1 歳児は自園給食をしているので、代替食や体調不良児に対しての食事の提供はできる。（保育所 C）
- ・ 坂井市 最初から自園にて離乳食とアレルギー食のみ調理している。（保育所 A）
離乳食（中期・後期）のおやつのみ、園で対応している。（保育所 B）
アレルギー児の食事・離乳食は 1 か所の保育所を拠点にし、その園で作っている。（保育所 C）
体調不良児に対して、量を減らしたり、食べられないメニューを食べさせないようにしている。（保育所 D）
- ・ 越前町 料理にソース等をかける場合、ソースを別缶で搬入してもらい年齢別で味の濃さを変えている。食品が未満児には大きすぎる場合、小さく切る等して対応している。（保育所 A）
業者で対応できないところは保護者の協力で代替食を持参してもらう。（保育所 B）
- ・ 市川三郷町 刻み作業。
- ・ 飛騨市 刻み作業・魚の骨の除去やほぐす作業。
- ・ 本巣市 アレルギーを持つ児童に関しては、保護者が献立表から除去すべき食材を園側に報告し、保育士が除去できるもののみ除去して提供する。除去が難しい給食が多い場合は、個別に弁当を持参する。
体調不良児に関しては、保育士が細断等で対応する。
- ・ 神戸町 体調不良児の給食の量の加減。
- ・ 安八町 アレルギー食材が目に見えて取り除ける場合はその食材を取り除いている。
- ・ 揖斐川町 すべて保育所にて、アレルギー児の食材把握を行っている。

	すべて保育所にて、給食に含まれたアレルギー食材を、自園加工（取り除く）等の個別対応している。
・ 大野町	調理員が代替食の対応をしている。
・ 北方町	保護者が持参してきたものの管理と提供。アレルゲンの食材を配膳しない。対象児は別トレイで配膳する。
・ 熱海市	年齢に応じた大きさに切っている。
・ 安城市	（食物アレルギー）必要に応じて成分表を保護者、看護師、担任及び用務員がチェックの上、原因物を除去したり、保護者に代わりの物を用意してもらうなど。 （体調不良児）家庭からの連絡ノートや伝言で対応の必要性を把握した場合は、体調に合わせて食べる物を考慮している。
・ 西尾市（旧一色町）	乳児に対しては年齢及び発達に合わせてご飯を柔らかく炊いたり、きざみ、すりつぶしを行う。アレルギー児へはアレルゲンのない市販の食品を用意できるものは提供したり、アレルゲンの食品を除去する。（除去食の子）
・ 西尾市（旧吉良町）	アレルギー児に対して、レトルト等で園内で代替え食の提供ができる場合のみ、提供している。
・ 西尾市（旧幡豆町）	子ども達の健康状態をみて代替食や除去、年齢に応じたの提供など様々だが、当園は6ヶ月児からの入所なので、離乳食を園で用意したり保護者に協力していただき持参してもらったりしている。また日々の食事提供時は、味を薄くしたり、細かく切ったりつぶしたり、骨等除去し安全に食べられるように努めている。
・ 常滑市	アレルギーのある児童への配膳時に注意する。
・ 稲沢市	体調に合わせて調理をしている。（米、パンでかゆを炊く、離乳食用の食材を利用し薄味、柔らかく煮にする） 量を減らしたり、品数を減らしたりしている。
・ 日進市	園児の状況を業者に連絡、食物アレルギー対応は事前会議や代替等確認、配膳確認等を保育園側も行っている。
・ 北名古屋	離乳食の対応はある程度可能だが、病児食に対しては、不可能である。（保育所A） 給食センターでは、代替食は別個包で届くが、それ以外は同じ形状で届くため、乳児が食べやすいように園できざみ細かくしている。（保育所B） アレルギー児が食べられるおやつを提供している。（保育所C）
・ 東郷町	アレルギー児については、園児ごとに給食献立の成分を担当、主任、園長がよく確認したうえで、給食を提供している。
・ 長久手市	おやつについては、保護者と相談の上アレルギーにより除去のものを提供。
・ あま市	食材そのものの除去で足りる場合は除去を行い、コンタミでの調理品目については、保護者の申し出により個別に対応している。
・ 蟹江町	除去食対応表で確認、個別で食事をとる。
・ 阿久比町	個々にあわせて、アレルギー源が入った食品の完全除去。
・ みよし市	すべて保育所で対応している。おかずを食べやすい大きさに刻む、ご飯は保育所で炊き、0歳児にはおかゆを提供している。
・ 志摩市	低年齢児の給食については、食材の切り方が大きい場合は保育所でカットしている。アレルギー食は、給食については全て搬入元で対応している。おやつについては自園調理のため、保育所で対応している。
・ 伊賀市	体調不良などの留意が必要などときには保護者と話し合い、消化の悪いものは除去しており、保護者からもその対応でよいと言われている。
・ 木曽岬町	持参していただいているため。
・ 高島市	食物アレルギー児代替食の献立作成、調理、提供する。
・ 柏原市	献立の仕上げの工程（例：丼→ご飯と具材と出汁が別配送なので、再加熱をして出汁に卵を溶いてごはんにかける サラダ→保育所でドレッシング等と和える）
・ 熊取町	体調不良児へは乳や油物の除去と食材を刻む程度。

- ・ 市川町 卵アレルギーについては、卵を除去したものが搬入されるが、他の物については保護者のチェックされたものを除去して対応している。
- ・ 高野町 配膳の量を調節する。
- ・ 広川町 自園で0・1歳児用の給食調理をしているため、アレルギー児の代替食は園で調理している。
- ・ すさみ町 登園時に保護者と体調について話し合い、食べられない食材は除去している。
- ・ 東広島市
 - ・ 事故のないように万全を尽くしている。
 - ・ 代替え食が必要な場合は、保護者に依頼し持参してもらっている。
 - ・ アレルギー食材そのものの除去。
 - ・ 食事量の加減。
 - ・ 喫食確認がされた野菜や魚などの食べ物を業者に発注し、子ども個々の発達に合わせて調理し提供している。
- ・ 江田島市 栄養士さんに献立表にチェックをしてもらい、その献立だけ、自宅から代用食を持参する。月齢に合わせ、つぶす、きざむ。年齢や個人差により大きさを変えたり、食材を除去したりする。
- ・ 阿南市 おやつが果物の時は、保育所で皮を剥いたり、切ったりして対応している。また、保育所に食物アレルギー児のおやつをストックし、必要に応じて使用している。
- ・ 美波町 刻みをキッチンばさみ等で行っている。
- ・ 粕屋町 0歳児のお粥をたく。

＜外部搬入事業者が対応できない理由＞

- ・ 湧別町 学校給食センターより、アレルギーの特性に配慮した給食（代替食、除去食）を提供しているが、アレルギーの特性により提供できない給食があるため。
- ・ 最上町 食べ物や児童の体調によって対応が異なるため、給食センターではすべての対応が難しい。
- ・ 阿見町 給食センターでは大量調理の為、個別対応が難しい。
- ・ 芝山町 業者側検討中のため。
- ・ 横芝光町 児童の健康状態を日常的に把握することが困難であり、大量製造するうえで、当日の児童一人一人に対する細部にわたる調理が容易ではない。
- ・ 能美市 献立や材料も決まっており、アレルギー児のアレルゲンの種類も多く対応しきれない。（保育所 A）
中学校から保育園までの大量の調理を取り扱っているため。（保育所 B）
給食数も多く、保育園児の細部にわたる対応は難しい。（保育所 C）
- ・ 坂井市 アレルギーも多様化し、また離乳食も多く給食センターでは対応しかねない。（保育所 C）
自園式でないので、その日の状況を伝えるのは難しいし、大量に調理しているので、難しい。（保育所 D）
- ・ 越前町 中学校・小学校分の給食も提供するため時間がない。（保育所 A）
直接交渉が困難なのでわからない。（保育所 B）
- ・ 飛騨市 給食センターは、小・中学校への給食が主たるものであるため。
- ・ 本巣市 行政の方針（給食センターの個別対応によるコスト増を避けるため）
- ・ 神戸町 給食の量の加減は、体調不良児により対応が異なるため。
- ・ 安八町 アレルギー食材が多いため対応が難しい。
- ・ 揖斐川町 調理員の人員が確保されており、自園加工による対応が可能のため、その必要性が無いため。
- ・ 大野町 設備が整っていない。
- ・ 北方町 対応できる施設・設備がない。
- ・ 熱海市 調理員が1名のため、対応できない。

・ 安城市	アレルギー等の状況や程度が一人一人で異なるため、保護者に最も近い存在である園の職員が時間を掛けて対応する必要がある。加えて、対応が必要な子どもの数も多いため、人員や体制の都合上事業者（給食センター）が行うことは困難。
・ 西尾市（旧一色町）	町内の保育園から小中学校すべてに給食を提供しているため、細かい把握や対応は難しいのではないかと。
・ 西尾市（旧吉良町）	町内の保育園から小中学校すべてに給食を提供しているため、細かい把握や対応は難しいのではないかと。
・ 西尾市（旧幡豆町）	保育園から中学までの食事を提供しているため、3歳未満児だけを別に作るのには難しいと考えます。
・ 稲沢市	町内の1中学校、6小学校、6保育園の給食を調理しており、園での体調不良児に対し献立の変更ができない。
・ 日進市	園と業者側が連携・協力して給食を提供している。業者も園の給食を喫食し、園や園児との結びつきが深い。打合せ等話合いの回数も多く、より良い給食の提供に努めている。
・ 清須市	給食センターでの代替対応（乳・卵・小麦）以外の食品について、アレルギーが非常に多岐であるため（果物、デザート等）。
・ 北名古屋	当日の子どもの様子に合わせての急な対応はできない。（保育所A） おやつについては、対応をしていない。（保育所C）
・ 東郷町	園児ごとに対応が異なるため、対象者も多く、給食センターでは難しいと考える。
・ 長久手市	保育園で実施することで、保護者との意思疎通が実施しやすいため。
・ あま市	調理する食数が多く、個々の状況把握が難しいため。
・ 阿久比町	給食センターでは、町内の保育園・小学校・中学校の子どもたちの全ての給食を作っているため、細かな個々のアレルギー対応食などは作ることができない。
・ みよし市	給食センターでは、大量にしかも迅速に作る必要があり、細かい対応は難しい。
・ 志摩市	搬入元は複数の保育所・幼稚園の給食を作っており、それぞれの保育所の異なる年齢に合わせた調理や切り方をすることは人員的にも時間的にも難しいため。おやつについてはもともと自園調理のため、保育所に対応している。
・ 伊賀市	特に対応を求めている。
・ 木曽岬町	調理できないため。
・ 柏原市	配送時、冷却をする必要がある食材は、保育所での再加熱が必要になるため。 出汁と具材を一緒に配缶することで、配送の間に味が浸みすぎてしまう場合があるので、別配缶での提供にしているため。
・ 熊取町	体調不良児への配慮は保護者の意向を聞いてからになるため保育所で行っている。
・ 市川町	町内の保育所・幼稚園・小学校・中学校の給食を取り扱っている。同じライン上での調理になるので、難しいと考える。
・ 高野町	その日のこどもの体調を報告していない。当日の変更不可のため。
・ 広川町	町内の小中学校分の給食調理しており、アレルギー児の代替食まで調理できない。
・ すさみ町	登園後に体調不良児が出た場合対応が出来ない場合がある。
・ 東広島市	市の方針による。学校給食センターの規模が小さく、対応が不可能。できる範囲で行ってもらっている。
・ 江田島市	設備等が整っていない。 園に在籍している月齢、個々の発達状況が違う子すべてに合わせての調理は難しいと思われる。
・ 阿南市	果物は傷みやすいので、子どもたちに新鮮な物を提供するため。
・ 粕屋町	お粥をたく量が少ない、月齢に応じた対応が出来ない。

3.3. 給食の外部搬入の導入で実施している食育への取組み（保育所の所長）

＜ポイント＞

- ・ 園児が給食センターを訪問し、調理の場面を見学
- ・ 栄養士等が保育所を訪問し、園児や保護者に食に関する話題を提供
- ・ 園児を交えた農業体験の実施
- ・ 保護者へのお便りで食育情報を発信

<個別の回答>

地方公共団体	取組内容	開始時期	指摘の克服状況	克服状況の内容
猿払村	栄養士が必ず子どもたちと一緒に食事を行い、嗜好や食事の様子を把握している。	—	—	実施前と変わらず
清里町	保護者から意見があれば、給食会議等で検討していく。	H17. 4	1. 克服された	保護者の意見が反映され 学校の夏休み、冬休み、春休み、秋休みの時でも、保育所のみ外部搬入を実施している。
湧別町	学校給食センターと児童の情報交換。	—	1. 克服された	保護者等からの情報提供により、学校給食センターと情報交換を行い対応している。
最上町	年3回給食センターの方との連携会議を行っている。	H18 年度	1. 克服された	給食センターの方の顔がわかり、身近なものになっている。
	2ヶ月おきくらいに給食センターの方が給食時食べる様子を見ていかれたり、一緒に食べる機会を作ってくれている。	H28 年度	1. 克服された	
阿見町	給食センターへの見学、栄養士・調理員の保育所訪問。	—	1. 克服された	見学や訪問を受けた時、栄養士や調理員と関わることができる。調理員と子どもが一緒にクッキングをすることで、調理員と関わりを持っている。
	調理員と子どもが一緒にクッキングをする取り組みをしている。	—	1. 克服された	
中之条町	幼稚園児の長期休業中に自園調理してもらう。	H18 年度	1. 克服された	自園調理のもつ良さ、調理員と触れ合える、温かいままで食べられる、充滿してくる臭いで今日の献立を感じる、手作りのおやつが食べられる。これらを長期休業中は体験できている。
横芝光町	年1回、保育参観後の昼食に試食を行う。	H22. 6	3. 分からない	—
大多喜町	町内の保育所で調理を行っている為、保育士及び調理員で十分対応できる。	H21. 4	3. 分からない	—
能美市 (保育所 A)	栄養士が配置されているので個別対応は可能。	H20	1. 克服された	保護者と栄養士が細かな点について話し合ったり、相談し合うことができる。

能美市 (保育所 B)	給食時間に栄養士が食事の状況を見ている。	H23	1. 克服された	子どもの食事時間に関わることで、食材の大きさや固さなどについて再確認することができ、食材についての話等もできる。
	給食センターへの見学を行っている。	H20	1. 克服された	
能美市 (保育所 C)	栄養士も子どもと一緒に食事をするため、状況の把握ができる。	H20	1. 克服された	子どもと一緒に給食を食べることにより、食材についての話ができる。保護者も試食会で試食をするので、栄養士と話す機会も持てる。
	保護者に対しては、個別に栄養士が対応できる。	H20	1. 克服された	
坂井市 (保育所 A)	展示食	約 10 年前	3. 分からない	—
坂井市 (保育所 B)	必要に応じて保護者・保育士・栄養士・調理師の 4 者面談を行い共通理解を図っている。	H26.4	1. 克服された	保護者の不安が、解消されている。
坂井市 (保育所 C)	栄養士が保育所を訪れ、子ども達に食の話を分かりやすく話してくれる。	H26 頃	1. 克服された	保護者に展示したり、視覚で訴えることにより、子どもとの会話の懸け橋になった。また、海産物に対しても子ども達自身興味を持ってくれた。
	展示食を玄関に出し、保護者の送迎時に診て頂く。	H26 頃	1. 克服された	
	海産物に触れ給食時にたべたり、野菜作りをしてクッキングの様子を写真で知らせる。また、クッキングしたものを展示する。	H26 頃	1. 克服された	
坂井市 (保育所 D)	保護者に前もってメニューの確認をしてもらっている。	H25	1. 克服された	4 月にきちんと話し合いをしていて、毎月、1ヶ月前のメニューを保護者に確認してもらっている。
	4 月に栄養士と調理師と保護者との話し合いをしている。	H25	1. 克服された	
越前町 (保育所 A)	玄関に当日の給食・おやつ展示をしている	—	1. 克服された	帰り際、保護者の方や子どもとの給食を通じた会話が増えた。
越前町 (保育所 B)	調理員は常駐しており、手作りおやつや、離乳食を作り、配膳してくれます。	—	2. 克服されていない	毎日調理が行われることはないため。 ＜改善点＞ 献立見本を展示したり、調理室からのおいしそうな匂い。また、食育に関するニュースの月 1 回お便り配布・掲示物等で子どもたちと保護者に啓蒙している点。
市川三郷町	栄養士と各所長との給食会議を年 4 回開催し連携を取っている。	当初から	3. 分からない	—

	年長児の給食センター見学会を毎年開催している。	当初から	3. 分からない	—
	保育参観時に給食の試食と栄養士の食育講演を実施している。	当初から	3. 分からない	—
飛騨市	保護者面談により説明。	H22	1. 克服された	栄養士・保育士・保護者の面談実施により確認できている。
本巣市	食育農園における体験学習。	H21 年度(認定当初)	1. 克服された	近隣の農業法人や農業委員会と連携し、野菜(サツマイモ、トウモロコシ等)を育て、園で料理することを通じ、楽しみながら「食べること、生きること」等の食に対する活動を行うことで克服できている。
神戸町	保育士及びPTAの代表者が参画した献立委員会を開催	H21. 8	1. 克服された	保育士や保護者の意見を踏まえた献立作成が行えている。
	給食の試食会を開催	H21. 8	1. 克服された	
安八町	保護者からの相談は速やかに栄養士に報告	—	1. 克服された	毎日、書面にて栄養士と給食に問題点がなかったか報告を行っており、保護者からの相談等があった場合はその中でお知らせしている。
	食育改善協議会と連携し園児に食育を行っている。	—	1. 克服された	食育改善協議会に来てもらい園児に食への興味と食べることの楽しさを知ってもらっている。
揖斐川町	連絡調整会議等の実施により対応している。	H21 年	1. 克服された	保護者からの食に関する相談は、保育所の調理員が個別に把握し、対応している。 保育所と給食センターとの連絡調整会議(毎月開催)により、情報共有を図っている。
大野町	自園で収穫した野菜の調理。	30 年以上前	1. 克服された	子どもは自分たちで作った野菜の収穫を通じて食への興味を持つようになる。保護者へは情報を発信することにより、連携をしていく。
	試食会。	30 年以上前	1. 克服された	
	献立表の配布。	30 年以上前	1. 克服された	
北方町	毎日の献立に関する話をしたり、視聴覚教材を利用したりする。	—	3. 分からない	—
	アンケート調査から出た意見を献立委員会で検討する。	—	3. 分からない	—
	食育だよりや懇談会を通して、食育への取り組みを知らせている。	—	3. 分からない	—

七宗町	管理栄養士（町職員）が献立・食育等携わっている。	H25. 9	1. 克服された	町職員（管理栄養士）が献立・食育に携わっており、保護者からの食に関する相談にのっている。
白川町	話し合いを持つ。	H21. 4	1. 克服された	—
白川村	給食センターへの見学会。	H22. 4	1. 克服された	毎日作ってくれる人の顔が理解できた。
	保護者の対する給食試食会。	H22. 4	1. 克服された	毎日食べている給食の味や雰囲気など保護者理解が進められた。
熱海市	園庭で野菜を栽培し、調理して食べる。	—	3. 分からない	—
磐田市	常駐している調理師がクラスを巡回し食事の様子を把握している。	H28. 4	1. 克服された	調理師がクラスに入って食事の様子を見たり、子どもに言葉掛けをしたりすることで信頼関係ができています。
	展示食や食事提供報告書を通して、保護者啓発をしている。	H28. 4	1. 克服された	礼儀正しく、丁寧な対応に信頼できる。また、柔軟性があり、尚且つ確実に迅速な対応がされている。
	保護者から給食について質問を受けた場合には、保育士が保護者に代わって栄養士に伝えている。	H28. 4	1. 克服された	保護者から相談を受けた場合には、地区支配人に連絡し、（保護者に対して）必ず返すようにしている。
安城市	園でおやつを手作りする様子を見せられている。	事業開始当初	3. 分からない	—
	カレーパーティーなどで調理する様子を見せられている。	事業開始当初	3. 分からない	—
西尾市 （旧一色町）	保護者との話し合いを十分に行う（年度始め、その都度要望等を聞く）	数年前	1. 克服された	保護者の要望に少しでも応えることができることで信頼関係が深まった。
西尾市 （旧吉良町）	嗜好調査を担当が記入し、月末に栄養士に提出。	外部搬入開始当初より	3. 分からない	—
西尾市 （旧幡豆町）	給食会議の実施。	数年前	1. 克服された	給食会議内において、子ども達の喫食状況、アレルギー児の対応等考え、栄養士さんの献立を考慮し、自園に沿った計画を園長、主任、養護、調理員とともに考え対応している。また、他の保育士にも共通理解している。また、毎朝、今日のメニューとして掲示番を出していることに保護者の皆さんにも把握し

				ていただき、給食を楽しみにして頂けている。
常滑市	栄養士と保育園職員との会議。	当初	1. 克服された	献立に、児童の好みや、食材の大きさ等意見交換ができ、その結果が給食に反映される。
稲沢市 (保育所 A)	栄養士(市役所職員)が各保育園を「食育」で巡回する。	H17	1. 克服された	給食センターで調理をしているところを目にすることはできないが栄養士の活動を通して園児、保護者共に食事に対する意識を向上させることができる。栽培とクッキングを楽しむことで食べることを喜べるようになる。
	栄養士(市役所職員)が新入園児を対象に給食試食会を実施する。	H17	1. 克服された	
	園で育てた野菜や芋でクッキングをする。	H17	1. 克服された	
稲沢市 (保育所 B)	年長児対象の食育指導。	—	3. 分からない	—
	給食センター訪問。	—	3. 分からない	—
日進市	クラス配膳。	当初から	1. 克服された	クラス配膳を実施することで、お互い知り合う事が、安心安全な給食の提供へつながる。
田原市 (保育所 A)	栄養士作成の「いただきます」の掲示。	開園時より	3. 分からない	—
	保護者会会長・主任保育士の給食物資選定委員会への参加。	給食センター開設時より	1. 克服された	保護者会代表・保育士代表が給食選定委員として給食に関わることで給食センターに理解が深まった。
田原市 (保育所 B)	それぞれの代表者が月一回会議を行い情報を共有している。	不明	—	—
	栄養士が年2回園へ訪問し子どもの食事の様子を見たりしている。	不明	—	—
	保護者、子ども向けに「いただきます」を毎日発行、園で掲示し知らせる。	不明	—	—
清須市	食育に関する計画を立て年間を通して実施している。	不明	3. 分からない	—
	献立表に食に関する内容を記載。	不明	3. 分からない	—
	保育参観での給食の試食、毎日のメニューを展示している。	不明	3. 分からない	—
北名古屋 (保育所 A)	給食の試食会を設けている。	—	1. 克服された	試食会で、味や様子を見てもらうことで、給食に関心を持ってもらえる。給食の展示によって親子の会話が増えている。
	給食の展示を毎日行っている。	—	1. 克服された	

	献立表と給食だよりを配布している。	—	1. 克服された	
	食育講話の実施。	—	1. 克服された	
北名古屋市 (保育所 B)	賄材料費で購入したものや、自園で栽培した野菜などを使って、手作りおやつなどを作り、子どもたちに食育として提供している。	—	2. 克服されていない	北名古屋市（2町合併）になったところで、メニュー内容も変わり、手づくりおやつが減った。（ほぼ市販の菓子が多い）市全体の園児数が増え、給食センターが合併して一つになったことで、大量につくらなければならなかったことと、予算が限られている為。
北名古屋市 (保育所 C)	栄養士による食育講話。	—	1. 克服された	自分たちの食べているものが「体を作る物なのか」「調子を整える物なのか」「力になる物なのか」を考えるきっかけをもらえた。
東郷町	栄養士が各園を定期的に訪問している。	—	1. 克服された	子どもたちが栄養士と直接関わったり、野菜を育てることで、食に対する興味関心がより深まっている。
	園児と一緒に園で野菜を育てている。	—	1. 克服された	
長久手市	栄養士による食育活動の実施。	H22 年度	1. 克服された	給食センターの栄養士が各保育園を訪問し、食育活動を実施することにより、食に関する情報の提供を行っている。
あま市	毎月、食育に関するお便りを発行し啓発を行っている。	不明	3. 分からない	—
阿久比町	必要に応じ栄養士が保育所を訪問している。	当初	1. 克服された	保育士が栄養士からサポートを受けられることができる。
みよし市	毎日給食の展示をおこなう、ごはんを保育所で炊く、月に2回程度手作りのおやつを提供することなどで給食の調理や、調理員さんが身近に感じられるようにしている。月見団子、おこしもん作り、野菜の栽培を通じ食育の機会も設けている。	認定以前から	1. 克服された	特区認定以前から同様の対応をしていましたので、特別に「克服された」という認識はありませんが、保育所において調理員の存在は身近なものになっている。
豊根村	栄養士と保護者の話し合い。	不明	1. 克服された	保護者のニーズに栄養士が応えることで満足している。
亀山市	喫食前に献立名、材料名、切り方、味付けなどに加えて、搬入元調理員について説明する時間を設けるなど園児	導入当初から	1. 克服された	従来から問題は生じていない。

	に対して給食に関する意識付けを行っている。			
志摩市	保育所付の調理員が、搬入元栄養士に保育所の様子を伝えている。	—	2. 克服されていない	搬入元が複数の保育所・幼稚園の給食を作っているため、1施設の意見がそのまま反映はされにくい。 ＜改善点＞ 保育所からの意見がどのように給食に反映されるのか、またなぜ反映できないのか給食会議で説明があり、可能な範囲で改善されている。
伊賀市	保護者支援は充分にできている。	認定当初から	—	—
	外部搬入事業所栄養士から 0157 などの情報提供があり、それを保護者へ伝えている。	認定当初から	—	—
木曽岬町	食育だよりをだす。	H28	1. 克服された	子どもたちの食への関心が深まった。
	自園裁園をして、食に関心を持つ。	H4	1. 克服された	
湖南市	手作りおやつが望ましいので市には訴えている。	—	2. 克服されていない	公立施設における設備整備や人員配置等の運営面は行政にあり、施設長はそれを管理しているという色が強い。当事業は、公立施設の全体の運営計画の中で、ひとつの施策として実施しているので、財政面でのメリットはあるものの、諸問題に対するデメリットが完全に克服されることはない。理想の形に近づけていくというのが現状。 ＜改善点＞ 間食（おやつ）は、他園とちがい手作りのものが提供できないことから、他園と比べて多めの予算を配分してもらえているので、おやつがスナック菓子等に偏らないように配慮されている。また、普段調理室で給食調理ができない分、園でのクッキングは園児にとって、とても楽しいひとときとなっている。
	配膳室の簡易な調理施設等を使用して出来る範囲で、園で採取された野菜等を利用しクッ	2014 年度	1. 克服された	—

	キング等をして提供している。			
	果物やパンなどで工夫。	2014 年度	3. 分からない	—
高島市	外部搬入事業者の栄養士に、園児の食育活動に参加を求めている。	—	2. 克服されていない	外部に栄養士がいるために、どうしても園児や保護者との距離感があり、直接的な食の指導や関りができない。
	外部搬入事業者の栄養士による給食だよりを月 1 回発行する。	—	2. 克服されていない	
	園児が外部搬入事業者（給食センター）を見学する機会をもち、給食センターとの交流を深める。	—	1. 克服された	園児が外部搬入事業者（給食センター）を見学することにより、自分たちの給食が作られる過程を知り、給食に対し興味や関心を深めることができた。
柏原市	給食の試食会（年 1 回程度）	給食搬入当初より実施	1. 克服された	降所時等、こどもと保護者が給食について話す姿が見られる。また、実際に食べていただくことで保護者に給食についてより知っていただける。給食従事職員と触れ合うことで、給食への興味を持ったり、楽しみな気持ちに繋がったりする。クッキングを通して、食への関心・意欲につながる。
	保育所の給食従事職員と児童が触れ合う機会を設ける。	給食搬入当初より実施	1. 克服された	
	保育所で育てた野菜等を使用したクッキングの実施。	給食搬入当初より実施	1. 克服された	
	当日の給食の展示	給食搬入当初より実施	1. 克服された	
熊取町	給食時に食材について知らせている。	以前から	1. 克服された	保育の一環として、食事提供前に給食のメニューや食材を知らせたり、食事指導の際にマナーを伝える。また平成 26 年度から栄養士による食育指導を行っている。
	給食献立表にて食育関係の案内を盛り込んでいる。	以前から	1. 克服された	
	月 1 回、栄養士による食育を行う。	H26	1. 克服された	
岬町	食育の一環として、野菜づくりをしている。	2010. 4	3. 分からない	—
	採れた野菜を給食食材としている。	2010. 4. 1	3. 分からない	—
	入所時に保護者から栄養士、看護師が聞き取りを行っている。	開所時から	3. 分からない	—
	年 1 回保護者と給食試食会を開催。	開所時から	3. 分からない	—
市川町	月 1 回給食会議（栄養士・調理員・保育所）をもっている。	H21. 4	3. 分からない	—
	献立表の配布	H21. 4	3. 分からない	—
	給食の試食会	H21. 4	3. 分からない	—

高野町	園児の誕生日に保護者も参加してこどもと一緒に給食を食べる機会を持つ。	H27 年度	1. 克服された	給食の内容や食事の仕方を保護者に理解してもらえるようになった。
広川町	自園に栄養士がいるため困難はきたしていない。	開園当初（H19）より	—	—
すさみ町	搬入していただいた調理員の方と一緒に食事をしている。	H20.8	3. 分からない	—
高梁市	給食センターから毎月給食便りがでる。	—	2. 克服されていない	栄養士、調理員とのかかわりは全くもてない。また、保護者支援として、離乳食等の十分な食事の指導ができにくい。
	こども達と一緒に季節の野菜をつくり、野菜の生育等を見たり、調理して食べたりしている。	—	2. 克服されていない	
呉市	おたより等で食に関する記事を掲載し、保護者支援を行っている。	H17.7	—	従来から指摘はない。
	保護者からの食に関する相談等は、その都度対応している。	H17.7	—	
東広島市	給食センターとの交流事業（食育指導を受ける・施設見学・意見交換など）	不明	1. 克服された	薄味、青魚は白身魚に変更
	検食簿の交換	不明	1. 克服された	
	センターからの給食だよりや行事食の文書を掲示する。	不明	3. 分からない	—
	展示食	不明	3. 分からない	—
	保護者試食会の実施	不明	3. 分からない	—
江田島市（保育所 A）	栄養士、調理員が園で試食する。	—	1. 克服された	アンケートで試食事感じた要望、感想等を伝える、改善に反映する
	給食試食会を設ける。	—	1. 克服された	
江田島市（保育所 B）	給食試食会実施（意見の反映）	当初から	3. 分からない	—
	給食センターとの交流	当初から	3. 分からない	—
	園畑での栽培	当初から	3. 分からない	—

江田島市 (保育所 C)	給食試食会の実施	当初から	2. 克服 されてい ない	話し合いの機会が少ない。意見 をもう少し聞きたい。
	栄養士と保護者の面接	H27 年度	1. 克服 された	—
安芸太田町	栄養士の施設訪問	特区導入時	3. 分か らない	—
阿南市	保護者とのアレルギー 食の相談などに、搬入 元の調理員に参加して もらう時がある。	当初から	3. 分か らない	—
	給食試食会を年 1 回実 施している。	当初から	3. 分か らない	—
	保育所でクッキングを 年に数回実施してい る。	当初から	3. 分か らない	—
那賀町	実際調理した調理員が 運搬するので関わりが 持てている。	H26. 4	3. 分か らない	そもそも問題がない
美波町	栄養士に巡回してもら っている。	—	1. 克服 された	—
宇多津町	学校給食センター見学	H19. 4	1. 克服 された	子どもたちに調理員さんが一生 懸命作ってくださっている様子 や給食の導線の理解と保護者の方 に味付け、子どもの食べてい る様子がお伝えできている。
	保護者向け、給食参観 試食会。	特区認定前か ら	1. 克服 された	
	栄養士さんが子どもた ちが食べているところ を見にくる。	特区認定前か ら	3. 分か らない	—
粕屋町	特になし	—	—	—
綾町	誕生日会に参加した保 護者同伴の給食。	H19	1. 克服 された	調理する姿を目にすることはで きませんが調理者が、保育所での 配膳や残食状況把握を行って おり、関わりが希薄ではない。 また、年一回の誕生日会に参加 した保護者も給食を食し、調理 の仕方や相談等を行っている。

<給食の外部搬入導入により新たに始めた食育活動>

- ・ 清里町 搬入先機関が行っている子ども農園に参加し、野菜づくりを体験している。
- ・ 湧別町 乳幼児から中学校まで一貫した食育を進めるため、学校と保育所の関係職員が協議し食育プログラムを作成する。
- ・ 横芝光町 特に始めていないが、自分たちが育てた野菜を収穫し、作った料理が給食よりおいしいという反応が見られる。保育士は自園給食が不可能なせいで、子供の農や調理に真剣に取り組む。
- ・ 能美市 給食センターへの社会見学に出向き、調理の様子を見たり、話を聞いたりして、食への関心と感謝の気持ちを育むようにしている。(保育所 A)
年長児が毎日、メニューを放送で知らせ、食に対する意欲、食事の大切さについて知らせている。(保育所 C)

- ・ 越前町 特別給食の説明を家庭向けに印刷し、配布している。小・中・保の連携にもなると思う。
(保育所 B)
- ・ 揖斐川町 乳幼児期から中学校までの一貫した食育が可能となり、正しい食生活習慣の定着が図られている。
- ・ 熱海市 クッキングの取り組み
- ・ 磐田市 食育イベント(季節に合った食材やテーマを取り上げ、知識を得たりおやつ作りの体験をしたりしている。)
- ・ 稲沢市 近隣小学校による食育劇の鑑賞会
- ・ あま市 給食センターに配属の栄養士が巡回指導を行うとともに、園児が給食センターへ見学に出掛け、食に関する講話を聴く。
- ・ 岬町 畑を借りて地域住民と野菜づくりをしている。採れた野菜を給食食材として活用している。
- ・ 東広島市 栽培活動と自園クッキング。試食会。地域の方と合同のクッキング。給食センターの管理栄養士による食育指導。
- ・ 江田島市 手作りおやつ。(今年度は月1回、増やす予定)
- ・ 宇多津町 ぱくぱく通信による保護者啓発。収穫した野菜で作るクッキング活動や食育についての話。
- ・ 粕屋町 親子料理教室

<給食の外部般導入によりできなくなった食育活動>

- ・ 最上町 行事食の選択。見たり、臭いを感じながら食事が出てくるまでを楽しみにする活動。
- ・ 坂井市 目の前で調理する様子、給食室から香る給食調理の臭いが無い。(保育所 C)
手作り弁当の日が毎月一日あるが、その他に遠足に行こうと思っていても、変更ができないと言われている。以前は、してもらっていた。(保育所 D)
- ・ 白川村 屋外での青空給食会。保育所内に匂いが発生しないため、給食メニューに対する子どもたちの関心が減った。
- ・ 西尾市 バイキング給食、 行事食(誕生会)
(旧一色町)
- ・ 田原市 園で栽培した野菜の調理ができない。
- ・ 清須市 手作りおやつの減少。
- ・ 高野町 クッキング活動。
- ・ 高梁市 栄養士、調理員からの専門的な食育指導が十分出来にくくなる。栄養士・調理員とのかかわりが全く子ども達とない。栽培した野菜を給食に入れてもらうことが出来ない。
- ・ 東広島市 匂いを嗅いだり、調理の過程を見るなどが出来なくなった

35. 特定事業における適用の要件や手続の問題（保育所の所長）

<ポイント>

- ・ <特段の意見等なし>

36. 更なる規制緩和の提案（保育所の所長）

<ポイント>

- ・ <特段の意見等なし>

37. 給食を外部搬入することで生じている効果等（保育士）

<ポイント>

- ・ メニューが豊富で、栄養バランスの良い給食を提供。
- ・ 小中学校と同じメニューのため、兄弟・姉妹で話題の共有が可能。
- ・ さまざまな食材を使った美味しい給食や季節の行事食を提供。

<個別の回答>

- | | |
|--------|---|
| ・ 猿払村 | ・ 給食メニューが充実した。
・ 白飯の提供が可能となった。 |
| ・ 清里町 | ・ 色々なメニューが増えた。
・ デザートなど子どもの喜びそうなものが色々出る。
・ 量が少ない時がある。 |
| ・ 湧別町 | ・ 町内の保育所・小学校・中学校が一律のメニューとなり、乳幼児から中学校まで一貫した食育を進めることができる。 |
| ・ 最上町 | ・ 自園給食の方が手作り感が多く、給食室からの臭い等を感じることができ良かった。
・ 個人差の大きい時期に、こまやかな対応が外部給食では行き届かない。
・ 食材を切る音や給食が出来上がるまでのにおいを感じる機会はなく、食育とはいえないと思う。
・ 決まった時間に搬入してくるのでその時間を目処に保育活動を考えることができる。
・ 食べ物おかずの大きさなど給食にならないと分からない。3歳未満児には大きい時などがあるため。
・ 連携会議の時にしか給食センターとの意見交換が出来ない。
・ 給食を作っているところがどんなところか気になり「ありがとう」の気持ちが少しずつ出てくるかもしれない。 |
| ・ 阿見町 | ・ 業務の効率化になっている。
・ 地産地消ということで町産の野菜が献立に取り入れられている。
・ 工夫された行事食により、子どもたちに季節感を伝えることができている。
・ メニューの多様化により、バランスの良い給食を提供している。
・ 給食センターの見学や調理員との調理は食育の一環となっている。 |
| ・ 中之条町 | ・ 小・中学校と同じメニューなので、年齢が低くなるにつれてきざみなどの対応は難しくなると感じる。その反面、小・中学校との関わりや繋がりが深い地域なので、お兄さんお姉さんと同じ物が食べられるという喜びや共通の話題にもなるのは良いことだと思う。
・ 同じ盛り付けを経験することで、入学してから戸惑うことなく準備したり食べたりすることができる。
・ 汁物などは、熱すぎず、丁度いい温度で食べることができる。
・ 生野菜が出されていないので、1・2歳児でも芯なども柔らかく食べやすい。 |
| ・ 芝山町 | ・ 安全性の向上。 |

- ・ 横芝光町
 - ・ 料理をしている過程が子供たちに伝わらない。
 - ・ 温かい料理が冷めてしまう。
 - ・ 作りたての風味が落ちてしまうのではないか。
 - ・ 離乳食の対応が十分でない。
- ・ 大多喜町
 - ・ 人件費、食材費の削減。
- ・ 能美市
（保育所 A）
 - ・ 0, 1 歳児の自園調理をしているので、栄養士や調理師の欠勤があっても、給食の提供は無理なく対応が可能。
 - ・ 食材や人件費など各園でするよりも経費が抑えられる。
- ・ 能美市
（保育所 B）
 - ・ 給食センターで大量に作ることでコスト削減できる。人件費が抑えられる。
 - ・ 3 歳未満児数が多いため、0, 1 歳児の給食及びアレルギー児の給食に十分な対応ができる。
 - ・ 0, 1 歳児の間は、デザートがつくことは少ないが、2 歳以上児は外部搬入でデザートがつくと意欲や励みにつながっている。
 - ・ 兄弟がいる家庭では、給食の話で盛り上がる。
- ・ 能美市
（保育所 C）
 - ・ 給食センターの栄養士によってメニューが変わり、今年度は変わったメニューが増え、食べにくそうな姿が見られた。
 - ・ 保育園児のメニューではなく、小中学校と同じなので食べにくそうなこともある。
 - ・ 調理員の人員確保をしなくてもよい。
- ・ 坂井市
（保育所 A）
 - ・ 材料を大量購入することでコストが抑えられている。
 - ・ 手作りのおやつがほとんど食べられない。
- ・ 坂井市
（保育所 B）
 - ・ 保育所の職員に、インフルエンザなど感染症が入ったり、欠勤者がいたりしても、安定した給食の供給ができています。
 - ・ まとめて食材を購入出来、安く仕入れられる。その分、より良品な給食の提供が出来ると思われる。
 - ・ 近隣の公立保育所に転園した場合、今までと同じ給食を食べることになるので、こどもによって食事への不安が軽減される。
- ・ 坂井市
（保育所 C）
 - ・ 他の保育所よりアレルギー食、離乳食を搬入している。大きな箱に離乳食ごとに、またアレルギー食も個々に応じた箱に入っており、幼児食と混じる事がなく、誤食が妨げられるので安心である。
 - ・ 担当の調理師と連絡を取れる点では安心して離乳食を勧めていく事ができた。
- ・ 坂井市
（保育所 D）
 - ・ 離乳食のお代わり分が少ない。
 - ・ 未満児に合っていないメニューがある。
- ・ 越前町
（保育所 A）
 - ・ メニューが自園調理時より豊富になった。
 - ・ 小さい子どもには食べにくそうなメニューもある。
- ・ 越前町
（保育所 B）
 - ・ 衛生管理が整っている施設からの搬入のため、より安心。
 - ・ 栄養管理がきちんとされている。
 - ・ 味付けの問題（濃い場合は困る）
 - ・ 食品の硬さ。一人一人状態が違うため。
 - ・ 食べにくい食材がでてくる時もある（未満児に向かない）
- ・ 市川三郷町
 - ・ 給食センター方式による経費削減。
 - ・ 栄養士と各所長との給食会議を年 4 回開催し連携を取っている。
- ・ 飛騨市
 - ・ 当園には、給食調理室がないため、全て給食センターに任せている。
- ・ 本巣市
（保育所 A）
 - ・ 栄養士の方のしっかりとした栄養管理のもと、家庭環境の違いがある子どもでもみんな同じ食事ができる。
 - ・ 年齢に合わせた調理方法がとれない。嗜好が低年齢に合わせられない。
- ・ 本巣市
（保育所 B）
 - ・ 給食センターでの調理になっても、食材の大きさや濃さ等十分配慮されており、自園調理の頃となんら変わらない。
- ・ 本巣市
（保育所 C）
 - ・ 給食センターが一括管理をしているため、衛生面や食品の安全性、栄養面において安心できる。

	・ 幼、小、中が同じメニューで食べているので、給食委員会等で共通の話題で話し合え、栄養士から定期的に指導を受けることができる。 ・ 大きさや量の加減はしてもらっているが、味付けは中学校まで同じであるためやや辛かったり、食べにくいものもある。
・ 神戸町	・ 食材を機械で刻むため、食材の大きさにバラつきが無く、安定している。
・ 安八町	・ 正確な数量で給食を作るため（目分量ではなく）味にバラつきが無い。 ・ 食器等も外部搬入のため保育士が手伝うこともなく負担が少なくてよい。 ・ 園内に給食の臭いがつかなし、衛生面でもよい。 ・ 給食に問題があった場合にリスクの分散ができる。 ・ 園内で調理をしないので火災や事故の安全性が高まる。 ・ 保育士の負担が減っていると思う。
・ 揖斐川町	・ 給食の安定供給が図られている。 ・ 給食の安全性が向上している。 ・ 給食事業のコストが削減されている。 ・ 保育所の人件費が削減されている。 ・ 統一された給食が提供され、食育を推進している。
・ 大野町	・ 単価が安くなる。
・ 北方町	・ 同じ給食の提供ということで味に慣れて、抵抗なく食べる事が出来るようになる。 ・ 多くの園児・児童・生徒に提供することで、豊富な食材を安価で提供できる。 ・ 給食献立委員会で多面的な意見が聞けたり、情報交換することが出来たりする。
・ 七宗町	・ 自園で給食を作っていた時は手伝わなければ間に合わず、その時間を保育事業に充てられる。 ・ 管理栄養士が深く関わってる事で未満児から食育が出来る。 ・ 衛生管理が正確にできる様になった。
・ 白川町	・ 暖かい物は暖かく、冷たい物は冷たく、美味しくいただいている。
・ 白川村	・ 調理師資格を取得する必要が無い。 ・ 保育に専任できる。 ・ 食育活動に若干不安がある。
・ 熱海市	・ 保育園の園児用に辛味を抑えてくれるので、とてもありがたいです。 ・ 1歳児の子どもにとっては少し野菜の切り方が大きいと感じることがあります。しかし中学校の子どもは給食を作っているのだから仕方ないことだと思いますし、大きいときは保育士が小さくして与えるなどしています。少人数の園なので困っているというわけではありません。
・ 磐田市	・ とてもおいしい。温かい状態で食べることができている。 ・ 子どもに適した薄味（優しい味付け）だと思う。 ・ 月齢に合わせて調理方法や刻み方を変えてくださるのがよい。 ・ 彩りがよく、色褪せしないように工夫がされているなど、細かい配慮がありがたい。 ・ 子どもの様子を毎日見に来て下さるので、様子を把握し、それに合わせた調理方法を工夫してもらえる。
・ 安城市	・ （効果）園での衛生面への配慮についての負担が軽減される。調理業務とそれに付随する業務がないために、その分の時間や人を保育などに充てることができる。食材が無駄なく利用できる。変化に富み、豊富な献立を作ることができる。様々な物を食べられる。 ・ （気づいた点）大量に調理するため個人に合ったものを作るのは難しい。調理中の匂いをかぐことができない。調理している様子を目の前で見ることができない。
・ 西尾市 （旧一色町）	・ 調理員一人に対応できる（乳児は養護担当）、コスト削減。 ・ 小学生など兄弟がいる子に「お兄ちゃんも食べてるね」と声がけすることで食べる意欲に繋がる。 ・ 全体的に味が濃い（唐辛子等の香辛料は避けてほしい）

- ・ 固いものがあったり、魚の骨があったり、アレルギー児への対応がなかったりなど、細かい配慮に欠ける。
- ・ 汁気のあるメニューが常にあると食べやすい。
- ・ 献立により給食の量の差がある。
- ・ 効果はよくわからないが、園で作ってない分作業は少なくなっている。
- ・ 園で作ってないことで、出来上がるまでのにおいや、作業の様子を見て食事を楽しむに感じる感覚は育ちにくいと思われる。しかし、散歩に出かけた時に、給食センターのトラックを見ると手を振り、楽しみにする姿が見られる。
- ・ 数多くの食材を摂ることができ、栄養のバランスも考えられている。
- ・ 交通状況により、配達が遅くなったり、いろいろな園を回るため、配達の時間の融通が利かないところはデメリットかと思われる。
- ・ 人材と調理場の確保が必要ない。また、人件費が最小限にできる。
- ・ 衛生的な環境で作られているので、安心できる。
- ・ 0歳児から中学まで食べるということから、味付けが濃いし、切り方が大きい傾向である。
- ・ アレルギー児、未満児への給食の対応(アレルギー、味付、硬さなど)ができない。
- ・ ノロウィルスの発生しやすい時期(センター職員が陽性になると給食がなしになるから)
- ・ 台風(早くから給食が休止になるため)の時期などの緊急を要する対応もしていかなければならない。
- ・ 特になし
- ・ 園児、保護者にとっての効果については、良くわからない(実感がない)。
- ・ 行政的には人件費、設備投資費用、調理の為に原材料費等のコストダウンが図れる。
- ・ ノロウイルス感染等の感染症が発症しても保育園に広がることが少ない。
- ・ アレルギー対応食の種類の少なさ、アレルギー対応食と普通食に違いがありすぎることもある、離乳食は毎回ほとんど同じ様なものである。
- ・ 配送園でも温かい給食を食べることができる。
- ・ 人数を早く出さないといけない。
- ・ 量を多めに準備していただいているためか、量に不満はない。
- ・ 調理員(業者)も午後からは一緒にいるので、「外の人」という気持ちはない。
- ・ 予定より早く食べたい時に、到着していない時がある。
- ・ クラス配膳をしているので、子ども達も「給食さん」と呼んでいる。
- ・ 何度も給食室をのぞきに行くことがある。
- ・ アレルギー対応と一緒にやっているの、安心感がある。一緒に責任を持って提供していきたい。
- ・ 遅い時間に連絡を取りたい時に自園にいない、不便を感じることもある。
- ・ 給食センター1か所で作ることで、人件費などのコスト削減につながる。
- ・ 食品を扱う専門の業者に依頼することで、衛生面の管理が徹底される。
- ・ 保護者が弁当を作らなくて済むので、保護者の負担が減る。
- ・ 市内で同じ給食を食べることができるので、栄養面での偏りが少ない。
- ・ 外部搬入で各園同じ給食が食べられるので良い。
- ・ 外部搬入であるが、汁もあたたかい汁が食べられるので良い。
- ・ コストの削減ができる。
- ・ リスクの分散、明確化ができる(何かあった時に園で背負うリスクが減る)。
- ・ 高い専門性(栄養面、調理等における)
- ・ 見えない所での作業のため、状況や状態の把握ができない。
- ・ 冷凍食品が多く使われるようになった。
- ・ 果物があまり付かなくなった。

- ・練り製品の数が多く使われるようになった。
 - ・汁物に出汁の味がなく旨味がなくなった。
 - ・人件費、コスト削減。
 - ・味にバラつきがなく一定のものが提供される。
 - ・何か問題が起きた時、所在がつかみやすい、わかりやすい。
 - ・給食を一か所に集約することにより、材料費、人件費は安価になっていると思われる。多くの材料を使うことができることにより、子どもたちに食べさせることができるメニューが増える。
 - ・カレーライスルーは、たくさんで作ることにより、子どもたちから「美味しい」と大好評である。
 - ・自園調理に比べ、食えるときの温度が下がる。ネギのシャキシャキ感などに違いが出ると思われる。
 - ・献立が保育園、小学校、中学校同じものなので、内容、味付けなどが幼児向きではないと感ずることがある。
 - ・外部搬入よりも各保育園で作っていた頃の方が出来立てで美味しかったように思う。
 - ・地元産の食材を使用することで、親しみが持てるようになった。
 - ・外部搬入については、効率が良いと思われる。
 - ・自園で手作業できるのと違い、機械を使用しているので、材料によってはすごく大きいものがある。
 - ・揚げ物、焼き物など機械で仕上げていくので、温度や時間の調節が難しいのか焦げすぎていたりすることがある。
 - ・キャベツの芯やシイタケなどカットしにくいものは大きいまま出てしまう。
 - ・自園調理だと作っている間に匂いがするので、子ども達が食に対して関心が出てくる。
 - ・自園調理だと乳児の場合、子どもの調子を見て調理方法や味を変えられるが、外部搬入だと、届いたものから手を加えることになる。
 - ・安定して給食を提供できること。（焦げる、落とす等のハプニングにもきちんと対応されている。）
 - ・決まった時間に搬入されてくるので、保育の予定た立やすい。
 - ・安全管理、衛生面の徹底。
 - ・用務員の負担が少ない。
 - ・用務員の人数が少なくすむ。
 - ・冷めやすい
 - ・味は落ちる。
 - ・残菜が多く出る（登園人数に関係なく作るの）
 - ・調理設備の維持管理経費削減。
 - ・調理員の人件費削減。
 - ・食材を一括で購入することによる経費削減。
 - ・保育園から中学校までの一括した食育が可能となっている。
 - ・様々な食材を使った食材が食べられ、おいしい給食が提供できる。
 - ・地元の食材の利用や地域の食文化を給食として提供している。
 - ・栄養士がこどもの成長による食材、味付けの配慮を実施。
 - ・季節の行事に合わせた食の提供。
 - ・七草がゆなど季節の食事の提供。
 - ・地域の味を継承している。
 - ・栄養士による市内で一貫した食育の実施。
 - ・献立のレパートリーが豊富である。
 - ・幼児用に独自の献立を作成してもらえる。
- ・ 清須市
- ・ 北名古屋市
（保育所 A）
- ・ 北名古屋市
（保育所 B）
- ・ 北名古屋市
（保育所 C）
- ・ 東郷町
- ・ 長久手市
（保育所 A）
- ・ 長久手市
（保育所 B）
- ・ あま市

・ 蟹江町 （保育所 A）	・ 給食センターとの連携が困難な場合がある。 ・ 離乳食の対応がない。 ・ 自園調理だと天候に左右されず毎日提供できる。外部搬入だと一度にたくさんの量を作るので、食材が豊富になる。 ・ 除去食の対応が十分にできる。 ・ 調理の様子が子どもたちに伝わらないことが残念であり、外部搬入の効果はよく分からない。 ・ 外部搬入にもかかわらず、温かく届く。 ・ 調理方法や食事の感想を直接伝えることができない。
・ 蟹江町 （保育所 B）	・ 様々な食材を様々な調理方法で作ることができ、沢山の種類の献立が食べられる。 ・ 手が込んでいる。 ・ 除去食・離乳食の対応が十分にできる。 ・ 町内の保育所児童が同じ給食を食べることができる。 ・ 食材が豊富で献立がバラエティー豊かだと思う。
・ 蟹江町 （保育所 C）	・ 給食センターで給食が配食されるので園としての効果は特にありません。
・ 阿久比町	・ 学校給食センターで小学生、中学生対象の給食と一緒に作っているので、保育園の未満児にとっては、食べにくい食べ物がある。 ・ 具材が大きかったり、魚の骨が入っていたりすることがある。 ・ 環境が整うなら自園給食を望みたい。
・ みよし市	・ おいしい食事が子どもたちに提供できている。 ・ 保育士の業務負担の軽減。 ・ 衛生面はかなり管理されているので、安心できる。 ・ 豊富なメニューが提供され、子どもたちの園生活が楽しくなる。 ・ 低価格でおいしい食事が毎日提供できている。
・ 豊根村	・ 保育園開設以来外部搬入を行っており、自園調理をしていないため効果等わからない。
・ 亀山市	・ 特になし。 ・ 特別な効果は感じていない。
・ 志摩市	・ 保育所での担当者が少人数で済む。 ・ 運搬の様子を見た子どもたちから感謝の言葉があった。 ・ 決まった時間に届くので、計画どおりに保育ができる。 ・ 搬入業者を受け入れなくて済むため、衛生管理の面で良い。
・ 伊賀市	・ 園児数が少なく、細やかな対応ができています。
・ 木曽岬町	・ 特になし
・ 湖南市	・ 人件費の削減。 ・ 搬入してくださる方にあいさつをする。いろんな仕事の存在に気付く。 ・ 給食運搬車を見て、あそびから食事への気持ちの切り替えがしやすい。 ・ 自園で作っていないため、調理中のおいしくはなく、食欲をそそくことが少ない。 ・ 調理師さんの顔が見えないため直接お礼が言えない。自演給食の園では『〇〇さんが作ってくれたおいしい給食』と話すことで、苦手なものも食べようとする姿が見られた。
・ 高島市	・ 離乳食のこどもや、アレルギー対応児が欠席の時に連携を取りにくい。 ・ 自園調理独特の香りや音など五感を刺激した関わりができない。 ・ 自園調理ではないので、乳児の現状にそぐわない調理法がある。外部搬入先による食事場面の見学など実際の様子を見ていただく必要がある。 ・ 外部搬入であるため、時間の制約があり、園児の活動のあわすことができない。 ・ 栄養士に食に関する行事や保育に関わってもらいにく。

・ 柏原市	・ おやつなどが市販のものになり、手作りおやつなどが提供できない。 ・ 自園調理と比べると、給食従事者の業務内容の軽減にはなっていないのではないか。 ・ 配送されるため、できたてを喫食することができないのが残念。 ・ 配送時間の関係で、取引業者の選択枠が狭くなる。
・ 熊取町	・ 搬入された給食の味付け等に不備があった場合は手を加えることが出来ない。 ・ 食材の確認ができにくい。
・ 岬町	・ 配膳時間の関係上、適温で喫食することが出来ないことがある。 ・ 給食に係る事務が軽減した。 ・ 調理場の修繕、機器更新等の経費が軽減された。 ・ 調理の手伝いや調整が軽減された。 ・ 配送時間が制限される。
・ 市川町	・ 町の運営なので、衛生面において安心。 ・ 栄養面、食材においても細かいところまで考えて下さっている。 ・ 温かいものが食べられる。 ・ アレルギー対応もきちんとしてもらえる。 ・ 金銭的にも安く提供してもらえていると思う。 ・ バランスのとれた食事が取れる。 ・ 一度の食事で、たくさんの具材が摂れるようなメニューが多く子どもたちの食をよく考えてくださっている。 ・ 季節の行事にあわせてメニューや食材を工夫して下さっているので、子どもたちもすごく楽しみにしている。（例えば、節分の行事のときには、お汁の中に鬼のかまぼこが入っていたり、七夕の時のゼリーには、星の形の寒天が入っていたりする）
・ 高野町	・ 小中学生と同じメニューであることから、兄弟がいる場合は給食についての話が家庭でもできている。 ・ 1歳児には固い物の注意も必要。
・ 広川町	・ センターで作った給食を小さい頃から食べられるというのは、早くから味やメニューに慣れることができ、小学校での給食にも無理なく移行できると思われる。上に兄弟がいると、同じ給食について共通話題もできる。 ・ 親にとっても夕食メニューを考えやすい。 ・ いろいろな食材や味付けを口にすることができる。
・ すさみ町	・ 特になし
・ 高梁市	・ 就学する際、小学校と同じ給食を低年齢から食べていて、食べなれている。
・ 呉市	・ アレルギー食・離乳食など個別に適切な対応をしてもらっている。 ・ 冷たいものは冷たく、温かいものは温かく、適温で搬入してもらっている。 ・ 自園調理設備がない保育所でも、給食を提供ができ、人数の少ない保育所同士が一か所で作ることによって、材料の無駄が削減できる。 ・ 毎日の給食日誌（反省）をみてもらって、次回には工夫しより食べやすくしてもらっている。
・ 東広島市	・ 安定して仕入れができて価格を抑えることができるので、色々な素材を取り入れ、栄養バランスの良い給食を提供していただける。 ・ 園児の食事開始時間に合わせて配送していただいているので、温かくてできたての味を味わえる。 ・ ハンバーグやコロケ、煮魚などレトルト食品が多いので、味付けは濃いと思う。 ・ アレルギーの対応が、除去か保護者の代替食持参であるため、代替食を持参する場合は保護者の負担が大きい。 ・ 保育所により配送時間が違い、低年齢の子どもに時間的に少し無理をさせてしまう保育所が出るのではという心配がある。 ・ 冬場は雪の影響で、搬入が遅れ3歳未満児はお昼寝にひびく事が有る。

- ・0歳児から中学3年生までの対象で、さまざまな地産地消の食材や行事食に触れることができるが、不向きな場合もある。
- ・煮崩れや冷めてしまっている物が有る。
- ・色が変色しておかずに茶色の時が有る。
- ・学童中心のメニューのため未満児には不向きな献立や味付けだったりする。
- ・センターの配送のトラックを見ることで、子どもたちが感謝や親しみの気持ちを持つことができ、給食センターを身近に感じることができる。
- ・食事提供の時間が一定になる。
- ・食事の味が安定している。
- ・給食センターからの搬入なので、大量仕入れによるコスト削減となっている。
- ・学校と同じメニューで、同じ給食センターなので、学校へ行っても食べ慣れた味である。
- ・学校給食センターなので、3歳未満児には適さない切り方や食材が入っている。
- ・学校も同じ献立なので、家庭で給食について会話を交わすことがある。
- ・園の負担が少ない。
- ・色々な献立が楽しめる。
- ・栄養管理をしてもらえる。
- ・行事食の由来等、栄養士の目線で子どもたちに知らせられる。
- ・配送の時間が、外部搬入の予定になる。
- ・季節に合わせた、行事やイベントにちなんだ料理や食材を使っている点がいいと思う。
- ・給食センターの職員の協力により、保育士は子どもに時間（日々の保育等）をかけて関わられる。
- ・衛生的・調理過程（食材を見る、匂い等）が感じにくく、調理に関わる人への感謝の心が見えないだけに持ちにくく伝えにくい。
- ・園内で給食を作らなくて良いので施設整備が不要。
- ・衛生面について安心できる。
- ・施設を広く利用できる。
- ・経済的で効率的。
- ・衛生面で安心感がある。
- ・保育施設専用調理のため、園の意向を伝えやすい。
- ・献立によって搬入時間に差があるため、子どもを待たせてしまうことがある。搬入された食器が不足していたり、間違っている時があるので困る。
- ・給食とおやつメニューに対する意見や要望が通りにくい。
- ・保育所に調理員がいると、実際に子どもが食べる様子を見てもらえるので、細かい要望がしやすい。
- ・調理員と一緒にいると、子どもたちはこの人がおいしいごはんを作ってくれているという親しみや感謝を感じやすい。
- ・調理員の視点や考え方は保育士と少し違うこともあるので、お互いに勉強になる。
- ・調理員がいないため、季節の野菜を収穫した際、すぐに食べ味わうことが難しい。食育の面で問題がある。
- ・自園調理とは違った給食車がきた楽しみがあり、昼時間のメリハリになっている。
- ・調理員は同じ町職員であり、何ら問題はない。保護者からの苦情も一切ない。
- ・実際調理した調理員が給食を運んでくるためメニュー説明なども円滑である。
- ・その調理員がおやつ調理、片付け、配膳もしているので何も問題ない。
- ・人数がすくないので比較的対応しやすい。
- ・異物が混入していた時など、すぐに連絡が取りづらい。
- ・できたてのご飯が食べられない。

	・アレルギー児用の除去食など徹底した中で作られているので、安全に食べられていると思う。 ・宇多津町の公立の学校給食をすべて担っているので衛生管理等が徹底されていると思う。 ・アレルギーに関しても幅広く対応できていると思う。アレルギー除去食など対応できるようになった。アレルギー児のことをよく考えて搬送してくださっていると思う。 ・外部搬入で直接子どもが食べている姿など見えないので、実際の子どもの声などが届けにくい。
粕屋町 (保育所 A)	・外部搬入による効果は特になし。逆に問題点はある。現在、当園では0歳児は離乳食の段階が大まかに分けられているので、細かに一人一人の発達状態に応じた食事を提供出来ていない状況。園内に給食施設があれば細かな対応が可能になると思う。
粕屋町 (保育所 C)	・離乳食期の子どもたちの給食形態がとろとろときざみの2種類しかないので手づかみ食べの時期など発達に合わせたものを提供できない。 ・栄養士や調理員が子どもの食べている様子などを目にしないこともあって担任としての要望などが受け入れてもらえない。 ・温かい食べ物も冷めていることが多い。 ・作っている時のおいをかいだり、作っている様子、食材を見たりすることが食育につながるがそれができない。食育の大切さを保育士としては痛感しているがどうしようもない現実がある。
綾町	・地元産の食材を使う為、安価で安心安全であり、生産者からも喜ばれている。 ・各保育園で同じ給食が食べられていることはよいことだ。 ・発達段階に応じた給食が提供できている。

3 8. 給食を外部搬入することについての感想や気づきの点等（保護者）

<ポイント>

【良くなった点】

・

【悪くなった点】

・

・

<個別の回答：感想や気づきの点>

- ・ 猿払村
 - ・メニューの種類が豊富になった。
 - ・ご飯の提供をしていただけになったこと。
- ・ 清里町
 - ・毎日、給食はなにかをきいてきて、給食を楽しみにしている。
- ・ 湧別町
 - ・毎食おいしく給食を食べている。
- ・ 最上町
 - ・季節に合った食材や、各地域の郷土料理が出たりと、工夫されています。
 - ・栄養のバランスをしっかりと考えてくれて、季節の食材をおいしく調理してくださります。
 - ・家で野菜を食べれなかった子が給食を通じて少しずつ食べられるようになった。（集団生活も関係しているだろうが）
 - ・子どもはいつもおいしかったと言っています。ただメニューを見てもどんな料理なのか分からないような名前のメニューがあるので、もう少し分かりやすいと、親も、どんな料理だったのか、分かっていいと思います。
 - ・栄養のバランスが一食でしっかりとれていて、子どもも完食してくることが多いので安心する。キムチ鍋など、辛いメニューをどのように小さい子向けに味つけしているのか、とても興味がある。
- ・ 阿見町
 - ・メニューが多彩で子どもが喜んでいる。

- ・クリスマスなどのイベントの時の給食では、家での食事で話題にすることも多く会話が弾む。
- ・工夫されたメニューで嫌いな食べ物も食べるようになった。
- ・喜んで食べていると思う。
- ・子ども達もいつも楽しみにしていて美味しく頂いている。
- ・家では、あまり「お代わり」はしませんが、お友達と食べることで美味しさが増しているのかもしれませんが、「お代わりして食べたよ」と嬉しそうに話してくれています。
- ・いつも美味しい給食をありがとうございます。
- ・地元の食材も活用し、様々なメニューもとり入れて頂き母親としても勉強になります。
- ・うちの子は、いつも完食しています。
- ・2歳児ながらも好き嫌いが無いのは、給食のお陰かと思っています。
- ・自園調理の時を知らないのでは何ともいえません。ただ、ご飯やパンの他にももう少し主食の種類を増やしてもらいたい。
- ・同じ料理や材料でも家では食べなくても、給食では食べているようです。
- ・手作り感のある食事の提供がうれしい。
- ・メニューの種類が豊富。
- ・主食の種類が多いことがいい。
- ・スープが付くのが有難い。
- ・味が濃すぎる。
- ・量的にはちょうどよいと思います。
- ・冷凍食品が多いのではないのでしょうか？
- ・いろどりがあまり良くない。いろどりがきれいだとワクワクしてと給食が楽しみになると思う。
- ・保育所帰宅後、「～はおいしかった」「今日はおいしくなかった」と給食の話をよくするようになった。
- ・現状の外部搬入で問題なし。アレルギーへの対応もしてくれている。
- ・毎日、検食でその日の食事を見て子どもたちと話すことができる。
- ・初めから給食センターの給食なので、違いはわからない。
- ・検食でメニューを見ることで、夕食のメニューを考えることができる。
- ・初めから給食センターの給食なので、違いはわからない。
- ・0歳児は、自園給食なので問題はない。
- ・アレルギーに対応した食事の提供をしてもらって感謝しています。
- ・試食会で子どもと一緒に食事をしたが、栄養バランスのとれた食事に感謝している。
- ・アレルギー児には、園で代替食を作ってもらっているのがありがたいです。
- ・検食を見ることで兄弟でメニューについて話すことができ会話も弾む。
- ・給食センターの給食と自園給食との違いはわからない。
- ・ほぼ毎日「給食おいしかった」と言っています。
- ・家では嫌がる食材も友だちと一緒に食べるためか進んで食べてくれる。
- ・献立表のメニューだけではどんな料理なのかわからない事があるが展示食のお陰でよくわかる。
- ・子どもとの会話に繋がりがうれしい。
- ・いろいろな調理の仕方やいろいろな食材を使ってくれているので、食べれる範囲が広がってありがたいです。
- ・アレルギー除去のチェック時、既製品名や商品名が記入してある場合、原材料がわからず、チェックしづらい時がありました。
- ・調理師さんが、園に子どもの食べる様子を見に来てくださり、直接、話をすることが出来て良かった。

- ・ 坂井市
（保育所 C）
 - ・ デザートがあると子どもは嬉しいようです。
 - ・ アレルギーがあってもその子に合わせた調理をして提供してくれるので、安心です。
- ・ 坂井市
（保育所 D）
 - ・ 展示食を見るとおいしそうである。
 - ・ 給食でおいしかったメニューがでると家でも話す。
 - ・ 保育参観等で給食をみせてもらったが、しっかり食べていた。
- ・ 越前町
（保育所 A）
 - ・ 和食や洋食等、いろいろなメニューが食べられて良い。
 - ・ 子どもが給食を楽しみにしている。
 - ・ 展示だけではどのような味付けかわからない。
- ・ 越前町
（保育所 B）
 - ・ 信頼しているので問題ない。
 - ・ 展示献立を見て、どんな食材がでているか確認でき安心。
 - ・ 未満児向きではないと感じることがある。
 - ・ 未満児の量的がわかりたい。
 - ・ 離乳食の見本が知りたい。
 - ・ 離乳食は個々にあわせて作ってくださるので安心、嬉しい。
- ・ 市川三郷町
 - ・ 特にありません。
- ・ 飛騨市
 - ・ アレルギー面談実施により、代替・除去等の対応をしてもらい有難い。
- ・ 本巣市
 - <事業から7年経過しており、外部搬入の導入前後の比較ができる保護者がいない>
- ・ 神戸町
 - ・ 試食会に参加した日の夜、給食の話で子どもと話が弾んだ。
 - ・ 幼児園～中学校が同じ給食のため、兄弟姉妹間で給食の話題で話が盛り上がった。
- ・ 安八町
 - ・ いつも美味しく食べている。
 - ・ 現在の給食に不満はありません。
 - ・ 給食センターで作っているので安心。
 - ・ アレルギーの食材を取り除くなど対応して頂いているのでありがたい。
 - ・ 地元のお米や野菜を使用していると聞いているので安心。
 - ・ 子どもはいつも給食が美味しいと言っています。
- ・ 揖斐川町
 - ・ 毎日の給食を楽しみにしている。
 - ・ 毎月の献立表が丁寧で解り易く良い。
 - ・ 個別にアレルギー対応され、安心できる。
 - ・ 乳幼児用に給食（加工）が提供され良い。
 - ・ 給食センターを見学したい。
- ・ 大野町
 - ・ 給食が美味しいようで、毎日メニューを聞く。
 - ・ 家では食べない物でも食べているようで驚いている。
 - ・ 献立表があるので夕食のメニューが被らないように作れる。
 - ・ 献立表に材料が書いてあるのでアレルギーのチェックがしやすい。
- ・ 北方町
 - ・ 毎月配布される献立表を見て、栄養のバランスの良さが分かる。
 - ・ アレルギー対応で成分表で事前に確認してもらえるので、安心できる。
 - ・ 毎日楽しみにしていて、よく食べてきているので満足している。
 - ・ 給食試食会で実際に食べてみて満足した。（刻みやつぶしなど献立表で知らせてもらっているように対応している）
 - ・ 給食時に放送される「給食のおはなし」を家庭で話してくれるのを楽しみにしている。
- ・ 七宗町
 - ・ 食育がなされ何でもたべてくれるようになった好き嫌いが少なくなった。
 - ・ 子どもは美味しいと言っています。
 - ・ 学校に上がっても違和感なく給食が食べられる。
- ・ 白川町
 - ・ 安心して食べさせていただいている。おいしい。
- ・ 白川村
 - ・ 給食を楽しんで食べている。
 - ・ 栄養バランスが良い給食を食べられるのでありがたい。
- ・ 熱海市
 - ・ いつも美味しい給食をありがとうございます。

- ・ 磐田市
 - ・ 「バレンタインクッキー作り」「恵方巻作り」などの食育イベントを子どもが喜んで
いた。（複数が回答）
- ・ 安城市
 - ・ くだものもおいしいと言っていた。（複数が回答）
 - ・ メニューが変化に富んでいて良い。
 - ・ 家での味付けが薄いとを感じるらしい。
 - ・ 給食であれば嫌いな物でも食べられるようです。
 - ・ アレルギーへの対応も先生が工夫してくれている。
 - ・ 特に不満はありません。
- ・ 西尾市
（旧一色町）
 - ・ 自分の子も含め、食物アレルギーの子が増えている現状なので自園給食のようにアレ
ルギー対応食を作って欲しい。
 - ・ 離乳食は園で用意してもらっているが市販の物なので自園給食のように園で作っても
もらえるとありがたい。
 - ・ 同じ税金を払っているのだから自園給食のように給食センターもアレルギー児、離乳
食等の対応をしてほしい。
 - ・ 台風接近に備え給食中止が早いので、もう少し臨機応変に対応してもらえると助か
る。
- ・ 西尾市
（旧吉良町）
 - ・ 3歳未満児には食べにくそうなもの、まだ食べさせたくないものがあることがある。
また、少し味付けが濃いように感じる。
 - ・ バランスよくいろいろな食材が摂取でき、小さな子どもでも好んで食べられる献立で
良いと思う。また、地元の食材を使っているところも良いと思う。
 - ・ 子どもも給食の時間を楽しみにしていて、「〇〇食べたよ」「また作ってね」等話し
てくれる。
 - ・ 台風の時に中止になったり、アレルギーの対応ができないところが残念。
- ・ 西尾市
（旧幡豆町）
 - ・ いつも楽しみにしていて「〇〇食べた」「おいしくておかわりした」と言って喜んで
食べている。
 - ・ 保育士の先生が、アレルギー反応が出るものは・・・といつも細かくチェックしてく
ださるので安心している。
 - ・ 家だとなかなか毎日色んなメニューを作ってあげられないので、給食で色んなメニ
ュー（食材）を出して頂けてありがたいです。
 - ・ 野菜も家では食べないことが多いけど。給食では食べているみたいなので、栄養面も
考えて作られている給食は助かっています。
 - ・ メニューを見ていて子どもに食べさせても良いのか不安になることもある。食材や調
味料がわかっていても、どんな味付けなのか不明なことが多く感じるとのことです。
- ・ 常滑市
 - ・ いろいろなメニューがある。
 - ・ 季節を感じられるメニューとなっている
- ・ 稲沢市
（保育所 A）
 - ・ 果物が出る日が少ないように思います。
 - ・ おやつは、市販の物ばかりではなく芋や果物など増やしてほしい。
- ・ 稲沢市
（保育所 B）
 - ・ 野菜の固さ、形状が気になることがある。幼児と同じものを食べるが、下痢気味にな
り野菜がそのまま便に混ざっていることがあったので1，2歳児はもう少し柔らかめ
がよい。また、おやつにチョコが入っていることが心配である。幼児からでもよい
のでは。
 - ・ アレルギーがある子一人一人のことを考えて給食が出されているのでありがたい。事
前に栄養士との面談で話ができるので不安がない。
 - ・ アレルギー食も代替食対応してもらい助かっている。
- ・ 日進市
 - ・ 外部搬入の意識は、あまりない。
 - ・ 園で調理をしていないと、臭覚への刺激は少ないのかと感じる。
 - ・ アレルギー対応も保育園と一緒にやり配慮してくれている。
 - ・ 外部搬入でも温かく食べられるよう工夫がしてあるので、不満は感じない。

- ・給食の展示があるので、お迎えの時の会話の1つになる。
- ・「給食さん」と話題がでることがある。
- ・調理員さんもいつもいるので、不自然なく園に溶け込んでいるように感じる。
- ・野菜を洗ったり、皮をむいたりするのは、自園調理の子と同じように経験させて頂いているので、いいと思います。
- ・離乳食は段階を考えて食べやすいよう調理して頂いて参考になります。
- ・離乳食を試食した時の薄味を心がけたいと思います。
- ・家庭では、離乳食をこんなに丁寧にできないです。
- ・アレルギー対応は、毎月園と調理員さんとのやりとりで安心できる部分があります。
- ・代替食の配慮をありがとうございます。
- ・自園、センター給食どちらも美味しく食べている。
- ・給食を見ていないのでわかりません。白組（0、1歳児）の時は、よくおかわりをしていて聞いていたので、自園調理はとても美味しかったのかもしれませんが。
- ・いつも季節や行事にあった献立を教えて下さったり、地元の食材を使った料理の提供等、食を通して子供達が学べる事も多く、そのような工夫をして下さる事はうれしく、ありがたく感じています。
- ・自園調理のときは、いつもおかわりをしていたので、子供も食べやすく好きだったのかなと思います。
- ・子どもが食べているだけなのではっきり分かりませんが、白組の時と比べ桃組になってから給食をよく食べるようになったと思います。
- ・自園調理の方が出来立てでおいしそう。
- ・栄養のバランスを考えて提供してくれるのでありがたいです。
- ・家庭ではあまり作らないメニューなどもあったり、野菜を豊富に取り入れてあり、野菜を家ではあまり食べないので助かります。
- ・食べやすいように、小さく切ってくれたり、色々工夫してくれてありがたいです。
- ・お家のご飯のより、給食の方がたくさん食べる。おかわりもする。
- ・0歳で入園した時、担当の方が細かく聞いて頂いたので、とても安心できました。
- ・2歳の子は、給食を毎日楽しみにしています。
- ・家の食事は子どもの好きなものに偏りがちなので、栄養バランスが良い給食はありがたい。
- ・新しい給食センターで作られた給食は衛生面で安心できる。
- ・給食のメニューに様々な種類の野菜が入っていて、家では食べない物も給食のおかげで食べられる機会が増えた。
- ・大量生産でコストが控えられるので、いろんな食材が使ってもらえるのがよい。
- ・子供が野菜嫌いなので、サラダに味がなく食べずらくて減らしてもらっているようなので、自園なら様子を見て味をつけてもらえるなど利点がある。
- ・日頃家では野菜を嫌がって食べないので給食のメニューに毎日野菜がいっぱい入っているの親としてうれしい。
- ・家では出さないメニュー、旬の食材、行事メニューがあり給食を通して親子の会話も増えている。バランスのとれた給食は親にはありがたく感じています。
- ・アレルギー対応をしっかりともらっているの、子どもがづらい思いをせず、とても助かっている。
- ・子どもはおいしいと言っている。
- ・家では食べない物（野菜）も、給食だと皆で食べるので、食べているようでうれしい。
- ・栄養のバランスがとれていてよいと思う。
- ・家で食べられないものをたくさん作り、食べているのでとても良いです。
- ・アレルギー対応して頂いているのでありがたい。

- ・ 保育園と小学校と両方試食会に参加したが、保育園の方が品数も多く、具材も多く、味も子どもが食べやすいように工夫されていると感じた。和え物が少し甘めで食べやすかった。
- ・ 小学校に上がった子が、保育園の給食の方がおいしいと言っている。
- ・ 家で献立の話をする。「おかわりした」「給食いっぱい食べた」と喜んで話してくれる。
- ・ 家で野菜をあまり食べなかったが、給食で野菜を食べるようになり、家でも少しずつ食べるようになってきた。
- ・ 栄養士がたてた献立で、離乳食を作るシステムが良い。
- ・ 乳児でもおかわりをして良く食べてくる。
- ・ 地産地消が多く、安心安全なものが食べられる。単価はどうか？
- ・ マナーについて子どもに話をする。マナーを教えてほしい。※ 保育園では食育指導をしている
- ・ 家で作らないものが食べられる。
- ・ 家で作ってみたいが難しい。
- ・ 味は薄く健康的である。美味しい要因が分かった。
- ・ 園の食育で野菜が好きになった。
- ・ おいしい。
- ・ いつもおかわりをする。
- ・ 子どもの嫌いなものを使った料理でも、自宅で給食のレシピを見て作ると、「給食と同じ味がする。」と言って完食する。
- ・ 給食どうだったか聞くといつもおいしかったと答える。
- ・ キノコなど普段家では、食べたがらないものも保育園の給食では食べる。
- ・ 自園調理時を知らないなので、比較ができない。
- ・ アレルギー対応について、きめ細かい対応が難しい。
- ・ 代替食の対応がない。
- ・ 栄養価を考慮してバラエティーに富んでいる。おいしくいただいている様子。
- ・ 乳児食らしい献立で子どもの食べもよくよいと思う。
- ・ 年齢にあった味付け、食べやすい大きさに、子どもも食べやすそうに思います。
- ・ 味付けや、どのくらいの大きさか知りたい。
- ・ アレルギー対応の品目が少ない。臨機応変な対応ができない。
- ・ 家ではなかなか作れないメニューもある。
- ・ 給食だと苦手な者も食べている様子。
- ・ 栄養バランスの整った給食で感謝している。
- ・ 除去食対応していただき助かりました。毎日たくさん食べているようなのでよかったです。
- ・ 献立表だけで判断することは難しい。
- ・ アレルギーのため、お友達と別に食べることが残念。
- ・ 毎日献立を教えてくれて、おいしかった！いっぱい食べた！と言うので助かっています。
- ・ 献立内容が分かれば家でも作る参考にできる。食べている量がイメージしやすい。
- ・ 1歳児と2歳児の献立が同じだったので不安でした。
- ・ どのくらいの量を食べているのか分からないが、助かっている。
- ・ 低年齢のうちから食材の硬さや味付けが小中学生と同じなことに抵抗を覚えた。
- ・ イカなど食べにくいものは取り除いてくれて助かった。
- ・ 献立をよく説明してくれきめ細かくアレルギー対応をしてくれた。
- ・ 実際にどのような給食を食べているのかよくわからない。
- ・ 好き嫌いも言わないので美味しく食べているのだろう。

- ・ みよし市
 - ・ 毎日帰るときに給食の展示を見るくらい給食が好きです。
 - ・ アレルギーで食べられない物も保育士に絵などを見せてもらって、なぜ食べられないか自分でわかっているようです。
 - ・ 学校給食センターが昨年夏に工事をしていたときに給食の代わりに提供された外部からの弁当はおいしくないらしく、あまり食べませんでした。
 - ・ 家では好き嫌いがあって食べない物でも、保育園の給食は全部食べてくれてうれしいです。
 - ・ 0歳児ですが、栄養のバランスをしっかりと考えた給食を提供してもらえてありがたいです。
- ・ 豊根村
 - ・ 保育園、小学校、中学校と同じ献立なので、園児にあった見た目や味に不満なときがある。
 - ・ おいしいからおかわりをよくする。
- ・ 亀山市
 - ・ 特になし
 - ・ 外搬導入前を知らない。
- ・ 志摩市
 - ・ 毎月の献立表を見て、朝楽しみにしながら登所したり、家に帰ってからも今日は何食べたかの話が親子の会話につながっている。
 - ・ バランスの良い献立を考えてもらっているので助かる。
 - ・ 家庭では中々できないが、同じ素材でも工夫されている。
- ・ 伊賀市
 - ・ 上の子が小学校に行っており、給食の内容は入所前から知っていたので、特に問題なし。
- ・ 木曽岬町
 - ・ 家では食べない食材も給食ではたべているよう
 - ・ おいしいと言ってよく食べる
 - ・ 小中学の兄弟と同じものを食べているので共有できる
- ・ 湖南市
 - ・ 市内の他園は、調理師がいるため午後からも手作りおやつが提供されている。おやつも運搬してもらえないのか。
 - ・ 運搬しているうちに給食が冷めないか。
 - ・ 運搬車（トラック）を毎日見ていることを喜び、家庭でも話題にあがる。
- ・ 高島市
 - ・ 外部搬入であるが、市内の給食センターであり、園児用に献立がされているので安心である。
 - ・ 給食により、子どもの食の偏よりがなくなり、栄養のバランスがとれて健康に過ごせている。
- ・ 柏原市
 - ・ 全体に薄味で、素材の味を味わえる感じがする。
 - ・ 使用している食材の種類が決まっている。
 - ・ 調理法にもう少しバリエーションがあればいいかな。
 - ・ 野菜が苦手な家では食べないが、給食は食べている。
 - ・ メニューによって、ボリュームがもう少しあれば…と思うものもある。
 - ・ 家ではあまり使わない食材が使用されている時がある。
 - ・ 献立の種類が増えればうれしい。
- ・ 熊取町
 - ・ 保育所の帰りに必ず、子どもと給食のサンプルを見ます。
 - ・ 色々な食材を使ってくれているので偏りがなく何でも食べてくれます。
 - ・ 量的にも満足できると思います。色合い的には、もう少し赤や黄等があっても良いと思います。
 - ・ 季節の物も献立に入っているのですが、マンネリ化しているものも多いので、どんぶり物などもあってもよいのではないかと思います。
 - ・ 酢の物など、あまり家では作らないメニューもでてくるのでよい。
- ・ 岬町
 - ・ 子どもが喜ぶ献立や味付けで、とてもおいしい。
 - ・ 栄養バランスも考えてくれており、大変助かっている。
 - ・ 野菜も食べられるようになった。
 - ・ 手作りおやつの日を増やしてほしい。

- ・市川町
 - ・アレルギー対応をしてくれるので安心。
 - ・バランスよくたくさんの野菜、肉、豆類などを使ってくださりとてもありがたい。
 - ・いつもたくさんの野菜が入っていて、家ではあまり食べない食材でも保育所では食べている様で、助かっている。
 - ・「給食はどう？」と聞くと「美味しい」といつも言っている。
 - ・「給食美味しい」とよく言っているの、味付けや色どりも工夫されているのだなと思います。
 - ・「食べ終わったらデザートがあるんや」ととても楽しみにしている。
 - ・フルーツが苦手だった子どもですが、今では何でも食べられる代になった。
 - ・いつも残さないで食べているようなので満足しているんだと思います。
- ・高野町
 - ・手作りおやつを増やしてほしい。
 - ・おやつに果物を出してほしい。
 - ・おいしくいただいており栄養面でも考えてくれている。
 - ・おやつ量が少なく帰ってきたらすぐお菓子を食べる。
 - ・おやつに干芋などを入れてほしい。
 - ・できれば外部搬入より自園での給食が良い。
- ・広川町
 - ・栄養のバランスを考えたメニューなので助かる。
 - ・家庭とは違った味を経験できる。
 - ・みんなで食べるとおいしさを感じられ、食事マナー等も学べる。
- ・すさみ町
 - ・入所した時から、外部搬入だったので、特になし
- ・高梁市
 - ・特になし
- ・呉市
 - ・野菜、肉、魚などバランスよく摂取でき、偏食が少なくなってよい。
 - ・毎日、完食で「おいしかったよ」と子どもから聞いています。
 - ・家で作ったことのないメニューもあり、「どんな味だった？」「何が入っていた？」など給食について子どもとの会話も多くなった。
 - ・買い物と一緒にいったとき、「これはみどりの仲間」「これは…」と三色栄養のグループのことを話してくれます。
 - ・アレルギー食、離乳食など一人ひとりの状態に適切な対応をしてもらっている。
 - ・手作りおやつなど作ってもらって、子どもは喜んで帰りながら、「家で作ってみたい」と話してくれます。
- ・東広島市
 - ・ご飯の硬さや量など子どもの発達状況に応じて保育所で対応していただけるので助かる。
 - ・家では薄味にしているのでその点が気になります。
 - ・鶏卵アレルギーがあったので、代替食の用意が大変でした。
 - ・小学校と一緒になので有難い。
 - ・ご飯もあつたら良い。（3歳以上児は自宅から持参のため）
 - ・家では、なかなか出せない野菜も食べられるので良い。
 - ・バランスも考えてあるので良い。
 - ・家では、調理の難しいものも給食に出てくるので助かる。栄養を考え地域の野菜もたくさん使ってあって良い。野菜が苦手な我が子も食べているようで嬉しい。
 - ・乳児組には青魚を差し替えたり、子どもによって刻み方を変えたりとても気を使われていると思う。
 - ・家では使う食材や味付けがマンネリ化してしまいがちだが、給食では旬の野菜をたくさん使って味付け、調理法も工夫してあり嬉しい。
 - ・嫌いなものも少しずつ食べることができるようになってきている。肉・魚・野菜のバランスもとれていて家ではなかなかとれない栄養もあるのでありがたい。
 - ・子どもたちが「保育所の給食はおいしいけん全部食べるんよ」と良く話してくれる。
 - ・「野菜も食べた」と言っているので安心している。

- ・味も良い。
- ・栄養計算された給食なので特に問題はありません。
- ・うどんや中華そば等の麺類が無くなったのが残念です。
- ・作り手の顔や匂いを直接感じるできないのは残念。
- ・もう一品の副食があればさらによいと思う。
- ・展示してあるので分かりやすく、おやつ作りや食事のメニュー決めの参考にしている。
- ・郷土料理や世界の料理等幅広いメニューが食べられたり、地域の食材の活用により地域に目向くようになる点は良い。
- ・薄味でバランスも良いので、いいと思う。
- ・家庭と比べよく食べている・色々な食材があり、ありがたい。
- ・献立が豊富である・デザートがありよこんでいる。
- ・友だちと仲良く食べているのが、ほほえましい。
- ・初めて食べる食材、献立で大丈夫か心配だったがみんなと食べられ、安心した。
- ・離乳食の提供を希望する（月齢が低い子）。
- ・同じ食材でも、切り方や火の通し方など工夫すれば食べてくれる時もあるのだと気付いた。
- ・星の形の人参やツリーの形のハンバーグなど、形に気づいて楽しく食事をしている。
- ・お椀が大きいので持ちにくいようす…ランチ皿がいいのではないかな。
- ・みんなと一緒に食べる給食はあまり好き嫌いせずに食べているようだ。
- ・子どもの食べやすいメニューを工夫している。
- ・量的にも十分である。
- ・コストが安く、良い食材を提供できる。
- ＜未回答＞
- ・家で食べない野菜も給食では食べているのでうれしい。
- ・毎日完食し、おかわりもしているようなので、栄養面では助かっている。
- ・季節や行事に合わせたメニューもあるので、うれしい。
- ・子どもに給食を尋ねると、いつもおいしかったと言っている。
- ・保護者への給食試食会は、大変良いと思う。家庭で作る参考になった。
- ・子どもの喜ぶレシピの公開があればうれしい。
- ・市販のおやつが多いことは仕方ないと思うが、手作りのおやつが増えるとうれしい。
- ・1歳児のおやつにチョコレートがあり、家ではまだ食べさせていないので、少し配慮していただけるとうれしい。
- ・アレルギー対応のメニューを作ってくださり、感謝している。
- ・子どもの体の育ち、心の育ちはもちろん、親の気持ちに寄り添ってくたさって、ありがとうございます。
- ・入園前から外部搬入となっているので比較できない。
- ・搬入元の園から転園したが、同じ園で作っているので何も変わらない。
- ・おやつもあるし、問題ない。給食はありがたい。
- ・人数が少ない家庭的な環境で保育していただいている。
- ・調理師の確保が難しいので仕方ない。
- ・家では食べなかったり、口に入れても出したりしますが、給食は毎日残さず食べるようなので味もやわらかさ、大きさちょうど良いのだと思います。
- ・苦手な野菜など、家では食べれないものも、給食なら食べられるといういつもおいしいと子どもはたくさん食べているようです。いつもありがとうございます。

- ・毎日、家に帰ってくるとおいしかったよ「〇〇食べたよ」と言ってくれる事が多いです。家ではにがで食べてくれない野菜や肉をスムーズに食べてくれています。なかなか毎日取れない栄養素も保育園の食事で摂取できていると思います。
- ・薄味な気もしましたが、バランスがよく、娘がきれいで家ではたべないであろう食材もがんばって食べてくれていました。メニュー表も別にいただき詳しく記入していただいているので安心します。
- ・アレルギー児用のメニュー表がいただけるので確認ができ安心してしています。新しい食材使用時も確認していただけている。
- ・粕屋町 (保育所 A)
 - ・野菜が苦手なので、野菜が多いのは苦になる。(子どもの感想)
 - ・名前を知らないメニューが多く、見てみたいと思う。
 - ・家庭では提供しない物を、食べさせてもらっている。
- ・粕屋町 (保育所 C)
 - ・野菜、豆が中心であまり子供向けのメニューでない。
 - ・お肉や揚げ物も多少は食べていると思ったが少ない。
 - ・ブロッコリーやキャベツなど切り方が大きいので小さい子が食べにくい。
 - ・煮物ばかり食べている。
 - ・味に工夫がほしい。
- ・綾町
 - ・保護者参観で給食を子どもと共にするのが楽しい。
 - ・残さず食べている姿を見て親として安心です。
 - ・入所時に食物アレルギー等について相談しているので安心。
 - ・地元産の食材を使うので安心安全。

<自園調理と比較して良くなった点>

- ・猿払村
 - ・メニューの種類が豊富になった。
 - ・ご飯の提供をしていただけることになったこと。
- ・清里町
 - ・献立メニューが豊富である。
- ・湧別町
 - ・安価で給食提供ができています。
 - ・安全・安心・良質な地元産品を取り入れいる。
- ・最上町
 - ・コスト面で安くなっていると思います。
 - ・温かいごはんを食べることができるようになった。(以前は白飯は自宅から持って行っていたので)
 - ・どこの園でも同じものが食べられる。
- ・阿見町
 - ・家での献立の参考になる料理が多い。
 - ・町の野菜が献立に取り入れられているので、安心して食べさせることができる。
 - ・いろいろなメニューがあり、栄養のバランスが良い。
- ・中之条町
 - ・自園調理の給食を食べた事がないので良くなった点は思い付きません。
- ・坂井市
 - ・離乳食とアレルギー食は自園で調理して下さるので安心して仕事に行けます。(保育所 A)
 - ・各園での煩雑さがなくなった事です。(保育所 C)
- ・越前町 (保育所 A)
 - ・メニューが豊富になった。
 - ・品数が増えた。
 - ・いろいろな食材を食べることができる。
- ・越前町 (保育所 B)
 - ・家で、小・中に兄弟がいるので、給食の話題が同じでよい。
- ・市川三郷町
 - ・長年給食センター方式のため比較は難しいが経費削減。
- ・神戸町
 - ・給食センターは、衛生的で安心できる。
 - ・トラック配送の割に、温かい物は温かく、冷たい物は冷たい。
 - ・給食センターになってから、センター見学会や試食会が行われ、子どもがどんな給食を食べているかよくわかり、身近に感じた。
 - ・アレルギー対応がしっかりされており、安心できる。

- ・ 揖斐川町
 - ・ 献立が良くなった。
 - ・ 安全性が向上した。
 - ・ 特に意見なし。（分からない）
- ・ 大野町
 - ・ 家庭での話題が増えた。
 - ・ 兄弟で給食の量やメニューについて話題にしている。
- ・ 七宗町
 - ・ 学校と同じ献立なので良いと思う。
 - ・ 衛生管理がしっかりしている。
- ・ 安城市
 - ・ 本市ではセンター方式を導入してからかなりの年月が経過しているので、在園児の保護者で導入前の状況を知る者はいない。したがって、導入前後の比較についての意見を聴取することは困難。
- ・ 稲沢市
 - ・ 自園調理を知らないのではわからない。
- ・ 田原市
（保育所 A）
 - ・ 料理のバリエーションが増え、色々なメニューを食べられる（品数も多い）。
 - ・ 特になし
 - ・ コスト削減。小学校のメニューと一緒になので、夕食の献立を考えやすい。徹底した衛生管理を行ってもらえる。
 - ・ 兄、妹一緒のものを食べているので、家での献立を考えるのが楽になった。
- ・ 田原市
（保育所 B）
 - ・ 味のバラつきはなくなった（作る人の腕による）。
 - ・ 献立のメニューは豊富になった（年齢も大きくなったからなのか）。
 - ・ 献立のメニューが多かったり、行事食なども取り入れられていて良いと思いました。
 - ・ 特に分かりません。
- ・ 北名古屋市
（保育所 B）
 - ・ メニューが多く、使用食材が豊富。野菜（サラダも多い）
 - ・ 行事食があり、季節を感じられる。
 - ・ 出来上がる時間に誤差がない。
- ・ 東郷町
 - ・ 以前から自園調理であるため回答なし
- ・ 志摩市
 - ・ アレルギーのある子どもにも他の子どもと同じ見栄えのする給食の提供をいただいている。
- ・ 高野町
 - ・ 小中学校と同じメニューなので家庭の献立が立てやすい。
- ・ 広川町
 - ・ 小中学校も給食なので、早い時期から給食に慣れる。
 - ・ 夕食の献立が立てやすい。
 - ・ 衛生面の設備が整っている
 - ・ 兄弟で同じメニューを食べ話題になる。
- ・ 東広島市
 - ・ いろいろな種類の食材が食べられるのは良い。
 - ・ 小学校と同じ献立であるため同じ話題で会話ができる。
 - ・ いろいろな小学校リクエスト給食や食育メニュー、いろいろな地域のメニュー等が食べられるのでよいと思う。
- ・ 江田島市
（保育所 C）
 - ・ 栄養士を中心にしっかり献立の立案から調理まで管理されているので、栄養面・衛生面で安心感ある
- ・ 阿南市
 - ・ 保育所の負担が少ない。
 - ・ 経済削減。
 - ・ 食材の一括購入ができる。
 - ・ 人件費・給食代金のコストが抑えられる。
 - ・ 万が一の場合でも安定的に供給される。
- ・ 綾町
 - ・ 各保育園で同じ給食が食べられていることもよいことだと思います。

＜自園調理と比較して悪くなった点＞

- ・ 湧別町
 - ・ 小学校や中学校と同じ献立で、同一の場所で調理しているため、具材の大きさや味付けが幼児に合わせることができない。
- ・ 最上町
 - ・ 子どもの体調に合わせた調理法が個別にできないこと。

- ・ 中之条町
 - ・ 目の前で調理が行われないので、作る姿を見られない。
 - ・ 長期休業以外は、手作りおやつが食べられないこと。小さい子への給食の配慮（小さく切ったり、薄味にしたり）ができない所。
- ・ 坂井市
 - ・ 子ども達が調理室で給食を作っているところを見たり、臭いをかいだりする機会が少なくなった事です。家に帰ってきての給食の会話は無いように思います。（保育所 C）
- ・ 越前町（保育所 A）
 - ・ 揚げものや大きいもの等、小さい子どもには食べづらいメニューが増えたように思う。
- ・ 越前町（保育所 B）
 - ・ 未満児に向いていないと感ずることがある。
 - ・ もう少し幼児が好むメニューが増えてほしい。
- ・ 市川三郷町
 - ・ 長年給食センター方式のため比較は難しいが、身近で調理を感じられないこと。
- ・ 神戸町
 - ・ やはりトラック配送のため、熱々ではないと思う。
 - ・ 調理師の姿が見えなくなった。
 - ・ 塩分を控えているためか？味が薄くなった。
- ・ 揖斐川町
 - ・ 特に意見なし。（分からない）
- ・ 大野町
 - ・ 温かいものを温かいうちに食べることができない。
 - ・ 年齢に合った食事の時間が希望できない。
 - ・ においがしない。
- ・ 七宗町
 - ・ 独自性はなくなった
 - ・ 給食室の大半が使われていない
- ・ 安城市
 - ・ 本市ではセンター方式を導入してからかなりの年月が経過しているので、在園児の保護者で導入前の状況を知る者はいない。したがって、導入前後の比較についての意見を聴取することは困難
- ・ 稲沢市
 - ・ 自園調理を知らないのではわからない
- ・ 日進市
 - ・ だし汁の匂いや、調理の様子が感じられない。
- ・ 田原市（保育所 A）
 - ・ 加工品が増えた。味が少し濃くなった。
 - ・ 特になし。
 - ・ 食事を作る時の香りや音等を身近に感じることでお腹のすくりズムが持てたり、調理する姿を見れる事で、感謝の気持ちや食に関心を持てたりしていたのではないのでしょうか。
 - ・ 白組（0、1歳）の時から桃組（2歳）に変わる時に食べる量が減りました。柔らかさや大きさが変わったからかなと先生方と話をしました。3月生れなのでもしれませんが、4月生れの子は平気だったのか知れません。
- ・ 田原市（保育所 B）
 - ・ 作っている所やにおいがなくなりさみしい。
 - ・ 子ども達に視覚や臭覚の五感を味あわせられない。
 - ・ 時間があるので、ゆっくり食べられないのかな（センターが取りに来る）。
 - ・ 揚げ物やご飯、汁などが冷めてしまうのではと思う。
 - ・ 給食の回収時間が決められていると聞き、時間内に食べることが出来ているのか心配です。
 - ・ 回収の時間があるため、食べるのが遅い子は辛いかもしれない。
 - ・ お弁当になる日が多くなった。
 - ・ アレルギーや0、1歳児などはこのまま自園調理をして頂きたい。保護者が作る方と直接話せる事はすごく信頼できます。
- ・ 北名古屋市（保育所 B）
 - ・ 調理時に匂いがしないので、料理を想像することができない。
 - ・ おやつが手作りでなくなった。
 - ・ 作っている人の顔が見えない。
 - ・ 量の加減ができない。
 - ・ 年齢に合わせた調理が難しい。

・ 東郷町	・ 以前から自園調理であるため回答なし
・ 蟹江町	・ 給食センターのメンテナンス期間中のお弁当対応が大変。（保育所 B）
・ 志摩市	・ 年齢に合った調理（具材の大きさ、味付け）が難しい。 ・ 自所で給食を作っていると直接見ることができ、子どもたちが感謝につながる。
・ 高島市	・ 手作りおやつなどの提供がないことは残念である。
・ 高野町	・ 1 歳児については、咀嚼嚥下能力の発達状態に応じた対応が困難になった。
・ 広川町	・ 温かい食事がさめてしまう。 ・ 多量の調理をしているため、食中毒などがあると被害が大きくなる。
・ 東広島市	・ 外部搬入ということではいろんな人が触れたり時間が経過していたりなど食中毒が気になる。 ・ 献立によっては、乳児には味付けが濃そうだったり、油ものが多いときがある。 ・ 収穫した物を使って、色々作ってもらえる回数は少ないのでは・・・？＜自園調理の給食を経験していないので分かりません＞ ・ つくねやフィッシュフライ等冷凍食品が増えているように思う。 ・ 自所調理の方が調理中の音やにおいを感じられる等よい部分があると思う。
・ 江田島市 （保育所 C）	・ 月齢・個別に合わせた対応が困難 ・ 現場の意向を伝えるに ・ 子ども達に調理している様子を見せる事ができない
・ 阿南市	・ 作りたてのように、温かいうちに食べられない。 ・ 子どもが調理しているところを見られない。 ・ 料理の音や匂いを感じる事ができない。 ・ 子どもや保育士、調理員との繋がりが薄い。 ・ 現場の意見が反映されにくい。 ・ 子ども一人ひとりに応じたきめ細かい対応が難しいのではないかと。 ・ 回収時間があるために、食べ終わりの時間が急がされる。 ・ 食物アレルギー児への対応がきめ細かくできない。きちんと対応してくれているか不安。 ・ 搬入元の保育所での衛生面の管理不安。

4 1. アレルギー児等に対する代替食の提供（外部搬入事業者）

<学校給食センターや、大量調理用設備しかない事業者のみ回答>

<ポイント>

- ・ アレルギー児に対する代替食は別に調理し、アレルギー物質名や個人名を貼った容器で搬入
- ・ アレルギー診断書を提出してもらい作成した献立表を保護者に確認してもらい献立に反映

<個別の回答>

	1. 代替食の提供を行っている	2. 一部代替食の提供を行っている	3. 代替食の提供を行っていない
事業者数	14	10	27
認定地方公共団体	芝山町、大多喜町、越前町、飛騨市、七宗町、白川町、白川村、稲沢市、清須市、柏原市、熊取町、高野町、阿南市、宇多津町、	湧別町、最上町、横芝光町、北名古屋市、長久手市、蟹江町、志摩市、市川町、高梁市、東広島市	清里町、阿見町、中之条町、坂井市、市川三郷町、本巣市、神戸町、安八町、揖斐川町、大野町、熱海市、安城市、西尾市（旧一色町）、西尾市（旧吉良町）、西尾市（旧幡豆町）、常滑市、田原市、東郷町、あま市、阿久比町、みよし市、豊根村、伊賀市、木曾岬町、高島市、広川町、江田島市

<代替食を提供するに当たり工夫している点>

- | | |
|--------|---|
| ・ 湧別町 | ・ アレルギーの特性に配慮した給食（代替食、除去食）を提供できない献立があるため、その場合、弁当の持参となる。 |
| ・ 最上町 | ・ 保育所での代替食を間違えないように、アレルギー児個別用献立を保育所にも配布している。また、アレルギー児の料理を別の食器＋バットに入れて、ネームを貼り間違えないようにしている。 |
| ・ 芝山町 | ・ 以前はアレルギー対応している食材も少なかったが、年々少しずつ増えてきているため代替食提供にも可能になってきている。（パンやデザート等） |
| ・ 横芝光町 | ・ 代替献立アレルギー一覧の提供。 |
| ・ 大多喜町 | ・ その日提供する品物とは別に調理する事。別の違う入れ物に入れて行く事。 |
| ・ 越前町 | ・ 調理員と保育士で代替食を提供するにあたり、十分確認を行っている。 |
| ・ 飛騨市 | ・ 複雑な対応を行わず、アレルギーの重なりを減らす。 |
| | ・ アレルギーの面談の実施（保育園、保護者、センターの3者での対応内容の確認）。 |
| | ・ アレルギー対応給食について毎月内容の確認、給食食材明細、調味料・おやつ・加工食品の原材料表示。 |
| ・ 七宗町 | ・ アレルギー対応の部屋がある、代替えの提供もしていますが、特に工夫した取組はありません。 |
| ・ 白川村 | ・ 詳細な献立表を月末に提供し、園・保護者・センターの確認をしている。 |
| ・ 稲沢市 | ・ 代替食を厨房内の別の一角で作成し、個人名を大きな食缶に貼ったり、とアレルギー物質名と個人名を記載した紙を貼り付けた食缶で別配缶している。 |
| ・ 清須市 | ・ 献立会義を開催し、各保育園園長にも参加をお願いしている。代替食用の献立表を配布し、保育園と家庭でのダブルチェックをお願いしている。 |
| ・ 北名古屋 | ・ 個人個人の献立を渡し、前もって給食の内容を確認してもらう。その際、名前や園名、食材の何が何に代替されているかを記入し保育園に送っている。 |
| ・ 長久手市 | ・ 牛乳の代替えを豆乳で行っている。 |

・ 蟹江町	・ 献立表配布時に除去対応表を保育所へ配布。
・ 志摩市	・ 代替品についての内容を保育所長・担任が理解するように努めている。
	・ アレルギー食を提供するに当たり、搬入元、保育所、保護者の３者で面談をしている。また、この３者で同じチェックシートを使用してアレルゲンをチェックし、それをもとに代替食や除去食の予定表を搬入元から保育所、保護者に配布している。
・ 柏原市	・ 各保育所児童のアレルギー状況の確認。
	・ 食材の変更や新しい食材使用時等、その都度連絡及び成分表の提示。
・ 熊取町	・ 月に１回行っている給食会議での意見交換。
・ 市川町	・ 卵除去食のみ対応している。
・ 高野町	・ アレルギーの診断書を提出してもらい、毎月事前にアレルギー対応食献立を保護者に確認して回収し、献立に反映している。
・ 高梁市	・ 保育所等とは、専門の栄養士を通じて、連携を密にしている。
・ 東広島市	・ サバを提供しないように、代替食材を使用している。
・ 阿南市	・ 献立表をチェックし、各クラスに配布している。
	・ アレルギー児の多い配送先の保育所には、献立名や除去が必要な食材等を記入し、前日にＦＡＸ送信している。
・ 宇多津町	・ アレルギーの代替食は出来るだけ同じメニューになるようにしています。

平成28年度調査報告(規制の特例措置用)

1. 関係府省庁名	厚生労働省
2. 特例措置番号	920
3. 特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

4. 弊害の発生に関する調査

①	調査内容	公立保育所における給食の外部搬入方式を採用するに当たって、安全性の確保、児童の発達状況への配慮、食育の取組等がなされているかどうかを、主にアンケート調査によって把握するもの。
②	調査方法	構造改革特別区域の認定を受けた保育所に対して、調査票を配布・回収し、その結果をとりまとめる。 また、参考として市区町村、構造改革特区の認定を受けていない保育所についても同旨の調査を実施した。
③	調査対象	構造改革特別区域の認定を受けた保育所389件
④	実施スケジュール	調査票の配布 平成29年2月1日 調査票の回答 平成29年2月17日
⑤	調査結果	別添参照
⑥	特区において適用された規制の特例措置による弊害の発生の有無	別添参照
⑦	全国展開により発生する弊害の有無	○ 特別区域計画を策定し、万全の準備を行っている自治体・保育所でさえ、アレルギー児や体調不良児の対応に問題が生じており、全国展開に耐えられる状況にない。 ○ 外部搬入元との契約書等の締結を多数の保育所が行っていないなど、外部搬入導入に当たってのノウハウが特区内で蓄積されているとはいえない。 ○ 「保育所における食事の提供ガイドライン」等が十分に認知されている状況ではないため、外部搬入の問題点が十分に認識されていない中で全国展開を行えば、保育現場において適切な対応が期待できない。

公立保育所における給食の外部搬入 方式の容認事業に係る弊害調査結果 (アンケート調査(速報値)の結果)

平成29年3月17日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

(1) 保育所に対するアンケート調査

【調査時期・調査方法】 平成29年2月・郵送法

【調査対象、送付・回答状況】

施設		抽出方法	送付数	有効回答数※ (%)
認可保育所	全体		1, 417	893(63.0%)
	3歳未満児への 外部搬入実施(特区)	悉皆	389	135(34.7%)
	3歳以上児のみへの 外部搬入実施	抽出	228	94(41.2%)
	外部搬入未実施	抽出	800	664(83.0%)

※1,417施設に調査票を送付し、958施設から回収したが、運営主体(公立／私立)と給食の提供方法及び外部搬入の対象年齢に無回答だった65施設を除外し、有効回答893施設を集計対象とした。

1. 発達段階に応じた給食

基本的な考え方

- ◇ 保育所保育指針に定められているように、乳幼児期は、生理的、身体的な諸条件や生育環境の違いにより、一人一人の心身の発達の個人差が大きく、食事の提供に当たっても一人一人の発達段階に応じた対応が求められる。例えば、離乳食は、一人一人の咀嚼や嚥下の機能、健康状態等に合わせて進めることが必要である。また、薄味で、油脂類の使用も少量とする等の調理が求められるとともに、乳児は細菌への抵抗力が弱いので、調理を行う際は衛生面に十分に配慮する必要がある。

調査結果

- ・ 3歳未満児への外部搬入を実施している保育所において、個々の入所児童の発達段階に応じた食事の調整を行っている施設は約8割だった。しかし、その調整の具体的な内容として、「給食の量の調整」や「食材形状の調整」、「窒息等の事故が起こる恐れのあるものの除去」は、約7割が搬入元ではなく、施設で対応しており、外部搬入を行う以前と比べた変化として、「自園の職員の業務負担が減った」と回答した割合は、わずか5%未満だった。
- ・ 離乳食については、3歳未満児への外部搬入を実施している保育所の約2割が自園で調理していた。その他、約2割の施設は、2段階以上の区分の離乳食を外部搬入により提供していたが、1段階のみの離乳食を外部搬入により提供していた施設が約1割、離乳する月齢の入所児童に対して特別の離乳食を提供せず通常の給食を提供している施設が約2割あった。
- ・ また、3歳未満児への外部搬入を実施している保育所では、直近の1年間で食中毒や異物混入等の事故が発生したことがあると回答した割合が2割強であり、外部搬入なしや3歳以上のみ外部搬入している施設(約1割)に比べて、その割合が高かった。

2. アレルギー児への対応

基本的な考え方

- ◇ 保育所保育指針に定められているように、アレルギー児への対応については、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応することが必要である。また、原因となる食品の除去を確実にを行うほか、代替食を行うことが求められる。
- ◇ 食物アレルギーの有病率は、乳幼児(0～2歳)が最も高い。年齢別に発症頻度をみると、0歳が34.1%、1歳が20.4%、2歳が10.1%であり、2歳以下で6割強を占める。今後、0～2歳児を中心とした保育所利用児童数が増加することを踏まえると、アレルギー児への対応は重要である。

調査結果

- ・ 外部搬入を行っている保育所の約8割程度でアレルギー児が入所していた。献立にアレルゲンが含まれる場合の対応(複数回答)として、約4割の保育所は「搬入元が調理した代替食を搬入している」が、約3割の保育所は「施設内で代替食を調理し、提供している」と回答した。また、「自宅からかわりのおかずや弁当を持参させている」と回答した施設が5割、「アレルゲンが含まれないおかずの量を増やして対応している」と回答した施設が2割あり、献立やアレルギー児の状況によって、複雑な対応を行っていることがうかがえた。
- ・ 外部搬入を行っている保育所について、約7割で食物アレルギー児に対する給食への対応に係るマニュアルが作成されていたが、作成していても搬入元に内容を把握させていない施設が約3割あった。
- ・ 食事に特別な配慮が必要なアレルギー児への対応のための委員会を設置しており、搬入元も委員会に参加していると回答した保育所は全体の約1割弱であったのに対し、委員会を設置しているが搬入元は委員会に参加していないと回答した保育所は全体の約2割弱、そもそも委員会を設置していないと回答した保育所は半数を占めた。

3. 体調不良児への対応

基本的な考え方

- ◇ 保育所保育指針に定められているように、嘱託医・かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応することが必要であり、病気や一人一人の心身の所見に応じた食事の提供が求められる。

調査結果

- ・ 直近1か月間で体調不良のため特別な配慮を要した3歳未満児がいると答えた保育所は、全体の約4割であった。
- ・ 外部搬入を行っている保育所について、体調不良児に対する給食への対応に係るマニュアルを作成し、搬入元に内容を把握させているのは、約1割の保育所であり、約8割の保育所では作成していないか、搬入元に内容を把握させていなかった。

4. 食育への対応

基本的な考え方

- ◇ 保育所保育指針に定められているように、保育所における食育は、子どもが生活と遊びの中で、意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しむ合う子どもに成長していくことを期待し、実施することが求められる。

調査結果

- ・ 近所の農家の方から旬の野菜の話聞いたあとに、その野菜を給食で食べてみるといったような「食育計画や教育・保育内容に応じた献立を提供している」と回答した割合は、外部搬入なしの施設では約9割だったが、3歳未満児への外部搬入を実施している施設では約7割だった。
- ・ 「調理実習を行う機会を設けている」、「お誕生日会などのいつもと違った食事スタイルの給食を実施している」と回答した割合も、外部搬入なしの施設ではそれぞれ約8割、約9割だったが、3歳未満児への外部搬入を実施している施設ではそれぞれ4割強、約7割と少なかった。

5. 保育所と外部搬入事業者との連携

基本的な考え方

- ◇ 外部搬入事業者、保育所、市町村担当者等が参加する定期的な会議の開催や、随時、電話、メール等で意見を伝えられるような環境の整備が重要である。また、市町村の保育担当部局が調整することにより、関係者間の情報共有を図る。

調査結果

- ・ 搬入元と契約書を締結若しくは覚書を交わし、又は確認事項を書面を取り交わしている保育所は、約4割にとどまっている。保育所と外部搬入事業者との間で給食に係る情報のやりとりを行う仕組みがないものが1割弱程度ある。

調査結果

6. 外部搬入についての評価

- ・ 3歳未満児への外部搬入を実施している保育所において、外部搬入導入後の状況について悪くなったと回答した割合が多いものは、
「給食の味」(約8割)、
「月齢ごとの食育計画の反映」(約4割)、
「咀嚼嚥下能力の発達状態に応じた対応」(約4割)、
「体調不良児への給食の質」(約3割)、
「設備の確保・維持」(約2割)である。
- ・ 3歳未満児の食事の外部搬入を認める要件に追加すべき事項として多かったものは、
「乳幼児専門の栄養士等の配置」(約7割)、
「乳幼児の発達段階にあわせた調理の実施」(約6割)、
「食事に特別な配慮が必要なアレルギー児に係る対応のマニュアル化」(約5割)、
「外部搬入に係る責任者の配置又は明確化」(約5割)、
「乳幼児期の食の重要性の十分な考慮」(約4割)である。

(2) 自治体に対するアンケート調査

【調査時期・調査方法】 平成29年1月・メール送付

【調査対象】

- ・ 1741市区町村(保育所管課)にメールにより調査を実施。
 - ・ 回収数は1232件(回収率:70.8%)
 - 外部搬入を実施している保育所がある自治体は 116件(9.4%)
 - 外部搬入を実施している保育所がない自治体は1,103件(89.5%)
- (※無回答が13件あり)

◎外部搬入事業を実施している保育所がある自治体について

【発達段階に応じた給食】

- ・ 外部搬入事業を実施している保育所がある自治体のうち、搬入元で就学前児童以外にも食事を提供している場合は37.7%であったが、そのうち21.3%が3歳未満児とそれ以外で全く同じメニューを提供していた。3歳未満児とそれ以外とのメニュー内容を変更しなかった理由としては、設備上の問題(53.8%)、人員の問題(46.2%)が多く挙げられた。
- ・ 外部搬入事業を実施している保育所がある自治体のうち、3歳未満児のメニュー変更をそもそも検討しなかった自治体も23.1%にのぼった。
- ・ 外部搬入を実施した結果として、咀嚼嚥下能力や手の運動機能の発達状態に応じた対応、月齢ごとの食育計画の献立への反映に関しては、困難になった自治体が多い傾向にあった。

【アレルギー児への対応】

- ・ 外部搬入事業を実施している保育所がある自治体のうち、約5割の自治体において、搬入元と契約書や覚書、確認事項を書面で取り交わしていなかった。
- ・ 書面で契約書を取り交わした自治体であっても、食事に特別な配慮が必要なアレルギー児への対応の義務付けについて契約書等で明文化しているのは50%にとどまった。

◎全自治体について

【ガイドラインへの対応】

- ・ 自治体担当者として、「保育所における食事の提供ガイドライン」についてよく理解していると回答した自治体は42.8%と半数に満たなかった。
- ・ また、当該ガイドラインを読んだことがない、存在を知らなかった自治体が、合計して16.4%存在した。

【子ども・子育て支援新制度への対応】

- ・ 平成27年4月1日の子ども・子育て支援新制度施行に伴う、給食の提供状況に生じた変化については、回答のあった全自治体のうちほとんどが、変化はなかったと回答した。

(3) 弊害の発生の有無

- 食育の観点からは、乳幼児期の健全な育ちとともに、生涯に渡り健康で生き生きとした生活を送る基本としての食を営む力を育てるとともに、それを支援する環境づくりを進めることが必要である。
- 家庭における食育の機能が低下している中で、保育所において乳幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、豊かな人間性の育成等について、しっかりと実施していくことが求められるが、外部搬入という形態に由来する問題として、調理する者が個々の子どもを見て関わったり、発達状況や喫食状況を把握することが困難であるという課題があるほか、自園での調理を行わない場合、離乳食など保護者からの食に関する相談に十分に対応できないなど保育所の保護者支援機能が不十分という課題がある。
- 前回の調査(H24)では、発達段階に応じた給食、アレルギー児への対応、体調不良児への対応等の課題について、現状とられている対処方法が明らかになるとともに、対応できていない例も明らかになった。今後、実地調査等の結果も明らかになってくるが、今回の調査では、こうした問題が継続しており、引き続き、長期的な視点での取り組みが必要であることが明らかになったと考えている。
- 「保育所における食事の提供ガイドライン」(平成24年3月)が各自治体においてあまり浸透していないと思われることや、食物アレルギー児に対する給食への対応に係るマニュアルを作成し、搬入元に内容を把握させているのは、全体の約3分の1の保育所であり、残りの約3分の2の保育所では作成していないか、搬入元に内容を把握させていない等、各保育所において「アレルギー対応ガイドライン」(平成23年3月)があまり浸透していないと思われることも大きな課題である。
- このような状況を踏まえると、保育の中で重要な位置を占める食事の提供に当たって、質の低下をもたらさずに外部搬入方式による給食を全国展開するには、前回調査(平成24年)で明らかになったアレルギー児等への対応に加え、発達段階に応じた安全な給食の提供など、依然として解決しなければならない課題が多い。
したがって、子どもの健やかな成長の観点から、慎重に検討を進める必要があると考える。

特例措置番号939の関連資料

- ① 評価対象となる規制の特例措置の概要・・・・・・・・・・ 1
- ② 評価調査委員会の調査票案【審議事項】・・・・・・ 2
- ③ 関係府省庁の調査票案【審議事項】・・・・・・ 1 2
- ④ 評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表・・・・・・ 2 7
- ⑤ 評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル・・・・・・ 2 8
- ⑥ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧・・・・・・ 3 1
- ⑦ 参考：平成29年度の評価意見・・・・・・ 3 5
- ⑧ 参考：評価・調査委員による調査結果（平成28年度実施分）・・・・・・ 3 6
- ⑨ 参考：関係府省庁による調査結果（平成28年度実施分）・・・・・・ 4 9

**児童発達支援センターにおける
給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号939）
（平成24年1月措置）**

<これまで>

障害児通所施設（児童発達支援センター）における給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められていない。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項

<取り巻く環境の変化>

障害児通所施設（児童発達支援センター）において、限られた運営予算の中で、きめ細やかな療育を提供していくためには、運営の合理化を進める必要があり、調理業務について、効率的な運営を行うことが求められている。

障害児通所施設（児童発達支援センター）の給食について、
施設外で調理し搬入することができる。

<主な要件>

- 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けること。
- 児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができること。
- 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること。
- 必要な栄養素量を給与すること。また、食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するよう努めること。

認定計画数：20件（累計）
19件（令和3年7月末現在）

◎実際の取組事例

～元気いっぱいば障害児給食特区～
（平成24年3月認定）

実施主体：千葉県

児童発達支援センターにおける児童の給食について、各種調理機材が完備され、栄養士や調理師等が充実している事業者等から搬入することにより、食事内容の充実や人件費の節減、調理業務効率の向上、給食経費の節減が期待される。

これにより、多くの事業主体による児童発達支援センター設置への参入、児童発達支援センターの安定的な事業運営やサービス水準の維持向上を促進することができる。

また、千葉県産品を利用した地産地消（千産千消）を進めることで、地場産品の消費の拡大が促進されること、健全な食生活を実践することで、児童が食を通じた郷土意識を育むことが見込まれる。 1



調査計画案の概要

特例措置の番号	939
特例措置の名称	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	省令
過去の評価時期	H25、H28、H29（H28 から継続）

1. 過去の評価結果の概要

平成29年度の評価においては、

- 評価・調査委員会の調査では、外部搬入により施設運営費用の削減、療育サービスの拡大等の効果が発現しているとともに、発達段階や障害特性、アレルギー、体調不良に対して、食材等の工夫や特別食、定例会議による関係者間の情報共有等の対応を行っていることが確認された。
- 関係府省庁の調査では、事業を実施する施設が少ない中で給食の安全確保において憂慮すべき事案が発生するとともに、アレルギー児や体調不良児への対応が不十分であることや、二次調理の必要性等の課題があるとのことであった。このため、多様な対応が必要となる障害児に対する給食の安全性を確保するためには慎重な対応が必要であるとのことであった。
- 評価・調査委員会は、本特例措置について、共通の事情を有し一定の実績が蓄積されている特例措置920「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の評価を踏まえ、検討することされた

2. 過去の評価結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- 全国展開に向けた弊害は確認できていないものの、全国展開の判断に必要な活用実績が十分でないことから、十分な事例の蓄積を待つ必要がある。

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認すべき点

- 外部搬入としたことで、福祉施設単体や地域福祉全体にどのような効果が発現しているかを確認する。
- 障害の種類や重度によっては個別対応が必ず必要な場合が生じるが、どのような対応や工夫がなされているかを確認する。
- 外部搬入事業者の種類によって発生する効果や弊害リスクに違いが見られるかを確認する。

4. 本年度の調査計画案で新たに追加した質問項目及びその概要

- 評価・調査委員会の調査計画案：食事提供に関するガイドラインの取組状況と効果を自治体、児童発達支援センターに対して調査する項目を追加。 等

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会
令和３年度 規制の特例措置の評価に関する調査

- ・ 本調査は、**質問票 1**と**質問票 2**により構成されています。
- ・ **質問票 1**は、すべての特例措置について共通の質問です。
- ・ **質問票 2**は、特例措置ごとに異なる質問です。
- ・ 各設問の指示に従って、対応する回答票に記入してください。

質問票 1（規制の特例措置に共通の質問項目）

Q 1－1

本特定事業の現在の進捗段階は特区認定時の予定どおりですか。あてはまるものを1つだけ選んでください。

1. 予定より進んでいる
2. 予定どおりに進んでいる
3. 予定より遅れている

⇒「1.」「3.」を選択した場合 → Q 1－2 へ

「2.」を選択した場合 → Q 2－1 へ

Q 1－2 ＜Q 1－1で「1.」「3.」を選んだ地方公共団体への質問＞

予定より進んでいる（遅れている）理由を具体的にご記入下さい。特に遅れている場合、以下の事項についてお気づきの点があればご記入ください。

- ・本特定事業における要件・手続きに関する事項
- ・本特定事業に関連する他の法制度等に関する事項
- ・現場での事業運営上の事項

Q 2－1

本特定事業による効果は発現していますか。あてはまるものを選んでください（1と2は重複回答可）。また、その内容・理由について具体的にご記入ください。

1. 計画当初から期待していた効果が発現している
2. 計画当初には期待していなかった効果が発現している
3. 発現していない
4. わからない

⇒「1.」「2.」を選択した場合 → Q 2－2 へ

「3.」「4.」を選択した場合 → Q 3 へ

Q 2－2 ＜Q 2－1で「1.」「2.」を選んだ地方公共団体への質問＞

本特定事業により発現した効果は、地域の活性化につながっていますか。経済的効果と社会的効果の面から、具体的にご記入ください。

- ・経済的効果（雇用の創出、産業への波及、費用の節減等）
- ・社会的効果（地域の高齢者の社会参加や活力向上、住民のまちづくりへの取組み意識の向上等）

Q 3

本特定事業の実施にあたって、地方公共団体としてどのような役割を果たしていますか。また、特定事業者に対して何らかの支援を行いましたか。具体的にご記入ください。

Q 4

本特定事業がより活用されるように、貴地域において工夫されていることがあれば、具体的にご記入ください。

Q 5

本特定事業が成功するための最も重要な鍵は何と考えますか。具体的にご記入ください。

Q 6

本特定事業の実施で、他地域ではおそらく発現しないと思われる、貴地域特有の条件による効果等がありますか。具体的にご記入ください。

Q 7

本特定事業をより効果的・効率的に推進するために、追加で緩和することが望ましい規制事項等があれば、具体的にご記入ください。

Q 8

本特定事業の将来に向けての展望など、ご自由にご記入ください。

⇒ 質問票 1 は以上です。質問票 2 へ進んでください。

質問票 2（規制の特例措置ごとに異なる質問項目）

特例措置番号	9 3 9
特定事業の名称	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
特例措置の内容	児童発達支援センターの給食について、施設外で調理し搬入することを可能にする。

Q16～Q22については施設の所長から、Q23は施設の児童指導員又は保育士（できるだけ全員となるようご配慮ください）から、Q24は児童の保護者（各施設保護者5人以上となるようご配慮ください）からそれぞれご意見を聴取の上、地方公共団体でとりまとめの上ご記入ください。

Q 9 <地方公共団体への質問>

本特例措置による給食の外部搬入方式については、障害児の年齢や発達の段階、それぞれの障害の特性等に応じた食事の提供や、アレルギー、体調不良等への配慮、食育を図ること等が求められています。

貴地方公共団体としては、これらを実現するため、どのような取組を行っていますか。具体的な取組内容を記入ください。

(例) マニュアルやガイドラインの作成、施設の指導監督、職員の研修、外部搬入事業者への指示 等

⇒ 回答欄 9

Q10 ＜地方公共団体への質問＞

平成２９年７月に作成された「児童発達支援ガイドライン」では、「設置者・管理者は、食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づき、食事やおやつを提供する際に、除去食や制限食で対応できる体制を整えることが必要である。」とされています。貴地方公共団体の対応状況について次の選択肢から選んでください。

1. 対応している。
2. 対応してはいない
3. その他 ()

⇒ 回答欄 10

Q10-2 <地方公共団体への質問>

※ Q10で1を選択した地方公共団体のみお答えください。

貴地方公共団体では、当該ガイドラインを踏まえ、どのような対応をとっているか具体的にご記入下さい。

⇒ 回答欄 10-2

Q 1 0 - 3 <地方公共団体への質問>

※ Q 1 0 で 2 を選択した地方公共団体のみお答えください。

対応していない理由についてご記入ください。

⇒ 回答欄 1 0 - 3

Q 1 1 <地方公共団体への質問>

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」が、平成 3 1 年 4 月に改訂されています。

貴地方公共団体では、当該ガイドラインの改訂を踏まえ、新たに取り組を行いましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 新たな取組を行った。
2. 新たな取組を行っていない。
3. その他 ()

⇒ 回答欄 1 1

Q 1 1 - 2 <地方公共団体への質問>

※ Q 1 1 で 1 を選択した地方公共団体のみお答えください。

新たにどのような取組を行いましたか。具体的にご記入下さい。

⇒ 回答欄 1 1 - 2

Q 1 1 - 3 <地方公共団体への質問>

※ Q 1 1 で 2 又は 3 を選択した地方公共団体のみお答えください。

新たな取組を行っていない理由についてご記入ください。

⇒ 回答欄 1 1 - 3

Q 1 2 <地方公共団体への質問>

※ 同一の自治体内に、構造改革特区の特例措置（措置番号 9 2 0）により 3 歳未満児に対する給食の外部搬入を行っている公立保育所が存在している自治体のみお答え下さい。

3 歳未満児に対する給食の外部搬入を行っている公立保育所と比較して、特に児童発達支援センターにおける外部搬入について効果があがった点又は課題となった点がありますか。効果又は課題があれば具体的にご記入ください。また、もし課題が発生した場合、どのように対応していますか、具体的にご記入ください。

（例）施設運営に係る経費、問題の発生や苦情の多寡、給食の質、児童・保護者の声、職員の士気 等

⇒ 回答欄 1 2

Q 1 3 <地方公共団体への質問>

外部搬入元の事業者は児童発達支援センター以外の他施設に、給食を提供していますか。している場合、搬入先をご記入ください。

（例）公立小学校、私立保育所 等

また、その場合、他施設と比較して児童発達支援センターに搬入する際のみ起こる問題点がありますか。

問題点があれば具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 1 3

Q 1 4 - 1 <地方公共団体への質問>

外部搬入の導入による費用節減額と、その内訳をご記入ください。特に、人件費の減少については、削減された人数についても記入ください。導入前後の直接的な比較が困難な場合は、現在の給食サービスを全て自園調理により提供した場合の想定と比較することにより回答ください。

⇒ 回答欄 1 4 - 1

Q 1 4 - 2 <地方公共団体への質問>

本特定事業の認定以降、サービスの向上（開園時間の延長、児童への処遇の向上など）を図る取組を行っていれば、当該取組に係る予算額等のコストも含め具体的に記入ください。特に、雇用の増加を伴う場合は、増加人数についても記入ください。また、当該取組と、Q 1 1 - 1 で回答した節減分との関係が明らかである場合は、その関係について具体的に記入ください。

⇒ 回答欄 1 4 - 2

Q 1 5 <地方公共団体への質問>

本特定事業の実施により、地域への波及効果はありましたでしょうか（地域産業の育成・振興、地産地消の推進等）。具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 1 5

Q 1 6 <施設の所長への質問>

給食の外部搬入を行っている施設ごとに、以下を回答ください。

- ・登録児童数
- ・1日の通所児童数
- ・職員数
- ・登録児童の障害等の種類・年齢ごとの人数
- ・職員の資格別人数
- ・外部搬入事業者の種類
- ・給食を提供している児童数、うち給食提供において配慮が必要な児童数
- ・給食提供において行っている配慮の児童ごとの具体的内容
- ・給食を提供しない児童がいる場合、その理由

⇒ 回答欄 1 6

Q 1 7 <施設の所長への質問>

平成 2 9 年 7 月に作成された「児童発達支援ガイドライン」では、「設置者・管理者は、食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づき、食事やおやつを提供する際に、除去食や制限食で対応できる体制を整えることが必要である。」とされています。対応状況について次の選択肢から選んでください。

1. 対応している。
2. 対応してはいない
3. その他 ()

⇒ 回答欄 1 7

Q 1 7 - 2 <施設の所長への質問>

※ Q 1 7 で 1 を選択した施設のみお答えください。

当該ガイドラインを踏まえ、どのような対応をとっているか具体的にご記入下さい。

⇒ 回答欄 1 7 - 2

Q 1 7 - 3 <施設の所長への質問>

※ Q 1 7 で 1 を選択した施設のみお答えください。

当該ガイドラインでは、当該取組も含め、事業所において自己評価することとしています。また、平成 3 0 年度障害福祉サービス等報酬改定において、当該自己評価結果を公表することが義務付けられています。自己評価の実施及び公表の状況について次の選択肢から選んでください。

1. 自己評価を実施し、公表もしている。
2. 自己評価を実施しているが、公表はしていない。
3. 自己評価を実施していない。
4. その他 ()

⇒ 回答欄 1 7 - 3

Q 1 7 - 4 <施設の所長への質問>

※ Q 1 7 で 2 又は 3、Q 1 7 - 3 で 2 ~ 4 を選択した施設のみお答えください。

対応していない理由についてご記入ください。

⇒ 回答欄 1 7 - 4

Q 1 8 <施設の所長への質問>

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」が、平成 3 1 年 4 月に改訂されています。

当該ガイドラインの改訂を踏まえ、新たに取り組を行いましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 新たな取組を行った。

2. 新たな取組を行っていない。
3. その他（ ）

⇒ 回答欄 18

Q 18-2 <施設の所長への質問>

※ Q 18で1を選択した地方公共団体のみお答えください。

新たにどのような取組を行いましたか。具体的にご記入下さい。

⇒ 回答欄 18-2

Q 18-3 <施設の所長への質問>

※ Q 18で2又は3を選択した地方公共団体のみお答えください。

新たな取組を行っていない理由についてご記入ください。

⇒ 回答欄 18-3

Q 19 <施設の所長への質問>

本特例措置による給食の外部搬入方式については、障害児の年齢や発達の段階、それぞれの障害の特性等に応じた食事の提供や、アレルギー、体調不良等への配慮、食育を図ること等が求められています。
貴施設としては、これらを実現するため、どのような取組を行っていますか。具体的な取組内容を記入ください。
(例) マニュアルやガイドラインの作成、職員の研修、外部搬入事業者への指示 等

⇒ 回答欄 19

Q 20 <施設の所長への質問>

給食業務の外部搬入の実施によって、給食サービス以外の点でどのような点が良くなりましたか。また、貴施設にとってどのようなメリット・効果がありましたか(受入児童の増加、児童指導員又は保育士の増加等)。具体的にご記入ください。
また、悪くなった点がありましたら、そちらもご記入ください。

⇒ 回答欄 20

Q 21 <施設の所長への質問>

本特定事業における適用の要件や手続きの問題について、お気づきの点があれば、具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 21

Q 2 2 <施設の所長への質問>

本特定事業の実施にあたり、更なる規制緩和の提案があれば具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 2 2

Q 2 3 <施設の児童指導員又は保育士への質問>

給食業務の外部搬入の実施によって、どのような点が良くなりましたか（給食サービス以外の点も含む）。具体的にご記入ください。また、悪くなった点がありましたら、そちらもご記入ください。

⇒ 回答欄 2 3

Q 2 4 <児童の保護者への質問>

給食業務の外部搬入の実施によって、どのような点が良くなりましたか（給食サービス以外の点も含む）。具体的にご記入ください。また、悪くなった点がありましたら、そちらもご記入ください。

⇒ 回答欄 2 4

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

令和3年度調査の概要

1. 関係府省庁名	厚生労働省
2. 特例措置番号	939
3. 特定事業の名称	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

4. 弊害の発生に関する調査

①	調査内容	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入を行うにあたり、安全性の確保や障害児の発達段階・それぞれの障害の特性等に応じた配慮がなされているかどうか等について、状況把握するもの。
②	調査方法	○ 構造改革特別区域の認定に係る児童発達支援センター及び地方公共団体(都道府県、市町村)に対して、調査票を配布・回収し、その結果をとりまとめる。(別添アンケート)
③	調査対象	○ 構造改革特別区域の認定に係る児童発達支援センター、地方公共団体(都道府県、市区町村)及び事業者(搬入元)
④	実施スケジュール	調査票の配布 令和3年11月上旬 調査票の回収 令和3年11月下旬 調査結果とりまとめ 令和4年1月下旬

5. 担当連絡先

①	所属	障害福祉課障害児・発達障害者支援室障害児支援係
②	役職	係長
③	氏名	佐々木 俊哉
④	TEL	代表:03-5253-1111(内線:3037)
⑤	FAX	03-3591-8914
⑥	メールアドレス	sasaki-shunya@mhlw.go.jp

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業に係る弊害調査表

各質問項目については、【】内のご担当者が回答してください。

I 外部搬入の実施理由

1 給食の外部搬入を実施することとした（しようとした）理由は何ですか。あてはまるもの全てに○をしてください。【都道府県、市町村】

1. 業務の効率化を図るため
 2. 給食メニューの多様化を図るため
 3. 少子化により低下した学校給食センターの稼働率を上げるため
 4. 地元農産物の活用や幼稚園・小学校・中学校などとの一貫的な体制の確保を推進するため
 5. 人件費の削減を図るため
 6. その他
- 具体的に記入（ ）

Ⅱ 外部搬入の実施方法

1 外部搬入の実施状況

(1) 各児童発達支援センターにおける利用児童の年齢ごとに外部搬入の実施状況をお答えください。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 全年齢において実施
2. 一部の年齢において実施
具体的に記入（
3. その他
具体的に記入（

2 各児童発達支援センターに給食を搬入する事業者（搬入元）について

(1) 事業者はどのような事業者ですか。あてはまるものの全てに○をしてください。【施設】

1. 学校給食センター
 2. ケータリング業者
 3. 他の児童発達支援センター
 4. その他
- 具体的に記入（

(2) 専門的な立場から必要な指導を行う栄養士が配置されていますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 市町村に配置されている
2. 各児童発達支援センターに配置されている
3. 上記（1）の事業者配置されている
4. 配置していない

(3) 搬入元を選定する際にどのようなことを重視しましたか。あてはまるもの3つまで○をしてください。【都道府県、市町村】

1. 学校給食での実績
2. 病院給食等での実績
3. 企業規模又は事業者の経営状況
4. 各児童発達支援センターとの距離の近接状況
5. 市町村との契約の際の料金
6. 調理設備
7. 外部搬入の実施体制の充実度
8. 栄養士の有無
9. 食材の購入に係る契約締結内容

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業に係る弊害調査表

各質問項目については、【】内のご担当者が回答してください。

10. アレルギー食、乳児食等多様なメニューに対する対応力又は契約締結内容

11. その他

具体的に記入（ ）

(4) 事業者は、調理業務従事者に対し、定期的に健康診断及び検便を実施していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【事業者】

1. 実施している
2. 実施していない

(5) 事業者に対し、定期的に健康診断及び検便の実施状況及び結果を確認していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【都道府県、市町村、施設】

1. 確認している
2. 確認していない

(6) 事業者とは契約書を締結若しくは覚書を交わし、又は確認事項を書面で取り交わしましたか。あてはまるもの1つに○をしてください。【都道府県、市町村】

1. 取り交わした
2. 取り交わしていない

(7) において、「1 取り交わした」と答えた都道府県、市町村のみお答えください。契約書又は確認事項を記載した書面（以下「契約書等」と言います。）にはどのような条件を付していますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【都道府県、市町村】

1. 発達段階に応じた対応の義務づけ
2. アレルギー児への対応の義務づけ
3. 体調不良児に対する対応の義務づけ
4. 食材に関する内容
5. 食育の推進
6. 給食の提供回数
7. 外部搬入の対象とする年齢
8. 給食内容等に関する施設・事業者で構成する会議の開催
協議内容を明示している場合は具体的に記入（ ）
9. その他
具体的に記入（ ）

3 給食の内容

(1) 給食材料、献立等の決定は誰がどのように行っていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

- A. 献立の決定について
 - a. 施設が決定
 - b. 事業者が決定
 - c. 事業者と施設が相談して決定
 - d. その他
具体的に記入（ ）

- B. 給食材料の決定について
 - a. 施設が決定
 - b. 事業者が決定
 - c. 事業者と施設が相談して決定
 - d. その他

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業に係る弊害調査表

各質問項目については、【】内のご担当者が回答してください。
具体的に記入（ ）

(2) 施設は、児童の栄養基準及び献立の作成基準等が事前に事業者に対し明示されていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。(事業者側の栄養士等で作成基準を策定している場合は、明示していないを選択してください。) 【施設】

1. 明示している

・ 誰が明示していますか

- a. 市町村障害児通所支援担当部局
- b. 施設
- c. その他

具体的に記入（ ）

・ 何を明示していますか（複数回答可）

- a. 栄養基準
- b. 献立の作成基準
- c. 食材の購入基準
- d. 年齢に応じた調理加工基準
- e. アレルギー児への対応
- f. 体調不良児への対応
- g. その他

具体的に記入（ ）

2. 明示していない

・ 明示していない理由は何ですか

- a. 事業者の栄養士が作成することとしているため
- b. 事業者の中で栄養士以外の職員が作成することとしているため
- c. 明示することはそもそも考えていないため
- d. その他

具体的に記入（ ）

(3) (2)において、「1 明示している」と答えた施設のみお答えください。明示している場合には、献立表が当該基準どおり作成されているか事前に確認が行われていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

- 1. 確認を行っている
- 2. 確認を行っていない

(4) (2)において、「2 明示していない」中、a又はbと答えた施設のみお答えください。事業者ではどのような基準を作成しているか確認していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 事前に確認している

・ 事前に確認している場合、次の中から、確認している内容すべてに○をしてください。

- a. 栄養基準
- b. 献立の作成基準
- c. 食材の購入基準
- d. 年齢に応じた調理加工基準
- e. アレルギー児への対応
- f. 体調不良児への対応

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業に係る弊害調査表

各質問項目については、【】内のご担当者が回答してください。

- g. その他
具体的に記入（ ）
2. 事前に確認していないが、事後に確認している
 3. 確認していない

(5) (2)において、「2 明示していない」中、a又はbと答えた施設で、(4)において「1 事前に確認している」と回答した施設のみお答えください。献立表が事業者が作成した基準どおり作成されているか事前に確認を行いましたか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 事前に確認を行った
2. 事前に確認を行っていない

(6) 給食内容等について定期的に検討する、施設と事業者側で構成する会議を設置していますか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 設置している
 - ・ 誰が会議に参加していますか。aからkのうち、あてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. 市町村障害児通所支援担当部局
 - b. 施設の長
 - c. 施設の児童発達支援管理責任者
 - d. 施設の直接処遇職員
 - e. 施設の栄養士
 - f. 施設の調理員
 - g. 事業者の長
 - h. 事業者の栄養士
 - i. 事業者の調理員
 - j. 事業者のその他の職員
 - k. その他
 具体的に記入（ ）
2. 設置していない

4 事故等の発生

(1) 外部搬入の実施期間中（平成29年2月以降）において、実際に、食物アレルギー対応、誤飲、食中毒等のひやりはっと事例はありましたか。あてはまるもの1つに○をしてください。【市町村、施設、事業者】

1. 何らかのひやりはっと事例が発生した
具体的に記入（ ）
2. 特になし

(2) 外部搬入の実施期間中（平成29年2月以降）において、各児童発達支援センターで外部搬入に起因する食中毒等の事故が起こりましたか。あてはまるもの1つに○をしてください。【都道府県、市町村、施設、事業者】

1. 何らかの事故が発生した
具体的に記入（ ）
2. 何らかの事故は発生していない

5 児童発達支援センターにおける給食の配膳方法等

(1) 延長支援等の実施により1日の給食回数と1日の搬入回数が異なっている場合のみお答えください。昼の給食時以外の時には実際にどのように配膳していますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 外部搬入、自園調理、市販品の活用を組み合わせ、配膳を行っている

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業に係る弊害調査表

各質問項目については、【】内のご担当者が回答してください。

2. 搬入後、保管された給食を施設において温め直している
3. 搬入後、保管された給食(本来温めるなどの必要のないもの)をそのまま配膳している
4. 搬入後、保管された給食について、本来温めるなどの必要があるが人員の問題からそのまま配膳している
5. 搬入後、保管された給食について、本来温めるなどの必要があるが設備の問題からそのまま配膳している
6. 離乳食期の乳幼児のみ、簡単な調理のうえ配食している
7. その他
具体的に（ ）

6 子どもの発達状況に応じた適切な食事の提供

(1) 事業者は、当該児童発達支援センターのほか、どのような施設に給食等を提供していますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【事業者】

1. 他の児童発達支援センター（医療型を含む）
2. 1. 以外の障害児通所支援事業所（児童発達支援事業所、放課後等デイサービス）
3. 幼稚園
4. 小学校
5. 中学校
6. 高校
7. 上記(1)、(2)以外の児童福祉施設
8. 児童福祉施設以外の社会福祉施設
9. 病院
10. その他
具体的に記入（ ）

(2) 外部搬入する前（平成24年度以前の旧法体系施設として実施していた給食の実施内容を含みます。以下同じ。）の給食について、施設において、個々の利用児童の発達段階に応じてきざみ等を行うなど、適切な対応をしていましたか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 個々の利用児童の発達段階に応じた対応をしていた
 - a. 給食の量を調整していた
 - b. 食材の種類（繊維の多い食材等）や、きざんだり、つぶしたりするなど食べやすいように形態を調整していた
 - c. 味を薄くするなど味付けを調整していた
 - d. 団子や魚の小骨など窒息等の事故が起こる恐れのあるものを除いていた
 - e. その他
具体的に記入（ ）

2. 個々の児童の発達段階に応じた対応をしていなかった

(3) (2)の対応を行っていた者は誰ですか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 対象児童の担当児童指導員
2. 対象児童の担当保育士
3. その他の児童指導員
4. その他の保育士
5. 施設の栄養士
6. 施設の調理員
7. その他

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業に係る弊害調査表

各質問項目については、【】内のご担当者が回答してください。
具体的に記入（ ）

(4) 外部搬入後の給食について、施設において、個々の利用児童の発達段階や障害の特性等に応じてきざみ等を行うなど、適切な対応をしていますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 個々の利用児童の発達段階に応じた対応をしている
 - a. 給食の量を調整している
 - b. 食材の種類（繊維の多い食材等）や、きざんだり、つぶしたりするなど食べやすいように形態を調整している
 - c. 味を薄くするなど味付けを調整している
 - d. 団子や魚の小骨など窒息等の事故が起こる恐れのあるものを除いている
 - e. その他

具体的に記入（ ）

2. 個々の児童の発達段階に応じた対応をしていない

(5) (4) の対応を行っている者は誰ですか。あてはまるものに1つに○をしてください。【施設】

1. 対象児童の担当児童指導員
2. 対象児童の担当保育士
3. その他の児童指導員
4. その他の保育士
5. 施設の栄養士
6. 施設の調理員
7. その他

具体的に記入（ ）

(6) 外部搬入の実施期間中（平成29年2月以降）において、各児童発達支援センターで発達状況や障害の特性等に応じた適切な食事の提供を行うにあたって、外部搬入に起因した問題が起きましたか。あてはまるものに1つに○をしてください。【施設】

1. 何らかの問題が発生した
具体的に記入（ ）
2. 何らかの問題は発生していない

7 食物アレルギー児への対応

(1) このアンケート記入日時点で登録されている児童のうち、アレルギー児は何人いますか。あてはまるもの1つに○をしてください。

1. 0人
2. 1～3人
3. 4～6人
4. 7～9人
5. 10人以上

(2) (1) でアレルギー児が1人以上いると答えた施設のみ回答してください。外部搬入する前、食物アレルギー児の把握はどのように行っていましたか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 利用開始前後に施設においてアセスメントを実施
2. 利用開始前後に保護者に確認（利用申込書への記載を求める、利用開始時の面談の際に質問 等）
3. 保護者からの自己申告に委ねる
4. その他

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業に係る弊害調査表

各質問項目については、【】内のご担当者が回答してください。

具体的に記入（ ）

(3) 外部搬入を実施する前、把握していた食物アレルギー児については、どのような食事方法をとっていましたか。【施設】

1. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ別に調理を行っていた
2. その日の献立内容に応じて、当該児童にだけ自宅から弁当を持参させていた
3. 原則当該児童にだけ自宅から弁当を持参させていた
4. 特に対応を異ならせていなかった
5. その他

具体的に記入（ ）

(4) 外部搬入の実施後、食物アレルギー児の把握はどのように行っていますか。【施設】

1. 外部搬入実施前（上記（2））と同じ
2. 外部搬入実施前から変更した

具体的に記入（ ）

(5) 外部搬入の実施後、食物アレルギー児についてはどのような食事方法をとっていますか。【施設】

1. 外部搬入実施前（上記（3））と同じ
2. 外部搬入実施前から変更した

具体的に記入（ ）

(6) 外部搬入実施後の状況に対応した食物アレルギー児に対する給食への対応に係るマニュアル（食物アレルギー児の把握、外搬事業者への連絡などの手順をまとめたもの）を作成していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 作成している
2. 作成していない

(7) 外部搬入の実施期間中（平成29年2月以降）において、各児童発達支援センターで食物アレルギー児に対する給食の提供を行うにあたって、外部搬入に起因した問題が起きましたか。あてはまるものに1つに○をしてください。【施設】

1. 何らかの問題が発生した
具体的に記入（ ）
2. 何らかの問題は発生していない

(8) 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（2019年改訂版）における生活管理指導表を使用していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 使用している。
2. 使用を検討中もしくは使用していない
 - ・ 2の場合、aからhのうち、あてはまるもの1つに○をしてください。
 - a. 自治体独自の書式を使用している（生活管理指導表に準じた書式）
 - b. 自治体独自の書式を使用している（上記以外）
 - c. 医師の診断書や血液検査結果を使用
 - d. 使用したいが、関係者・関係機関の理解が得られない。
 - e. 使用したいが、活用方法がわからない。
 - f. 使用する必要性を感じない。
 - g. 生活管理指導表を知らなかった。
 - h. その他（ ）

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業に係る弊害調査表

各質問項目については、【】内のご担当者が回答してください。

8 体調不良児への対応

(1) 年平均で、1週間あたりの体調不良児はのべ何人いますか。最もあてはまるもの1つに○をしてください。

1. 0人
2. 1～3人程度
3. 4～6人程度
4. 7～9人程度
5. 10人以上程度

(2) 外部搬入を実施する前、体調不良児の把握はどのように行っていましたか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 登所時に保護者から聞き取り
2. 登所時又は療育中の観察
3. 連絡帳により把握
4. その他

具体的に記入（ ）

(3) 外部搬入を実施する前、把握していた体調不良児については、どのような食事方法をとっていましたか。【施設】

1. その日の献立内容に応じて、当該児童分にだけ別に調理（柔らかくしたりすることなどを含む。）を行っていた
2. 症状により量の加減や品目の除去又は変更を行う。（消化に悪いものをのぞき、消化に良いものだけを食べさせる、牛乳をお茶に変える等）
3. 特別な対応はしなかった
4. 原則帰宅させていた
5. その他

具体的に記入（ ）

(4) 外部搬入の実施後、体調不良児の把握はどのように行っていますか【施設】

1. 外部搬入実施前（上記（2））と同じ
2. 外部搬入実施前から変更した

具体的に記入（ ）

(5) 外部搬入の実施後、体調不良児についてはどのような食事方法をとっていますか。【施設】

1. 外部搬入実施前（上記（3））と同じ
2. 外部搬入実施前から変更した

具体的に記入（ ）

(6) 体調不良児に対する給食への対応に係るマニュアル（体調不良児の把握、事業者への連絡などの手順をまとめたもの）を作成していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 作成している
2. 作成していない

(7) 外部搬入の実施期間中（平成29年2月以降）において、各児童発達支援センターで体調不良児に対する給食の提供を行うにあたって、外部搬入に起因した問題が起きましたか。あてはまるもの1つに○をしてください。

1. 何らかの問題が発生した
2. 何らかの問題は発生していない

具体的に記入（ ）

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業に係る弊害調査表

各質問項目については、【】内のご担当者が回答してください。

9 食育への取組み

- (1) 外部搬入実施前の取組について、実施していたもの全てに○をしてください。【施設】
1. 野菜作りを行うなど食材に目を向け、食材と給食との関係に関心を持つための取組の実施（例：野菜などの栽培や収穫を行う、旬ものや季節感のある食材や料理を食べるなど）
 2. 調理場面を見せる等調理者や食材の生産者に対し関心を持ち、これらの者に関心又は感謝の気持ちを持つための取組の実施（例：給食センターの見学等）
 3. 食材を洗うなど調理体験を行う機会等を設定
 4. お誕生日会、季節に応じた行事食やバイキング等、いつもと違った食事スタイルの給食の実施
 5. 食育計画を保護者に配布している
 6. 地元産等、食材の選び方に配慮している
 7. 保護者対象とした学習会等を企画
- (2) 外部搬入実施後の取組について、実施していたもの全てに○をしてください。【施設】
1. 野菜作りを行うなど食材に目を向け、食材と給食との関係に関心を持つための取組の実施（例：野菜などの栽培や収穫を行う、旬ものや季節感のある食材や料理を食べるなど）
 2. 調理場面を見せる等調理者や食材の生産者に対し関心を持ち、これらの者に関心又は感謝の気持ちを持つための取組の実施（例：給食センターの見学等）
 3. 食材を洗うなど調理体験を行う機会等を設定
 4. お誕生日会、季節に応じた行事食やバイキング等、いつもと違った食事スタイルの給食の実施
 5. 食育計画を保護者に配布している
 6. 保護者が給食を見ることができるよう、展示している
 7. 地元産等、食材の選び方に配慮している
 8. 児童発達支援センターと事業者で構成する定期的な連絡会で利用児童の食育について検討
 9. 保護者対象とした学習会等を企画
- (3) (1) で行っていた取組であって、(2) で行わなくなった取組がある場合のみお答えください。外部搬入実施前に行っていた取組が、外部搬入実施後に行えなくなった理由は何ですか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】
1. 自園調理を行わなくなったため
 2. コストを削減するため
 3. その他
具体的に記入（ ）

10 事後確認と改善に向けた取組み

- (1) 施設や市町村等の栄養士等により、献立等につき必要な事項を事業者に対し指導・助言等を行っていますか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【施設】
1. 行っている
 2. 行っていない
・行っていない場合、aからcのうち、あてはまるもの1つに○をしてください。
a. 献立表は提出させるのみで栄養士等によるチェックは行っていない
b. 栄養士等にチェックさせているが、特に指導・助言等を行うべきことはなかった
c. その他
具体的に記入（ ）
- (2) 毎回、検食を行っていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】
1. 行っている
 2. 行っていない

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業に係る弊害調査表

各質問項目については、【】内のご担当者が回答してください。

(3) 随時児童の嗜好調査の実施及び喫食状況の把握を行っていますか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【施設、事業者】

・嗜好調査について

1. 実施している

・実施している場合、あてはまるもの全てに○をしてください。

- a. 保護者からの聞き取り調査
- b. 児童からの聞き取り調査
- c. 日々の観察
- d. その他

具体的に記入（ ）

2. 実施していない

・喫食状況の把握について

1. 実施している

・実施している場合、最もあてはまるもの1つに○をしてください。

- a. 毎食後、児童ごとに残食状況を記録
- b. 毎食後、全体的な残食状況を記録
- c. 定期的に、児童ごとの残食状況を記録
- d. 定期的に、全体的な残食状況を記録
- e. 定期的に、巡回して観察し記録
- f. 不定期に、気になったときだけ残食状況を記録
- g. その他

具体的に記入（ ）

2. 実施していない

(4) 給食が、実際に栄養基準を満たしているかにつき確認を行っていますか（例えば、「献立の内容検討表」（献立によって摂取されることが予想される栄養素量及びエネルギー量並びに食品使用量の一覧表）と「月次報告書」（献立を1ヶ月実施した後、実際に栄養素量及びエネルギー量並びに食品使用量が目標どおり提供できたかどうかの一覧表）の提出を事業者に対し求めるなど）。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行っている

・行っている場合、aからcのうちあてはまるもの1つに○をしてください。

- a. 毎日、報告等を受ける又は事業者との連絡会などで確認を行っている
- b. 毎月、報告等を受ける又は事業者との連絡会などで確認を行っている
- c. その他

具体的に記入（ ）

2. 行っていない

(5) 調理業務の衛生的取扱いについて確認等を行っていますか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行っている（器具の消毒等につき点検表で確認など）

・行っている場合、aからcのうちあてはまるもの1つに○をしてください。

- a. 器具の消毒等につき点検表で確認
- b. 食材検収表の記録
- c. その他

具体的に記入（ ）

2. 行っていない

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業に係る弊害調査表

各質問項目については、【】内のご担当者が回答してください。

(6) 外部搬入を実施後、保護者等を対象にした試食会等の定期的な実施など、保護者の要望を反映させる取組みや保護者への情報提供について、1. 及び2. についてお答えください。【施設】

1. 外部搬入実施後新たに実施したもののすべてに○をしてください。

- a. 給食の展示
- b. 給食だより等の発行
- c. 給食の試食会の実施
- d. その他

具体的に記入（ ）

e. 特になし

(7) 給食を食べた児童の反応等につき、施設において記録を残す等の措置を講じていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

- 1. 講じている
- 2. 講じていない

(8) (7) において「1. 講じている」と答えた施設のみお答えください。外部搬入された給食を食べた児童の反応等が、作り手（事業者）に伝わるように何らかの配慮を行いましたか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行っている

・行っている場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。

- a. 搬入事業者との定期的な連絡（連絡ノート、電話連絡等）
- b. 事業者と施設との連絡会議を設けて報告
- c. その他

具体的に記入（ ）

2. 行っていない

(9) 事業者と施設の間で、給食に係る情報のやりとりや課題の共有を行う仕組みはありますか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. ある

・仕組みがある場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。

- a. 事業者と施設等で会議を設置し、定期的に情報交換等を行っている
- b. 事業者と施設等で報告書等により、定期的に情報交換等を行っている
- c. その他

具体的に記入（ ）

2. ない

(10) (9) において「2. ない」と答えた施設のみお答えください。給食に係る情報のやりとりや課題の共有を行う仕組みがないことで何か問題が起きましたか。あてはまるものに1つに○をしてください。

1. 問題が起った

具体的に記入（ ）

2. 問題が起っていない

Ⅲ 食事内容の評価

1 食事内容

(1) 外部搬入実施後、給食の献立等には変化がありましたか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【直接処遇職員】

1. 変化があった

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業に係る弊害調査表

各質問項目については、【】内のご担当者が回答してください。

・変化があった場合、aからjのうちあてはまるもの全てに○をしてください。

- a. 給食の献立そのもの（メニュー）が多様化した
- b. アレルギー児、体調不良児への対応が容易になった
- c. 成長の度合いに応じ、給食の献立が多様になった
- d. 療育内容が豊かになった
- e. 給食の献立そのもの（メニュー）が画一化した
- f. アレルギー児、体調不良児への対応が困難になった
- g. 各年齢を通じて小学校の給食の量を減らしただけの食事となった
- h. 冷たいものをそのまま食べるようになった
- i. 療育内容が乏しくなった
- j. その他

具体的に記入（ ）

2. 変化がなかった

2 年齢に応じた給食の評価

(1) 一人一人の月齢・年齢・発育状態や食事の回数・時機などに応じた適切な対応が行われましたか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【直接処遇職員】

1. 行われた

・行われた場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。

- a. 施設内調理の時よりも、障害児の年齢や発達の段階、それぞれの障害の特性等に応じた適切なメニューとなった
- b. 施設内調理の時から特段悪化した事項はない
- c. その他

具体的に記入（ ）

2. 行われなかった

・行われなかった場合、aからeのうちあてはまるもの全てに○をしてください。

- a. 小学校の給食の量を減らしただけのような食事となった（障害児の年齢や発達の段階、それぞれの障害の特性等に対応した食事ではなく、量を変化させただけの画一的な食事となった）
- b. 障害児には不向きな調理（きざみ方、大きさ、辛さ、甘さ、塩分等）となった
- c. 延長支援等を行う場合の対応が以前より困難になった
- d. その他

具体的に記入（ ）

3 食物アレルギー児に対する給食

(1) II 7 (1) で、アレルギー児が1人以上いると答えた施設のみ回答してください。食物アレルギー児に対する給食に関し、どのような対応をしていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【直接処遇職員】

- a. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ施設内の調理機能を活用し、別に調理を行っている
- b. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ外搬事業者が別に調理を行っている
- c. その日の献立内容に応じて、当該児童にだけ自宅から弁当を持参させている
- d. 原則当該児童だけ自宅からの弁当を持参させている
- e. その他

具体的に記入（ ）

4 体調不良児に対する給食の評価

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業に係る弊害調査表

各質問項目については、【】内のご担当者が回答してください。

- (1) 体調不良児に対する給食に関し、どのような対応をしていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【直接処遇職員】
- a. その日の献立内容に応じて、当該児童だけ別に調理(柔らかくしたりすることなどを含む。)を行っていた
 - b. 症状により量の加減や品目の除去又は変更を行う。(消化に悪いものをのぞき、消化に良いものだけを食べさせる、牛乳をお茶に替える等)
 - c. 原則帰宅させていたため、特に対応していない
 - d. その他
- 具体的に記入 ()

Ⅳ 総合評価

1 経営の効率化

- (1) 給食の外部搬入は、各児童発達支援センターのコスト削減等効率的な運営に資することにつながりましたか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。
1を選択した場合には、a、bのうちあてはまるもの1つに○をしてください。【都道府県、市町村】

- 1. つながった
 - a. 給食調理の外部委託により、コストを削減できた。(コストの削減割合について、アからオのうちあてはまるもの1つに○をしてください。
 - ア. 3割以上
 - イ. 2割以上3割未満
 - ウ. 1割以上2割未満
 - エ. 0.5割以上1割未満
 - オ. 0.5割未満
 - b. その他
- 具体的に記入 ()
- 2. つながらなかった
- 具体的に記入 ()

2 外部搬入の総合評価

- (1) 各児童発達支援センターにおいて、給食を外部搬入した結果、生じた結果全てに○をしてください。【都道府県、市町村、施設、直接処遇職員】
- a. 体調不良児、アレルギー児への対応が容易になった
 - b. メニューが多様化した
 - c. コストが削減された
 - d. 味が良くなった、残食が少なくなった
 - e. 各児童発達支援センターと小学校・中学校などと一環的な給食の提供ができるようになった
 - f. 地元食材の大量購入などにより、食育を進めることができた
 - g. 体調不良児、アレルギー児への対応が困難になった
 - h. メニューが画一化した
 - i. 味が悪くなった、残食が多くなった
 - j. 量が少ない又は多い
 - k. 小骨の多い魚や、のどにつまりやすい食材の使用など幼児向きではない給食になった
 - l. 配膳などの時間が自由でなくなった
 - m. 食育の活動が十分に行えなくなった
 - n. 保護者への支援が十分に行えなくなった
 - o. その他
- 具体的に記入 ()
- p. 特になし

3 外部搬入の要件について

a. 障害児支援に造詣が深い栄養士の配置
b. 障害児の発達段階にあわせた調理の実施（離乳食、きざみ方、事故の起こりそうな食材の除去など）
c. アレルギー児に係る対応のマニュアル化
d. 体調不良児への対応のマニュアル化
e. 外部搬入に係る責任者の配置又は明確化
f. 事業者、施設等からなる、外部搬入に係る情報や課題を共有するための会議の設置
g. 障害児の「食」の重要性を十分に考慮できているか
h. その他

具体的に記入（ ）

番号	939
特定事業の名称	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	児童発達支援センターにおける給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内における児童発達支援センターについて、次に掲げる要件を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る児童発達支援センターは、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入を行うことができる。この場合において、当該児童発達支援センターは、当該事業を実施することとしてもなお当該児童発達支援センターにおいて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 一 障害児に対する食事の提供の責任が当該児童発達支援センターにあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 二 当該児童発達支援センター又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について、栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 三 調理業務の受託者を、当該児童発達支援センターにおける給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。 四 障害児の年齢、発達の段階、それぞれの障害の特性及び健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 五 食を通じた障害児の健全育成を図る観点から、障害児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障害の特性に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

9 3 9 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

1. 特例を設ける趣旨

児童発達支援センターにおける運営の合理化を進める等の観点から、一定の要件を満たす場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入が可能となるよう、特例を設けるものです。

2. 特例の概要

児童発達支援センターについてその運営の合理化を進める等の観点から、次の要件に該当する場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入を可能とします。この場合において、当該児童発達支援センターは、当該事業を実施することとしてもなお当該児童発達支援センターにおいて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとします。

- (1) 障害児に対する食事の提供の責任が当該児童発達支援センターにあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該児童発達支援センター又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について、栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該児童発達支援センターにおける給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- (4) 障害児の年齢、発達の段階、それぞれの障害の特性及び健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた障害児の健全育成を図る観点から、障害児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障害の特性に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

※「児童発達支援センターについてその運営の合理化を進める等の観点」とは、例えば、障害児一人当たりにかかる通所支援コストが比較的高い過疎地域等の児童発達支援センターにおいて、公営の給食センター等を活用することにより、児童発達支援センター及び給食センター相互で一体的な運営を行うこと等を想定しています。

3. 基本方針の記載内容の解説

①「調理機能を有する設備」

加熱、保存及び配膳や離乳食、食物アレルギー及び体調不良等の対応に支障が生じない程度の設備を想定しています。なお、調理室の必置規制を緩和したものではありません。

②「調理業務の受託者との契約内容が確保されていること」

この調理業務の受託については、「構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について（平成18年3月31日障発第0331011号）」のうち、3（2）中「施設は、業務契約を締結するに当たり、調理業務担当者は、食事の調理のみならず、障害児の障害状況を考慮し、医師等から栄養、食材等の制限について情報を入手し、指導を受けて食材の選定や献立の作成、食事の加工が必要な障害児への対応を行う」部分及び3（3）部分を指しています。

上記を踏まえ、児童発達支援センターの管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務受託者との契約内容を確保するようにしてください。

③「必要な栄養素量の給与等」

児童発達支援センターや他の施設、保健所等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われるようにしてください。

④「障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること」

障害児の年齢や発達の段階、それぞれの障害の特性等に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができることをいいます。

⑤「食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること」

食育に関する計画については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生労働省令第63号）第11条第5項の趣旨を踏まえ、障害児ごとに策定する通所支援計画の中に、障害児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障害の特性に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する事項を盛り込むこと等を想定しています。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例に関しては、

- ・ 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けていることを示すため、調理室の面積、有する設備等

- ・ 障害児の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができることを示すため、食事の提供体制等

について、それぞれ特区計画に具体的に記載していただきたいと考えております。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

調理室の写真、図面等を添付していただきたいと考えております。

規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
1	宮城県	多賀城市	多賀城市児童発達支援センター安心安全給食特区	多賀城市	平成27年4月から設置予定の多賀城市児童発達支援センターは、通所定員30名と小規模であるため、当センターで提供する給食を、専門の調理機材を完備し栄養士や調理師等が充実している事業者等から搬入することにより、食事内容の充実や経費の節減を図るとともに、運営効率化によって節減された給食調理経費や人的資源を活用し、食育の推進や療育水準の充実を図っていく。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第35回 平成26年11月28日認定
2	千葉県	千葉県	元気いっぱいいちば障害児給食特区	千葉県の全域	児童福祉法の改正により、平成24年度から地域の療育拠点として新設される福祉型・医療型児童発達支援センターの設置推進は、センターへの移行が予定される障害児通所施設が現在24箇所にとどまっている本県の大きな課題となっている。 ついでに、給食の外部搬入による経費の節減という手法を活用して、多くの事業主体のセンター設置への参入や、障害児通所施設のセンター移行後の安定的な事業運営やサービス水準の維持向上を図るとともに、千葉県産品を利用した地産地消(千産千消)を進め、食を通じた郷土意識を育む。	939	・障害児通所施設(児童発達支援センター)における給食の外部搬入方式の容認事業	第28回 平成24年3月30日認定
3	東京都	北区	北区児童発達支援センター給食搬入特区	東京都北区の区域の全域	現在、児童発達支援事業を実施している北区立子ども発達支援センターさくらんぼ園については児童発達支援センターに移行し、障害児の相談・療育の拡充を図る予定である。しかしながら自園調理を実施するには、人材確保や少量の食材購入によるコスト増など運営にかかる負担が大きいことから、給食の民間事業者からの外部搬入により、コスト面の合理化を図り、もって療育面のサービス向上を図るものとしたい。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第52回 令和2年12月14日認定
4	東京都	練馬区	練馬区立こども発達支援センター安心安全給食特区	東京都練馬区の全域	練馬区で開設する(仮称)こども発達支援センターは、児童発達支援センターとして、障害児の相談・療育を行う予定である。同センターでは一部の児童へ給食を提供するが、必要となる食数は10食前後である。そこで給食の民間事業者からの外部搬入により、コスト面の合理化を図り、もって療育面のサービス向上を図るものとしたい。	939	・障害児通所施設(児童発達支援センター)における給食の外部搬入方式の容認事業	第29回 平成24年11月30日認定
5	東京都	江戸川区	児童発達支援センター給食搬入特区	東京都江戸川区の全域	江戸川区は、毎年約6,000人の子どもが出生している子育て世代が多い区である。これまでの早期発見・早期支援などの取組みにより、発達支援事業へのニーズが高まっており、それに応えるために新たに児童発達支援センターを設置する。 同センターの給食を外部搬入することで、調理室スペースの最小化と訓練室・相談室の拡充をするほか、運営コストの合理化にもつながることで、センター全体の経営の安定と利用者のために療育の質の向上を図ることができる。また、給食の外部搬入の枠組みを活用することで、将来的に既存の児童発達支援事業所を地域の中核的な支援の拠点として、児童発達支援センターに移行することを通じ、利用者に対して身近な場所で相談から療育までの一貫した支援を行うことを目指す。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第45回 平成30年8月8日認定

6	東京都	武蔵野市	武蔵野市児童発達支援センター給食搬入特区	武蔵野市の全域	武蔵野市では、平成21年に開館した「みどりのこども館」において、療育相談や児童発達支援を行うなど発達段階に応じた支援体制を構築している。しかし、近年は、発達に不安を抱える子どもの増加や療育の普及に伴い、療育相談や毎日型の児童発達支援のニーズが増加している。そのため、施設の一部を児童発達支援センターに移行し、機能を拡充することとしているが、児童発達支援センターに義務付けられている施設内調理室の整備等が課題となっている。 本特例措置を活用し、給食の外部搬入を実施することで、調理スペースを最小化するとともに、相談室の拡充や毎日通園の定員の増員を図る。また、運営コストを合理化し、設備や人員配置等に費用をかけ、療育の質の向上や相談支援等の支援体制の更なる充実を図る。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第46回 平成30年12月20日認定
7	東京都	日野市	日野市児童発達支援センター給食搬入特区	東京都日野市の全域	日野市では、平成26年にエール（日野市発達・教育支援センター）を開設し、福祉と教育が一体となって0～18歳までの発達に支援が必要な子どもたちへ相談等「切れ目のない支援」を実施している。しかし関係機関との連携により相談者は増加し、個別のニーズに合わせた支援を実現していくには児童発達支援センターへ機能の移行を図り、あわせて施設内に調理スペースを整備することが課題となってくる。 そこで本特例措置を活用し給食の外部搬入を活用することで、運営コストの省力化と専門員の配置に注力し、支援体制の強化と充実を図る。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第49回 令和元年12月23日認定
8	東京都	西東京市	西東京市児童発達支援センター給食搬入特区	西東京市の全域	こどもの発達センターひいらぎは、西東京市における児童発達支援のセンター的な役割を果たしており、児童発達支援センター化することを目指している。しかし、そのためには、児童福祉法の規定による必要な基準において、施設内調理室での給食提供が課題となっている。よって、給食を外部搬入することにより、既存の施設設備を有効に活用し、児童発達支援センター化を進めていくものである。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第52回 令和2年12月14日認定
9	愛知県	安城市	安城心豊かな子どもを育む給食特区	安城市の全域	安城市は、少子・高齢化の潮流の中にありながらも保育対象児童は増加しており、多様なニーズに対応した子育て支援や支援を必要とする子どもや保護者への対策を重要な施策として取組んでいる。市立保育所及び児童発達支援センターの給食を外部搬入方式により実施することで、調理設備の維持管理の合理化、食材の一元購入や調理員の合理的配置による経費節減を図り、そこから生まれる財源により子育て支援施策の充実を図る。また、食育や地産地消に取組むことで、最小の経費で最大の効果が期待され、より安全・安心な給食の提供ができる。	920(一部) 939	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日認定
10	愛知県	日進市	日進市子ども発達支援センター安心安全給食特区	日進市の全域	市内公立保育園から給食を搬入することにより、安全で安心の給食を効率的に提供できる。搬入後、刻み、再加熱等個々の児童に対応した処理については、センター内調理室で行なうことにより、きめ細やかな給食を提供する。	939	・障害児通所施設（児童発達支援センター）における給食の外部搬入方式の容認事業	第28回 平成24年3月30日認定

11	愛知県	田原市	地産地消の食育による安心子育て特区	田原市の全域	本市は、農業産出額全国1位を誇る農産物や魚介類などの食材に恵まれている。そこで本特例を活用し、身近な地域の人々が手掛けた安全な食材を児童に提供することにより、地域に対する誇りや愛着を育て、児童の健やかな成長とともに、地産地消の促進につなげる。 限られた財源で、多様化する保育ニーズに対応するため、特例措置を活用して保育所運営の合理化・効率化を図り、子育て支援の環境整備を促進する。	920(一部) 939	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日認定
12	三重県	名張市	名張市ばりっ子発達支援給食特区	名張市の全域	名張市が整備を進めている児童発達支援センターにおいて、療育機能を福祉事業所が担う計画にしており、その運営を合理的に進め、食育を図る等の観点から、給食の外部搬入をする。	939	・障害児通所施設(児童発達支援センター)における給食の外部搬入方式の容認事業	第29回 平成24年11月30日認定
13	大阪府	泉南市	泉南市児童発達支援センター安心安全給食特区	泉南市の全域	泉南市子ども総合支援センターは、地域療育の拠点として、府内全域を対象に子どもたち一人一人の発達の特性に応じた集団および個別療育を展開している。また、就学前の育ちをつなぐために、保育所・幼稚園・小学校・中学校の巡回指導を実施、特別支援コーディネーターの研修や民間事業所の研修や実習も受け入れている。 現在市直営のデイサービス事業で実施している民間事業所で調理した給食を提供する外部搬入方式を継続することによって、食事内容の充実や経費の削減を図れるとともに運営効率化によって削減された経費を活用し、療育水準の充実の維持や食育の推進を図っていく。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第36回 平成27年3月27日認定
14	大阪府	交野市	交野市立機能支援センター(児童発達支援センター)安心安全給食特区	交野市の全域	本市では、令和2年度末までに児童発達支援センターの設置を検討している。設置場所としては市直営の機能支援センターにおいて必要な機能を付加し、児童発達支援センターとすることが前提となっている。機能支援センターには給食設備がなく、設備を新設することは、職員配置や設備面で多大な負担となる事から、特例による給食の外部搬入が可能となる事で、限られた人的資源を子どもの成長・発達における療育水準の充実の維持などに充当することができる。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の許容事業	第50回 令和2年3月18日認定
15	大阪府	阪南市	阪南市児童発達支援センター安心安全給食特区	阪南市の全域	指定管理者制度で運営している障がい児通園施設は、地域の拠点として、子どもたち一人ひとりの発達の特性に応じた集団及び個別療育を展開している。平成28年4月から施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を行うなど、地域の中核的な療育施設として児童発達センター化を予定している。現在行っている週2回の給食の外部搬入方式を継続、拡充することで、アレルギー対応等、より食事内容の充実を図り、食育を推進する。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第38回 平成27年11月27日認定
16	鳥取県	鳥取県	鳥取県児童発達支援センター安心安全給食特区	鳥取県の全域	鳥取県内の児童発達支援センターにおいて給食の外部搬入を認め、運営面における給食業務の負担を軽減することで、給食業務の効率化、安定化を図り、また児童発達支援センターの新規設立、療育の向上等を促し、地域における障がい児の支援充実を図る。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第33回 平成26年3月28日認定

17	大分県	大分県	大分県児童発達支援センター安心安全給食特区	大分県の全域	身近な地域の障がい児の療育拠点として期待される児童発達支援センターにおいて給食を提供する場合は自施設内調理によることとなるため、職員配置、食材調達及び専門的な調理機器の設置など管理運営費等の経営面の負担が大きく、新規に児童発達支援センターの運営を考えている事業所にとっても参入の障壁となっている。 給食センター等関連する施設で調理したものを外部から搬入することが可能になれば、調理業務の効率・安定化が図られ、人的資源等を療育事業の充実に充てることができ、新規参入の促進にも寄与し、障がい児福祉の向上が期待できる。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第35回 平成26年11月28日認定
18	鹿児島県	伊佐市	伊佐市子ども発達支援センター安心安全給食特区	伊佐市の全域	伊佐市子ども発達支援センターにおける児童の給食(昼食1回)について、各種調理機材が完備し、栄養士や調理師等が充実している市立学校給食センターから搬入する。地元食材を多く利用した安心・安全な給食を提供しつつ、子ども発達支援センター運営の合理化及び安定化につながり、支援内容の充実をはかることができる。また、感覚過敏や食へのこだわりを抱える児童が、少人数で丁寧な支援を行う子ども発達支援センターで学校給食に慣れることで、就学後のスムーズな学校生活へとつなげていく。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第34回 平成26年6月27日認定
19	沖縄県	浦添市	浦添市児童発達支援センター給食搬入特区	浦添市の全域	浦添市では、近年の発達支援事業ニーズの高まりを受け、本市障がい福祉関連複合施設内に児童発達支援センターの設置を予定(令和3年4月1日)しているが、本施設内で給食の調理ができる調理室の整備等が課題となっている。 本特例措置を活用して給食を外部搬入することで、調理室スペースの簡略化に加え、運営コストの合理化にもつながり、センター全体の経営安定と地域の中核的な支援拠点としての療育の質の向上、相談支援体制の強化などを図ることが可能となる。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第53回 令和3年3月26日認定

評価意見

①	別表1の番号	939
②	特定事業の名称	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	児童発達支援センターの給食について、施設外で調理し搬入することを可能とする。
⑤	評価	その他(特例措置 920 の評価結果を踏まえ評価を行う)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	関係府省庁の調査によれば、事業を実施する施設が少ない中で給食の安全確保において憂慮すべき事案が発生するとともに、アレルギー児や体調不良児への対応が不十分であることや、二次調理の必要性等の課題があるとのことであった。このため、多様な対応が必要となる障害児に対する給食の安全性を確保するためには慎重な対応が必要であるとのことであった。 評価・調査委員会による調査では、外部搬入により施設運営費用の削減、療育サービスの拡大等の効果が発現しているとともに、発達段階や障害特性、アレルギー、体調不良に対して、食材等の工夫や特別食、定例会議による関係者間の情報共有等の対応を行っていることが確認された。 このような結果を考慮し、医療・福祉・労働部会においては、本特例措置について、共通の事情を有し一定の実績が蓄積されている特例措置920「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の評価を踏まえ、検討することされた。 特例措置920においては、本特例措置に関係する内容として、「関係府省庁は、保育所の食事提供のリスク低減のため、具体的なリスク低減策を検討し、その実施を各保育所等へ求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、弊害解消策の構築に向けた取組を着実に実施する。 関係府省庁は、これらの取組を踏まえた保育所の対応、運営改善の状況及び弊害解消策を評価・調査委員会に報告し、同委員会は2021年度までに改めて評価を行う。」旨の評価意見とされた。
⑦	今後の対応方針	関係府省庁は、児童発達支援センターの食事提供のリスク低減のため、具体的な方策を検討し、その実施を各施設に求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、リスク低減の取組を着実に実施する。 関係府省庁は、これらの取組を踏まえた児童発達支援センターの対応、運営改善の状況及び障害児の種類や重度も考慮したリスク低減策について2021年度までに評価・調査委員会に報告する。 評価・調査委員会は、2021年度までに行う「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の評価も踏まえ、改めて評価を行う。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—